

昭和54年 3 月 9 日開会  
昭和54年 3 月 29 日閉会

# 和泉市議会第 1 回定例会会議録

第 2 号

和 泉 市 議 会

1945

1945

# 和泉市議会第1回定例会会議録目次

## 昭和54年3月9日(金曜日)第1日目

○ 出席議員、欠席議員	1	
○ 開会宣告(午前10時25分)	1	
○ 議事説明員その他	1	
○ 議事日程	3	
○ 市長開会あいさつ	4	
○ 日程第1 会議録署名議員指名(坂上國治君、藤原利一君、寺田茂君)	5	
○ 日程第2 会期の決定(3月9日~3月29日 21日間)	5	
○ 日程第3 青年学級の開設について		一 括 上 程  5 頁 ~ 51 頁
○ 日程第4 和泉市立幸青少年センター条例制定について		
○ 日程第5 和泉市立青年の家条例及び和泉市民プール条例の一部を改正する条例制定について		
○ 日程第6 和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について		
○ 日程第7 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について		
○ 日程第8 和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について		
○ 日程第9 和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について		
○ 日程第10 和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について		
○ 日程第11 昭和54年度和泉市一般会計予算		
○ 日程第12 昭和54年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算		
○ 日程第13 昭和54年度和泉市土地区画整理事業特別会計予算		
○ 日程第14 昭和54年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算		
○ 日程第15 昭和54年度和泉市公共下水道事業特別会計予算		
○ 日程第16 昭和54年度和泉市水道事業会計予算		
○ 日程第17 昭和54年度和泉市病院事業会計予算		
○ 昭和54年度和泉市長施政方針	52	
○ 日程第3から日程第17まで提案理由説明	57	
○ 散会宣告(午後1時50分)	82	

## 昭和54年3月13日(火曜日)第2日目

○ 出席議員、欠席議員	83
○ 開会宣告(午前10時18分)	83

○ 議事説明員その他 .....	84
○ 議事日程 .....	85
○ 日 程 第 1 一般質問について .....	85
1 番に 3 番橋本佳行君 .....	85
2 番に 1 6 番木下甲子三君 .....	88
3 番に 2 8 番坂上國治君 .....	94
4 番に 1 番寺田茂君 .....	105
5 番に 2 番天堀博君 .....	119
○ 散会宣告(午後4時34分) .....	132

昭和54年3月14日(水曜日)第3日目

○ 出席議員、欠席議員 .....	133
○ 開会宣告(午後1時5分) .....	133
○ 議事説明員その他 .....	134
○ 議事日程 .....	135
○ 日 程 第 1 一般質問について .....	136
1 番に 2 0 番田中包治君 .....	136
2 番に 6 番大谷昌幸君 .....	143
○ 日 程 第 2 青年学級の開設について	
○ 日 程 第 3 和泉市立幸青少年センター条例制定について	
○ 日 程 第 4 和泉市立青年の家条例及び和泉市民プール条例の一部を改正 する条例制定について	
○ 日 程 第 5 和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日 程 第 6 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日 程 第 7 和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日 程 第 8 和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する 条例制定について	
○ 日 程 第 9 和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の 一部を改正する条例制定について	144 頁
○ 日 程 第 10 昭和54年度和泉市一般会計予算	
○ 日 程 第 11 昭和54年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	
○ 日 程 第 12 昭和54年度和泉市土地区画整理事業特別会計予算	
○ 日 程 第 13 昭和54年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	155 頁
○ 日 程 第 14 昭和54年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	
○ 日 程 第 15 昭和54年度和泉市水道事業会計予算	

一  
括  
上  
程

- 日程 第16 昭和54年度和泉市病院事業会計予算
- 予算審査特別委員会設置並びに選任について  
日程第2より日程第16まで予算審査特別委員会に付託
- 散会宣告(午後2時44分) ..... 155

昭和54年8月16日(金曜日)第4日目

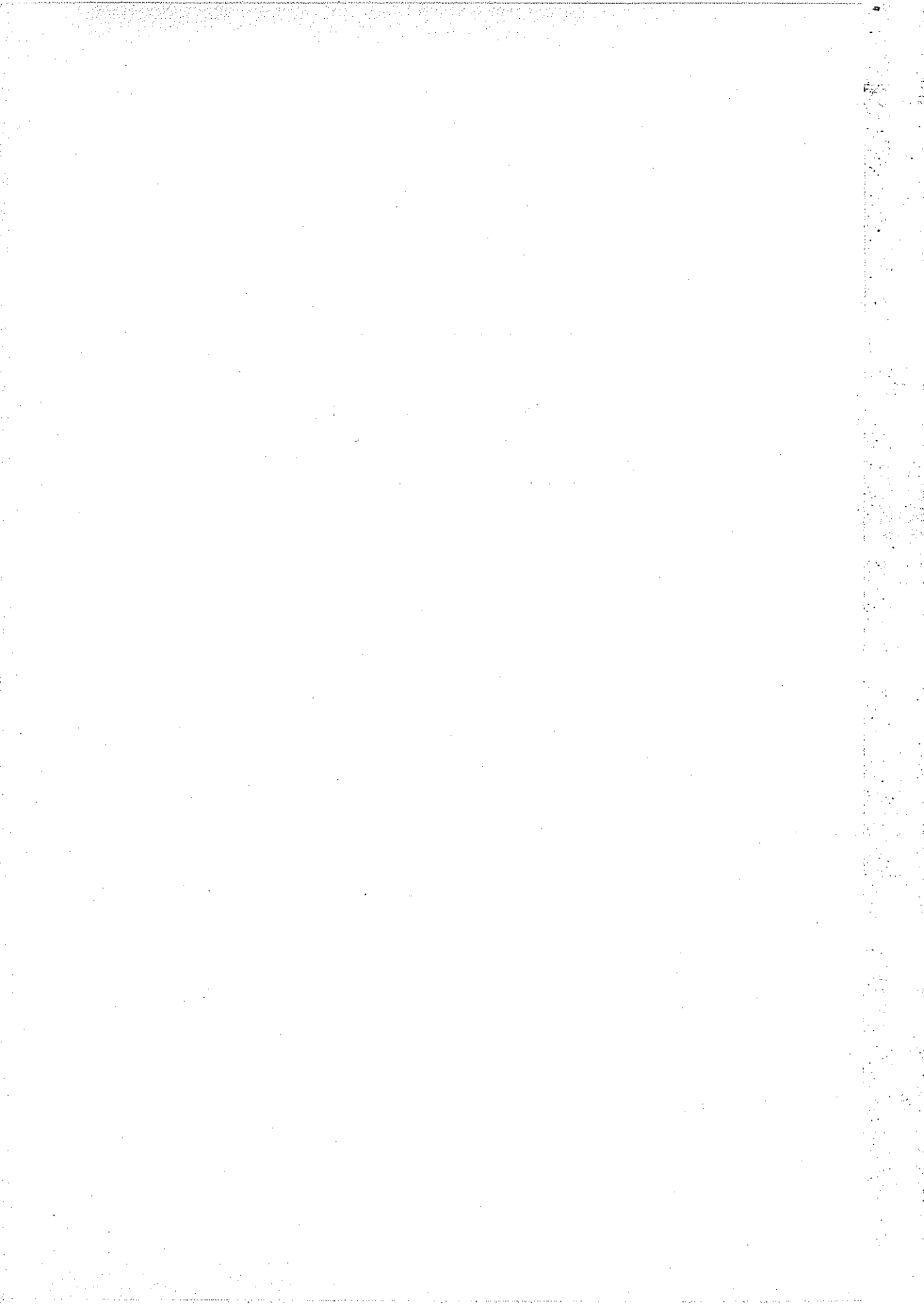
- 出席議員、欠席議員 ..... 157
- 開会宣告(午前10時20分) ..... 157
- 議事説明員その他 ..... 159
- 議事日程 ..... 160
- 日程 第1 昭和52年度和泉市歳入歳出決算認定について ..... 163  
(決算審特別委員長報告)
- 日程 第2 緑ヶ丘校区公立幼稚園設立に関する請願(厚生文教委員長報告)
- 日程 第3 緑ヶ丘校区に留守家庭小供会の設置を求める請願  
(厚生文教委員長報告)
- 日程 第4 教育予算の増額補正化に関する請願(厚生文教委員長報告)
- 日程 第5 青少年野球場、陸上グラウンドの新增設を要望する請願  
(厚生文教委員長報告)
- 日程 第6 和泉市心身障害児(者)の福祉に関する請願  
(厚生文教委員長報告)
- 日程 第7 鶴山台校区変更に反対し新設校建設を要求する請願  
(厚生文教委員長報告) 172  
頁
- 日程 第8 「和泉市立市民総合グラウンド」設置に関する請願  
(厚生文教委員長報告) }
- 日程 第9 盲人障害者(児)に対する制度並びに対策に関する請願  
(厚生文教委員長報告) 177  
頁
- 日程 第10 伯太・黒鳥校区に「留守家庭子供会」の設置を求める請願  
(厚生文教委員長報告)
- 日程 第11 例月出納検査結果報告(収入役扱昭和53年10月分)
- 日程 第12 " (水道部企業出納員扱  
昭和53年10月分) 一  
括  
上  
程
- 日程 第13 " (市立病院企業出納員扱昭和53年10月分)
- 日程 第14 " (水道部企業出納員扱昭和53年11月分) 177  
頁
- 日程 第15 " (市立病院企業出納員扱昭和53年11月分) }
- 日程 第16 " (収入役扱昭和53年11月分) 187  
頁

○ 日 程 第17	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和53年12月分)	
○ 日 程 第18	“ (水道部企業出納員扱昭和53年12月分)	
○ 日 程 第19	“ (市立病院企業出納員扱昭和53年12月分)	
○ 日 程 第20	交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について	187
○ 日 程 第21	昭和53年度和泉市一般会計補正予算(第5号)	191
○ 日 程 第22	昭和53年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	224
○ 日 程 第23	昭和53年度和泉市公共用地先行取得事業 特別会計補正予算 (第1号)	229
○ 日 程 第24	昭和53年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)	234
○ 日 程 第25	昭和53年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	244
○ 日 程 第26	昭和53年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)	261
○ 日 程 第27	町区域の変更及び町の新設について	277
○ 日 程 第28	和泉市職員団体の登録に関する条例の一部を改正する 条例制定について	282
○ 日 程 第29	人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求めることについて	284
○ 散 会 宣 告	(午後3時)	

昭和54年3月29日(木曜日)最終日

○ 出席議員、欠席議員	287
○ 開会宣告(午前10時20分)	287
○ 議事説明員その他	287
○ 議 事 日 程	289
○ 日程第1より日程第15まで予算審査特別委員会委員長金沢勝君報告	290
○ 日 程 第16 和泉市土地開発公社昭和54事業年度事業計画書類の 提出について	316
○ 日 程 第17 和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について	330
○ 日 程 第18 工事請負契約締結について(幸団地4期建設工事)	342
○ 日 程 第19 監査委員の選任について	349
○ 閉 会 宣 言(午後4時16分)	351
○ 市長閉会あいさつ	352
○ 議長閉会あいさつ	353

第 1 日





昭和54年3月9日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（24名）

1番	寺田	茂君	15番	横田	憲二郎君
2番	天堀	博君	16番	木下	甲子三君
3番	橋本	佳行君	18番	池辺	秀夫君
5番	仁井	明君	19番	貝淵	博治君
6番	大谷	昌幸君	20番	田中	包治君
7番	金沢	勝君	21番	直村	静二君
8番	成田	秀益君	22番	勝部	津喜枝君
9番	松下	定君	23番	三井	正光君
10番	山口	義一君	25番	竹内	修一君
11番	上代	卯之松君	27番	竹下	義章君
12番	藤原	要馬君	28番	坂上	國治君
13番	赤坂	和見君	29番	藤原	利一君

欠席議員（1名）

26番	柳瀬	美樹君
-----	----	-----

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	同和対策部次長	生田稔
助役	坂口禮之助	市民部長	森保
収入役	中塚白	市民部次長兼福祉事務所長	富田宏之
参与兼市長公室長事務取扱	西川喜久	産業衛生部長	内田繁
参与兼建設部長事務取扱	林徳次	産業衛生部次長	角谷泰夫
土地開発公社事務局長	佐原行雄	建設部次長	吉田日出男
市長公室企画担当理事	竹田明郎	改良事業部長	逢野一郎
市長公室次長兼秘書広報課長事務取扱	麻生和義	改良事業部次長兼改良総務課長事務取扱	明坂貞士
財務部長	北野敦雄	解放総合センター次長	萩本啓介
財務部次長	大塚孝之	病院長	竹林淳
財政課長	中西淳富	病院事務局長	平野誠蔵
同和対策部長			

兼 長 取 長 兼 取 長	藤 原 光 夫	管 理 部 長	杉 本 弘 文
兼 長 兼 取 長	田 中 稔	管 理 部 次 長	青 木 孝 之
兼 取 長	福 本 喬 久	指 導 部 長	高 橋 貞 良
長	松 村 吉 堯	指 導 部 次 長	橋 本 昭 夫
兼 長 兼 取 長	湯 川 行 夫	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	味 谷 日 吉
兼 取 長	岩 井 益 一	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	岸 田 秀 仁
長	堀 内 由 延	監 査 委 員	久 光 喜 多 男
長	葛 城 宗 一	監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	向 井 洋
次 長	広 岡 史 郎	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	吉 岡 昭 男
次 長	吉 田 種 義
議 事 係 長	西 垣 宏 高
議 事 係	佐 土 谷 茂 一
議 事 係	山 本 雅 俊

本日の議事日程は次のとおりである

## 昭和54年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月9日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3	議案第20号	青年学級の開設について	
4	議案第21号	和泉市立幸青少年センター条例制定について	
5	議案第22号	和泉市立青年の家条例及び和泉市民プール条例の一部を改正する条例制定について	
6	議案第23号	和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について	
7	議案第24号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	
8	議案第25号	和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について	
9	議案第26号	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	

10	議案第27号	和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
11	議案第13号	昭和54年度和泉市一般会計予算	別 冊
12	議案第14号	昭和54年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	別 冊
13	議案第15号	昭和54年度和泉市土地区画整理事業特別会計予算	別 冊
14	議案第16号	昭和54年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	別 冊
15	議案第17号	昭和54年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	別 冊
16	議案第18号	昭和54年度和泉市水道事業会計予算	別 冊
17	議案第19号	昭和54年度和泉市病院事業会計予算	別 冊

(午前10時25分開議)

- 議長(横田憲治郎君) 皆さんおはようございます。議員の皆さんには、年度末を控え何かと御多用の中、多数御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されておる議員さんは21名でございます。欠席届の議員さんはございません。

なお、直村議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思われまます。現在、21名でございます。

- 議長(横田憲治郎君) ただいまの報告どおり、出席議員数21名をもちまして議会は成立しておりますので、これより昭和54年和泉市議会第1回定例会を開催いたします。

○

- 議長(横田憲治郎君) 本日の会議に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

○

- 議長(横田憲治郎君) この際、市長のあいさつを願います。

(市長あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 昭和54年第1回定例会の開会に当たり一言、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私何かと御繁忙の折にもかかわりませず御出席をいただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会において御提案申し上げます議案は、昭和54年度一般会計予算、特別会計予算を初め、水道事業会計予算並びに病院事業会計予算と、これに関連いたします条例制定等多数御提案申し上げ、御審議をお願い申し上げる次第でございます。議案の内容につきましては、別途御説明させていただきますが、何とぞよろしく御審議賜りまして御議決、御承認くださりますようお願い申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが開会に当りましてのごあいさつといたします。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○

- 議長(横田憲治郎君) 市長のあいさつが終わりました。

日程に入る前に、秘書広報課長より「広報いずみ」の製作に当たり議場風景の撮影と、盲人広報製作のため市長の施設方針の録音許可の願い出がありましたので、これを許可いたします。

- 
- 議長（横田憲治郎君） それでは、これより日程審議に入ります。日程第一「会議録署名議員の指名について」を行います。本件につきましては、会議規則第103条の規定に基づき、28番・坂上國治君、29番・藤原利一君、1番・寺田茂君、以上3名を指名いたします。

- 
- 議長（横田憲治郎君） 日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より3月29日までの21日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月29日までの21日間と決定いたします。

- 
- 議長（横田憲治郎君） 次に、日程第3「青年学級の開設について」より日程第17「昭和54年度和泉市病院事業会計予算」までは、いずれも昭和54年度予算に関連する議案でございますので、これを一括議題といたします。

各議案については表題のみ朗読し、逐一の朗読を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、表題のみ局長より朗読させます。

（市会事務局長朗読）





(6) 第1条目的達成のため、必要と認める事業に関すること。

(使用許可)

第4条 センターの施設を使用しようとするときは、管理者の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、使用を許可せず、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を停止することがある。

- (1) 管理上支障があるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) その他管理者が不相当と認めるとき。

(損害賠償)

第5条 使用者の責により建物又は附属設備若しくは器具を破損又は滅失したときは、別に定めるところによりこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第6条 センターの使用料は、無料とする。

(委任)

第7条 センターの管理運営については、教育委員に委任する。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

理 由

青少年の健全な育成を図り、同和問題の早期解決に資するため、今般新設する青少年センターの管理及び運営について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第22号

和泉市立青年の家条例及び和泉市民プール条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立青少年の家条例及び和泉市民プール条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和54年3月9日提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市立青年の家条例及び和泉市民プール条例の一部を改正する条例(案)

第1条 和泉市立青年の家条例(昭和36年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条中「2」を「3」に改める。

第2条 和泉市民プール条例(昭和42年和泉市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項を削る。

別表を次のように改める。



別表 使用料金表

区 分			料 金
中 央 プ ール	一 般 使 用	大 人	1人1回2時間以内250円 1人1時間増すごとに130円
		中 人	1人1回2時間以内150円 1人1時間増すごとに80円
		小 人	1人1回2時間以内100円 1人1時間増すごとに50円

区 分			料 金
石 尾 プ ール	一 般 使 用	大 人	1人1回2時間以内100円 1人1時間増すごとに60円
		中 人	1人1回2時間以内70円 1人1時間増すごとに50円
		小 人	1人1回2時間以内50円 1人1時間増すごとに30円

附 則

- この条例は、昭和54年4月1日から施行する。
- 改正後の和泉市立青年の家条例及び和泉市民プール条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

現下の厳しい本市財政状況及び施設運営に係る維持管理費の増大等にかんがみ、使用料を最少限度引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第22号参考資料

和泉市立青年の家条例及び和泉市民プール条例の一部改正案新旧対照表

1. 和泉市立青年の家条例の一部改正

新	旧
<p>(使用料)</p> <p>第5条 使用の許可を受けたものは別表の定めるところにより使用料を前納しなければならない。ただし、本市市民でない者が使用する場合は、別表に定める金額に<u>3</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第5条 使用の許可を受けたものは別表の定めるところにより使用料を前納しなければならない。ただし、本市市民でない者が使用する場合は、別表に定める金額に<u>2</u>を乗じて得た額とする。</p>

2 和泉市民プール条例の一部改正

新				旧			
別表 使用料金表				別表 使用料金表			
区 分		料 金		区 分		料 金	
中央 プー ル	一 般 使 用	大人	1人1回2時間以内250円 1人1時間増すごとに130円	中央 プー ル	一 般 使 用	大人	1人1回2時間以内120円 1人1時間増すごとに60円
		中人	1人1回2時間以内150円 1人1時間増すごとに80円			中人	1人1回2時間以内90円 1人1時間増すごとに50円
		小人	1人1回2時間以内100円 1人1時間増すごとに50円			小人	1人1回2時間以内60円 1人1時間増すごとに30円
石尾 プー ル	一 般 使 用	大人	1人1回2時間以内100円 1人1時間増すごとに60円	石尾 プー ル	一 般 使 用	幼児	1人1回2時間以内30円 1人1時間増すごとに20円
		中人	1人1回2時間以内70円 1人1時間増すごとに50円			大人	1人1回2時間以内100円 1人1時間増すごとに60円
		小人	1人1回2時間以内50円 1人1時間増すごとに30円			中人	1人1回2時間以内70円 1人1時間増すごとに50円
						小人	1人1回2時間以内50円 1人1時間増すごとに30円

議案第22号参考資料

和泉市立青年の家及び和泉市民プールの使用料金現行・改定案対照表

1 青年の家

区 分		現行	改定案	比 較	備 考
市外 利用 者	青少年				
	昼間午前9時～午後5時	200円	300円	100円増	本市市民の場合100円
	宿泊午後5時～翌午前9時	400円	600円	200円増	" 200円
	一般				
一般	昼間午前9時～午後5時	400円	600円	200円増	" 200円
	宿泊午後5時～翌午前9時	600円	900円	300円増	" 300円

注 本市市民の利用料金は改定いたしません。

## 2 市民プール

区 分		現 行	改定案	比 較	備 考	
中 央 プ ール	大 人	1人1回2時間以内	120円	250円	130円増	昭和53年度利用実績 約 6,000人
		超過1時間当たり	60円	130円	70円増	
小 学 生	中 人	1人1回2時間以内	90円	150円	60円増	" 約 5,000人
		超過1時間当たり	50円	80円	30円増	
幼 児	小 人	1人1回2時間以内	60円	100円	40円増	" 約 2,200人
		超過1時間当たり	30円	50円	20円増	
	幼 児	1回につき	30円	無 料	30円減	" 約 3,600人

注 石尾プールの利用料金は改定いたしません。

### 議案第23号

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について

和泉市老人集会所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和54年3月9日提出

池 田 忠 雄

### 和泉市条例第 号

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例(案)

和泉市立老人集会所条例(昭和48年和泉市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「 

和泉市立国府老人集会所	和泉市府中町810番地の5
-------------	---------------

 」を

「 

和泉市立国府老人集会所	和泉市府中町810番地の5
和泉市立緑ヶ丘老人集会所	和泉市緑ヶ丘13番地の12

 」に改める。

### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

### 理 由

老人の教養の向上、健康の増進等老人クラブ活動の促進を図り、福祉の向上を期するため、今般緑ヶ丘校区に新設する老人集会所の名称及び位置を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第23号参考資料

和泉市立老人集会所条例の一部改正(案)新旧対照表

新			旧		
(名称及び位置)			(名称及び位置)		
第2条 老人集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。			第2条 老人集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。		
名	称	位 置	名	称	位 置
和泉市立南松尾老人集会所		和泉市久井町1,177番地の1	和泉市立南松尾老人集会所		和泉市久井町1,177番地の1
和泉市立伯太老人集会所		和泉市伯太町五丁目174第地	和泉市立伯太老人集会所		和泉市伯太町五丁目174番地
和泉市立横山老人集会所		和泉市仏並町307番地の3	和泉市立横山老人集会所		和泉市仏並町307番地の3
和泉市立信太老人集会所		和泉市太町403番地の2	和泉市立信太老人集会所		和泉市太町403番地の2
和泉市立鶴山台老人集会所		和泉市鶴山台二丁目1番地	和泉市立鶴山台老人集会所		和泉市鶴山台二丁目1番地
和泉市立北松尾老人集会所		和泉市唐国町826番地	和泉市立北松尾老人集会所		和泉市唐国町826番地
和泉市立芦部老人集会所		和泉市観音寺町128番地	和泉市立芦部老人集会所		和泉市観音寺町128番地
和泉市立南池田老人集会所		和泉市三林町591番地	和泉市立南池田老人集会所		和泉市三林町591番地
和泉市立国府老人集会所		和泉市府中町810番地の5	和泉市立国府老人集会所		和泉市府中町810番地の5
和泉市立緑ヶ丘老人集会所		和泉市緑ヶ丘13番地の12			

議案第24号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について  
和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和54年3月9日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)

和泉市国民健康保険条例(昭和35年和泉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条の2に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、助産費の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)、公共企業体職員等共済組合法(昭和31年法律第134号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

第14条第2項中「170,000円」を「190,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市国民健康保険条例(以下「新条例」という)第6条第2項の規定は、施行の日から6月を経過した日以降の出産から適用し、新条例第14条の規定は、昭和54年度分の保険料から適用し、昭和53年度分までの保険料については、なお従前の例による。

理 由

地方税法及び国民健康保険条例準則の一部改正等にかんがみ、国民健康保険料の負担の公平と給付の公平を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第24号参考資料

和泉市国民健康保険条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
(助産費)	(助産費)
第6条の2 被保険者が出産したときは、当該	第6条の2 被保険者が出産したときは、当該

被保険者の属する世帯の世帯主に対し、助産費として50,000円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、助産費の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、公共企業体職員等共済組合法（昭和31年法律第134号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

（保険料の賦課総額）

第14条 保険料は、被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）から徴収する。

2 保険料の賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平均割額の合算額とする。ただし、賦課額は、190,000円を超えない。

被保険者の属する世帯の世帯主に対し、助産費として50,000円を支給する。

（保険料の賦課総額）

第14条 保険料は、被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）から徴収する。

2 保険料の賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平均割額の合算額とする。ただし、賦課額は、170,000円を超えない。

## 議案第25号

和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について

和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和54年3月9日提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例(案)

和泉市営葬儀条例(昭和33年和泉市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「92,500円」を「130,000円」に、「62,500円」を「75,000円」に、「29,500円」を「35,000円」に、「8,200円」を「8,700円」に改め、同項第2号中「4,500円」を「6,000円」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 葬儀進行料

種	別	料	金
5	段飾 <small>大小</small>	2	2,000円
4	段飾 <small>大小</small>	2	0,000円
3	段飾	1	7,000円
神式	3段飾		
2	段飾	1	2,000円

(4) 火葬料金

種	別	料	金
4	段以上の飾付を行うもの	1	5,000円
3	段の飾付を行うもの	1	0,000円
2	段の飾付を行うもの	6	000円
	火葬だけを行うもの	3	0,000円

附 則

- 1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 改正後の和泉市営葬儀条例の規定は、この条例の施行の日以後に執行する葬儀について適用し、同日前に執行する葬儀については、なお従前の例による。

理 由

市営葬儀における諸経費の年次的増嵩により、運営管理費が増加している実情にかんがみ、使用料を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第25号参考資料

和泉市営葬儀条例の一部改正(案)新旧対照表

新			旧		
(種別及び使用料)			(種別及び使用料)		
第5条 葬儀の種別及び使用料は、次のとおりとする。ただし、本市市民でない者に対しては、それぞれの金額に5割を加算した額とする。			第5条 葬儀の種別及び使用料は、次のとおりとする。ただし、本市市民でない者に対しては、それぞれの金額に5割を加算した額とする。		
(1) 葬儀飾付別使用料			(1) 葬儀飾付別使用料		
種別	区分	使用料	種別	区分	使用料
5段飾 大小	寺院・家庭用	130,000円	5段飾 大小	寺院・家庭用	92,500円
4段飾 大小	家庭用	75,000円	4段飾 大小	家庭用	62,500円
3段飾	家庭用	35,000円	3段飾	家庭用	29,500円
神式3段飾	家庭用	35,000円	神式3段飾	家庭用	29,500円
2段飾	家庭用	8,700円	2段飾	家庭用	8,200円

新				旧			
(2) 棺箱、葬祭用消耗品及び霊きゆう車使用料				(2) 棺箱、葬祭用消耗品及び霊きゆう車使用料			
種別	棺箱	消耗品	霊きゆう車	種別	棺箱	消耗品	霊きゆう車
5段飾 大小	円	円	円	5段飾 大小	円	円	円
4段飾 大小	8,000	4,000	6,000	4段飾 大小	8,000	4,000	4,500
3段飾							
神式3段飾				神式3段飾			
2段飾	5,300	3,000		2段飾	5,300	3,000	
(3) 葬儀進行料				(3) 葬儀進行料			
種別	料金			種別	料金		
5段飾 大小	22,000円			5段飾 大小	18,000円		
4段飾 大小	20,000円			4段飾 大小	18,000円		
3段飾	17,000円			3段飾	15,000円		



新		旧	
神式3段飾	17,000円	神式3段飾	15,000円
2段飾	12,000円	2段飾	12,000円
(4) 火葬料金		(4) 火葬料金	
種別	料金	種別	料金
4段以上の飾付を行うもの	15,000円	3段以上の飾付を行うもの	8,000円
3段の飾付を行うもの	10,000円	2段の飾付を行うもの	4,000円
2段の飾付を行うもの	6,000円		
火葬だけを行うもの	30,000円		
2 略		2 略	

議案第26号

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について  
 和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。  
 昭和54年3月9日提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例(案)  
 和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年和泉市条例第13号)の一部を次のよ  
 うに改正する。

別表中「

1人1ヶ月につき	150円
----------	------

」を「

1人1ヶ月につき	220円
----------	------

」  
 に改める。

附 則

- 1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 改正後の和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表の規定は、昭和54年4月1日以後の処理に係る手数料について適用する。

理 由

低迷する経済状勢下ではあるが、清掃業務等における機材費、労務費は、依然年次的増高を続けていると共に、作今の地方自治体財政の事情にかんがみ、手数料を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正(案)新旧対照表

新							旧						
別表							別表						
一般廃棄物の種類	手数料の種類	取扱	区分	単位	手数料	手数料	一般廃棄物の種類	手数料の種類	取扱	区分	単位	手数料	手数料
ふん尿	普通	普通便そり	1人1箇月につき	1人1箇月につき	220円	220円	普通	普通便そり		1人1箇月につき	1人1箇月につき	150円	
	特殊	水使用を必要とするもの	1そり1箇月につき	1そり1箇月につき	普通手数料に230円を加算した額	普通手数料に230円を加算した額	特殊	水使用を必要とするもの		1そり1箇月につき	1そり1箇月につき	普通手数料に230円を加算した額	
		一般家庭で便そりが2以上あるもの	1箇月1そり増につき	1箇月1そり増につき	普通手数料に150円を加算した額	普通手数料に150円を加算した額		一般家庭で便そりが2以上あるもの		1箇月1そり増につき	1箇月1そり増につき	普通手数料に150円を加算した額	
ふん尿	臨時	雨水、地下水等の浸入するもの(不良便そり)	10リットルにつき	10リットルにつき	37円	37円	臨時	雨水、地下水等の浸入するもの(不良便そり)		10リットルにつき	10リットルにつき	37円	
		便そり改造、廃止その他の理由で占有者の申出により臨時に処理するもの	10リットルにつき	10リットルにつき	37円	37円		便そり改造、廃止その他の理由で占有者の申出により臨時に処理するもの		10リットルにつき	10リットルにつき	37円	
		(中略)	1回につき	1回につき	従量手数料に1000円を加算した額	従量手数料に1000円を加算した額		(中略)		1回につき	1回につき	従量手数料に1000円を加算した額	
胞	臨時	多量の廃棄物を臨時的に収集、運搬及び処分するもの	2トン車1台につき	2トン車1台につき	4500円	4500円	臨時	多量の廃棄物を臨時的に収集、運搬及び処分するもの		2トン車1台につき	2トン車1台につき	4500円	
		(中略)	1台に満たない量の場合	1台に満たない量の場合	査定した額	査定した額		(中略)		1台に満たない量の場合	1台に満たない量の場合	査定した額	
		処理場での処分をするもの	1個につき	1個につき	2000円	2000円		処理場での処分をするもの		1個につき	1個につき	2000円	
死	犬等	処理場での処分をするもの	1個につき	1個につき	2000円	2000円	死	犬等	処理場での処分をするもの	1個につき	1個につき	2000円	2000円

備考 一般家庭とは、事業所以外のものをいう。

議案第27号

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和54年3月9日提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年和泉市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「副分団長 年額 15,000円」を「副分団長 年額 15,000円  
部 長 年額 12,000円」に改める。

第13条第3項中「班長は」を「部長及び班長は」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

理 由

消防団の組織運営をより一層充実させるため、各分団に部長を新設し、その報酬額を定める必要がある。

これがこの条例案を提出する理由である。

議案第27号参考資料

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
(報 酬)	(報 酬)
第12条 団員には、次により報酬を支給する。	第12条 団員には、次により報酬を支給する。
団 長 年額 50,000円	団 長 年額 50,000円
副 団 長 年額 30,000円	副 団 長 年額 30,000円
分 団 長 年額 20,000円	分 団 長 年額 20,000円
副分団長 年額 15,000円	副分団長 年額 15,000円

<p>部長 年額 12,000円</p> <p>班長 年額 11,000円</p> <p>団員 年額 8,000円</p> <p>2.3 略</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 略</p>	<p>班長 年額 11,000円</p> <p>団員 年額 8,000円</p> <p>2.3 略</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 略</p>
--	---

新	旧
<p>2 略</p> <p>3 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法については、和泉市職員旅費条例（昭和31年和泉市条例第25号）の規定を準用する。この場合において、団長は特別職の職員、副団長、分団長及び副分団長は行政職1等級の職員、<u>部長及び班長</u>は行政職3等級の職員、<u>団員</u>は行政職5等級の職員であるものとみなす。</p> <p>4 略</p>	<p>2 略</p> <p>3 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法については、和泉市職員旅費条例（昭和31年和泉市条例第25号）の規定を準用する。この場合において、団長は特別職の職員、副団長、分団長及び副分団長は行政職1等級の職員、<u>班長</u>は行政職3等級の職員、<u>団員</u>は行政職5等級の職員であるものとみなす。</p> <p>4 略</p>

議案 第 1 号

昭和 54 年度 和泉市一般会計予算

昭和 54 年度和泉市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 19,437,800 千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 8 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条第 3 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 5,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

昭和54年3月9日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額	額
1. 市	税		5,244,269円
	1. 市民税		2,351,800
	2. 固定資産税		1,793,930
	3. 軽自動車税		44,947
	4. 市煙草消費税		344,829
	5. 電気税		223,703
	6. ガス税		8,349
	7. 特別土地保有税		57,439
2. 地方譲与税	8. 都市計画画税		419,272
			104,790
3. 自動車取得税交付金	1. 自動車重量譲与税		76,100
	2. 地方道路譲与税		28,690
4. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	1. 自動車取得税交付金		129,095
			129,095
1. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金			100,200
			100,200

款		項		金	額
5. 地 方 交 付 稅				3,419,000	000
		1. 地 方 交 付 稅		3,419,000	
6. 交通安全対策特別交付金				23,000	
		1. 交通安全対策特別交付金		23,000	
7. 分担金及負担金				282,789	
		1. 分 担 金		16,664	
		2. 負 担 金		266,125	
8. 使用料及手数料				262,067	
		1. 使 用 料		220,726	
		2. 手 数 料		41,341	
9. 国庫支出金				4,147,837	
		1. 国 庫 負 担 金		2,044,602	
		2. 国 庫 補 助 金		2,067,416	
		3. 国 庫 委 託 金		35,819	
10. 府 支 出 金				1,209,769	
		1. 府 負 担 金		140,684	
		2. 府 補 助 金		979,172	
		3. 府 委 託 金		89,084	
		4. 府 交 付 金		829	



11. 財 產 收 入		115,997円
	1. 財 產 運 用 收 入	2,975
	2. 財 產 売 払 收 入	113,022
12. 寄 附 金		33,000
	1. 寄 附 金	33,000
13. 繰 入 金		1,000
	1. 基 金 繰 入 金	1,000
14. 諸 收 入		1,987,814
	1. 延 滞 金 及 加 算 金	6,000
	2. 市 預 金 利 子	11,270
	3. 貸 付 金 元 利 收 入	219,061
	4. 受 託 事 業 收 入	20,000
	5. 雑	1,731,483
15. 市 債		2,377,173
	1. 市 債	2,377,173
歳 入 合 計		19,437,800

出

歳

款	項	額
1. 議 会 費		181,771円
1. 議 会 費		181,771

款	項	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	1,692,102円
	2. 徴税費	861,357
	3. 戸籍住民基本台帳費	371,213
	4. 選挙費	139,245
	5. 統計調査費	47,649
	6. 監査委員費	14,190
	7. 円和対策費	14,408
3. 民生費		244,040
	1. 社会福祉費	5,537,301
	2. 児童福祉費	2,096,792
	3. 生活保護費	1,813,823
4. 衛生費	4. 災害救助費	1,624,286
		2,400
	1. 予防衛生費	1,292,212
	2. 環境衛生費	446,877
5. 労働費	3. 墓地管理費	782,302
	4. 上水道費	38,813
		24,220
	1. 失業対策費	81,098
		81,098

6. 農 林 水 産 業 費		3 2 3, 0 8 6
	1. 農 業 費	8 2 1, 9 3 5
	2. 林 業 費	1, 1 5 1
		1 7 3, 2 7 3
7. 商 工 費	1. 商 工 費	1 7 3, 2 7 3
		3, 4 1 2, 2 0 4
8. 土 木 費	1. 土 木 管 理 費	1 2 6, 4 8 8
	2. 道 路 橋 梁 費	3 2 8, 2 3 7
	3. 河 川 水 路 費	7 9, 6 4 7
	4. 都 市 計 画 費	7 4 9, 0 4 7
	5. 住 宅 費	2, 1 2 8, 7 8 5
		4 6 9, 2 1 4
9. 消 防 費	1. 消 防 費	4 6 9, 2 1 4
		3, 4 7 8, 3 8 0
10. 教 育 費	1. 教 育 總 務 費	3 0 7, 5 6 1
	2. 小 学 校 費	2, 2 5 2, 0 7 5
	3. 中 学 校 費	3 2 5, 3 8 7
	4. 幼 稚 園 費	3 6 5, 4 4 9
	5. 社 会 教 育 費	1 8 3, 5 2 4
	6. 保 健 体 育 費	4 4, 3 8 4

款	項	額
11. 公債費		2,537,516円
12. 諸支出金	1. 公債費	2,537,516
	1. 開發公社貸付金	209,643
	2. 災害援護資金貸付金	90,000
13. 予備費	3. 諸支出金	1,300
	1. 予備費	118,343
歲出	合計	50,000
		50,000
		19,437,800

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
(仮称)池上小学校建設事業	昭和54年度 ～ 昭和55年度	318,288	千円
改良住宅建設事業	昭和54年度 ～ 昭和55年度	865,766	
環境改善整備事業用地取得事業	昭和54年度 ～ 昭和56年度	1,972,711	
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記用地取得資金の元金及びその利子(債務保証)	昭和54年度 ～ 昭和56年度	元金 1,972,711 及びその利子	
和泉市土地開発公社が取得する用地の事業資金の元金及びその利子(債務保証)	昭和54年度 ～ 昭和56年度	元金 180,000 及びその利子	

事 項	期 間	限 度	額
農林漁業金融公庫に対する債務の損失補償（烏池排水路改修工事）	昭和54年度 ） 昭和76年度	元金 49,139 及びその利子	千円
合	計	3,335,904	

第8表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
交通安全施設整備事業	12,200	普通貸借又は証券発行	年8.5%以内	府行他 政銀その他	25年以内(内据置3年以内)ただし、市政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借替えることができる。
退職手当	38,600	同上	同上	同上	14年以内(内据置3年以内)ただし、 同上
国民年金保険事業	573	同上	同上	大阪府	6年以内(内据置3年以内)ただし、 同上
災害援護資金貸付事業	1,300	同上	同上	府行他 政銀その他	20年以内(内据置3年以内)ただし、 同上
老人福祉施設整備事業	7,600	同上	同上	同上	25年以内(内据置3年以内)ただし、 同上
道路橋梁整備事業	53,600	同上	同上	同上	同上
河川整備事業	10,400	同上	同上	同上	同上
水路整備事業	5,000	同上	同上	同上	同上
環境改善道路整備事業	26,300	同上	同上	同上	同上
防衛施設整備事業	8,400	同上	同上	同上	同上
都市計画事業	97,200	同上	同上	同上	同上
改良住宅建設事業	670,300	同上	同上	同上	同上
消防施設整備事業	14,800	同上	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業	1,140,000	同上	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
幼稚園整備事業	61,500	普通貸借又は証券発行	年8.5%以内	政 府 銀 行 その他	25年以内(内据置8年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借替えることができる。
借 換 債	229,400	同 上	同 上	同 上	同 上
計	2,877,178				



昭和54年度 和泉市国民健康保険事業特別会計予算

昭和54年度和泉市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,243,599千円と定める。

2. 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

昭和54年 3月9日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算（事業勘定）

歳

入

款	項	額
1. 国民健康保険料		1,153,734
2. 一部負担金	1. 国民健康保険料	1,153,734
3. 使用料及手数料	1. 一部負担金	10
4. 国庫支出金	1. 手数料	325
5. 府支出金	1. 国庫負担金	1,965,014
6. 繰入金	2. 国庫補助金	1,640,033
7. 諸収入	1. 府補助金	324,981
	1. 一般会計繰入金	45,474
		45,474
		70,000
		70,000
		9,042
	1. 延滞金及過料	350
	2. 預金利息	3,200
	3. 雑収入	5,492
	歳入合計	3,243,599

歲

出

款	項	額
1. 總務費		118,512 卅
	1. 總務管理費	30,661
	2. 徵收費	86,802
	3. 運營協議會費	859
	4. 趣旨普及費	190
2. 保險給付費		3,117,712
	1. 療養諸費	3,092,312
	2. 助産費	21,500
	3. 葬祭費	3,900
3. 保健施設費		1,200
	1. 保健施設費	1,200
4. 公債費		3,675
	1. 一般公債費	3,675
5. 諸支出金		2,500
	1. 償還金及還付加算金	2,500
歲出合計	合計	3,243,599

議案第 15 号

昭和 54 年度 和泉市土地区画整理事業特別会計予算

昭和 54 年度和泉市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 500 千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

昭和 54 年 3 月 9 日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算

入

歳

款	項	金額
1. 繰入金		500 千円
	1. 繰入金	500
歳入合計		500

出

歳

款	項	金額
1. 土地区画整理費		500 千円
	1. 土地区画整理費	500
歳出合計		500

議案第 16 号

昭和54年度 和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算

昭和54年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,770千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

昭和54年 3月 9日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1. 繰入金		20,770
	1. 繰入金	20,770
歳入	合計	20,770

歳 出

款	項	金額
1. 公債費		20,770 円
	1. 公債費	20,770
歳出	合計	20,770

昭和 54 年度和泉市公共下水道事業特別会計予算

昭和 54 年度和泉市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 537,054 千円と定める。

2. 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 50,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

昭和 54 年 3 月 9 日

和泉市長 池田 忠雄



第1表 歳入歳出予算

歳

入

款	項	金額
1. 分担金及負担金		14,660円
	1. 負担金	14,660
2. 使用料及手数料		10,482
	1. 使用料	10,482
3. 国庫支出金		35,650
	1. 国庫補助金	35,650
4. 繰入金		188,062
	1. 一般会計繰入金	188,062
5. 市債		288,200
	1. 市債	288,200
歳入	合計	587,054

歲 出

款	項	金	額
1. 下 水 道 事 業 費		4 9 6, 5 3 2	
	1. 下 水 道 總 務 費	4 3 2, 3 8 2	
	2. 下 水 道 整 備 費	6 4, 1 5 0	
2. 公 債 費		4 0, 0 2 2	
	1. 公 債 費	4 0, 0 2 2	
3. 予 備 費		5 0 0	
	1. 予 備 費	5 0 0	
	合 計	5 3 7, 0 5 4	

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共下水道整備事業	288,200	普通貸借 又 証券発行	年8.5% 以 内	府行他 政銀そ の	30年以内(据置5年以内)、ただし、市政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借替えることができる。

昭和54年度和泉市水道事業会計予算

(総則)

第1条 昭和54年度和泉市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水戸数	35,600戸	
(2) 年間総給水量	10,809,216 m <sup>3</sup>	
(3) 一日平均給水量	29,533 m <sup>3</sup>	
(4) 主要な建設改良事業		(イ) 配水管整備事業 12,400 戸
		(ロ) 配水管更生事業 25,800 戸
		(ハ) 施設整備事業 241,000 戸

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収入
第1款 水道事業収益	1,537,557円
第1項 営業収益	1,370,837円

第2項	營業外收益	166,620 円
第3項	特別利益	100 円

支 出

第1款	水道事業費用	1,477,315 円
第1項	營業費用	1,178,161 円
第2項	營業外費用	297,954 円
第3項	特別損失	200 円
第4項	予備費	1,000 円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款	資本的収入	430,500 円
第1項	企業債	266,000 円
第2項	工事負担金	160,000 円
第3項	負担金	4500 円

支

出

第1款	資本的支出	524,431 円
第1項	建設改良費	453,000 円
第2項	企業債償還金	71,431 円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還の方法
配水管整備事業	12,000 円	証書借入	8.5%以内	政	借入れた日から据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等償還する。ただし、政府の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をし又は、低利債に借換えることができる。
配水管更生事業	24,000 円	又は		公	
施設整備事業	230,000 円	証券発行		銀	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000 円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

項	目	金額
1. 営業費用	原水及び浄水費	508,955 円
2. 営業外費用	支払利息及び 企業債取扱諸費	297,904 円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならぬ。

1. 職員給与費 401,845 円
2. 交際費 450 円

(他会計からの補助金)

第9条 営業補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、10,000 円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、175,472 円と定める。

昭和54年3月9日提出

和泉市長 池田 忠 雄

昭和54年度和泉市病院事業会計予算

(総則)

第1条 昭和54年度和泉市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |                        |
|---------------|------------------------|
| (1) 病床数       | 303床                   |
| (2) 年間患者数     | 入院 80,800人 外来 136,600人 |
| (3) 一日平均患者数   | 入院 221人 外来 460人        |
| (4) 主要な建設改良事業 | 器械備品購入費 4,317千4百       |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		1,942,930千
第1項 医業収益		1,876,200千



第 2 項 医業外収益 26,250 円

第 3 項 特別利益 40,480 円

支 出

第 1 款 病院事業費用 261,290 円

第 1 項 医業費用 225,740 円

第 2 項 医業外費用 35,520 円

第 3 項 予備費 300 円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 資本的収入 188,487 円

第 1 項 出資金 105,487 円

第 2 項 他会計長期借入金 83,000 円

支 出

第 1 款 資本的支出	228,967 円
第 1 項 建設改良費	44,407 円
第 2 項 企業債償還金	184,560 円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、2,300,000 円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医 業 費 用
- (2) 医 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,241,100 円

(2) 交際費 650 円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計から、この会計へ補助する金額は4,553,000円と定める。

(棚卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は6,463,877円と定める。

昭和54年3月9日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（横田憲治郎君） それでは、この際市長より昭和54年度施政方針について披露願いたいと思います。

（市長施政方針）

- 市長（池田忠雄君） 本日、ここに昭和54年第一回定例市議会の開会に当たり、昭和54年度の各会計予算案並びに関連いたします諸議案の御審議を煩わすに際し、市政運営に関する所信の一端を申し述べ、市議会並びに市民の皆様方の深い御理解と御協力を仰ぎたいと存じます。

昭和53年度は、国、地方公共団体とも、財政的にはきわめて容易ならぬ事態に直面するさなかであって、本市財政の健全化に向けて真剣に取り組み、自主財源の確保に懸命の努力を重ねるとともに、市立図書館の完成を初め市立病院の増改築、南松尾小学校、国府小学校の改築事業の着工など、幾多の懸案諸事業を積極的に達成し、行政水準向上に裨益できましたことは、これひとえに市議会初め関係各位の深い御理解と絶大なる御支援、御協力のたまものと存じ、ここに改めて厚く御礼申し上げる次第であります。

御承知のように、わが国経済はようやく物価が安定的に推移し、石油危機以来、初めて国内需要を中心とした緩やかな回復の兆しが見え始めております。しかしながら、雇用面では全般的に改善がおくれ、特定の地域や業種によって深刻な状況が見られ、わが泉州地域の繊維業種に対しても構造不況業種の指定を受けるなど深刻な一面を呈しております。

このような状況のもと、政府においては景気の着実な回復と雇用の安定を図り、民間経済の活力の発揮を期するため、大量の国債発行による大型予算を編成いたしております。地方財政計画においても、昨年に引き続き大幅な建設地方債の増発により地方債計画の拡大を図り、景気浮揚に対処しようとしておりますが、現下の地方財政運営は、その困窮の度合いを一段と強め、地方債依存型の財政運営の色合いがますます増幅してまいっている次第であります。

本市におきましても構造不況業種の比重が高く、市税収入の伸びが純化し、半面、行政需要の多称化と多角化に伴いまして、昭和52年度決算におきましては、12億2千余万円の大規模な赤字が生じております。歳出面においても、人件費、扶助費、公債費等の累増が大きくなり、経常収支比率も110%を超える高い率を示し、特に公債費におきましては、19%強という高率が推測される見込みであります。御承知のように、公債費比率が20%を超えますと一部の地方債において制限が加えられ、諸事業の促進に少なからず影響が出てまいる状況であります。

かかる情勢のもとに、昭和54年度の予算編成に当たりましては、本市財政は、まさに財政再建団体指定の瀬戸際にあることを深く認識し、和泉市財政健全化3カ年計画を樹立いたし、

市政各般にわたって抑制基調を保ちつつ、健全均衡財政回復のため努力してまいり所存であります。

まず、国に対しては、引き続き地方交付税の増額を初め、超過負担の解消、国有提供施設等所在市町村助成交付金の増額、同和対策事業特別措置法の延長に伴う国会の付帯決議の実現など、積極的に働きかけ、要望し、歳入の確保を図るとともに、受益者負担については、市議会と市民の方々の深い御理解と御協力をお願いいたし慎重に対処し、一部の使用料改世を予定し、応分の御負担をお願い申し上げる次第であります。

さらに、昨年12月には、議会の御理解を賜り財政対策委員会を御発足願ひ、市財政健全化に向けての一定の見解をお取りまとめいただき、心より感謝いたしておる次第であります。

さて今般、御審議をお願いいたします昭和54年度当初予算案は、以上申し述べました現状認識のもとに、限られた財源をきめ細かく効率的配分に意を配りながら、市民のための諸施策を財政事情を勘案しつつ、積極的に推進していくよう努めたものでございます。

それでは、昭和54年度の予算編成に当たりましての施策の重点目標とその内容について御説明申し上げます。本年度は、

- ① 市財政の健全化と行政の効率化
- ② 教育環境の充実と社会教育の振興
- ③ よりよい生活環境の整備
- ④ 市民の健康の増進ときめ細かな社会福祉
- ⑤ 都市施設の整備と産業の振興

を基本目標といたしまして予算案を編成いたしました。

一般会計予算は194億3780万円で、昨年度当初予算と比較いたしますと19億600万円の増額となり、10.9%の伸びとなっております。特別会計予算は総額38億192万3千円で、昨年度当初予算と比較いたしますと4億2千922万1千円の増額で、12.7%の伸びでございます。また、企業会計予算は総額48億4千361万3千円で、昨年度当初予算と比較いたしますと4億3千140万4千円の増額で、9.8%の伸びと相なっております。

次に、基本指標に従い順次、その概要を御説明申し上げます。

第1は、「市財政の健全化と行政の効率化」でございます。本市の財政基盤は、中心産業である繊維業界の不振と相まって、都市化の進展に伴う行財政需要の増高を初め、内部要因として人件費、物件費、公債費等の経常経費増による財政構造の硬直化現象は、まさに市財政の破局的危機を招来するに至っております。

このような状態を打開するため、和泉市財政健全化三カ年計画を樹立し、計画的に着実に実

行してまいる所存であり、本年度はその初年度に当たり、本予算案編成には、経費節減節約の方針を基本として行ったものであります。

なお、行政組織についても、行政の効率化を旨として、一部組織の改編について検討してまいる所存であります。

第2は、「教育環境の充実と社会教育の振興」でございます。学校教育につきましても、児童生徒の増加が依然として続く中で、その機会均等の確保と教育水準の維持向上を図るため、教育施設環境の整備に努めてまいります。

まず、本市の長年の課題でありました阪和線以西の児童生徒の急増に対応し、昭和55年4月開校を目指し（仮称）池上小学校の建設に着手いたしてまいりますほか、僻地教育の振興と学童の健全な体位向上のために、南横山小学校体育館の新設を行ってまいります。

なお、昨年から引き続きまして、児童生徒の社会増と老朽校舎の改築に対処いたすため、国府小学校、南松尾小学校の改築事業を行います。これらの事業を完遂いたしますと、本市の小学校鉄筋化率は96.1%に達し、府下都市平均93.2%を上回る結果と相なります。

幼稚園教育につきましても、就学前教育の重要性にかんがみ、私学助成を初めとし、各般の施策を引き続き行いますとともに、南松尾幼稚園の新設事業をもちまして完了いたす所存であります。

社会教育面では、新しいふるさとづくりの一環として、和泉の歴史を学び地域社会の一体化の醸成に資するため、成人大学講座の開設を初め、家庭教育学級、青年学級を引き続き開設してまいります。

また、青少年の健全育成を図り、地域社会に対する奉仕活動を通じて一層の連帯感を強化するため所要の措置を講じたものでございます。

また、青少年問題の非行化防止等、啓蒙活動のより一層の充実を期するため、校正における講演会、新聞の発行等必要な措置をいたすものでございます。

一方、郷土の貴重な歴史的遺産である文化財の保護について、助成措置の拡充等を国に対し求めながら、適切な調査と保存に努めてまいります。

また、スポーツの振興につきましても、より多くの市民の方々に御利用いただくため、（仮称）光明池陸上競技上にテニスコートを併設し、より一層効果的に利用を図りたく存じます。

第三に「よりよい生活環境の整備」でございます。本市は固定公園嶺尾山を初めとし、豊かな緑に恵まれ、自然の恩恵をふんだんに享受できる自然環境にあります。この環境を大切に“住んでよかった和泉市、住みたくなる和泉市”をモットーに町づくりを進めてまいりたいと存じております。

本年度は公園緑地整備では、肥子池公園の完成を期し、光明池公園、光明池緑地、旭公園の整備を引き続き行いますとともに、忠岡池公園については、一部を市民のグラウンドとして利用いただけるよう、所要の措置を講じたものでございます。

さらに、生活水準の向上と浸水対策に対応いたすべく、昨年より引き続き都市下水道府中北幹線並びに公共下水道小田第二幹線の築造を初め、南大阪湾岸流域下水道の整備を促進してまいるものでございます。

次に、消防行政では、市民の生命の安全と財産を守るため、防火水槽4カ所の整備を初め、常備消防力の強化のため、ポンプ自動車の購入等一連の措置を講じ、消防団と消防署のより一層の補完関係に配慮いたすものでございます。

交通対策面につきましては、黒鳥観音寺線外三線に歩道設置を行い、歩行者の安全確保と交通事故防止に努めたものであります。

また、上水道事業につきましては、昨年度で第三次拡張計画も終了いたし、本年度から配水管及び各施設の整備事業を行うものでございます。

国民健康保険事業では、市民の生命と健康を守るという重大な目的を持つ本制度に対し、一般会計からの繰出金を増額するとともに、相互扶助、共済の理念に基づき、一定の改定をお願いいたしたく存ずる次第であります。

さらに、同和対策事業につきましては、同和対策事業特別措置法3カ年の延長にかんがみまして、国に対し地方財政上の負担の軽減を求めつつ、行政の主体制をもって今後の事業の促進に努力を払い、市民各位の合意と理解が得られるよう、円滑な推進に努めてまいる所存であります。

第4の「市民の健康の増進ときめ細かな社会福祉」でございます。まず、市民の健康な生活を確保するため、従来行っております各種予防接種のほかに、本年度より市医師会の御協力を得まして麻疹（ハシカ）の予防接種を新たに追加し、公費助成の措置を講じ、婦人の健康保持のため子宮ガン検診の促進充実を行い、市民の健康の増進に寄与してまいりたいと存じております。

一方、市立病院につきましては、その経営収支は今後ともきわめて厳しい状況が予測されますが、本年4月には303床が完備いたし、早い時期に眼科と耳鼻咽喉科の新設を行い、名実ともに総合病院として、地域医療の充実と向上に貢献してまいりたいと存じております。

次に、社会福祉面でございますが、老人、障害者（児）など、社会経済情勢の変動の影響を最も受けやすい人々に対する施策については、きめ細かい配慮を行ったところであります。

まず、老人医療公費負担事業につきましては、円滑な実施を期するとともに、寝たきり老人

に対する介助者の派遣を初め、本年よりひとり暮らし老人の健康を守り、生活に安心を持っていただくため、福祉電話の設置など所要の措置を講じたものであります。一方、老人の憩いと交友を深めるため、老人憩いの家を本年度も引き続き建設してまいるものであります。

次に、障害者（児）の施策として、引き続き障害者（児）に対する日常生活用具の給付、重度障害者（児）へのヘルパーの派遣、医療費の公費負担などのほか、本年より盲人ヘルパーの派遣及び在宅障害者（児）の職業訓練に寄与するため、障害者簡易通所授産事業に対し、助成の制度を起こしたものでございます。

ろうあ者に対しては、一般社会人とろうあ者とのより一層の意思疎通を図るため手話講習会を開催し、その充実を図ってまいる所存であります。

また、民間保育所に対し、幼児保育の重要性と市民需要にこたえるべく、本年度も運営にかかる助成措置を講じたものでございます。

第5に「都市施設の整備と産業の振興」でございます。本市は大阪都市圏から20キロ圏域に入り、大都市への通勤にはきわめて至便な立地条件に位置するところから、人口増加基調は今後も続くものと予測され、本市総合基本構想では、昭和60年には人口20万人を推計いたしております。

こういったところから、今後の都市化に伴う市民生活の安全性、利便性、快適性の確保に意を配し、本年度におきましては、和泉府中北通線の整備の促進、泉大津阪本線、上代伏屋線のほか、生活に関連した道路の整備及び各所の浸水対策につき、所要の措置を講じた次第であります。

また、本市のみならず泉州地域全体の動脈であります第2阪和国道につきましては、市議会並びに住民の御理解と御協力を賜り、早期完成を目指し最大の努力を払う所存でございます。

次に、農業振興策でございますが、昨年度に引き続き横山地区の農業構造改善事業を初め、農免道路等の整備を行いますとともに、昨年の異常干バツに伴う被害農業者に対する経営融資金の利子補給制度をおこすなど、農業の近代化と生産性の向上、自立経営農家の育成を目的とし、所要の措置を講じたものであります。

商工行政につきましては、市商工会と緊密な連携のもとに、商工業専門相談員による経営改善の指導、中小企業者に対する融資などきめ細かな施策に配慮し、特定不況地域の指定にかんがみ、本年より地場産業活路開拓事業の助成措置を行うなど、商工振興の各般の施策につき所要の措置を講じた次第であります。

なお、この機会に和泉中央丘陵整備の動向について御報告申し上げます。

昭和48年度御議決をいただいた和泉市総合基本構想では、本市に残された貴重な丘陵地帯を活用し公的資本の導入を図り、単なる住宅団地だけでなく、都市基盤の整備と泉北鉄道の延



伸など、交通体系の整備を主軸とした諸機能を合わせ持つ複合した公共主導型の町づくりを想定いたしてございます。この基本構想を実現すべく、大阪府の御協力を得、種々努力を重ねてまいったところでありますが、本年1月、ようやく政府予算案の中では、全国のうちからその候補地に見合う一定の面積が予算原案に盛り込まれたところでございます。私としましては、本市の将来の望ましい都市構成とその発展を求めるとともに、財政基盤の拡充のためにも、より積極的に大阪府及び国の関係機関との調整を図りながら、近く執行体制の整備を行い、その実現に邁進いたす所存でございます。何とぞ市議会皆様方のより一層の御援助と御鞭撻をお願い申し上げます。

以上、予算案の内容の御説明を中心に、今後の市政運営の基本的考え方を申し述べましたが、本予算案は、厳しい財政状況のもとにあって、現状を厳しく見詰め直し、限られた財源の効率的配分に創意と工夫をこらし、財政の健全化と市民福祉の向上を目指し、私はもちろん、職員一同打って一丸となり、この難局打開に立ち向かい、市政執行の大任を果たしてまいる決意でございます。何とぞ市議会におかれましては、深い御理解と温かい御指導、御支援をお願い申し上げます。昭和54年度の市政運営方針の説明を終わります。

- 議長（横田憲治郎君） 昭和54年度施政方針要旨の説明が終わりました。

先ほど一括上程いたしました諸議案の説明を願います。まず教育委員会所管の議案より説明を願います。

- 教育次長（広岡史郎君） それでは、ただいま御上程をいただきました教育委員会関係諸議案につきまして、提案の理由並びに内容について順を追って御説明申し上げます。

まず、議案第20号「青年学級の開設について」を御説明申し上げます。

本件は、昭和54年度において開設しようとする青年学級を決定するについて、青年学級振興法第5条の規定に基づき、議会の議決を経なければならない法的手続をお願いするものでございます。

開設の内容といたしましては、勤労青年を対象といたします青年学級は、昭和54年度においては和泉青年学級、北池田青年学級、南池田青年学級、横山青年学級を予定し、4月1日から翌年3月31日にかけての開設期間といたしております。

開設場所は、市民会館、北池田小学校、南池田公民館、槇尾中学校とし、学習内容は、一般教養、家事を予定いたしております。

学習時間は、各学級とも年間を通じ1人百時間以上を計画いたしております。

次に、議案第21号「和泉市立幸青少年センター条例制定について」を御説明申し上げます。

御説明に先立ち、本センターは去る1月の臨時市議会におきまして御議決をいただきました

工事請負契約に基づき、現在、鋭意工事を施行いたしております。現在の工程は、本体工事は、順調に進み、一部設備工事に入っており、1日も早い完工を期待しております。

現在、旭町305番地に設置いたしております仮設青年会館は、昭和48年11月にプレハブ建物で発足し、また仮設青年会館は、旭町202番地に分館として50年7月から発足し、活動を続けてまいりました。今般、和泉市立幸青少年センターが、旧山手中学校の全面的な改装、改造工事により新設されるに伴い、設置条例を制定いたしたく、御提案申し上げた次第でございます。

次に、条例案の内容について御説明申し上げます。

第1条は、本センターの設置目的を規定するものでございまして教育条件の整備の目標と活動の実態並びに大阪府の同対審答申に基づく青少年健全育成施設整備費補助要綱の目的に準拠し明文化いたしました。

第2条は、名称及び位置を規定するもので、名称を「和泉市立幸青少年センター」、位置を「和泉市王子町290番地」と定めたく存じます。第3条は、業務に関する規定でございます。本施設は、児童館、青少年健全育成施設としての複合した府補助事業でございますので、それぞれ根拠法令を明文化いたしました。3号及び4号につきましては、活動事項を明文化するとともに、スポーツ活動を中心として、市内子ども会等と交流を促進して連帯感を強め、あすの和泉市を背負う子供たちが、ともに携えて明るい地域社会を形成していくことを期待してまいりたいと存じます。

第4条は、使用許可等に関する規定。第5条は、損害賠償に関する規定でございます。公の施設でございますので、準則に基づき明文化いたしました。管理者は、別途規則で本センター館長に委任いたしたく存じます。

第6条は、使用料に関する規定でございますが、本センターの運営目的と活動内容から無料と定めたく存じます。

第7条は、委任事項を定めるものでございまして、管理運営を市教育委員会に委任し、施行細目は、市教育委員会規則で定めるよう規定いたしました。

附則として、本条例の施行日を教育委員会規則で定めることとし、センター完工とあわせて予定いたしております。

次に、議案第22号「和泉市立青年の家条例及び和泉市民プール条例の一部を改正する条例制定について」を御説明申し上げます。

本市の財政事情は、市長の施政方針にも述べられておりますように、まことに厳しく、経常経費を自己財源で賄い切れない現状であり、累積赤字も巨額に上っております。社会教育施設

の運営管理経費は、人件費、物件費等が年々増大し、一般財源からの補てんが困難な状況でございます。今回、改定をお願い申し上げます青年の家につきましては年間約950万円、市民プールにつきましては、開設期間中に約710万円が必要と見込まれております。昭和53年度での青年の家での使用料は約145万円、市民プールで約260万円の使用料をいただいておりますが、さきに申し上げました財政事情の理由で使用料の改定をお願い申し上げたく、御提案申し上げる次第でございます。

次に、内容の御説明を申し上げます。

第1条は、青年の家条例第5条の本市市民でない方の使用料金を改めるものでございまして、本日、参考資料として御配布申し上げます資料に記載のとおり、市外の利用者で青少年の方々は、現行昼間利用の場合200円を300円に、宿泊の場合は400円を600円に、また、25歳以上の一般の方々は、昼間利用の場合400円を600円に、宿泊の場合600円を、900円にそれぞれ改め、御負担をお願いするものでございます。

なお、本市市民の方の利用の料金につきましては、現行どおり据え置きました。

第2条は、市民プール条例の一部改正でございます。第11条第2項の規定は、第6条の規定と重複しておりましたので、削除いたしました。

別表に記載いたしております使用料金の規定のうち、中央プールの使用料金を現行料金を現行1人1回120円を250円に、超過1時間当たり60円を130円に、中人1人1回90円を150円に、超過1時間当たり50円を80円に、小人1人1回60円を100円に、超過1時間当たり30円を50円に、また、幼児1回につき30円を無料にそれぞれ改め、御負担をお願いするものでございます。

なお、石尾プールにつきましては、25メートルの学校専用的な性格を持ち、また、利用時間も限定されております現状から、現行どおり据え置きたく存じます。

附則として、本条例の施行日を昭和54年4月1日を予定し、経過措置として、特に青年の家の使用許可は、原則として3カ月前から受け付けておりますので、3月31日までに使用料を納入された方につきましては、現行どおりといたすものでございます。

以上、3議案につきましての提案の理由並びに内容の御説明を終わります。よろしく御審議の上、原案可決御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 次に、市民部所管の議案の説明を願います。
- 市民部長（森保君） それでは、ただいま一括御上程をいただきました議案の中での市民部の所管いたします議案第23号「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第24号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理

由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、議案第23号「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、理由でございますが、老人福祉の一環といたしまして老人クラブに活動の場を提供し、老人クラブの活動の促進を図り、老人福祉の向上を期するため、昭和48年度から老人クラブ常設集会所の整備を進めてまいったわけでございますが、今般、緑ヶ丘校区に新設いたしましたので、その集会所の名称及び位置を定める必要が生じたので、御提案申し上げる次第でございます。

次に、内容につきましては、今般、老人集会所を新設するに伴っての名称及び位置、第2条の「和泉市立国府老人集会所」の次に新設の「和泉市立緑ヶ丘老人集会所、和泉市緑ヶ丘13番地の12」を設置させていただきたく存じます。場所は、現在の緑ヶ丘保育園の前になります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行させていただきたいと存じます。

以上、簡単でございますが、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第24号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、医療に対する需要の増加、医療技術の向上と設備の充実老人医療の無料化と公費負担制度、高額療養費支給制度等によりまして年々医療費が増高してまいり、非常に厳しい状況と相なっております。

かかる現状並びに地方税法及び国民健康保険条例の準則の一部の改正趣旨にかんがみまして保険料の賦課限度額の改定、助産費の重複支給の廃止につきまして御提案申し上げる次第でございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

第6条の2の助産費の項に重複支給の項を設けるものでございます。これは被保険者が分娩した場合、任意給付として助産費を支給してございますが、健康保険法、船員保険法等他の健康保険法の被保険者であった者が、その被保険者資格を喪失しても、喪失した日から6カ月以内の分娩であれば、前の健康保険等から分娩費が支給されることとなっております。この重複支給をなくするため御提案申し上げたものでございます。

次に、第14条第2項の賦課限度額を17万円から19万円に改正させていただきたく存じます。国民健康保険の賦課限度額は現在、17万円でございますが、保険給付費の増高に対処するためには、相互扶助のたてまえから、どうしても受益者に応分の負担を求めざるを得

ず、特に能力に応じた負担という観点から賦課限度額を19万円に限定し、負担公平を図ってまいりたいと存ずるものでございます。

なお、賦課限度額につきましては、今国会で地方税法の改正が行われ、19万円から2.2万円になることが予想されてございます。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行させていただきたく存じます。助産費の重複支給の廃止については、施行の日から6カ月を経過した日以降の出産から適用し、保険料につきましては、53年度分は従来どおりとし、54年度分の保険料から適用するものでございます。

以上、まことに簡単ですが、提案の理由並びに内容について御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） 続いて、産業衛生部所管の議案の説明を願います。

○ 産業衛生部長（内田繁君） それでは、ただいま一括御上程をいただきましたうちの産業衛生部関係の議案第25号「和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第26号「和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」を御説明申し上げます。まず、議案第25号「和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、現在の葬儀使用料は、昭和52年4月に市議会並びに市民の方々の御理解と御協力のもとに、飾付内容の充実と相まって葬儀使用料の改正を行ってまいりました。また、経費節減のために霊園に勤務する職員についても検討を加える等の措置もいたしてまいりましたが、諸経費の年次的増高と葬儀件数がやや減少気味であることから、昭和53年度葬儀関係の収支を見通しますと約1800万円、この現況で昭和54年度を推定いたしました場合、これがさらに約2千2百万円程度の市費の持ち出しが予想されます。

これらの具体的経費を現状分析して見ますと、まず、葬儀料金では1件平均5万5千円を要しているのに対し、市民の方々より納入を願うのが三段飾以上で8千円、2段飾使用で4千円となっております。

また、葬儀進行における諸経費は、一件平均2万1千円に対し、納入願うのは4段飾以上で1万8千円、3段飾では1万5千円、2段飾では1万2千円となっております。

これにさらにその他経費、すなわち用具の補充、事務費等々として1件平均2万5千円を要し、市の支出が多額化してまいっております。

これらのことからまことに申しかねますが、市民負担の軽減に留意しながら飾付内容等の充実を考え、料金改定をお願い申し上げたく、御提案申し上げた次第でございます。

次に、改正案の内容でございますが、条例第5条第1項第1号に定める葬儀飾付別使用料の5段飾大小9万2500円とあるを13万円に、4段飾大小6万2500円を8万円に、3段飾及び神式3段飾2万9500円を3万5千円に、2段飾8千200円を8千700円に改め、同項第2号中に定める霊きゅう車の使用料4500円を6000円に改め、棺箱、消耗品につきましては、改正せずに据え置くことといたしております。

次に、同項第3号の葬儀進行料につきましては、現行5段、4段飾付の場合1万8千円、3段飾神式の場合は1万5千円となっているのを各2万2千円に、2段飾は、1万2千円を1万4千円に改めようとするものでございます。

また、同項第4号の火葬料金につきましては、3段飾以上の場合8千円とあるを1万5千円に、2段飾で4千円とあるを8千円に改めようとするものでございます。

以上により進行料を含め市営葬儀を行う場合、5段飾で総額13万5千円のもの18万5千円に、4段飾では10万5千円が13万5千円に、3段飾では6万9千円が9万円に、2段飾では、3万7千円が4万5千円となるわけでございます。

なお、附則といたしましては、この条例は、昭和54年4月1日から施行し、改正後の和泉市営葬儀条例の規定は、この条例の施行の日以降執行する葬儀から適用することといたしております。本案は、市民の方々にまことに恐縮に存じますが、本市の財政事情をひとえに御理解賜り、また、経費節減には今後も最大の努力を重ね、多様化する冠婚葬祭における公的公用の一環として、飾付内容や付属品等におきまして一層の工夫と改善を加えてまいりたい所存でございます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第26号「和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

まず、廃棄物のふん尿処理手数料につきましては、昭和52年度の改定から据え置いてきたものでございます。

その間、低迷を続ける経済情勢ではありますが、諸経費の年次的増高により廃棄物の処理業務の経費が増加するとともに、昨今の地方自治体財政の厳しい事情にかんがみ、近隣都市においても、これらの処理手数料の引き上げ改定が検討されております。

このようなことから、市民負担の増加と家計に与える影響をも考え合わせ、塵芥処理については、従来どおり全額市の負担とし、改正は、第7条の規定に基づく別表に挙げます普通便そうの処理手数料の改正のみにとどめてお願い申し上げたく、御提案申し上げた次第でございます。

次に、改正案の内容につきまして御説明申し上げます。これまでの一般家庭のふん尿処理は、平たん部では、市民負担1人1カ月150円の手数料中、市助成金70円を加えて合計220円の料

金であったものを、市民負担 220 円、市助成金 5 円とした負担区分の変更と 5 円の引き上げにより合計 225 円の料金に、また現行山間地区におきましては、市民負担は、平たん部と同様の 150 円に 30 円上積みした市助成金 100 円との合計 250 円となっていたものを、市民負担は平たん部と同じく 220 円、市助成金は 35 円の合計 255 円の料金に改めようとするものでございます。

すなわち、別表普通便そう 1 人 1 カ月につき 150 円とあるのを 220 円に改めようとするものであります。業者手取りは 5 円の増加ですが、市民の方々には 70 円の増加となり、まことに心苦しく存するところでございますが、財政再建計画を進める施策の一環といたしたいと考えております。

なお、附則といたしまして、この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行することといたしまして、改正後の条例別表の規定は、昭和 54 年 4 月 1 日以降の処理に係る手数料について適用することといたしております。

以上が改正をお願い申し上げますが、本案は、市民の方々にまことに恐縮に存じますが、委託業者の協力を求めまして、今後なお一層廃棄物処理業務の適正化に留意いたしまして市民サービスの向上に努めていく所存でございますので、よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） 最後に消防関係の議案の説明を願います。

○ 消防長（松村克堯君） ただいま一括御上程をいただきました議案のうち、消防署に関係ございます議案第 27 号「和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、その内容について御説明申し上げます。

消防団の組織をより一層充実させるため、国の定める消防団員の階級に関する準則に従い、本市消防団の各分団に部長を新設し、その報酬額等を定める必要が生じたので、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、改正の内容について御説明申し上げます。

同条例第 12 条第 1 項中、副分団長の年報酬額の次に部長の年報酬額 1 万 2 千円を加え、同第 13 条第 3 項中、これは団員の旅費の支給方法を定めるものでございますが、従来、班長は「行政職 3 等級の職員」とありましたのを「部長及び班長は」と改めるものであります。

なお、部長の定数等につきましては規則で定め、附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行いたしたく存じます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） それでは、予算の説明に入ります。まず、一般会計予算及び特別会

計予算を続いて説明願います。

- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました一般会計及び特別会計予算について御説明申し上げます。まず、議案第13号、昭和54年度の一般会計予算につきまして御説明を申し上げます。

初めに、国家予算の編成基調を見ますと、厳しい内外経済情勢にかんがみ財政健全化を図る一方、公共投資の増大を初めとした景気刺激を図り、住民福祉の向上と社会資本の政備を推進し、国民生活安定と国民経済の円滑な運営を確保することを最優先の政策といたしてございます。

本市財政は、国の各般の政策から来る影響を敏感に受けとめるものでございますから、今後の経済情勢を十分考慮しながら、財源の有効配分に努め、予算編成を行った次第でございます。本年度各会計の予算編成に当たりましては、先ほど市長が申し述べました施政方針に基づくとともに、経常収支全般について見直しを行い、自主再建を図るべく中期の財政健全化計画を策定し、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、節度ある財政運営を行うことを基本とした次第でございます。

このような考え方から編成いたしました一般会計の歳入歳出予算の総額は、194億3千780万円と相なっておりまして、前年度当初に比較いたしますと19億6百万円、10.9%の増加と相なっておりまして、主な増加の理由は、人件費、扶助費、公債費の義務的経費と普通建設事業費の増でございます。

予算書に基づきまして概要の御説明を申し上げます。まず、予算書の1ページ、一般会計予算から始めさせていただきます。

第1条にございますように、歳入歳出予算は194億3千780万円と定めるもので、この予算の款、項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。それぞれの内容につきましては、後ほど、事項別明細により御説明を申し上げたいと存じます。

第2条につきましては、債務負担行為でございまして、債務を負担することができる限度額等を定めるもので、学校及び改良住宅建設事業並びに用地取得事業費等合計33億3千590万4千円の計上でございまして、事業の期間、限度額は、第2表のとおりでございます。

第3条は、地方債でございまして、事業目的、借入限度額等を定めるもので、その内訳明細書は、第3表のとおり、総額23億7千717万3千円を計上いたしました次第でございます。

第4条につきましては、一時借入金 の最高限度額を定めるものでございまして、財政調整資金として50億円といたしたく存じます。

第5条につきましては、歳出予算の各項の経費を流用できるように定めたもので、職員の給



与費を対象といたしてございます。

以上が、一般会計の予算でございます。

続きまして、歳入歳出予算につきまして事項別明細により、歳出から、その内容について御説明申し上げたいと存じます。

予算書の41ページでございます。まず、議会費でございますが、議員各位の報酬、諸手当及び共済費等の議会運営費を初め、事務局経費等合わせまして、1億8千177万1千円を計上いたしてございます。

次に43ページの総務費でございますが、総務管理費の一般管理費につきましては、職員の給与費を初めといたしまして、秘書費の渉外関係費、庁舎及び人事管理経費等一般管理的な経費といたしまして、6億6千519万3千円を計上いたしてございます。

次に48ページの文書費でございますが、市例規集及び議案書作成並びに庁内一般文書管理経費といたしまして、1千235万5千円計上いたしました。

また、広報広聴費につきましては、行政と市民を結ぶ“広報いずみ”の発行経費を初め、各種広報活動費並びに広聴市民相談費といたしまして、930万7千円計上いたしてございます。

次に、財務会計管理費でございますが、予算執行管理経費を初めといたしまして、出納事務及び決算事務経費等といたしまして、509万1千円計上いたしました。

財産管理費につきましては、市有財産の維持管理経費を初め、公共施設の敷地賃借料及び財産評価委員会経費並びに車輛関係経費といたしまして、4千546万円計上いたしております。

次に、53ページの企画費でございますが、地域防災計画作成経費をはじめ、行政事務管理経費並びに和泉中央丘陵整備関係経費といたしまして、1千124万3千円計上いたしております。

公平委員会費につきましては、委員会の運営経費といたしまして、59万4千円計上いたしております。

また、交通安全対策費でございますが、交通モラル啓蒙対策経費といたしまして、446万9千円計上いたしております。

次に、交通傷害補償費でございますが、市民交通安全傷害保険経費といたしまして、569万円計上いたしております。

交通安全施設費につきましては、歩道及び防護柵の設置等の経費といたしまして、7288万円計上いたしております。

また、公害対策費でございますが、公害観測運営経費を初め、事務経費として、308万3

千円計上いたしております。

次に諸費でございますが、防犯活動を初め、町会及び人権擁護関係並びに市税の過誤納の還付金といたしまして、2千598万3千円計上いたしております。

続きまして、徴税費の税務総務費でございますが、職員の給与費を初めといたしまして、固定資産評価審査委員会及び農地課税審議会並びに特別土地保有税審議会の各運営経費、合わせまして2億8千86万2千円計上いたしております。

次に賦課費でございますが、市民税、固定資産税及び諸税の賦課事務に要する費用といたしまして、3千419万1千円計上いたしております。

63ページの徴收費につきましては、市税の納期前納付報償費をはじめ納税貯蓄組合補助金等、合わせまして5千6百16万円計上いたしております。

続きまして、戸籍住民基本台帳費でございますが、関係職員の給与費、戸籍及び諸証明事務経費並びに事務管理経費で1億3千548万8千円、物資需給費で3万円、また、住居表示整備費につきましては、地番調査及び住居表示台帳作成委託料等372万7千円、合わせまして1億3千924万5千円計上いたしております。

次に、67ページの選挙費でございますが、事務局職員の給与費を初め、委員会の運営費、選挙常時啓発費及び本年4月に予定されております大阪府議会議員及び知事の統一選挙、また本年秋に予定されております市長選挙及び市議会議員補欠選挙等、これらに要します経費、合わせまして4千764万9千円計上いたしております。

続きまして、72ページの統計調査費でございますが、職員の給与費を初め、商工業統計調査等各種指定統計調査に要する経費、合わせまして、1千419万円計上いたしております。

監査委員費につきましては、事務局職員の給与費を初め、監査事務経費として、1千440万8千円計上いたしております。

次に、同和対策費でございますが、職員の給与費を初め、一般対策経費、同和対策促進のための運営経費、それと、同和更生資金の運営費、合わせまして9千21万9千円計上いたしております。

なお、非常勤嘱託員の報酬でございますが、同和対策の総合的な見地から、各原課の非常勤嘱託員報酬を一括し本項目に予算計上を行ったものでございます。

また、大阪府同和事業促進協議会和泉地区協議員会助成金につきましては、地区協議員会を通じて実施するため、本予算を計上いたしたものでございます。

77ページの隣保館費につきましては、職員の給与費を初め、解放総合センター及び幸、王子両会館の運営経費といたしまして、1億5千882万1千円計上いたしております。

以上が総務費でございまして、総額16億9千210万2千円と相なる次第でございまして、81ページの民生費でございまして、社会福祉費の社会福祉総務費につきましては、関係職員の給与費を初め、国民健康保険事業特別会計への繰出金につきましては、2千万円を増額して7千万円及び一般経費といたしまして、1億5千548万2千円を計上いたしております。

次に、民生児童委員費でございまして、委員さんの活動経費等といたしまして、404万1千円計上いたしております。

身体障害者福祉費につきましては、扶助費並びに身体障害者解放会館の運営経費、合わせて1億648万8千円計上いたしております。

精神薄弱者福祉費につきましては、扶助費が主でございまして、4千147万5千円計上いたしております。

老人福祉費につきましては、各種老人対策扶助費を初め、老人集会所建設費といたしまして合わせて1億2千490万7千円計上いたしております。

また、老人解放センター費につきましては、職員の給与費を初め、運営管理経費といたしまして、7千94万2千円計上しております。

次に、老人及び身体障害者の医療助成費でございまして、主に扶助費といたしまして5億3千22万円、4千658万8千円とそれぞれ計上いたしております。

国民年金費につきましては、職員の給与費を初め、国民年金の一般事務経費及び印紙購入費と合わせて10億1千36万9千円計上いたしております。

共同浴場運営費につきましては、各共同浴場の管理運営経費といたしまして641万5千円、また日雇健康保険費につきましても、事務費として1万5千円計上いたしております。

次に、児童福祉費の児童福祉総務費でございまして、関係職員の給与費を初め、助産施設収容者の扶助費といたしまして、8千266万6千円計上いたしております。児童措置費につきましては、児童手当の扶助費といたしまして、2億867万5千円計上いたしております。

次に、保育所費でございまして、職員の給与費を初め、運営管理費及び園舎等の補修費も含めまして、15億889万5千円計上いたしております。

101ページの母子寮費につきましては、関係職員の給与費のほか運営経費も含めまして、1千78万8千円計上いたしております。児童遊園管理費につきましては、施設園の維持費、新設費合わせまして226万3千円計上いたしております。

母子福祉費及び児童扶養手当につきましても、母子家庭給付金等合わせまして53万6千円計上いたしております。

次に、生活保護費でございますが、職員の給与費を初め、生活保護家庭の見舞金等、扶助費を合わせまして16億2,428万6千円計上いたしております。

災害救助費につきましては、災害弔慰金等240万円を計上しておりますが、有事の際には、予備費等の流用をもちまして、適切なる措置を講ずる所存でございます。

以上が民生費でございまして、総額5億3千730万1千円と相なるものでございます。

続きまして、107ページの衛生費でございますが、予防衛生費の予防衛生総務費につきましては、職員の給与費を初め、病院事業補助金及び貸付金等、それに妊産婦対策の扶助費も含めまして、3億2千221万5千円計上いたしております。

予防費につきましては、結核、成人病、各種予防接種費、診療所及び休日急病診療所の各運営経費合わせまして、1億2千466万2千円計上いたしております。

続きまして、環境衛生費の環境衛生総務費でございますが、職員の給与費を初め、そ族昆虫駆除、環境衛生事務費、公衆便所管理経費、合わせまして1億4千66万2千円計上いたしております。

また、伝染病予防対策費につきましては、予防及び患者収容事務委託料等214万6千円計上いたしております。

清掃費につきましては、泉北環境整備施設組合分担金といたしまして、4億400万円計上いたしております。

塵芥処理費につきましては、不燃性塵芥収集処理経費及びし尿処理汲取経費等、合わせまして2億3千549万4千円計上いたしております。なお、し尿処理経費につきましては、本年度より市民の皆様料金1人月額220円の御負担をお願いいたすものでございます。

次に、墓地管理費の墓地火葬場費でございますが、関係職員の給与費をはじめ市営霊園及び墓地の管理経費並びに市営葬儀費も含め、合わせて3千881万3千円計上いたしております。

上水道費につきましては、泉北水道企業団及び本市水道事業補助金といたしまして、2千422万円計上いたしております。

以上が衛生費でございまして、総額12億9千221万2千円と相なるものでございます。

続きまして、労働費でございますが、職員の給与費を初め、一般失業対策事業費、合わせまして8千109万8千円計上いたしております。

続きまして121ページ、農林水産業費でございます。

農業費の農業委員会費につきましては、職員の給与費並びに委員会の運営経費でございまして、

2千275万2千円を計上いたしました。

農業総務費につきましては、職員の給与費を初め、一般農業経費として、5千790万5千円を計上いたしました。

また、農業振興費につきましても、農業振興費を初め、農業構造改善事業費並びに地域農政特別対策事業費といたしまして、1億8千528万1千円を計上いたしました。

次に、畜産業費でございます。家畜診療等に要する経費として、318万6千円を計上いたしました。

農地費につきましては、土地改良事業関係経費でございまして、農道、水路、溜池、防護柵農免道路事業費として、5千280万7千円を計上いたしました。

林業費につきましては、林業関係の事務経費及び林道の整備事業費として、115万1千円を計上いたしました。

以上が農林水産業費でございまして、総額3億2千308万6千円と相なる次第でございます。

次に商工費でございます。商工総務費につきましては、職員給与費のほか、計量器検査、自動車運転免許等技能取得費及び一般商工事務費として、6千645万2千円を計上いたしました。

また、次の商工振興費につきましても、中小企業経営指導育成費その他振興費、消費経済費及び観光費等として、1千458万3千円を計上いたしてございます。

雇用対策費につきましては、就職者の定着率向上のための経費として、雇用対策費、中小企業従業者福祉共済対策費及び勤労青少年ホーム運営費を合わせまして3千152万7千円を、また、金融対策費につきましては、中小企業金融等のための経費として、6千71万1千円をそれぞれ計上いたしました。

以上が商工費でございまして、総額1億7千327万3千円と相なる次第でございます。次に、138ページの土木費でございます。まず土木管理費では、職員の給与費初め土木建築関係及び管理関係の経費として、1億2千648万8千円を計上いたしました。

次に、道路橋梁費でございますが、道路橋梁総務費につきましては、職員の給与費として、2千368万7千円、道路維持費につきましては、市内一円の道路の一般維持費のほか、市道掘削に伴う路面復旧受託事業費等といたしまして1億541万6千円、道路橋梁新設改良費につきましても、唐国池田線道路改良事業費といたしまして600万円、環境改善施設整備事業費といたしまして、地区内道路整備事業費並びに細街路整備事業費として1億3千512万2千円、また、防衛施設周辺整備事業費といたしましては、上代伏屋線整備事業費として、5千

801万円をそれぞれ計上いたした次第でございます。

次に、河川水路費でございますが、河川一般維持管理費として363万3千円、東松尾川河川改修事業費1千663万円及び水路費につきましては、市内一般水路改修費並びに烏池排水路整備工事費として、5千938万4千円を計上いたしました。

次に、都市計画費でございます。まず、都市計画総務費につきましては、関係職員の給与費として5千729万円、都市計画審議会委員報酬として9万6千円、公共用地先行取得事業特別会計繰出金及び一般事務経費として、2千285万1千円をそれぞれ計上いたしました。

また、公園費につきましては、既設公園の管理費のほか、肥子池公園、忠岡池公園、旭公岡光明池公園、光明池緑地の整備事業及び自然公園の管理費として、2億2千156万9千円を計上いたしてございます。

次に、街路事業費でございます。街路の一般管理費及び継続事業といたしまして実施しております府中北通線、泉大津阪本線並びに光明池一号線等の街路整備事業費として、1億6千855万6千円を計上いたしてございます。

また、下水道総務費につきましては、公共下水道事業特別会計繰出金及び菱池水路事業の償還金等の経費として、1億9千242万4千円を計上いたしました。

浸水対策費につきましては、市街地排水路の整備工事費として450万円、地域整備調査費では、土地区画整理事業特別会計への繰出金等として、65万6千円を計上いたしました。

開発費につきましては、建築確認等の経費といたしまして、83万2千円を計上いたしました。

また、都市下水路費につきましては、府中北幹線整備事業費といたしまして8千27万3千円を計上いたしました。

次に住宅費でございます。住宅管理費につきましては、既設住宅の維持管理費といたしまして3千387万5千円を、また、住宅建設費といたしまして、改良住宅建設事業費として、20億9千491万円を計上いたしました。

以上が土木費でございます。総額34億1千220万4千円と相なる次第でございます。

続きまして、165ページの消防費でございます。常備消防費につきましては、消防職員の給与費を初め、消防本部及び署の活動経費として、4億6千921万4千円を計上いたしました。

非常備消防費につきましては、消防団の活動経費として、2千915万1千円を計上いたしてございます。

消防施設整備費につきましては、消防ポンプ自動車を初め、防火水槽新設等消防施設の充実

を図るべく2千944万6千円を、また、消防団の施設充実のため小型動力ポンプ積載車等、非常備消防施設費といたしまして、682万円をそれぞれ計上いたしてございます。

水防費につきましては、水防用器具といたしまして、19万円を計上いたしました。

以上が消防費でございまして、総額4億6千921万4千円と相なる次第でございます。

続きまして、171ページの教育費でございます。

まず、教育総務費の教育委員会費につきましては、教育委員各位の報酬を初め、委員会の運営経費といたしまして、325万6千円、事務局費といたしましては、職員の給与費並びに事務局運営経費といたしまして2億1千862万1千円、教育指導費につきましては、指導専事関係経費を初め、府立養護学校通学児童生徒用自動車借上料等といたしまして2千417万2千円、教育研究所経費として39万3千円、同和教育指導費につきましては、就学奨励費をはじめ同和教育推進関係経費といたしまして、6千111万9千円をそれぞれ計上いたしました。

次に、178ページの小学校費でございます。校務員及び給食調理員の給与費のほか、学校運営管理費及び校舎の維持補修費合わせまして4億6千858万6千円、学校保健費につきましては、児童の健康管理及び給食費として1億1千416万円、教育振興費につきましては、教材設備費を初め、要保護、準要保護児童の就学奨励扶助費並びに養護学級経費として、4千135万円をそれぞれ計上いたしてございます。

次に、学校建設費につきましては、南松尾小学校の校舎改築事業費1億5千493万8千円、国府小学校改築事業費1億8千874万円、鶴山台北小学校の校舎を日本住宅公団より買い取りいたすべく6千926万6千円、南横山小学校体育館増改築事業費3千948万7千円、(仮称)池上小学校建設事業費11億6千334万2千円、さらに債務負担行為と併用として事業施行するものでございます。横山小学校の給食用備品購入費として221万1千円、和気小学校の仮設校舎増築事業として350万円、幸小学校既設校舎改装事業費300万円並びに伯太小学校講堂整備事業費350万円をそれぞれ計上いたしてございます。

次に、187ページの中学校費でございますが、まず、学校管理費としましては、校務員及び給食調理員の給食費を初め、学校の一般管理運営費並びに校舎等の維持補修費等といたしまして2億4千459万3千円、学校保健費につきましては、学校医報酬をはじめ生徒の健康管理費及び給食関係経費といたしまして4千249万5千円、教育振興費につきましては、教材設備費をはじめ要保護準要保護生徒の就学扶助費、養護学級経費並びに遠距離通学経費として、3千829万9千円をそれぞれ計上いたしました。

次に幼稚園費でございます。幼稚園管理費といたしましては、職員の給与費を初め、一般管理運営経費並びに園舎維持補修費として、2億6千16万1千円を計上いたしてございます。

また、幼稚園建設費につきましては、南松尾幼稚園建設事業費として、1億317万9千円を計上いたしました。

次に、社会教育費でございますが、社会教育総務費につきましては、関係職員の給与費を初め、社会教育委員会の運営経費、青年学級及び家庭教育学級の各講座、各種行事及び運営事務費並びに成人大学の運営経費として、3千309万7千円を計上いたしました。

青少年対策費につきましては、青少年問題協議会及び指導員関係経費、子供会、留守家庭児童会運営経費並びに青少年奉仕活動費として、1千38万8千円を計上いたしてございます。

また、各種社会教育施設の運営経費でございますが、公民館の運営経費として81万8千円、市民会館費につきましては645万円、青年の家費につきましては95万5千円、青少年指導ルーム運賃費につきましては87万8千円（仮称）幸青少年センター費につきましては、職員の給与費を初め、青少年活動の一環としての各種講座並びに運営経費として6千630万1千円をそれぞれ計上いたしました。

文化財保護費といたしましては、南王子村文書刊行経費、府中遺跡群発掘調査事業費といたしまして、1千169万1千円を計上いたしました。

図書館費につきましては、職員の給与費をはじめ運営経費として、5千294万6千円を計上いたしました。

次に、保険体育費につきましては、各種体育大会の経費、市民グラウンド、市民体育館及び市民プールの維持管理経費並びに地域スポーツ育成事業経費として、4千438万4千円を計上いたしました。

以上が教育費でございますが、総額34億7千838万円と相なる次第です。

次に、公債費につきましては、前年度以前に借り入れました市債の元利償還金並びに一時借入金の利子等といたしまして、25億8千751万6千円を計上いたしてございます。

次に諸支出金につきましては、土地開発公社への貸付金並びに災害援護資金貸付金及び一部事務組合に係る地方交付税の配分金といたしまして、2億964万3千円を計上いたしてございます。

最後に、緊急または不測の経費に充ちいたすべく、予備費といたしまして、5千万円を計上いたしてございます。



以上が歳出の事項でございますが、総額194億3千780万円と相なる次第でございます。  
それでは引き続きまして、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。事項別明細書の3ページでございます。

まず初めに市税でございますが、前年度決算見込み額を勘案いたしまして、52億4千426万9千円を計上いたしてございます。

次に、地方譲与税1億479万円、自動車取得税交付金1億2千738万円、国有提供施設等所在市町村助成交付金1億20万円を、それぞれ実績等を勘案いたしまして、計上いたしました。

地方交付税につきましては、前年度交付基準額及び伸び率を勘案いたしまして、34億1千900万円を計上いたしました。

次に、交通安全対策特別交付金につきましても、前年度実績等を勘案し、2千300万円を計上いたしました。

分担金及び負担金につきましては、2億8千278万9千円を計上いたしてございますが、分担金につきましては、農林施設整備事業施行による受益者分担金といたしまして、1千666万4千円を計上いたしてございます。

負担金につきましては、精神薄弱者並びに老人福祉施設収容負担金、保育所措置費負担金につきましては、前年度国基準を勘案し見込み額を算定し、計上いたしてございます。その他林道整備事業負担金、光明池関連事業日本住宅公団負担金の土木費負担金及び日本学校安全会負担金等として、2億6千612万5千円を計上いたしてございます。

次に、使用料及び手数料でございますが、使用料につきましては、各種行政財産の使用料に係るものでございまして、2億2千244万1千円を計上いたしました。

なお、住宅使用料につきましては、平均70%増の改定を見込んで計上いたしてございます。

手数料につきましては、戸籍、住民基本台帳の手数料等といたしまして、4千134万1千円を計上いたしてございます。

次に国庫支出金41億4千783万7千円及び府支出金12億976万9千円を計上いたしてございます。これらは、いずれも歳出予算の経費と関連いたすものでございまして、現行基準に従い、前年度実績等を勘案し、それぞれ計上いたした次第でございます。

次に、財産収入につきましては、1億1千599万7千円を計上いたしてございます。この主なものは、不動産の売り払い収入でございます。

次に、寄附金でございますが、一般寄附金として、8千300万円を計上いたしました。

繰入金につきましては、用品調達基金から100万円を繰り入れるべく措置いたしましたものでございます。

次に諸収入であります。19億8千781万4千円を計上いたしてございまして、その主なるものは、歳計現金の預金利子1千127万円、病院事業貸付元金収入8千300万円、診療所貸付元金収入3千100万円、開発公社貸付元金収入9千万円、市道掘削による復旧受託事業収入2千万円、国民年金印紙売捌金9億8千5万7千円、過年度収入3億329万2千円、開発事業収入2億3千万円等でございます。

最後に、市債でございますが、23億7千717万3千円を計上いたしてございます。これは歳出の事業予算と関連いたしまして、適債事業に対し、充当率等を勘案しそれぞれ計上したものでございます。

以上が歳入予算の事項でございます。総額194億3千780万円と相なる次第でございます。

以上が昭和54年度一般会計予算の内容でございます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定いただきますよう御願ひ申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） ここでお昼のため暫時休憩いたします。

なお、特別会計予算の説明は午後に回します。

（午前11時56分休憩）

(午後1時17分再開)

- 議長(横田憲治郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは特別会計予算の説明を願います。

- 財務部長(麻生和義君) 議案第14号「昭和54年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」につきまして提案の理由並びにその内容について御説明申し上げたいと存じます。

国民健康保険は制度発足以来、地域住民の医療保険として重要な役割りを果たしてまいりました。ところが医療に対する需要の増加、医療技術の向上と設備の充実、あるいは老人医療費の無料化等の公費負担制度、高額療養費支給制度など国保財政に及ぼす影響はきわめて大きく、財政基盤の脆弱な国保財政にとって、まことに憂慮すべき事態に立ち至っております。本年度におきましても医療費の増高等が予想され、非常に厳しい状況に相なるものと予想してございます。

しかし、いかに厳しい状況下にございませしても、市民の生命と保健を守るという本事業の基本理念を十分体し、予算を編成いたしましたものでございます。このため、本事業運営に必要な最低限の保険料を確保させていただくべく賦課限度額の改定、及びこれに伴う保険料率の是正を、国保条例第17条の規定に基づきまして実施させていただきたく存ずる次第であります。

また、当面する国保財政の危機打開のため、国に対し強力な施策を講じるとともに、保険制度の抜本的な改革を図るよう要求してまいる所存でございます。また、事業運営につきましても、なお一層の努力を傾注して、市民需要にこたえてまいる所存でございます。

以下、予算の内容について御説明申し上げます。予算書の13ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算総額を32億4千3百59万9千円と定めるものでございます。この歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、一時借入金の最高限度額を8億円と定めるものでございます。

第3条は、歳入予算の同一款内での各項の経費の流用を規定するものでございまして、職員の給与費並びに保険給付費を定めるものであります。

続きまして、事項別明細書により、まず歳出予算から御説明申し上げます。

予算書244ページでございます。総務費でございますが、総務管理費につきましては、保険給付事務職員関係の給与費及び一般管理費として、3千66万1千円計上いたしました。徴収費につきましては、賦課徴収関係職員の給与費及び賦課徴収事務費として、8千6百80万2千円を計上いたしましたものでございます。運営協議会費につきましては、国民健康保険運営協議会の経費でございまして、85万9千円を計上いたしました。趣旨普及費につきましては、納付組合関係経費及び啓蒙活動費として、19万円を計上いたしましたものでございます。

保険給付費につきましては、診療報酬の保険者負担金、高額療養費負担金、審査支払い手数料、助産費並びに葬祭費として31億1千7百71万2千円を計上いたしましたものでございます。

次に、保健施設費でございますが、保険衛生普及費といたしまして、120万円を計上いたしました。

公害費につきましては、一時借入金の利子でございますが、3百67万5千円を、諸支出金につきましては、保険料の還付金等として、2百50万円をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

以上、歳出の総額は、32億4千3百59万9千円と相なるものでございます。

これらの歳出に充当いたします歳入について、引き続き御説明申し上げます。

まず、国民健康保険料でございますが、賦課限度額の改定並びに条例に基づきます料率の是正を行わせていただき、前年度に対しまして15.2%の上昇措置を講じさせていただき、11億5千373万4千円を計上いたしましたものでございます。

次の一部負担金につきましては1万円、使用料及び手数料につきまして32万5千円をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

国庫支出金につきましては、事務費並びに療養給付費付担金として16億4千3万3千円、助産費補助金及び財政調整交付金として、3億2千4百98万1千円を計上いたしました。

府支出金につきましては、国民健康保険事業の補助金、老人医療、障害者医療に係る波及分補助金として、4千5百47万4千円を計上いたしましたものでございます。

次に、繰入金でございますが、被保険者に対する財政負担の軽減を図るため任意給付費、保険料の減免、事務費等の一部を一般会計から負担するものでございまして、前年度より2千万円増額し7千万円を計上したものでございます。

最後に、諸収入でございますが、保険料の延滞金、積立金利子等9百4万2千円を計上いたしました次第でございまして、歳入予算の合計が32億4千3百59万9千円と相なるものでございます。

以上、簡単でございますが、国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第15号「昭和54年度和泉市土地区画整理事業特別会計予算」についての内容を御説明申し上げます。

予算書の16ページでございますが、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額は50万円と定めるものでございまして、この予算の款項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。本会計は、事務経費のみを計上させていただいた次第でございまして、財源につきましては、金額一般会計からの繰入金で措置いたしました次第でございます。

何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第16号「昭和54年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算」について御説明申し上げます。予算書の18ページでございます。

まず、第1条でございますように、歳入歳出予算の総額を2千77万円と定めるものでございまして予算の款項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

内容につきましては、前年度以前に借入れを行いました公共用地先行取得事業起債の元利償還金でございまして、後年度において補助対象経費となるよう措置するものでございます。

これに充当いたすべき歳入につきましては、一般会計より繰り入れたいすべく措置いたしてございます。

以上、簡単でございますが、公共用地先行取得事業特別会計予算についての内容の説明を終わります。よろしく審議の上、原案どおり可決、御決定いただきますようお願い申し上げます。

特別会計の最後であります、議案第17号「昭和54年度和泉市公共下水道事業特別会計予算」について御説明申し上げます。予算書の20ページでございます。

まず、第1条でございますように、歳入歳出予算の総額を5億3千7百5万4千円と定めるもので、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条につきましては、地方債の目的、限度額等を定めるものでございまして、その内容明細は、第2表のとおりでございます。

第3条は、一時借入金の限度額を定めるものでございまして、本会計調整資金として、5千円と定めようとしたしてあるものでございます。

第4条につきましては、歳出予算の各項の経費を流用できるように定めたものでございまして、職員の給与費を対象といたしてございます。

続きまして、事項別明細書により、歳出からその内容について御説明申し上げたいと存じます。26.9ページでございます。

まず、下水道事業費でございますが、職員の給与費を初め、南大阪湾岸北部流域下水道事業負担金、泉北環境整備施設組合分担金及び下水処理業務等の経費として、4億3千2百38万2千円を計上いたしてございます。

下水道整備費につきましては、小田第2幹線整備事業費並びに光明池地区公共下水道整備事業費として6千4百15万円を計上いたした次第でございます。

次に、公害費につきましては、前年度以前に借入れました市債の元利償還金及び一時借入金の利子といたしまして、4千2万2千円を計上いたしてございます。

予備費につきましては、50万円を計上いたした次第でございます。

以上が歳出予算の事項でございます。総額5億3千7百5万4千円と相なる次第でございます。

続きまして、これら歳出に充当いたします歳入について御説明申し上げます。事項別明細書の267ページでございます。

まず初めに、分担金及び負担金につきましては、下水道処理経費の負担金といたしまして住宅公団よりの負担金1千466万円を計上いたしてございます。

次に、使用料、手数料につきましては、下水道使用料として、1千48万2千円を計上いたしました。

国庫支出金につきましては、歳出事業予算と関連いたしますものでございまして、現行の基準、補助制度に従い、前年度実績等を勘案し3千5百65万円を計上いたしましたものでございます。

繰入金につきましては、一般会計より1億8千8百6万2千円を繰入れたいすべく計上いたしてございます。

最後に、市債でございますが、2億8千8百25万円を計上いたしましたものでございます。

以上が歳入予算の内容でございます。総額5億3千7百5万4千円と相なる次第でございます。

以上が、公共下水道事業特別会計予算の内容でございます。

以上をもちまして一般会計及び特別会計の予算の内容説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願いいたします。

- 議長（横田憲治郎君） 次に、水道事業会計予算の説明を願います。
- 水道部長（田中稔君） 議案第18号「昭和54年度和泉市水道事業会計予算」について御説明申し上げます。

まず、第2条において、本年度業務の予定量を給水戸数3万5千6百戸、年間総給水量1千80万9千2百16立米と予定、また、1日平均給水量を2万9千5百33立米といたすものでございます。

次に、主要な建設改良事業としましては、環境改善事業に関連いたします配水管整備事業に1千2百40万円、出水不良及び赤水対策のための配水管更生事業に2千5百80万円、また、昭和41年度より継続事業として施行してまいりました第3回拡張事業については、坪井配水池築造工事が54年5月末日に竣工が見込まれ、ほぼ、事業が完了いたす予定でございますので、今年度から新たに各施設と配水管網の整備を目的とした施設整備事業を、2億4千100万円をもって施行予定いたしておるものでございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございますが、収入面より申しますと、水道事業収益15億3千7百55万7千円と予定し第1項、営業収益で、給水収益の自然増及び昨年10月改定分を含め前年度より12.9%の増を見込むほか、受託工事収益並びにその他営業収益を合わせて14%の伸びを予定し、合計13億7千83万7千円、また第2項、営業外収益では、加入金の収入が伸び悩んでおり、昨年度より4.3%低い1億6千6百62万円を計上いたしました。次に第3項の特別利益でございますが、これは主に過年度の水道料金の追加調定分でございます、昨年同様10万円計上いたしました。

次に、支出でございますが、水道事業費用を14億7千7百31万5千円と予定し、第1項営業費用で、昨年10月値上げに伴う受水費の増加及び量水器取りかえ費用増等を含め、11.5%増しの11億7千8百16万1千円を予定いたしました。次に第2項 営業外費用でございますが、これは主に支払い利息でございます、企業債利息の増加により、約3.6%増しの2億9千7百95万4千円を計上いたしました。次に第3項の特別損失でございますが、これは主に過年度水道料金の調定減でございます、実績により20万円を予定いたしました。第4項の予備費は、昨年同様100万円計上いたしました。

以上、収支差し引きいたしますと、当年度純利益が6千242千円見込まれる予定でございます。

次に第4条でございますが、収入面より申しますと、まず第1項として、企業債2億6千6百万円を予定しております。この内訳は、配水管整備事業債1千200万円、配水管更生事業債2千400万円、施設整備事業債2億3千万円となっております。次に第2項 工事負担金でございますが、光明台水道施設建設及び計画路線外配水管布設等の原因者負担金として1億6千万円、第3項 負担金は、消火栓新設に伴う一般会計負担金4百50万円を予定し、資本的収入総額を4億3千50万円といたすものでございます。

一方、支出につきましては、第1項 建設改良費4億5千300万円を予定し、先ほど申し上げました配水管整備事業費に1千2百40万円、配水管更生事業費に2千5百80万円、施設整備事業費に2億4千100万円、改良工事費に1億1千100万円、光明台水道施設建設費に4千900万円、並びに量水器の購入等の営業設備費に1千3百80万円を、それぞれ予定いたしておるものでございます。次に第2項 企業債償還金7千143万1千円でございますが、これは前年度までに、建設改良のため政府等より借り入れた企業債の償還元金であります。

以上、合計いたしますと、資本的支出の予定額は5億2千4百43万1千円となり、収支差し引きいたしますと9千3百93万1千円の資金不足が生じるものでございますが、これは内部留保資金すなわち減価償却費等で補てんを予定いたしておるものでございます。

次に第5条でございますが、これは前述いたしました、それぞれの企業債の本年度借り入れ予定について、企業債の目的、限度額、方法、利率及び償還について定めておるものでございます。

次に第6条は、一時借入金の最高借り入れ限度額を20億円と定めており、第7条は、予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合を定めるもので、営業費用中の原水及び浄水費より職員給与費を除いた金額5億8百95万5千円と、営業外費用中、支払い利息及び企業債取扱諸費の全額2億9千7百90万4千円を予定いたしておるものでございます。

第8条は、流用禁止項目として職員給与費及び交際費を定めております。

次に第9条は、営業補助のため、一般会計から水道事業会計に補助を受ける金額を1千万円と定めておるものでございます。

第10条は、たな卸し資産の購入限度額を1億7千5百47万2千円と定めるものでございます。

以上が今回上程させていただきました昭和54年度水道事業会計予算案の概要でございますが、この結果、52年度末の不良債務額4億2千191万1千円につきましては、53年度で1億5千5百53万8千円解消される見込みであり、この上に、ただいま上程させていただきました昭和54年度予算により見込まれる不良債務の解消額1億1千3百26万円を加え、差し引きいたしますと、昭和54年度末には不良債務額1億5千3百11万3千円となる予定でございますので、経営上大きな変動がない限り昭和55年度末には、不良債務を予定どおり解消する見込みでございます。これもひとえに議員皆様方の御援助のたまものと、ここに深く感謝申し上げます。

なお、本予算案の詳細につきましては、29ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議下さいますと、原案御可決下さいますようお願い申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 続いて病院企業会計予算の説明をお願いします。
- 病院事務局長（平野誠蔵君） 議案第19号「昭和54年度和泉市病院事業会計予算」の概要を御説明申し上げます。

議会皆様方の御支援、御指導のおかげをもちまして、5カ年度にわたります市立病院の施設の整備事業は、53年度をもって予定どおり終了いたしました。昭和54年度は、事業完了後の平年度の第1年度に相当いたしますが、年度当初の4月から全館稼働体制を整えまして、新しく眼科、耳鼻咽喉科の二科を開設いたしまして、早期に総合病院を目指しまして、内容的な整備充実を図ってまいらる方針でございます。

本館2階病棟の開設が遅れまして御不便をおかけいたしておりますが、新規の学校卒業者を



含めまして看護婦確保の見通しがつきましたので、4月から、内科、外科を主とした混合病棟としてオープンしまして、全館3百3床を稼働すべく準備を整えておる次第でございます。

眼科、耳鼻咽喉科の新設につきましても、地元医師会の御理解を得ておりまして、眼科は4月の5日、耳鼻咽喉科は4月の9日から、まず外来診療を開始する予定でございます。

一方、病院財政の健全化、経営の安定化の方策につきましては、基盤となります医業収支の均衡を図ることを、当面第1の目標といたしておるところでございますが、遺憾ながら、54年度では、まだ顕著な改善を予算として御提示するに至り得ません。内容的な充実向上を図りますために、医師を主に、なお若干の医師職の充実が必要でございますけれども、慎重に実績を点検しながら段階的に対処いたしまして、ここ一兩年の間に収支均衡化への見通しをつけるべく、懸命の努力を重ねてまいる所存でございます。

続いて予算各条の御説明を申し上げます。

第2条の業務の予定量は、入院患者1日平均221人、年間延べで8万800人、外来患者1日平均460人、年間延べ13万6千6百人と予定いたしました。53年度の予定と比較いたしますと、入院で1日平均51人、年間1万8千5百人、以来1日55人、年間1万6千百人の増加でございます。

主要な建設改良事業では、医療用器械備品購入費4千3百17万4千円を予定いたしまして、そのうち2千9百74万4千円は、新設の眼科、耳鼻咽喉科用でございます。

第3条の収益的収入及び支出予定でございますが、収入で、医業収益1億8千7百62万円、医業外収益2千6百25万円、特別利益4千48万円、事業収益合計は19億4千2百93万円で、53年度の決算見込みに比べまして3億3千7百15万1千円、20.9%増でございますが、うち医業収益では約3億6千万円23.8%増、医業外収益では2千3百万円の減少、47%減と相なります。

支出では、医業費用2億5千7百40万円、医業外費用3億5千5百30万円、予備費30万円、事業費用合計は26億1千2百90万円で同じく53年度決算見込みに比較いたしますと4億8百12万円、18.5%増加でございます。この増加額の内訳といたしましては、医業費用で3億5千900万円、医業外費用4千800万円の、それぞれ増加でございます、これらの収支差し引きは、医業収支で3億8千120万円、医業外収支で3億2千8百95万円のいずれも欠損見込みでございます、この両者を合わせた経費損益では7億1千15万円の欠損、不良債務額では5億3千2百66万2千円と見込まれる次第でございます。医業損失は、53年度見込みよりわずかながら43万4千円の減少をいたしますが、医業外の損失が7千100万円増大いたしますことによりまして、単年度経営収支が悪化することと相なります。

医業収支の悪化を抑えまして、54年度を含めて改善方向へあらゆる努力を尽くしてまいりますが、医業外の収支は、長期債と一時借入金 of 支払い利息に対します財源が確保しがたく、現時点では、改善策は盛り立たないのが実情でございまして、悪循環が継続され、年々深刻さを加重してまいりますが、医療の充実向上のための積極的な意欲を持ちまして、市民福祉に寄与できますよう懸命に働きます中におきまして活路を求めてまいる存念でございまして、何とぞ一層の御鞭撻、御指導をお願い申し上げる次第でございまして。

第4条は資本的収入、支出でございまして、支出では、看護婦宿舍割賦金、医療用の器械備品購入費4千4百40万7千円、企業債の元金償還金1億8千456万円、合計2億2千8百96万7千円であります。

収支といたしましては、一般会計出資金1億5百48万7千円のほか、今年度から新しく一般会計から8千300万円の長期貸し付けを受けまして、起債償還に充当いたします。長期借入金は、実質繰入金にかわるものとして無利息で借り入れまして、一般会計の出納閉鎖期間までに一たん返済いたす予定でございまして。

以上の収益的収支、資本的収支の概要については、本日お手元に御配付申し上げました参考資料1ページ並びに3ページ以下にグラフをもって添付いたしておりますので、御参照賜りますれば幸甚でございまして。

第5条の一時借入金は23億円を限度といたしたく、第6条、第7条は流用並びに議会の御議決を必要とする経費の流用、また、第8条は、一般会計補助の金額。第9条は、たな卸し資産購入限度額をそれぞれ定めるものでございまして。

以上、はなはだ簡単でございまして、予算案の概要の説明を終わらせていただきます。

なお、5ページ以下に諸表、参考資料を添付いたしておりますので御参照賜りまして、よろしく御審議の上、原案を可決、御決定下さいますようお願い申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本日の議事日程予定は全部終了いたしましたので、これにて散会したいと思っておりますが、御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

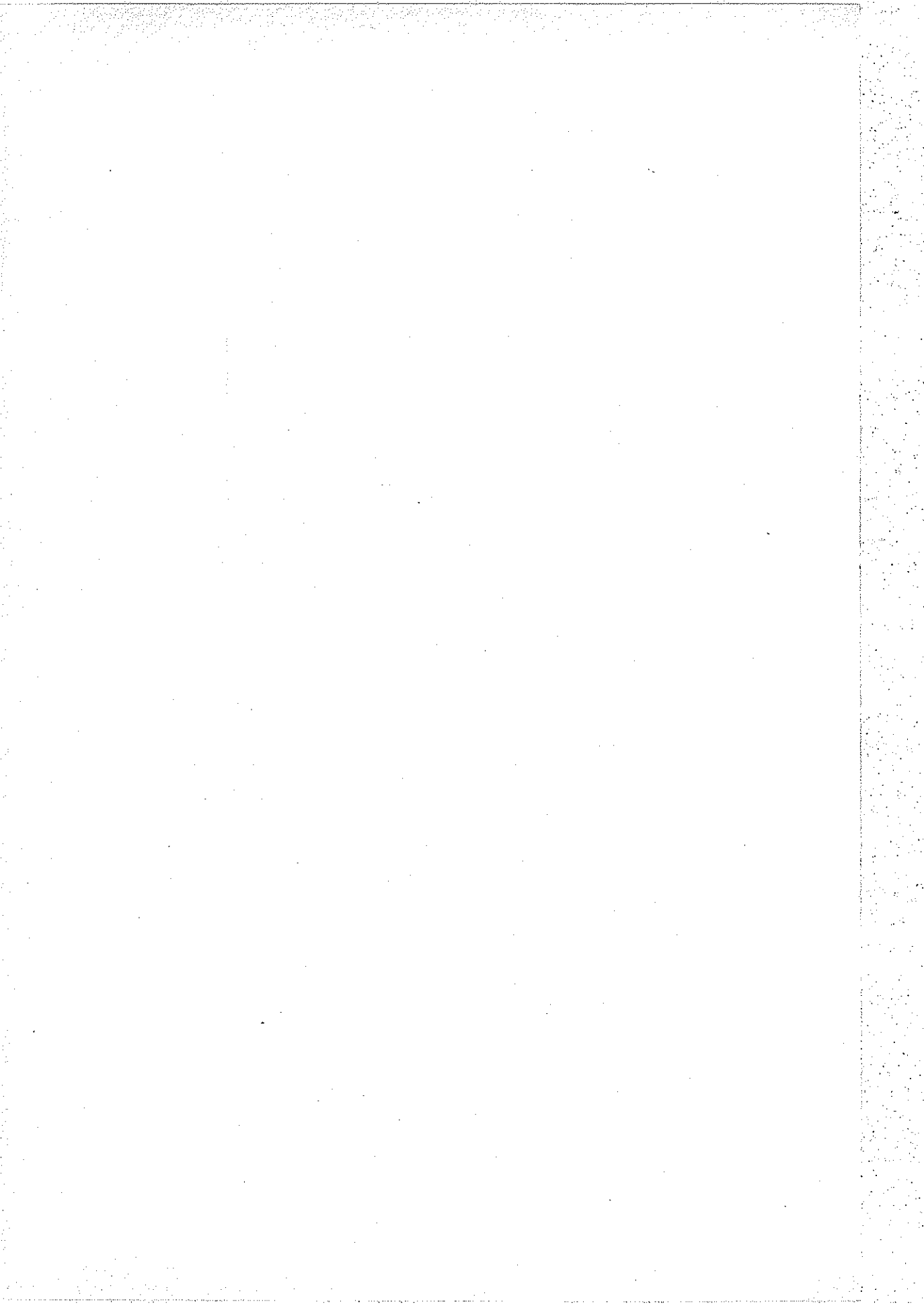
異議ないようでございまして本日これにて散会いたします。

明10日から12日までを休会とし、13日から一般質問並びに総括質問を行いますので、定刻御参集下さいますようお願い申し上げます。

なお、質問の通告は10日の正午までとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。長時間、まことにありがとうございました。

（午後1時50分散会）

第 2 日



昭和54年3月13日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（24名）

1番	寺田	茂	君	15番	横田	憲治郎	君
2番	天堀	博	君	16番	木下	甲子三	君
3番	橋本	佳行	君	18番	池辺	秀夫	君
5番	仁井	明	君	19番	貝淵	博治	君
6番	大谷	昌幸	君	20番	田中	包治	君
7番	金沢	勝	君	21番	直村	静二	君
8番	成田	秀益	君	22番	勝部	津喜枝	君
9番	松下	定	君	23番	三井	正光	君
10番	山口	義一	君	25番	竹内	修一	君
11番	上代	卯之松	君	27番	竹下	義章	君
12番	藤原	要馬	君	28番	坂上	國治	君
13番	赤阪	和見	君	29番	藤原	利一	君

欠席議員（1名）

26番 柳瀬美樹君



地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	財	務	部	長	麻生和義											
助	役	坂口禮之助	財	務	部	次	長	北野敦雄										
収	入	役	中塚	白	財	政	課	長	大塚孝之									
参	与	兼	市	長	公	室	長	同	和	对	策	部	長	中西淳富				
参	与	兼	建	設	部	長	事	務	取	扱	同	和	对	策	部	次	長	生田稔
市	長	公	室	企	画	担	当	理	事	市	民	部	長	森	保			
市	長	公	室	次	長	兼	秘	書	市	民	部	次	長	兼	富	田	宏	之
広	報	課	長	事	務	取	扱	竹	田	明	郎	福	社	事	務	所	長	

産業衛生部長	内田 繁	用地担当参事、土地 開発公社事務局次長	岩井 益一
産業衛生部次長	角谷 泰夫	教育委員	長 堀内 由延
建設部次長	吉田 日出夫	教 育 長	葛城 宗一
改良事業部長	逢野 一郎	教 育 次 長	広岡 史郎
改良事業部次長兼 改良総務課長事務取扱	明坂 貞士	管 理 部 長	杉本 弘文
解放総合センター所長	萩本 啓介	管 理 部 次 長	青木 孝之
病 院 長	竹林 淳	指 導 部 長	高橋 貞良
病院事務局長	平野 誠蔵	指 導 部 次 長	橋本 昭夫
病院事務局次長兼 管理課長事務取扱	藤原 光夫	選挙管理委員会委員長	味谷 日吉
水道部長	田中 稔	選挙管理委員会事務局長	岸田 秀仁
水道部理事兼 工務課長事務取扱	福本 喬久	監 査 委 員	久光 喜多男
消 防 長	松村 吉堯	監 査 事 務 局 長 兼 公平委員会事務局長	向井 洋
消防本部次長兼 消防 署 長	湯川 行夫	農業委員会事務局長	信田 種行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

---

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 満男

---

○

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	吉岡 昭男
次 長	吉田 種義
議事係長	西垣 宏高
議 事 係	佐土谷 茂一
議 事 係	山 本 雅俊

---

○

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和54年 和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月13日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

(午前10時18分開議)

- 議長(横田憲治郎君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、公私何かとお忙しいところ多数御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま出席されている議員さんは18名でございます。なお、欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の方につきましては、間もなくお見えになることと思われま

す。現在、18名でございます。

- 議長(横田憲治郎君) ただいまの報告どおり、出席議員数18名をもちまして議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。

○

- 議長(横田憲治郎君) 日程第1「一般質問について」を行います。質問の第1番は、3番・橋本佳行君、お願いいたします。

- 3番(橋本佳行君) 通告に基づき「和泉市の発展と同和行政の推進について」、池田市長にお尋ねするものであります。

まず、和泉市の発展についてであります。池田市長から昭和54年度施政方針を聞かせていただきましたが、市長の基本的な考え方と思われる和泉市の自治権を守ろうという点、再建団体に転落すれば国の締めつけが強められるという点では、私も同じように感ずるところであります。しかし、自治権を守るという名目でありながら、結果的には、市民にしわ寄せをもたらすということになっているのではないか、あるいは再建団体に転落してはならないということで自主再建計画を示したものの結果的には、受益者負担の増大、すべての制度が国の基準並みという事態になりはしないだろうか、12万市民の代表である池田市長には、この点を十分考えていただきたいところであります。

とりわけ、市長も施政方針で今年度の最大重点施策として挙げておられますが地場産業の振興、

きめ細かな社会福祉の問題、さらには、私がかねてから強く主張しておるところの人権を守る行政、失業と雇用不安を解消する行政の問題、今日のように不況が長引いておる時節に地方行政がとれる景気浮揚策としても、中小企業の振興と労働者の完全雇用は、非常に必要かつ欠かせないことであります。現に地場産業の衰退、多くの失業者があふれている事実、とりもなおさず、不況の嵐をまともに受けているのが同和地区の実態で、部落産業の縮小、零細企業の倒産、失業、さらには雇用不安の増大と事態は非常に深刻であります。特定不況地域に指定されている本市における独自の主体性ある抜本的な方針を打ち出すべきではないでしょうか。

また、不況が深まれば深まるほど、私はその分を福祉行政の上積み、強力な行政措置が望まれるところであると考えます。政府予算が福祉切り捨てと言われている中に、たとえ現状が苦しくても、本市のとるべき福祉行政の水準が下がるような、それこそ地方自治権が侵されるようなことがあってはならないことであります。特に老人、身障者の生活と権利を行政的に保障していく施策をさらに強化していただきたいというふうに思います。さらには、本年を国際児童年として各国で申し合わせておりますが、本市においては、児童の生活、教育の権利を完全に保障していく施策を特に打ち出していきたいとします。

次に、同和行政の推進に向けてであります、市長の施策方針によりますと、「同和対策事業につきましては、同和対策事業特別措置法3カ年の延長にかんがみまして、国に対し地方財政上の負担の軽減を求めつつ、行政の主体性をもって今後の事業の促進に努力を払い、市民各位の合意と理解が得られるよう、円滑な推進に努めてまいる所存であります」となっております。また、同和対策事業特別措置法の延長に伴う国会の付帯決議の実現を積極的に働きかけるよう求めるものであります。

私が非常に残念に思いますのは、本市の最重点施策であるという同和行政を考えて見ましても、国民的課題であり、行政の責務として焦眉の急を要する対策事業でありながら、和泉市の実態としてはおこなっているという点が非常に気になるわけであります。次のような点について市長の見解をお聞かせいただきたいと考えるものであります。

まず第1点、法3年の延長にかんがみ、本市の同和対策事業残事業の達成計画も3年ですべきではないか。市民の声としても3年でやるべきだという意見が圧倒的に多いと思いますが、この点の見解はどうか。また、法の3年延長の初年度に当たる今年度を迎えるに当たって、池田市長の同和行政の推進に向けた決意を示していただきたい。

第2点目ですが、法の延長と同時に、3つの付帯決議が国会で決議されていることはすでに御承知のことと思います。この付帯決議の実現を施政方針では打ち出されておりますが、市長の具体的なお聞かせ願いたい。



第3点目であります、私が考えますには、3つの付帯決議の持っておる意義というものが、単に地方財政負担の軽減ということではない、それはそれで重要なことではあります、他に何か重要な諸点があるかと考えますが、市長として、この点の見解はどうか。

以上をお尋ねいたしまして、市長の明快なる御答弁をお願いしたいと思います。答弁いかんによっては再質問の権利を留保させていただきます。

○ 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 橋本議員さんの数点にわたります御質問にお答え申し上げたいと存じます。

和泉市の発展策という中でいろいろと御指摘をいただきましたが、未曾有の財政危機の中で自治権を守り、何とか和泉市の自主再建をお願いしたい、こういう決意で施政方針の中で申し述べさせていただき、いろいろとお願い申し上げておる点でございます。御指摘いろいろございますがひとつよろしく御理解のほどをお願い申し上げたいと存じます。

同和行政についての3点にわたります端のお尋ねでございまして、これらの諸点についてお答え申し上げたいと思います。

御指摘のとおり、同和対策事業特別措置法が、昨年の85国会で3年延長が議決されました。3つの付帯決議もそれにあわせて衆参両院で御決議いただいたわけでございます。私たちがいたしましては、こうした法の趣旨からいたしまして、3年の期限内で残事業を消化してまいりたい気持ちでございますけれども、何を申し上げても、全国有数の同和対象地区を拘えている本市といたしまして、その残事業のボリュームからいたしまして、可能な限りの努力はいたす決意でございますけれども、なかなか3年の延長内ということの中で消化できる問題あるいははみ出す問題もあろうかと存じます。私たちがいたしましては、5年の延長を市長会としても国会にお願いしていたわけでございますが、全国的な統計の中で3年という形になったわけでございます。本市の残事業量が大きいという問題についても、今後とも努力を重ねさせていただきたい、このように存じます。

過般の同対特別委員会の席上でもいろいろ御論議をいただいたところでございます。3年延長という中で、5年の残りをどうするんだという御質問もございました。可能な限り、私たちがいたしましては、重点的なものから3年以内でやれるものはやっていく、残りのものについては、5年の御認可をいただいているわけでございます。国・府に対してよく詰めてまいらなければいけない、このように決意をいたしておる次第でございます。

なお、3つの付帯決議と言いますのは御案内のとおり、衆参両院で御可決いただきました。1点目は、法の有効期間中に実態の把握に努め、速やかに法の改正及びその運営の改善について総

合的に検討すること、2つ目は、同和対策事業を実施する地方公共団体の財政上の負担の軽減を図ること。3つ目としては、同和問題に対する国民の理解を深めるため、啓発活動の積極的な充実を図ること。

以上3点が衆参両院で決議されている点でございます。私どもといたしましては、こうした趣旨にかんがみまして、残事業量を消化し、差別のない本市をつくるために、こうした付帯決議の実現を政府に迫ってまいり、その活動の中で何とか残事業をスムーズに進展することができるよう最大の努力を重ねてまいりたいと存じている次第でございます。

なお、8点目の御指摘でございますけれども、こうした3つの付帯決議の実現要望とあわせてわれわれ市長会のみならず、全国の知事会あるいは町村会が相寄り昨年末から本年にかけてとりわけ力を入れておられる大阪府知事を先頭に取り組みをされ、いわゆる法の改正という趣旨基本的なものを制定せよということが、知事会、市長会、町村会挙げての要望でございます。1点目の問題についても、全国的な都道府県、市町村相寄り、何とか付帯決議を政府に実現させていかなければならない、その中で国民的課題である同和対策事業を推進してまいらなければならないことが全国的な決定事項でございます。こうした諸点に沿って合意が得られ、国民的課題が解消されますようにという立場に立って、付帯決議の実現に向かって今後とも邁進をしていく。その中でいろいろ御指摘の残事業量の消化、その他についても可能な限り、道路、住宅等を初めとして推進してまいらなければならない、このように存じている次第でございます。御質問の趣旨を体しまして御答弁申し上げる次第でございます。よろしく願い申し上げます。

○ 3番（橋本佳行君） いま、市長から今後の同和行政の推進ということの決意を聞かせていただきました。これにつきましては、非常に地域大衆が待ち望んでいることでございます。また、国民的課題という立場からなお一層の推進を特に本会議のもとにおいて要望しておきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○

○ 議長（横田憲治郎君） 続いて16番・木下甲子三君。

○ 16番（木下甲子三君） 通告に従いまして2点お伺いいたします。

市長の施政方針をお聞きいたしまして、その内容について総括的、端的に質問いたします。

まず、初めは公共料金の値上げについてであります。数年前のオイルショック以来、全国的な経済の地盤沈下の続く中で、御多聞に漏れず、地場産業である繊維産業並びに槇造真珠等、すべての地場産業が壊滅的な打撃を受け、再起不能のため涙を飲んで転廃業する人々が日増しに増加している現状でございます。

こうした産業不振を原因として、働く労働者が雇用不安におののいている現況の中で、市財政が極度に悪化していることを認識するものでございますが、その上に立って、市長の政治姿勢についてお伺いしたいと思えます。

市長の施政方針の中で重点目標5項目を挙げられ、最後に「住んでよかった和泉市、住みたくなる和泉市の建設」と言われておりますが、まず第1に、主人の収入が不安定なため、奥さんも共働きに出なければならぬ家庭の多いのが現況でございます。そこで、幼児を拘えた家庭では当然、保育所に子供を預けなければなりません、申し込みをいたしましても、定員オーバーのため採用されない数が、毎年、500人から700人くらいあるわけでございます。これら家庭が一体どうなると思われませんか。

また、定員の中に入れた、やれ嬉しや、と喜ぶ間もなく、保育料の値上げをしようとしていることです。また、市営住宅家賃の平均70%の値上げ、市民プールの使用料、尿処理経費1人47%、さらに葬儀使用料の値上げをしておられるようでございます。ある新聞では“揺りかごから墓場まで”の値上げだと笑っております。

市長、あなたは常に声を大にしておっしゃっている「住んでよかった和泉市、住みたくなる和泉市」とは、料金値上げによる財政の立て直しのことでございますか。私は、市民1人1人の繁栄が1人1人の喜びとなり、市の繁栄に連動すると考えるものであります。この不況のもと、生活の安定が脅かされる今日、市長の考えておられることが、人間本位すなわち市民優先の血の通った行政だと思っておられるのかどうか、お伺いするものであります。

2点目に、市財政再建計画についてお伺いいたします。悪化の一途をたどる市財政の立て直しこそ、最重点課題であるということについては、私も同感でございます。そこでお伺いいたしますが、和泉市財政健全化3年計画を樹立し着実に実行すると言われておりますが、その計画の内容を詳しくお聞かせ願いたいと存ずるものでございます。

以上、2点についてお伺いいたします。答弁のいかんによっては再質問の権利を留保いたしまして終わります。

○ 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 木下議員さんからの2点にわたる御質問につきまして、御答弁申し上げてまいりたいと存じます。

施政方針の中でいろいろと重点項目を掲げさせていただきまして、54年度の市政執行に当たってまいりたいと存じまして過般、御発表申し上げた次第でございます。1点目のこうした点についてのいわゆる諸公共料金の値上げについて痛切な御指摘をいただき、まことに恐縮に存じている次第でございます。冒頭の一項目に申し上げております「市財政の健全化と行政の効率化」

という柱からいたしまして、そうした諸公共料金の値上げについて御負担をおかけすることは恐縮に存じておりますし、不本位に存じておるわけでございますけれども、現下の再建団体転落寸前という本市の実態からいたしまして、各般それぞれ再検討し、見直す中、これぐらいはひとつ何とか御負担をお願い申し上げたいというのが、今回の使用料値上げについての実は提案の趣旨でございます。

議員さん御指摘のように、住んでよかった和泉市にするためには、料金の値上げは好ましいことではございませんけれども、少なくとも、いまの落ち込んでいる財政を再建団体に転落せず、何とか自治権を守りつつ再建していくための措置として、市民さんへの御負担をお願い申し上げている次第でございます。自治体行政を推進させていただく立場からいたしまして応分の御負担をお願い申し上げ、可能な限り、いかに財政が苦しくても、増大する市民各位の行政需要にこたえてまいらなければならないのが自治体の責務でございます。こうしたことから今回、料金の改定をお願い申し上げている次第でございます。御賢察を賜りたく存じておるわけでございます。

なお、2点目の御指摘の市財政再建の計画についてのお尋ねでございますが、理事者相寄りまして、いろいろとこの落ち込んだ財政を再建するためにはいかがしたものかと種々検討、見直し協議を重ねました末、昭和54年度を初年度といたしまして、55年度、56年度にわたります自主再建の財政健全化3カ年計画を樹立させていただき、今回、その初年度としての予算をお願い申し上げている次第でございます。まず54年度は、53年度の財政が再建団体に転落しない措置をいま、年度末を迎え一生懸命努力している最中でございます。52年度決算で12億余の赤字の御審議をいただいております財政実態でございます。こういう中で、53年度再建団体に転落しないような措置をいま、各般にわたって努力させていただいてる最中でございます。何とか53年度は自治権を守ってまいりたいと存じておるわけでございます。

なお54年度以降、55年度、56年度の3カ年にわたります何とかこれ以上赤字を出さないよう、まず、54年度は努力しなければならないと存じております。54年度は少なくとも収支均衡を保つようにしながら、55、56年度と逐次、収支均衡を保つ予算を組みつつ赤字解消に一步を踏み出してまいりたい。もちろん、3カ年で十数億の赤字が解消できるものではございませんが、年度、年度で努力を重ねる中で赤字を出さず、再建団体転落すれすれの現在の財政状況の中で歯どめをかけつつ、55、56年度で赤字解消に向けて若干ずつ努力してまいりたい。56年度以降は、赤字解消に向けて邁進をさせていただかなければならない、このように存じておるわけでございます。

そうした意味で、現下厳しい中での3カ年の自主再建計画は、まず、経常収支比率の改善をしてまいらなければならないと存じております。経常的な支出を経常的な収入で賄い切れない体質

を改善しなければならない。そのためには、人件費、物件費等すべてについて削減の御協力を願っていただく一つの指示をさせていただきました。また、市民にも御負担をお願い申し上げ、同和対策の各種制度についても検討を加え、こうしたあらゆる努力を積み重ねる中で、各界、各般の市民の皆さんの御理解と御協力のもとに本市の硬直した財政を何とか体質改善をしつつ自主再建を行いたい、まず、54年度、55、56年においてそうした努力の連続で幾らかでも改善していきたいと存じております。本年度を初年度として臨ませていただいている次第でございます。公共料金の値上げで応分の御負担をおかけけるわけでございますが、そうしたことから御提案を申し上げた次第でございます。

1、2点にわたります議員さんの痛切な御指摘、まことに痛み入る次第でございますが、本市財政の置かれている状況から、何とか自主的に和泉市の財政を再建するための措置として御理解と御協力をひとえにお願い申し上げます、御答弁にかえたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○ 16番（木下甲子三君） 市長の丁寧な御答弁をいただきました。しかし、第1点目の料金値上げでございますが、再建団体転落を防ぐため値上げする、何とか御協力……というお考えのようでございますが、仮にこれが企業とするなれば、破産寸前ということになると思うんです。従業員なり社員一同、すなわち市民の皆さんが、いつ倒産するかわからない会社において、本当に楽しみ、喜びのある生活が営まれるかどうかということになるわけでございます。市長は、一つの企業の社長さんでございます。社長の運転いかんによってすべて決まってしまう。

したがって、ただ単にそうした料金、使用料の値上げによってのみ、再建団体転落すれすれの危険な綱渡りを続けながら、それで本当に住んでよかったと言えるような市民生活が営まれるかどうかということを質問しますので、もう少しはっきりと考え方、方針をお聞かせ願いたいと思うんです。

また2点目についても、54年度はまず転落の防止、そして来年、去来年と何とか……という考え方はよくわかるんですが、たとえば言いますと、昔、よくお上の威光を借りた悪代官がいたとよく言われました。弱い農民から年貢を巻き上げ、何とか自分の城を守ろうとしたわけです。私があえてこういうことを言いますのは、あなたが革新市長として人間優先、血の通った温かい政治の実現によって和泉市の建設を、ということでわれわれも推薦したわけでございます。推薦した責任もございまして、こうした値上げ問題等については、その内容はわかるわけでございますけれども、どうしても賛成でき得ない。ただ私の申し上げたいことは、仮に保育料の値上げがあるとすれば、毎年落ちこぼれて採用してもらえない500から700人の児童について、年次計画で公立保育所の建設は無理とするなれば、民間保育等の何らかの形で市民の皆さん

にこたえていただきたい、このように考えておるわけでございますので、再度、御答弁をお願いしたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 重ねての御質問で非常に恐縮しております。いろいろと議員さんの御指摘もっともな点多々ございまして、私1点目で申し上げましたように、公共料金の値上げにつながる諸種の使用料、手数料の改定、まことに恐縮に存じておるわけでございますが、現下の社会情勢、財政実態の中で、まず、和泉市の自治権を守っていくという立場で何とか御協力をいただきたいというのが今回の趣旨でございます。

自治権を守るとともに、地方自治行政というのは、民主主義の原則でございます。権利と義務の関係などいろいろあろうかと存じます。また、福祉に伴う負担の問題、これらもおわかりのとおりでございます。そうした点につきまして、こうした料金の値上げだけで自治権を守るという消極的な姿勢ではなく、やはり市民サービスの向上を推進してまいらなければならないという自治体の責務がございます。料金の値上げはまことに恐縮でございますけれども、そうした自治権を守りつつ、市民サービスの向上に可能な限り創意と工夫をこらして、乏しい財源でございますけれども努めてまいらなければならない、このように存じております。

また、御指摘の保育所のことでございますけれども、現在の落ち込んだ和泉市の財政の中で公立保育所は無理でございますので、何とか民間の財団法人、いわゆる福祉法人に御協力をお願い申し上げ、助成をしつつ民間保育所の設置によって、そうしたいわゆる保育需要を賅い切れない待機児童の皆さん方にも保育をさせていただく場をつくっていく、こういう姿勢でございます。いわゆる創意と工夫をこらしながら、料金の値上げに甘んずるという安易な姿勢ではなく、こうしたお願いをしつつも、市民サービスの向上に今後も格段の努力を続けさせていただきたい、こういうように決意をいたしておるところでございます。よろしくお願い申し上げます。

- 16番（木下甲子三君） 1点目の料金値上げについてははなはだ不満でございますが、これは後日、予算委員会で検討されると思いますので、これで終わります。

2点目については、もう少し具体的に再建計画を着実に実行するというふうにおっしゃってありますが、先ほどの市長の答弁ではことしだけのことしか考えてない、来年、去来年度については、まだこれから検討するというところでございますか。

- 市長（池田忠雄君） 舌足らずの御答弁で恐縮でございます。54年度を初年度として、55、56年度と3カ年の健全化計画を立てさせていただいております。第1年度が今年度でございます。そして55、56年度について、あらゆる見直し、人件費、物件費等各般の体質改善に努めながら3カ年にわたる自主再建健全化計画を推進してまいる。まず54年度は、収支均衡を保ちこれ以上の赤字を出さない、55、56年度は、少しずつでも赤字解消に資する健全化計画を立

てでございます。そうした中で、何とか再建団体に転落しないように、53年度の決算は何とか14億以内に押えなければ転落いたしますので、いま、各般の努力あるいは国、府に向けても努力いたしております。そうした53年度の努力の上に立って54年度は収支均衡、55、56年度は収支均衡を保ちつつ、少しでも赤字の解消に努力させていただくという再建計画を立ててございまして、今後とも一生懸命に自主再建を達成するためにがんばってまいりたい決意でございます。決して54年度の目先だけではございません。

○ 16番（木下甲子三君） 55年度、56年度もちゃんと計画ができてくるということでございますが、その計画の内容を初めから知りたいわけでございますので、詳細に言えないようでしたら端的で結構でございますので、その計画の内容をお示し願いたい。

○ 市長（池田忠雄君） まず第1点は、経常経費対策を打ち立ててまいらなければならない、このように存じております。少なくとも人件費対提という中で、市の職員の新規採用は3カ年はしない。内部努力によって市民サービスに対応してまいりたい、これが基本的な考え方でございます。あるいは保育所の保母さんの数の再検討、いわゆる各般各種手当の適正な見直しを行ってまいりたい。人件費対策としては、いろいろ市職との協議、交渉が必要でございますが、定期昇給等の問題も今後取り組んでまいらなければならない。そうした人件費対策を何とか立ててまいりたいと存じております。

物件費対策といたしましては、各種交際費の節減、需要費の切り詰め、備品購入費の抑制あるいはこうした諸般の施策の中で、事務的にも電算業務の一元化を進めたいという考え方も持っております。

それから、一連の補助費対策につきましては、尿尿くみ取り助成金の削減で今回、料金の改定をお願いしておる問題もございまして。そうした一連の歳入対策の中で、市税の徴収率も何とか1%程度引き上げていく努力も職員ともさせていただかなければならない、こういう考え方を持っております。保育料の改定についても、先ほどいろいろ御指摘をいただいておりますけれども……。

○ 議長（横田憲治郎君） 市長、具体的には時間がかかりましょから、基本项目的に答弁してください。予算委員会もございまして……。

○ 市長（池田忠雄君） 予算委員会の中で詳しく答弁したいと思います、そうした諸健全化計画を実現する努力させていただきたい。この中で今後とも自主再建の健全化に努力させていただきたいと存じております。よろしく願い申し上げます。

○ 16番（木下甲子三君） よくわかりました。そこで昨年12月財政対策委員会というのが設置され、議会からもこの対策委員会に何人かの先輩の方が参加しておられるようでございますが、

あくまでも、市の主体性をもってやっていただきたい。議会からこう言われたから、というのではなく、市長の責任において財政再建計画を実行していただきたい、このように希望しておきます。

以上で終わります。

- 21番(直村静二君) 関連ですが、市長が答弁しておったときに、議長が「一般質問やから、予算委員会があるんやからそのときでええでしょう」ということでなく、それやったら逆に再建計画の資料等について質問したいと思います。その発言だけです。
- 議長(横田憲治郎君) 重複した答弁の中でそのように申し上げたわけです。理事者に確認しておきますが、予算委員会で再建計画の資料は提出すべきだと思いますので、その点予算委員長のもとでお諮りいただく中、理事者として努力していただきたいと思います。

○

- 議長(横田憲治郎君) 次に28番・坂上國治君。
- 28番(坂上國治君) 通告に従いまして一般質問を行います。きょうのこの通告はほんのわずかでございます。いろいろと聞きたいことが山積しておりますけれども、幸か不幸か、予算委員会の委員として組まれておりますので、まず、去る12月の議会でいろいろ問題になりました工事請負入札の内容についてひとつお聞きしたいと思います。

12月19日開会の定例市議会におきまして、工事請負契約の問題に入って議論が百出、どうにもならないという状態に陥ったわけでございます。それがために流会に等しいようなことになったわけでございます。その後、1月17日、臨時議会を開いてようやく結論を出したということは、理事者の方々もよく御承知のことだと思います。今後、そのようなことを二度と起きないためにも、これは理事者が肝に銘じていただきたいと思います。

まず、私が聞いておきたいのは、指名委員会のメンバーは何名で、どういう方々によってつくられておるのかということをもまず1点お聞きしておきたい。

また、本市の入札の方法はどうなっているのか、入札の最低価格で落札するのか、あるいは予定価格というか、限度額というか、そういうものがあると思うんです。これによって他市がいろいろやっておると聞いておりますが、本市の場合、これらのどちらをとってやってるのか、この点についてはっきり御答弁を願いたいと思います。

次に、CランクあるいはDランクという零細な業者がございまして、このC、Dランクの業者の育成という面からも、一つの企業体としてB、Aランクの仕事させざる気持があるのかなのか、これはあくまでも、業者という名前のみでほったらかしにしているのかどうか、ここらをもひとつ聞いておきたいと思います。

それから以前には3千万円を限度として、それ以下は市長の専決処分であったわけございま



す。しかし、法律が変わってから、9千万円以下は市長が専決処分できるようになっております。いつのときでも、それをええことにしてやってるように私は思うんですけど、一口に9千万円というものは非常に安い、われわれとしては大金でございます。そういう面から、法律では9千万円以下は市長の専決処分となっておりますが、勝手な言い分分かりませんが、私はせめて1千万円程度の事業をやるときには、どんな方法でも結構でございますけれども、和泉市の審議機関の代表者である市議会議員ぐらいいは知らせてほしいと思うんです。鳥もカラスも飛んでしまうてから知らせてもろうても何にもなりません、市民に申しわけのできるような時期、着前の前か、入札に入る前か、これは理事者の御意見を聞いてから、またひとつお聞きしたいと思います。

いままで申し上げた点について、ひとつ明快なる御答弁を願いたいと思います。簡単な一般質問でございますけれども、理事者の答弁のいかんによっては再質問を留保いたしまして、私は終わりたいと思います。何遍も申し上げますけれども、的確な答弁をいただかない限り、きようは発言したとき11時を回ってますので、恐らく午後1時からまたやらせてもらうかもわかりませんが、答弁のいかんによっては、晩までやらせてもらうかもわかりません。市長の申されておるように、和泉市再建のために、ということで努力してくださってるので、われわれはそれ以上に和泉市再建のために努力しておりますので、その点はひとつ議長さんのお許しもいただきたい。何もいたずらにしゃべってるんじゃなく、和泉市再建の意気に燃えておりますので、そこらの辺よろしく願い申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。
- 助役（坂口禮之助君） ただいまの御質問に対しまして、私からお答え申し上げたいと存じます。

冒頭、いろいろおしかりを受けてございますように、12月定例会におきましては、工事請負契約につきまして、御指摘のような経過で最悪の事態に立ち至りましたことにつきましては、私たちが強く反省いたしておる次第でございまして、今後、かようなことのないように、特に工事請負契約、入札等のことにつきましては厳正公正に執行していくべく、関係者様を正して行いつつあるわけでございます、その点ひとつ御理解を賜りたい、このように存じます。

まず、具体的な内容についてお答え申し上げてまいりたいと存じます。

第1番目に、本市の指名委員会のメンバー構成はどうなってるかということでございますが、昭和52年10月に和泉市建設工事請負業者指名委員会規則というものが制定されてございまして、その規則の第4条に委員会構成が記載されてございます。助役、私でございます。それから参与の職にある者、現在、西川参与、林参与の二人でございます。それから財務部長、建設部長、

市民部長、産業衛生部長、水道部長、改良事業部長、それから教育委員会の管理部長、これが常設のメンバーでございます。そのほかにいわゆる工事を直接担当しております農林課長、建設総務課長、水道部総務課長、改良事業部の総務課長、これらがそれぞれの担当部局の事務局ということで委員の一部に加わってございます。そのほかに工事請負入札の業者指名を決定する場合にはその工事の主管している部課長さんも加わっていただく、こういう組織構成になってございます。

委員長は、規則第4条第2項によりまして助役の職にある者をもって充てる、このように規定されてございます。したがって、現在、私が指名委員会の委員長の職を承っているとということでございます。

それから、第2点の入札の方法でございますけれども、現在行っている入札のことにつきましては、いわゆる予定価格というものを、その工事の予定金額のランクによってそれぞれの価格を入れる職が決まっております。50万円未満は担当部長さん、50万円以上200万円までは助役、200万円以上は市長、それぞれ入札の直前に予定価格を入れさせていただく方法をとってございます。予定価格は、設計金額と工事内容等を現課からいろいろそのときの事情を聞きながら一定の価格を入れ、さらにもう一つ、予定価格よりダウンさせた価格の限定価格を採用しておるわけでございます。その予定価格と限定価格の範ちゅうの中で最低のものを落札者と決める。こういう方法で現在までやってきておるわけでございます。したがって、一応、限定価格が動いてございます場合、限定価格よりもさらにその下の価格で入札があった場合、一応失格ということの方法をとってございます。

次に、3点目で……。

- 28番（坂上國治君） いま、指名委員会の委員長さんである助役さんから詳しく御答弁をいただいたわけでございますけれども、非常にたくさんの方々によって指名委員会がつくられてあるということは、私、恥しい話ですが、いま初めてわかったわけでございます。私たちとしては常にそういうことに経験の深いの方々によって構成されるもんやと考えておったんですが、現在では、課長さんまで指名委員会に入っているとということ、これは多いほど結構でございますけれども、ただ安いからといって落札させないということについては、限定価格を下回ったものは失格、そこで、いよいよ問題はおもしろくなってくるんですよ。安いから一定の業者がよけい仕事を取るんだということではないとすれば、だれから限定額というものが漏れてるからそこへかたまるんだという考え方が出てくる。

私たちは常に先ほど申し上げましたように、和泉市再建のためにはあらゆる努力をし、事業一つにしても安い金額でやってもらうということは、やはり市の財政にプラスになるわけです。だからといって、最低の業者にさせるといっても、いろいろ問題もあると思うんです。だから、現

在の制度がええとか悪いとか申し上げませんが、なぜこれくらい一つの業者にかたまるんか、大きな仕事もやり、小さい仕事もやる。これは名前を出して申し上げませんが、この周辺の小さな仕事もほとんどやってる。これはどこからか漏れてると思うんですよ。何かあるとしか考えられないと思うんです。

私は、いままで片寄ってもいたし方ない、安いのであれば結構やと思っておったんです。しかし、安いもんは失格やという。そうすると一番実力のある業者は持ってこいです。指名委員会のこれだけ多勢のメンバーであれば、それを漏らすのには持ってこいです。3人や5人なら、責任は3人や5人にあるが、これだけ多勢の人だと、ちょっとぐらい漏れても「わしは知らん」、「わしも知らん」と、便所へ入ってまんじゅう食うたような顔ができるわけです。せやから、これは考えてほしいと思うんです。これと関連したことがここにまだ出てきますが、後の答弁でまた再質問していくつもりでございますが、これは漏れてる、漏らしてるとしか私は考え方はないんです。

皆お互いに見積もりして出してるんです。せやから、皆同じような線やと思います。しかし、和泉市の財政がこんな状態やから、少しでも安うやっただと思ってる人がほとんどやと思う。しかし、その限度額にとどまらないかんねんやからね。これは十分考えてもらいたい。普通は設計管理がついてるから、これは最低価格でやしたらええと思う。図面も仕用書も出し、監督もついてやるんやから当然ええと思う。そこらを今後、理事者の方で十分考えてやっていただきたい。後の答弁でこの関連性のある問題がありますので、最後に、またまとめて質問したいと思しますので一つずつお願いします。

○ 議長（横田憲治郎君） 次。

○ 助役（坂口禮之助君） それでは、第3点目の問題についてお答え申し上げたいと思います。第3点目の御趣旨は、いわゆる現在、A、B、C、Dという4つの市内業者の格づけが行われてるわけでございますけれども、CあるいはDの零細な企業だと存じますが、それらの方々が一つの企業を組んできた場合、Bランク並みの請負契約の指名に入れることができるかどうか、こういう質問だと思えます。

○ 28番（坂上國治君） それはもう一つ後の質問やと思うんですが、前の分が抜けてる。同時に入札して落札し、同じ期間内にやるような入札に対しての指名の問題です。

○ 助役（坂口禮之助君） ちょっと聞き漏らしました。申しわけございません。

○ 28番（坂上國治君） もう一遍言いますが、この中で私は十分申し上げたつもりですが、恐らくろくな質問もようせんやろうということで、性根入れて聞いてくれなかつたんやろうと思えます。それだけなめられたということは非常に残念やと思えますが、もう一遍申し上げます。

入札して落札者ができたが、それと同時期にまた入札があるというときには、その落札した人を省くのか、その人も指名に入れるのかということをお前は聞いたはずだ。理事者がこれくらい多勢おるんですが、皆さんも聞いてませんか。聞いてなかったら、原稿持ってますので、もう一遍読ませていただきます。

- 助役（坂口禮之助君） 申しわけございません。ちょっと私の聞き漏らし等がございまして、まことに申しわけなく存じております。

入札行為と申しますものは、その工事の設計管理が完了いたしまして設計の審査が終わった時期にそれぞれの現課から入札行為をしたいということの申し出があるわけでございます。いわゆるある工事に対しまして、請負業者の指名がどのようなメンバーによってやるかにつきまして、それぞれ工事担当部局の事務局においてリストアップしてくるわけなんです。したがって、一つの工事の入札が終わり、ある業者が落札している、その落札者そのものの年間工事量が非常に片寄っておるという状況にある場合、その業者を外す場合もございまして。ただ、4つの部局に事務局が分かれてございまして、横の連絡等が不十分な場合もあるかも存じませんが、できるだけ指名の回数というものは、土木なら土木、建築なら建築の業者の指名回数というものを、年間を通じてできるだけ均等に持っていくという配慮でもって行っておりますので、一方的な片寄りというものがないように十分心がけてやってまいっているわけでございまして。したがって、同一の4つなら4つの請負の指名入札を一遍にやるという場合には、同じ土木の場合なら、同じ土木の業者のメンバーで二つ同時に入札を行うこともございまして、できるだけそうした重複を避けるようにという配慮はいたしておるわけでございまして。

以上のような状況でございます。

- 28番（坂上國治君） そここまで配慮しながら行政を進めてる中で、この12月の定例会のような会期内でおさめることができないようなことがなぜ起こったんですか。あのときの金額はたしか11億ぐらいやったと思うが、その中で業者一人で8つの事業で7億5千万ぐらいあったと思う。ところが、この問題の焦点になったんじゃないかと思う。あんたら、それが適当やと思ってやったのか、今後もそのままやっていこうとするのか、私はそれを聞きたいために、わざわざこうして口角あわを飛ばして質問してるんです。それやのに、何ちゅう答弁してくれるんや、あんたは。あんたらが、いま言うてるようにやってるんなら、こんなことを私が言う必要はない違いますか。

私は常に言ってるでしょう。自分とこの力で一生懸命やって仕事を完成できるような業者にやらせてほしいと。そのためには、全市的に零細な業者にもやらせてほしいと思う。これね、自分の手でできなかつたら、一割なら一割の口銭を取って下請けさせるわけや。それを自分の手でや

る人にやってもろうたら、一割というものを考慮して入札してくれると思う。しかし、そうした場合には、それは限定価格より下がる。そうなると、和泉市の行政はずさんと言われてもしょうがない。限定価格と予定価格が高いから誠心誠意見積もってやったら皆はねられる、高う入れなしょうがない。高う入れて落ちたら、よそへ譲っても口銭取れるようなシステムと違いますのか。

あんたら、口で言うてることと行ってることが違いますよ。市長もいつも言うてる、紙一枚、鉛筆一本と、こんなもん、紙一枚、鉛筆一本と違いますよ。例を挙げると、私も(寺)の役員をしておりますので入札したんです。高いのは1億超えてます。大手業者3社入ったが、落札したのは6千万円です。これは親方日の丸やなく、われわれの身にかかってくるから一生懸命です。わしは建設の委員長として何回かやったが、そういうことなんです。

せやけど、あんた方は損したかて自分の腹痛まん。ただ、12万市民にかぶせたらええんやという考え方をしてもろうたら困りますよ。しかし、どうも私はそういう傾向があるように思う。そうでなかったら、自分の身に振り返ってやろうとしたら、何回も業者を呼び、設計士と打ち合わせて、叩くだけ叩いてやるのがたてまえですよ。先ほどの助役さんの答弁では、そういうようにやっています、いままではこうやったが、これから改めます、と違う。やっています、ということや。やっそる中で12月議会あるいは1月の臨時議会みたいなことがなぜ起こるんやとわしは言いたい。

私の質問の要旨をよく聞いてほしい。二度とこういうことを繰り返さないようにやってほしいと前置きしたが、まだ繰り返す可能性が十分あると思うんです。せやから、ここでひとつ落札した人には遠慮してもらおう。そして、その仕事ができ上がったらまた指名に入れるという、私はそういう考え方をしてほしいと思うが、先ほどの答弁では反省の色もない。われわれは言われるまでにちゃんとしているという。それにもかかわらず、12月議会のような問題が起こる。いたずらに議会を混乱させるようなかっこうに持っていく。あんたら、えてしてそういう形をつくってやってるんですか。そうしてほしいためにやってるんですか。

こんなこと、いかにどの議員であろうと、口角あわを飛ばして改めて言いたくない。しかし、もっともらしい答弁をしてもらわんとね。先ほど言うたこと聞いてくれたんならこんなことはなはずや。何も聞いてない。こんなんやったら、きよう一日私がしゃべらせてもろうてもらちがあかん。先ほども議長にお願いしていますが、これは市民のために徹頭徹尾やらなしょうがない。しかし、そうなったら、あっちからもこっちからももらいが少なくなる。しんどいと言う人がおるんなら、市の職員としての価値はないと思う。そういう市民を裏切るような人なら、堂々と私はやめてもろうたらええと思う。

せやから、これは助役さん、あんたに答弁に立ってもろうてもあきませんわ。わしの言うこと

をちょっと聞いてくれんと、忠実にやっています。何も忠実と違う。それやったら、12月のようなことは起これへん。あんなことはまれですよ。しかしながら、それに対して反省の色がない。これであたりまえと言うんやったら問題になりませんね。昔のたとえにもあるでしょう、「聞くは一時の恥、聞かぬは一生の恥」ということもある。あんたら、それと同じことや。せやから、こんなことしゃべるだけわしらあほや。せやから、納得のできるような答弁、わし一人と違いますが、各議員さんが納得できるような答弁ができるんやったらしてくれたらええし、そういう納得のいく答弁をようせんのかやったら、これは議長に頼んで休憩でもしてもらってね、あんたら一遍相談しなはれ。

○ 助役（坂口禮之助君） お答え申し上げます。

いろいろの御指摘痛み入ります。いわゆる指名の回数あるいはその基準等につきましては、実際に入札の結果落札した業者の手持工事量等も今後十分検討いたしまして、指名委員会等に提案される段階では、現在、その業者が本市の受注を幾ら持ってるかということも資料として提案させ、そうしたお考え方等を十分参酌しながら、今後の委員会の運営を円滑に図っていきたい、このように存じております。

従来までは、それぞれの委員会に提案される業者につきましては、いわゆる過去の年間工事量の消化された金額あるいは従業員数、技術者数、その会社の資本金等をそれぞれ参考資料として提案してまいったわけでございますが、仰せのように、その業者がその年度においていかほど手持ち工事を持ってるかということも、適正に円滑に工期内に工事を施行していただくという観点からすれば、確かに重要な一つの要素だというふうに存じます。したがって、今後の委員会にそれらの資料等も提出させながら指名業者の決定を行っていきたい、このように存じますので御理解を賜りたいと存じます。

○ 28番（坂上國治君） いや私、これは指名委員長さんでなかったらここまで言いませんよ。しかし、指名委員長さんの答弁としてはお粗末ですよ。私の言うてることが悪いと思っているのか、どう思っているのか知らんが、仮にそのとおりやとあんたが思ったら、即刻、ひとつ委員会で話し合います、と言ってくれてあたりまえやと思う。ところが、何か奥歯にものをはさんだようなことで、われわれのやってることはあくまでまともなことや、お前は何言ってるんや、というように聞こえてならない。だから、この一般質問が終わるまでに、最終の日でも結構ですから、これはこうなりました、ということをもう一遍言うてくれますか、この件については。

○ 助役（坂口禮之助君） よくわかりました。その間に委員会も招集いたしまして、きょう御提案いただきました問題等についても協議いたしまして、その結果を御報告申し上げます。もちろん、市長の御指示もいただいた上で御報告申し上げます。

○ 28番(坂上國治君) 非常にこういうかっこうになり私は不本意ですけど、一般質問というのは、そのときその都度的に答えていただき、こうする、ああするというのが普通やと思うが、私はこれだけ譲ってるわけです。しかし、これは何遍も申し上げますけれども、12月議会のようなことを繰り返さないように十分肝に銘じ、私利私欲というものを全く外してほしいと思う。私利私欲を外して和泉市のために、という気持ち、これは委員長さんだけやない、委員長さんがよそへ漏らしたりするとは思ってません。しかし、その下にだれかそういう人があると思いますので、それらを十分チェックしてもらわない限り、どのくらい皆さん方、また、議会の方々が一生懸命努力しても、とてとて再建に結びつけることはむずかしくなってくる。入札はできるだけ安く、しかも良質なものをつくっていく、これでこそ、私は伸びていくと思う。

われわれから考えて、あんなもんつくらんでもええのに、と思うものでもつくってます。しかし、これはわれわれ審議機関と理事者との違いで、われわれには執行権というものがないから、悲しいかな、それをどうすることもできません。実は、この28名の人は気の毒な人らや、われわれは何でも勝手にやってるが、あの人は執行権がない、かわいそうやな、という親心をもってやってもらわんとね。議会やってる間は、あいつら悪い節で歌ってるのを聞いていたらええ、議会すんでしもうたらわれわれの天下や、とそんな気持ちになってもらうたら非常に市民が困ると思います。ひとつその点については、この一般質問の最終段階に納得できるような答弁をお願いします。

○ 議長(横田憲治郎君) 次。

○ 助役(坂口禮之助君) 次の第3点目等についてお答えしたいと思いますが、その前段で、指名委員会の構成が非常に多うございまして、その中でいわゆる予定価格等が漏れる可能性があるんじゃないかという御指摘でございますが、指名委員会では、予定価格が幾ら、限定価格が幾らということは一切協議をいたしてございません。これは先ほど申し上げましたように、50万円以下は部長、50万円以上200万円までは助役、それ以上は市長が、入札の直前に現課から予定価格を取りに来られて、現課の担当課長と市長、われわれ等で二人だけしか内容がわからないわけです。入札の予定価格を入れるのは私と担当課長、その場で封をいたしまして、そして判を押して入札の場所へ直接行かしますので、その点については、恐らく漏れる可能性はないんじゃないか。私が入れたやつを私がもらった、市長が入れたやつを市長がもらったときは別ですが…、少なくとも、われわれが執行する立場においては、そのようなことは絶対にないと思います。

議員さんがおっしゃいますのは、あるいは設計金額等が設計事務所等いろいろ営業努力の中で関知するような場合もあるかも知れませんが、入札の予定価格並びに限定価格が漏れているこ

ことはない、このように思います。

- 28番（坂上國治君） いまお聞きして、全くそのとおりやと思います。ということは、助役さんがやれる金額は微々たるものです。そうなるとほとんどが市長、そういうものをだれにも相談せず、仮に漏らす場合には漏らしやすいわな。ほとんどが市長の肩にかかってきますね。私は先ほどからいろいろと指名委員会を責めたが、非常に申しわけないと思います。市長が予定価格を入れる入札がほとんどでしょう。そうすると、これは大体その日やないとわからんと言うが、これはわかってますよ、そんなもの、わからなかったら入札させませんよ。何百何十円まではわからなくても、大体のことはわかってます。そうすると、いろいろ電話連絡でもして知らしてんやないか。どう考えても、一つの業者にあれだけのものが流れていくということは、だれかから漏れてることは間違いない、そう思ってきたんです。

ところが、いまの助役のお話を聞くと、これでは市長が漏らすよりほかに漏らす人がないな、という考え方に改まったんです。せやから、後日に答弁してくれるんやが、できればきょうのうちには市長から、今後はこうします、とはっきり言うてもろうたらその疑惑も晴れてくる。しかし、いままでやってることは何も悪くないという調子やったら、どうしてもそこへ水が流れるし、わしは流します。

- 市長（池田忠雄君） 坂上議員さんの御指摘に対してお答え申し上げたいと存じます。

いま助役が申しあげました意味は、予定価格を入れるというのは、たとえば入札が10時なら、その直前でございます。そのときに担当課長が予定価格並びに限定価格を入れに私の部屋に参ります。そこで入れて厳封して会場に参り、入札を行うということでございます。神かけて、入札の予定価格なり限定価格が漏れることはないとは私は信じておりますし、確信もいたしてございます。

ただ、議員さん御指摘のように、入札して同じ業者が再々落札するということについての改善措置の問題につきましては、先ほど来、助役から御答弁を申し上げておりますように、12月あるいは1月に非常に御迷惑をかけてまいりました。いろいろ御指摘をちょうだいしております。いろいろと改善方については、私の方からも助役に申しつけをしている点も諸点ございます。その上に立って、指名委員会なりに一つの結論を出させなければならないと私も存じております。

ただ問題は、いますぐに一つの業者が多くの仕事を受注するのは望ましくないという御指摘でございますが、そうしたことが起こり得ない措置ということで、受注量あるいは現在の工事高の問題等に関するからみ合わせの中で適切な措置をとるように、私の方からも指名委員会に申しつけを強化させていただきたい、こういうふうに思います。

- 28番（坂上國治君） 市長は「神かけて」というところまで言うてるんですけど、これはだ



れでもそう言います。ということは、ちょっとおかしなうわさを聞いて、泉北環境の亀岡にも私はちらっと言うたことがある。ところが、「そんなことは神かけて…」と言うたのに、あれだけの悪いことをしておったことが現実にあるんです。現在の和泉市の市長を亀岡と同じように疑うわけやございません。そこまで誠心誠意やってくれておるんなら結構やな、と私は思ってます。しかし、泉北環境でもそういうことがございましたので、誠心誠意前向きで皆さんが納得のいく答弁をしてくれたら、そんな疑いがかかることもないんやしね、そうでしょう。そこへもってきて、和泉市はいろんな面で大きなプラスになっていくやからね。これは理事者と議会ですが、もし私が和泉市の不利になるようなことを口走ったとしたら、理事者の方から、「坂上、それでは和泉市が困るやないか」とあべこべにおしかりを受けても、私は甘んじて受けます。ひとつ遠慮なくしかっていただいたら結構やと思います。それと同時に、私の言うことも「良薬口に苦し」という気持で理事者も聞いていただき、進めてほしいと思います。

○ 議長（横田憲治郎君） 次。

○ 参与（林 徳次君） それでは、後の御質問の点、私からお答え申し上げます。

まず、業者の格づけの問題のうち、特に下位のC、Dランクの育成につきまして、企業体等でも指導しながら引き上げていくように企業の育成を考える用意があるかという御質問であったと存じます。

特定のC、Dクラスの業者等につきまして、いわゆる企業体等をつくってBクラスに認めてやろうといった端的な措置はちょっとむずかしゅうございます。御存知のように、建設業の協同組合もございますが、下位業者につきましては、組織に加入していない業者も多うございます。まず基本的には、私ども、ごく最近そういった市内の下位業者の会合で、大同団結して力をつけていくべきじゃないかという協議を行ったことがございます。基本的には、そういった中で対処すべきではないか。各市ともそういった方向がございまして、本市も最近、新規の中小業者がたくさんございまして、そういう点で基本的な対処を考えたいと思います。

なお、具体的には、さてそれではC、Dクラスが数社企業体等の届け出があった場合、これは心よく受け入れていきます。もちろん、内容は点検させていただきます。同クラスの業者であっても、異質の企業という場合、同業種のみが企業体等、いろいろ内容が千差万別でございまして、その内容を点検させていただき、基本的には、それを認めさせていただくという考えを持ってございます。

以上が下位業者、特に企業体組織という方法でもって育成していったらどうかという御質問に対する私どもの従来からの考え方でございます。

次の点は、従来、議会で御議決をいただくことになっておりました工事請負のランク8千万円

が9千万円に法改正があったということから、先ほど、1千万円以上の場合一定の通知をしてほしい、するべきではないかという御意見でございますが、3千万円が9千万円に上がりました際、この本会議でもたしか幾つか御意見を承っております。その際、3千万円以上につきましては、従来どおり御議決という形をちょうだいするわけにはいきませんが、何らかの方法でお知らせしたいというお答えを申し上げております。最近でございますが、建築の場合は8千万以上、土木は3千万と限りますと少のうございますので、現在の市の発注状況を勘案いたしまして、1千万円程度以上というふうに取り扱いをしたい、これは最近の考え方でございまして、現在まで、特にそういった形でやってきたというものではありません。今後、御意見を参酌しながら、そういった取り扱いをさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

- 28番（坂上國治君） 林参与、あんたがそういう答弁をしてくると、私はもうぼつぼつやめようと思うとも言わなければいたし方ないことになってくる。きょう質問したのは大体1千万以上ですが、しからは、3千万円以上のものをどういう方法で全議員に連絡ができてますか、できてませんやろう。それと、土木については1千万円、そんなら、いま私があんたに言わんとするのは、伯太の放光池は何ぼで落札したんですか。28名の議員はおろか、地元議員にも言葉もかけんと、それがために大きなトラブルが起こって、業者に一服してもらうたんと違いますか。それにもかかわらず、大きな面さげてそんなことよ言えたな、市長、参与けしからんぞ。自分のみぞからさらえてこい、それやったら、

こんなことわしは言いたくない、言いたくないけど、そこまで無視されてね、無視した人間に対して、そんなことおめおめとよ言えるわいな。何も私は、一般質問は参与にやってくれと言っていないぜ。これは市長、助役ということに限定してある。そんないやみを言いたさにあんたが立たんか知らんが、立つなら立つで、もうちょっとらしい答弁をしてほしいと思います。

地元議員は私と竹下議員さんですが、地元議員がぼんやりしてたんか、放光池の問題であっちからこっちからしかられた。だれがさせたんか。建設部の参与として、部長としてのあんたの責任と違うんか。それにもかかわらず、建築は8千万円、土木は1千万円やってる、いままで全部やってるよな言い方やないか、何もやってない。これには皆怒ってると思います。この間、非常にもめて一時ストップ、この中へ入って話し合いをつけた。それにもかかわらず、そんな答弁してもらったら困る。

こんなこと私は言いたくない。言おうと思っていなかったが、あんたのいまの答弁を聞いたら黙ってられないから言ってる。3千万円とか9千万円とか、あんたらの言うてることと違いますよ。いままで3千万円以上やったが、改正によって9千万円以上になったが、それ以下のやつ

をどうするかというのが私の質問ですよ。市長、助役もずるい。自分らは避けて参与に言わせる。合図してそうさせたんか知らんが、そんなことぐらい市長、自分で言いなさいよ、専決するだけの権限を持ってるんでしょ。円満上どうするか、こんなことはむずかしいことと違いますよ。今後はこういうふうにしてこうやっていきます、ということぐらい、わざわざ所管の部長、参与に言うてもらわなくても、自分の口から言いなさい。よけいなことやったら何ほでも言う口を持ってらんやから、こんなことぐらいあんたから言いなさい。

- 市長（池田忠雄君） いろいろ御指摘をいただき恐縮です。先ほどから林参与からお答えさせていただきましたように、議決事項としての点と、議員さんに対するこうした問題についての御報告ということでの御質問でございます。ただいま参与がお答えいたしましたように、今後とも措置させていただき、御報告させていただきたいと存じております。よろしくお願い申し上げたいと存じます。
- 28番（坂上國治君） 先ほど申し上げましたように、何かの形で議会議員全員にわかるような方法で連絡してくれますな。そうしてもらわんと、仮にプール一つできて、この前どなたか発言があったが、どこそこの学校のプールができたか、だれも知らんということでは非常に困りますのでね。同じように道路にしても、あそこの道路がよくなったな、と言われてもわからない。100万や200万のことまでいちいちやれと言うのは無理やと思います、やはり1千万以上となれば大金です。市がしたことについて議員が知らんのかということでは市民からも無視される。ちょいちょいあるんです。今後はそういうことのないように、各議員に連絡を徹底していただくことを約束していただけますな。まだ十分でないところもございますが、時間もちょうど12時をちょっと経過いたしましたので、また、後の質問の方もございますし、私は予算委員会等を通じて質問させていただきますので、一般質問はこれで終わります。

- 
- 議長（横田憲治郎君） ここでお昼のため一時まで休憩いたします。

（午後零時5分休憩）

---

（午後1時30分再開）

- 議長（横田憲治郎君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。1番・寺田 茂君。
- 1番（寺田 茂君） 今回の一般質問、私と天堀議員が共産党を代表して質問するわけですが、基本的には、天堀議員が総括的な質問を行います。私はその中で昨年12月、共産党議員団から市当局に基本要項4項目、個別78の詳細な要望を提出したわけなんです、この基本的な問題で提出した時点、それから現在まで若干の動きがありましたので、このことを基本的

に市長にまず第1点目としてお尋ねしたい。

御承知のように予算編成に対する私たちの要望書、これはもう当局の方では読んでいただいたと思うわけですが、一般行政の基本から同和行政の基本、そして市財政再建の基本、豊かな町づくりの問題、この4点を出してあるわけです。この中には、何といたっても54年度予算編成に当たって公正な行財政の運営、福祉優先、市民生活擁護を主体としておるわけなんです、特に第1点目の予算要望に基づく、いまから申し上げる問題については、市長に御答弁をお願いしたいと思います。

市長は、過去3回の予算議会を経過されました。市民からいろんな苦情の問題の中にかかわらず、公共料金の連続値上げというものが、今回の54年度でも大きな10項目から成る値上げ問題が出てきておるわけです。池田市長は選挙の公約で、特に全体から見て市民との対話が一番大きなものであったのですが、果たしてこの3年間、そういった市長の公約に合わせて実際の市民に対する問題点、それから、施策を進めていく中でどうであったかという問題がございます。私が残念に思うのは、今回の54年度予算の中で、先ほど申し上げた4年連続の公共料金値上げを初めとしていろんな問題の見直しもあり、また、市の補助金の肩がわりといった市民負担が出てきておりますので、その辺について、市長の基本的な態度をひとつお聞きしたい。

2つ目に、朝から他の議員さんからも出たんですが、再建団体転落寸前という市財政の見直しの問題で財政対策委員会がつけられ、議員さんも6名が参加され、いろんな角度から市当局に対して知恵も出し、そして、公正な行政を進めるようにということで提案もされてるだろうと思うんですが、朝からの市長の答弁の中に、健全化計画の提案ということで3つの柱を挙げられ、54年度から3カ年計画でこれをまず実施していきたいということを聞きました。1つは経常経費の対策問題があり、1つは建設事業計画など、3つ目は、同和対策の各種制度を検討する改善計画、こういうものが基本として出されたわけです。これから予算委員会でいろいろ出ていくわけですが、そこで問題も続々細かく検討されると思います。

私は先ほど申し上げましたように、市長の市民対話、市民合意の運営というか、これに非常に欠けた問題がございますし、もう1つは、今回の予算の中で同和関連のいろんな見直し、改善の問題も出てきております。朝からの他の議員の質問で、この財政健全化計画、これについて各議員に配布をどう点もありました。当然のことだと私、考えておりますが、この健全化計画かどこかわかりませんが、一つお聞きしたいのは、3月7日に部落解放同盟といろんな形で交渉が持たれたと聞いております。この交渉のときに、部落解放同盟からいろんな同和地域に対する問題が提起され、そして、長い時間論議が交された。一つは、このときに部落解放同盟から問題提起をした資料というのは一体何なのか。たとえば健全化計画という改善事項というものがその時点で

すでに出され、その上に立って論議されたのかどうか。

私、朝からの市長の答弁の中から引用させてもらって、これは3月7日ですから一週間ほど前このときには、何を根拠に解放同盟の諸君と市長は交渉されたのか。たとえば、この部落解放同盟大阪府連合会和泉支部というところがいろいろ資料を出してるんですが、2月9日に池田市長が8項目の同相対策削減計画を支部側に提示されたとありますので、この提示されたのは、何を提示されたのか。私は、恐らくこの健全化計画改善事項ではなかろうかと思いますが、そうすると、先ほどの答弁とはかなり食い違った、議員が全然知らない問題が、ここでもうすでに交渉材料として取り扱われたとしたら大変なことだと思いますので、これをひとつ市長の方から明確にお聞かせ願いたい。

それと、この健全化計画なるものは、これは先ほどの議員さんからもありましたように、この第1年目としてこの予算書がつくられてると思うんですが、この交渉のときにいろいろ話があって最終的に休憩後、市長が、この同和関連については再度前向きで検討するとかのお答えがあったというふうに私、聞いたんですが、ここで一遍はっきりとそのときの市長の態度を明らかにしてもらいたい。

そうでないと、私たちは予算委員会に入って行く中で、この予算書はすべてそういう形でつくられてますので、これが崩れてるんだとしたら、予算書そのものが違った予算書になるのでして片方でそう言ってるのに、この予算書を審議するなんてばかなことはできませんので、その辺ひとつ明快に多分お答えだけでいけると思いますので、私、明快に質問したつもりなんで、それがあつたかなかつたか、また、その資料はどうであったか。そして市長の態度はこういうふうに決めました、ということだけで十分私は察知できると思いますので、私たちの予算要望書の4つの基本点について、大きな問題として挙げた点だけをお願いしたいと思います。

また、私の一般質問の内容を提示させてもらってますが、2番目に「市営住宅」という形で出していますが、恐れ入りますが、3番目の「学校経費と予算措置」というのと、いまの段階で差しかえていただきたい。というのは、先ほどの健全化の問題と学校経費の問題が相関連するものですし、市営住宅と後の生活道路の問題が同じ部門に入りますので、恐れ入りますが差しかえて御答弁を願いたい。

そこで、3番目に書いてます学校経費と予算措置について、これはまず、学校経費という消耗品、備品という観点で見ただけならば、なおわかりやすいと思います。今度の予算書でも小学校費で消耗品費が1,512万余、備品購入費830万、計2,342万円という形で計上されておるんですが、いままでいろいろと父兄負担とかが重なる中で、果たしてこれだけの消耗品、備品費で市、教育委員会がどう考えてるのかということが一つ。

それと、私はこういう予算はどこから出のかだけお聞きしたい。たとえば消耗品、備品を合わせると2,300余万円ですが、もちろん均等割という形ではいきませんと思うが、学校配分という形でそれぞれの学校と相談し、その学校に見合った額を配分するのだと思います。こういった分配の中から、たとえば教室の黒板などはどここの予算から出のか。備品という形の中で、その学校単位で賄う問題なのか。黒板が非常に古くなると、端の方の席では黒板が光ってチョークの字が見えにくいので、先生によっては、生徒さんに真中に寄ってもらってる、そういうことがかなり起こってきている。これは教育の基本、また、学校の教育上から見ても、こんな不細工な情けない話はないと思いますので、この辺の経費はどこで計上され、どういう形で新しく塗りかえるとか、そういうことをされるのか、この点をひとつお聞かせ願いたい。

それから、学校問題の2つ目に、今回、給食費の水道料保護者負担という形で、これも財政健全化の一つとして挙げられてるわけなんです。私は、これも非常に問題があると思います。54年度から給食の水代をもらいます。そして、56年度から電気代ももらいます、こういう形で出てきてます。しかし、この基本的なものはさておき、54年度からこの水代をもらうという、すでに2,406万6千円という額が決まってるんです。これだけの予算を計上するわけですので、さすれば、この使った水代の積算基礎をどうして出すのか、私非常に自分なりに悩みました。水道の使用料を父母負担としてもらう意味がわからない。すでにその辺の数字が出ておりますので、どういう科学的な方法でその数字が出てきたのか、ひとつ明快にお答え願いたいと思うわけです。

次には、市営住宅家賃値上げの基準ということでお聞きしたい。一つは、端的に申し上げますが、市営住宅条例の何条の適用をされてるのか、それから、この計算方法ですが、今回、70%とか2.3倍とかいろいろございますが、どういう計算方法をとってるのか。それと、値上げによる市民に対する見返りなんです、これはどこに置いてるのか。これは多く申しませんので、再質問でお聞きすることになろうと思いますので、この3点をお答え願いたいと思います。

最後に、同じ建設関係なんです、生活道路の問題なんです。いま、具体的に山荘の団地内で舗装が進んでるわけです。私たちは、市道または生活道路の舗装ということでいろいろ進めてきたんですが、市の方としてはいろいろ協議した結果、住民が30%負担ということで何とかお願いしたい、こういうことが内規としてできた。委員会でいろんな質問が出ましたが、若干、委員会で出たのと違うと思うので、ここできっちり聞いてほしいのは、たとえば生活道路を市が住民負担で進めていく場合、まず、市道としての認定の権利を取っておくんだということを私、聞いたんで、その辺どうなってるのか、これが一つなんです。

住民負担、市補助の問題は、現段階で進んでる山荘を一つの軸にしてお聞きしたいわけです。たとえば山荘の住宅地内というのは、道路幅が7メートルか8メートルあって広いのですが、現

在やってるのが4メートル幅の舗装です。ほとんど真中だけ舗装するわけで両端は地道で残っていくわけです。これについて、市としてはどう考えてるのか。負担等の関係で進まないのかどうか分かりませんが、できればね、非常に不細工な話です。私、住宅地内の事故がここで起こりませんかと心配してるんです。8メートル幅で真中の4メートルだけ舗装すると、当然、皆そこへ集中するのが人間の心理です。老婆心というか、そういう心配面を持っておりますので、その辺の基本的な考え方をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

簡単に申し上げましたが、その都度再質問させていただくことを留保いたしまして、終わらせていただきます。

(議長退席、副議長着席)

- 副議長(藤原利一君) 理事者答弁。
- 市長(池田忠雄君) 寺田議員さんの第1点目の予算要望の早期実現という中でいろいろお尋ねがございました。いろいろと党の議員団として予算要望書を御提出いただき、いろいろと拝読させていただきましたが、諸問題について御指摘がございます。私たちに現下の財政実態の中において諸施策を推進させていただいておりますが、御要望の中には、なお時間を要する点、やむを得ない問題点も内蔵しております。私なりに謙虚に要望をいただいております。その中で現下の財政実態の中、使用料、手数料の改定について厳しい御叱責でございます。私たちに、いまの落ち込んだ財政を再建するため、いろんな角度から検討し、何とか市民皆様に御負担をいただきたいという点で御勘案を賜りたく存じます。再建団体転落を防止し、自治権を守り、市民の生活を守り、各種の御要望に今後ともこたえてまいりたいと存じております。落ち込みの一番きついところでございますので、やむを得ずこうした料金改定をお願いしている次第でございますので、その点御理解賜りたいと存ずる次第でございます。

なお、同和対策の諸制度に対する問題、健全化計画について、いろんな点の御指摘がございました。朝ほどお答えいたしましたとおり、今回の財政再建をなすためには、あらゆる角度から見直し、検討をさせていただきたい、こういうことでございます。人件費、物件費あるいは経常経費対策あるいは同和対策の諸制度の中で、何とか御協力をいただかなければならないと内部協議しております。

御案内のとおり、同和施策につきましては、この10年間、部落解放同盟和泉支部の皆さんと協議する中、いろいろな精査が現在行われてるわけでございます。諸制度の見直し、検討について、和泉支部の皆さんの御協力もいただきたいということで、申し入れをさせていただいてるところでございます。御指摘の8月7日にこうした問題についての説明を聞きたいということで寄せていただき、諸制度の今回の措置についての説明をさせていただいたことは事実でございます。

その中で、いろいろ地区住民の低住性克服に対する諸制度でございますので、これの見直し、改善については、なかなか御理解の行き届きにくい、いろんな憤りの声を拝聴したのも事実でございます。私たち理事者といたしましては、財政再建の今日の実情の上に立って、何とかやむを得ざる措置として、こうした諸制度についても御協力をいただきたいという姿勢でいろいろ御説明申し上げたのは事実でございます。その中でいろんなお声も聞かせていただいたわけでございます。何とか財政健全化3カ年計画を達成させていただきたい、こういうふうに存じておる次第でございますので、よろしく願い申し上げます。

○ 1番(寺田 茂君) 朝からの議員さんも、もう少し具体的にという話もあったと思います。私、かなりこの件については、明確に御質問したつもりなんです。たとえば先ほどの健全化計画案もそうですし、8月7日の解放同盟との交渉の基礎になった資料は何かということ、これだけはすぐにわかりますね。あなた方から2月9日ですか、解放同盟の方にこの8項目が出てる。だから、私は聞いてるんです。これが別個の問題だといえ別ですが、この時点で8項目出てるといふことは、予算書はまだないでしょう。私らもないですからね。ここに出てるのは、あなたの頭の中だけの問題だったら、あなたはすばらしい頭でよろしいが、そんなことはない、2月9日の時点で出してる資料は何ですか、と聞いた。それが一点です。

それと7日には、最終的にどうして帰ってきたか。いまのようなことを頼んで、向こうはそうします、となって帰ってるのか。私は、そうではなかったように聞いてます。あなたは、本当のことを言うてくれたらいいんです。これから再建計画をやっていこうとするんですから、はっきり言ってもらうたらええ。

最初に言うたように、市民合意、市民さんとの対話と言いながら、何も対話してない。それやったら組織つくって皆来ますよ。しかし、やはり責任持った市長がやるんですから、ある程度皆さんが理解して注文つけてない。だから、交渉の経過を明確に言うてくれたらええ。こうやるんやから、一般市民もこうやとね。そうでないと198億の全然計画はつぶれますよ。その基礎によってこの予算書はできると私は理解してるんです。そうでなかったら、予算委員会で皆怒りますよ。全然違うんなら、予算委員会で審議できませんよ。

○ 市長(池田忠雄君) 先ほどお答え申し上げましたように、同和の低位性克服、差別をなくすために、という中で、いままで10年間、諸制度の教育あるいは社会福祉の施策を講じ、生活水準の向上を図ってまいりました。同対審答申、特別措置法の中で助成制度ができてきたわけでございます、解放同盟といろいろ市行政が話し合いをしてまいったのは事実でございます。

しかし、このような情勢では、こうした諸制度についても見直し、改善をし、地域住民の方々にも御協力をいただかなければならないと存じております。その中で諸制度の見直し、検討案に



ついて、支部に要請したことは事実でございます。それについて説明を求められたということで寄せていただき、現下の財政事情を説明する中、いかにして同対審答申、特別措置法の中といえども、ひとつ地域住民の方々の御協力をいただきたいという趣旨説明を行ったのは事実でございます。

それに対しまして、やはり同対審答申、措置法の本質からしているいろいろ地域の実態、生活の実態というものについてのお声をお聞かせいただいたのも事実でございます。自主再建の3カ年計画の一環でございますので、そうしたお声についても今後検討しましょう、ということは申し上げたのですが、少なくとも、こうして予算書を御提示しているわれわれ理事者といたしましては、やむにやまれない自主再建の道を歩もうとしておりますので、今後とも再建計画についての御協力なり、市民各位の御理解を得て達成していかなければならない、このように存じておるわけでございますので、よろしく御理解いただきたいと存じます。

- 1番(寺田 茂君) この問題でとやかく言うつもりは余りないんです。その基礎になったものを明らかにしてもらえばいいんです。あなたの言うには、こういう時期だから、財政再建についてのひとつ説明案をもって話した、それに対する解放同盟のその後の動きなり、交渉いただいたということですね。
- 市長(池田忠雄君) 諸制度についてね。
- 1番(寺田 茂君) だから、そのときの資料、説明案でしょう。そういう大事な説明の資料というのは、議会から出てる対策委員の人には渡してるんですか。これだけちょっと聞かせてちょうだい。
- 市長(池田忠雄君) 御案内のとおり、財政対策委員会は、議長歴をお持ちの議員さん方の御参加をいただきまして、また、理事者ともども財政対策委員会を御開催いただきまして、こうした健全化計画をお示しする中で、ただ、いろいろ個々にわたりましては、議会選出の議員さんのお立場もございまして、論議には至っておりません。和泉市の容易ならざる事態を何とか健全化に向けて促進するようという御見解についてはいただいております。大局的な大所高所からの御審議、御見解というものはいただいたわけでございます。その中でわれわれといたしましても、財政健全化に向かって進まなければならないわけで、この計画の実現に向かっていま努力をいたしておる最中でございます。その点ひとつ御理解いただきたいと思っております。
- 1番(寺田 茂君) 質問の要点だけ答えてください。あなたは相当りっぱなお口なんです。私はそんなことは聞いてない。ただ、市長がそういう形で2月9日に説明案として提示したということなので、それに発して、それだったら、苦慮されてる対策委員さんに資料として渡っているのかとお聞きしたんです。大事なことだと思います。その後検討したということは、予算は、

予算措置上の問題として御審議を煩わしてるかもしれませんが、この時点ではね、2月9日のときには渡っていないんですね。それだけ言うてください。

○ 市長（池田忠雄君） 提示はさせていただいておりますが、御審議はいただいております。個々の問題についての御審議はいただけないわけでございます。考え方の基本はいろいろと申し上げて、大所高所からの御審議、御意見をいただいております。

○ 1番（寺田 茂君） その説明案と今回の問題が余りにもきちっといってますので、その辺はおいておきましょう。あなたの言われるとおり、額面どおり承っておきます。

最後に、基本姿勢として、市長が解放同盟との交渉での帰るとき、これは、このままでやるという姿勢で帰ってはるんですか、それとも検討します、という形なのか、ちょっと言うてください。そのまま突っ起るということですか。

○ 市長（池田忠雄君） われわれ理事者としては、地区住民からいろんな御意見も承っておりますが、健全化に向けて進まなければならないという立場がございます。しかし、3カ年の健全化計画でございますので、いろんな点について、今後とも検討したいということは考えてございます。

○ 1番（寺田 茂君） 3カ年計画ですので、市の方としてはそういうふうにやっていただきたいが、やはり住民さんのこともあるので、市としてもそれなりにこの問題は再度考えていくという市長の答弁がありました。そうすると、今度の予算書は初めから見直してもらわんとくずれます。でないと、一般行政はどないしますねん。言うてきたらあなた、交渉しますんやね。ほかにたくさんありますよ。そういう形やなく、私は、もうちょっと明確なものを市長としてやってもらいたい。なぜかと言うと、私、数字を間違ったらしんほうしてもらいたい、ことしの当初予算から見て、194億余のうち同和関連がすべて44億ちょっと出ると思う。きちっと端数まで出してませんが、大体予算の22.7%です。もう一つは、当該年度での地方債が240億のうち142、3億と私は見てるんですが、こういった意味から、今度の3カ年計画でやろうとする健全化計画、これは基本的に考えてもらわんと、なかなか抜本的に前向きに進まんと思います。

それと、私たちは同和行政についても、すべて一律に全部やることについては余り賛成していません。だから、同和減免の問題にしても、所得のある人は、所得のあるなりに問題を考えていかなければならないし、あるいはそれなりにもっと厳しい生活を送ってる人は、それなりの考え方もしてもらわないかん。同和地区の人たちでも一律でない。その点でも後向きではなく、前向きに地区住民全体を考えてもらわないかん。科学的でないと見てます。

いま市長が答えたように、皆さんが腹くくってね、部課長もそうでしょう、これを作成するときには、一生懸命にやろう、どうにもならないところにきてるんだ等々、いろいろ書いてますよ。

それだったら一般市民は怒りますよ。片方には言うとして、片方は無視して全然しない。それで、あなたのスローガンは市民との対話と言ってももうそになる。これはおいときますが、後で天堀議員もこの問題について出てくるし、予算委員会もあるので、基本姿勢だけちょっと聞かせてもらったんです。

われわれの議会に出てくる資料が、その以前によそで出てる。また、それにピタッと合うようなものが説明案として出てくるのはブロックではないと思うので、その辺をちょっと聞かせてもらいたかったんです。7日の態度についてもそうです。部課長さんが困ってはと思う。最後に決定を出したときにだれかに相談されたんですか、それとも、あなた一人ですか。市の幹部、どこまでが幹部か知りませんが、休憩したときに、どなたとどなたが寄り合ったんですか。たしか5、6人と聞いてますが……。

- 市長（池田忠雄君） やはり市長を初め諸幹部、いわゆるわれわれ三役を中心とした幹部でございます。
- 1番（寺田 茂君） 市長初め三役ということは、公室長さんあたりぐらいまでのメンバーは入っておると理解してよろしいですね。
- 市長（池田忠雄君） はい。
- 1番（寺田 茂君） 5、6人ですね。最後の決定はあなたたちが下していってると理解していいですね。
- 市長（池田忠雄君） はい。
- 副議長（藤原利一君） 次の答弁。
- 教育次長（広岡史郎君） お答え申し上げます。

学校経費と予算措置について、54年度予算では、消耗品、備品の学校配当予算でそれらの経費を賄えるのかという御質問でございます。義務教育の基本的な考え方でございますが、すべての国民に対しまして、その保護する子女に普通教育を受けさせることを義務づけております。したがって、授業料以外の義務教育にかかる費用について、保護者負担軽減の政策、また、その方針をとることが大変望ましいというように判断しております。

新年度へ向け、小中学校の経費を予算上編成されたところを見ますと、費目では、一般管理費、維持補修費、保健費、給食費、教育振費で、それぞれ小中学校費で措置されております。小学校費におきましては、新年度で総額2億1,892万5千円、児童1人当たり1万5,100円を負担することに相なるわけでございます。一方、中学校に目を移しますと、小学校とそれぞれ同費目で1億468万7千円、生徒1人当たり1万8,200円負担することに相なるわけでございます。

御質問の消耗品費、備品費等の配当予算でその経費を賄えるかということでございますが、先

ほど申しあげました5つの費目の中の一般管理費の需用費、役務費、備品費等を小中学校へ配当するものでございます。昨年度実績から見ますと、小学校では2千万円余、中学校では960万円の配当させていただいております。

53、54年度の予算対比は、相対的に節減されております。それで当然、学校へ配当される予算も節減されるわけでございまして、配当される予算は、9.7%程度53年度に比して減額されるんじゃないかと、小中学校とも考えております。いずれにしても、市の財政自主再建の中でいろいろと協議され、市を挙げて取り組んでまいる所存でございますので、その中において、学校はもとより、教育委員会事務局においても、あらゆる面に創意と工夫をこらして、それぞれの運営をより充実するように取り組まねばならんと考えております。

それから、黒板の補修費はどの経費で賄うのかという御質問でございます。御指摘の事例はございます。また、52年度、53年度において、小中学校それぞれ過去、黒板の塗りかえとか張りかえとかをやってまいっております。御質問の経費の出所でございますが、維持補修費の中でやってまいりたい。当然、教育委員会の経費の中で賄い、学校の配当予算の中では賄わないということでございます。お説のように、教育の向上推進において、黒板は大変貴重な教材でございますし、それを先行的に点検し鋭意取り組んでまいりたい、かよう思うものでございます。

2点目の給食費の水道料金保護者負担の中で1、2点御質問がございました。お説のように、水道料を保護者から徴収するという事で、保健費の給食費の中の水道料等の予算は節減されております。2,460万円余節減されてございます。これを保護者から徴収する場合、もちろん1人1食当たりどの程度かかっており、月額幾ら徴収するという明確な上に立ってやるべきだと考えるわけでございます。ただ、概算で負担していただくのはまかりならんことだと思います。52年度からお願いしております燃料費についても、各校にメーターをつけましていろいろ取り組んでまいっております。当然、学校によって何十円、何十銭までの違いが出ております。

今回、水道料の御負担をお願いする場合も、当然、給食に使用する水道料については、メーターをつけて考えていかなければならない、かよう思うわけです。この概算の数字は、過去、木造校舎がたくさんございまして、その中で学校管理費の中での水道使用料が、一般で賄うのと大体半々であろうかと推計して経過してまいっているわけでございます。当然今回、こういう形で徴収してまいる上においては、サブメーター等を設置し、各校の1人1食当たり幾ら、月額幾ら徴収するんだということに取り組まなければならないと思っております。

以上、お答え申し上げます。

- 1番(寺田 茂君) 第1点目の小学校のいろんな経費については、ことは特に国際児童年20年の問題が出され、子供さんについて父兄負担が厳しいので、政府の予算でも論議されてる

んです。当然、向上こそあれ、低下してはならないということが、重大な問題として出てきております。この点、和泉市の予算を見ると、若干さびしい思いをしておりますので、その辺をちょっとお聞きしたんです。

黒板については教育委員会の予算内で賄う、不備な点については検討するということですが、どこやということではなく、実際、一遍検討してください。そうでないと、子供さんが授業時間に真中へ寄るなんて不細工な、かわいそうな話はないと思います。どこやとは言いません。私の近いところではあります。横山のことはようわかりません。近いところですが、一遍全市について調べて取り組んでいただきたいと思います。

水道の使用料について聞きましたが、現在、2,400万円余の数字が出てます。これは概算の計算で、全体で使う水の半分を一応計上してあるということなんです。私は、こんないいかげんな出し方は全くないと思う。手を洗ったりする水と同じくらいで半々やというが、こんな非科学的なことはございません。それを何円何銭まで子供さんに割り当てようとすれば余りにも計算基礎があいまいやないですか。だれに聞いてもろうてもそうやと思う。大体、学校で使う水の半分が給食に使うやろう。それをきっちり子供さんからよけい取ったらいかんのできちんと計算せないかんとやうが、それからすると、あなた方のやり方は無茶苦茶や。サブメーターをつけるということですが、現在、何校ついてるんですか。

○ 教育次長（広岡史郎君） 1校もついておりません。現在、各校では、1校1メーターの原則でやっております。

○ 1番（寺田 茂君） いま聞いたら、ことしの4月からこういう形で2,400万出してます。保護者からよけい取ったらいかんのので、サブメーターではじき出しながら応分の負担を願いたい。サブメーターはまだつけてません、というが、どうして計算しますんか、一遍教えてくださいよ。私、こんな無茶なことはないと思う。メーターもついてない、そして応分の負担をせよ、一体どないしますんや。つけてから言いなさいよ、こんなものは。つけてからやるんやったらまだ理解できるが、メーターもついてないのに、半々の2,400万円が上がってる。もし、違いが出たらどないするんですか、大きな違いが出たら修正するんですか。私はどうもよくわからない。

○ 教育長（葛城宗一君）お答え申し上げます。

現在、心苦しい中で、給食の水代を御負担いただくということで、財政再建と相まって施策として上がってるわけです。先ほど、次長から御説明申し上げましたように、過去の一般管理費における光熱水費と給食費における割合は50%・50%と言いましたが、40対60という目安を立てて今回割り振りました。小中学校の過去の光熱水費の水道料金の前年度給食費の中に盛り込まれた2,400万余円は、これは給食に絶対必要なものだという考え方で予算措置したもので

はないのでございます。御指摘のように、そういう割り振りの中で、明らかにどれほど使われているかは、積算の基礎を明らかにした上でなければ御父兄に御負担いただけないという考え方に立ちまして、3月末までにそれぞれサブメーターを設置したい。その積算基礎を明らかにした上に立って、事給食も義務教育の一環であるという考え方とあわせて検討し御負担いただくというところでございます。額についても、無理のないようにいたしてまいりたい、かよう考えるんでございます。その点ひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○ 1番(寺田 茂君) 決して違う数字を私は取り上げて言っておりません。これを出すには、それ相当の計算基礎を持ってやったんだと理解してゐるんです。水道料の2,400万円については、50:50という答えと違い、教育長のお話では60:40、内容は……。60はどちらですか。

○ 教育長(葛城宗一君) 給食費の分でございます。

○ 1番(寺田 茂君) 一般管理費は40ということですか。だから、私が先ほどから言っているように、科学的にピチッと出してないからこうなるんです。給食というのは、一応、市の方から見れば権利かもわからない。しかし、応分の父兄負担が非常に問題になってくるときに、それを軽減していくという立場から、市の方で補助金制度を持ちながらやっているのである。今度、財政の見直しということでこういうことを絵にかいてるが、もっと具体的に進めた中で、きちんと皆さんに審議してもらいたい。これでは審議できませんよ。これからメーターをつけてきちんとします、ということで、議員はあほらしくて審議できますかいな。もっと丁寧にできると、聞いたら違う答えが出るようなことでは、財政再建の資料として非常に不十分だと思います。もうちょっと予算委員の方にもお願いしておきますので、私はこれでおいときます。

それと、あとの2点についてもう少し補足しますが、たとえば家賃の問題については、計算基礎がなかなか大変だと思いますので、一般住宅の値上げに対する計算の資料、改良住宅の計算資料をひとつ提出してもらいたいのと、市営住宅条例の何条というのだけちょっと言うてください。

○ 副議長(藤原利一君) 林参与。

○ 参与(林 徳次君) 根拠条例は、第10条第1項に記載がございまして、その基本になるのが公営住宅法第13条第1項でございまして、いわゆる最高限度額の計算が、当初に出されている範囲内で決められていることは御承知のとおりでございまして、その後、年を経るに従って乗率の変更がございまして、これらを掛け直し、その年度ごとに最高限度額、現実にはインフレで上がってまいりますが、その範囲内で定めることができるという根拠がございまして、今回、初めてその根拠を適用させていただき、その範囲内で定めたということでございます。

詳細な計算の内容は省略させていただきますが、後の措置は、一つは、まず基本的に入居者の

御理解を願うことが前提でございます。これは一定の短い期間ですが、十分PRをさせていただきたいと存じます。

具体的にそれに見合った措置はということですが、個々の実態、内容等に見合った措置ということであろうと思いますが、毎年、主管課において、実施に修繕の必要なところなどを調査いたしまして、それに見合った適切な措置を具体的にやっていきたいと思っております。

- 1番(寺田 茂君) いま10条の家賃の変更ということについて言うていただきましたが、「家賃の変更、又は別に定めようとするときは公聴会…」…。
- 参与(林 徳次君) それは2項でございます。いま申し上げておりますのは、10条1項に該当するケースで、2項には該当いたしておりません。これを超える場合に公聴会が必要だという規定でございます。
- 1番(寺田 茂君) それでは、第1項だけで信用しておきます。それで、ひとつ計算基礎を出してもらいたいと思っております。その1項の分を見せてください。ちょっと疑問がありますので。
- 参与(林 徳次君) 算出根拠について疑問があるということですので、簡単に申し上げて御了解を得たいと思っております。

計算の個々の具体的な内容は別といたしまして、基本的には、現行家賃についての高低あるいは住宅相互間のアンバランスは別といたしまして、長年経過した古い住宅は、20数年間の既成事実がございますので、これをひとつ尊重しなければならないというのが第1点。

第2点は、いま申し上げました第1項でございますように、法第13条第1項の最高限度額を算出する乗率、これらが公営住宅法で制限されてますので、当然やらなければなりません。ただし、この場合、建設省通達の公営住宅法において入居者に高額な負担をかけるので最高ランクを1万2千円に据え置くわけでございます。本市の唐国住宅では、最高限度額は3万円を超えてますので、その率を積算すると37.7%になります。他の住宅についても法の計算を行い、37%ダウンし、それを一応の線にいたしました。これが2番目の家賃算出の手口でございます。

それから、常識的な面で法定事項ではございませんが、住民の納得を得るためには、長年の過去の町村時代のものでアンバランスがございます。それで、最高限度額いっぱい規定したところもございます。それ以外に、非常に低い額で引き継いでるところもございますので、そういう修正も多少の要素として入れるべきであると考え、いわゆる消費5大品目が示されておりますが、それを参考にして、計算方式は省略いたしますが、額を算出し、3つの平均値をとらせていただいたということでございます。

これが基本的な計算根拠でございます。そういう計算をいたしますと、いわゆる先ほどの第2項には抵触しない、はるかに低い家賃になるわけでございます。第2項は、最高限度を超える

場合の規定でございますので、その点御理解いただきたいと思ひます。あと詳細は資料で提出させていただきます。

- 1番(寺田 茂君) そういうことで、一般の住宅の積算基礎、改良住宅の積算基礎を一遍出して下さい。私も見たいと思ひます。

それと、家賃の値上げについて唐国住宅も出ましたが、いま1万2千円、改良住宅3千500円云々という問題もあります。また、一般の古い住宅、昭和年度でいくと28年当時の古いやつ、低いところの方が値上げ幅が高いということが全般に出ますが、安いから、少々上がっても物価高やからどうこうと、そういうことでありかえたくない、これを審議する中でね。たとえば古い住宅はそれなりに相当老朽化してるし、市の手入れがほとんど入ってない。入居した人が、何とか建物をもたせるために相当自費を注ぎ込んでるのが実態です。この見返りという問題で、古い住宅は据え置くということではなく、これだけ値上げもするんですから前向きで補修も考えんと、新しいところでも相当維持費が要ってる住宅とは違うのでね。

- 参与(林 徳次君) 御指摘の点に対しまする一定の補修は行っております。簡単な対処の仕方でございますが……。先ほど申し上げたのは原則で、その率で3倍になろうと5倍になろうと、冷たく計算どおりにやるということではございません。総平均値が2・3倍、それ以上は抑えているという措置はとっております。無制限な額には定めていないということでございます。

それから、特に御指摘の年次の分ではございませんが、改良住宅等で老朽が加速度的に加わっている住宅には、老朽化補正として値上げ幅の二分の一減、同和向けも同様に減免措置として、値上げ幅の二分の一を適用するといった措置をとってございます。

- 1番(寺田 茂君) この問題についても、うちの議員団から予算委員会でもう少し具体的にやっていきたいと思ひます。

最後に生活道路問題ですが、これは若干進んでる件なので、一つは基本的な考え方というか、簡単をお願いしたい。8メートルの中で4メートルという、これが果たして実情と合ってるか、金の問題がからむので、その辺簡単に言うてください。

- 参与(林 徳次君) 具体的な場所での対応の仕方に一部後々問題が残るんじゃないかということですが、おっしゃるように、一部の7、8メートルのうち真中あたりの4メートル程度の舗装ということで砂利道が残ります。問題がないとは理解はいたしません。ただ、従来御説明申し上げておりますように、生活道路に対しての一定の昨年度で1千万円程度の予算額をもって、できるだけ一線でも多くという観点もございます。1カ所で8メートル幅員の延長を取り上げて全部消化すると、その方がむしろ均衡という面から問題があるかと存じます。したがって、内規にございますように、関係者から2、3名の代表者を選出いただき、地元負担30%の範囲内なら



有効に使われる、当面やむを得ないという合意点を得まして施行したわけでございます。30%の線を崩すわけにまいりませんし、苦しい中でも今後、年間の本数を1千万円で5線でございましてこの程度の対応をしていく、延長が膨大な場合、こういった御不便をおかけする例外なこともままあるかと思いますが、少なくとも、合意の上で行っていきたいということでございます。

- 1番(寺田 茂君) 最後に、これからの財政再建でいろんな市長合意の行政をなおかつ進めていく中で、対策委員会のいろんな御意見なりお知恵を借りながらやろうとしている割には、これから予算委員会でいろいろ審議をやらうとなっているのに、残念ながら、市長初めどの辺までと言えませんが、私たちの材料としては進みにくい材料が残っている。だから、もっと明確にしろもらいたいという指摘をさせていただいて、私の質問を終わります。

- 副議長(藤原利一君) ここで暫時休憩いたします。

(午後2時43分休憩)

(午後3時18分再開)

- 議長(横田憲治郎君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

それでは2番・天堀 博君。

- 2番(天堀 博君) 私は、日本共産党の和泉市会議員団を代表いたしまして、今回、提出並びに上程されております諸議案並びに施政方針全般について質問を申し上げたいと思います。具体的な要件に入ります前に、市長の施政方針が述べられました、その具体的な財政再建健全化あるいは再建案としてのいろんな資料等が、午前中の議員さんの質問あるいはまた先ほどの私どもの寺田議員等の質問で出されておりましたように提出されていないことは、非常に総括質問あるいは一般質問をさせていただく上でやりにくい状況であります。私の場合には、いろいろ手を尽くして資料等を入手いたしましたけれども、そのような苦勞をしなくても、今回の健全化はこういうふうにしてやるんだという具体的なものは、やはり市長の施政方針が述べられましたら、即座に提示していただくのが本意ではないかと思うわけでございます。予算委員会の開会を待つまでもなく、早急に議員全員に御配布を願いたいということをまず、最初に申し上げたいと思います。

そこで、本年の予算案の編成は、市財政最悪の事態の中でございますが、11月に市長選挙を控えまして、池田市長最後の編成となるわけでございます。そういう点で、市民は大きく注目しておるところでもあります。それはいま、真に12万市民本位の市政並びに財政再建に市長がどう立ち向かうかという態度であります。しかし、本年の予算案並びに関連諸議案では、市長、あな

たの言う「住んでよかった和泉市、住みたくなる和泉市」は体裁のよいかけ声だけで、逆に住みにくい和泉市、いやになってくるような和泉市への4年連続公共料金引き上げ等の誘致ではありませんか。また、市民への税の還元の施策も、削減、消滅でそれに拍車をかけている状況であります。

それでは以下、市長の施策の重点目標と中心問題についてお尋ねをいたします。

いま、地方自治体の財政は、全国的にきわめて深刻な事態となっていることは周知の事実であります。政府の地方財政計画によりましても、54年度の地方自治体の財源不足は、4兆1千億円にも上ると言われております。ところが自民党は、全国の地方自治体が長年要望し続けてきた地方交付税率の引き上げなどを認めず、財政危機打開に何の積極的対策もとろうとしていないところであります。

今日の地方財政危機は、3割自治と言われる不合理な国の中央集権的行政制度に加え、円高不況が一層危機を深刻なものにしていることはだれもが認めるところであります。特にこの泉州におきましては、構造不況業種によって不況の影響をもろにかぶって、本市でも、法人市民税の落ち込みにその裏づけがされております。

そのように財政状況が非常に悪いときであります。市民福祉を十分考えねばならず、市民負担を抑え、いまこそ市民から本当に和泉市に住んでよかったと言ってもらえるように努力しなければなりません。ところが本年度の予算案を見ますと、安易な支出の削減と市民負担の増大、市職員に犠牲を強いてきております。「市財政の健全化と行政の効率化」と言われておりますが、果たして真剣にそうになっているかどうか疑わしいことであります。

そこで、まず第1点目は、今回の削減やあるいは市民負担等については、まず、基準をどういうところに置かれたか、どのような考えを持ってやられたかということをお伺いしたいと思います。また、財政状況の非常に悪いことはその都度報告されておりますし、資料等でも出されております。しかし、そのようになってきた原因や要因は一体どこにあるか、このことが漠然としておりまして、具体的な問題として出されておられません。このようになってきた原因、要因をどのように考えておられるかをお聞かせ願いたいと思います。さらに、そういうふうになってきた責任は、どこのだれがどうとるのかをお聞かせ願いたいと思います。

なお、市長の施政方針要旨の1ページの最後でございますが、「昨年12月には議会の御理解を賜り財政対策委員会を御発足願ひ、市財政健全化に向けての一定の見解をお取りまとめいただき……」と言われておりますけれども、実際には、私が12月の議会の一般質問で申し上げましたように、果たして議会から6名の議長経験者の皆さんその他が出られておりますが、これが議会によって選出されたものでないということは、そのときにもお話申し上げました。そこで、

「議会の御理解」とは、私どもはどういうふうに解釈すればいいのか。また「市財政健全化に向けての一定の見解」の取りまとめということですが、具体的には、それがどういうものであったかということをごここで明らかにしていただきたいと思います。

さらに、和泉市の財政はいま、大変な状況でございますが、和泉市が行財政を運営していくにつきまして、国及び府からの補助金、支出金が出ております。特に大阪府は、他の都道府県に比べいろいろと補助金をたくさん出してしております。そこで、和泉市がいままで特に昭和42年に赤字再建団体の指定を受けましたが、その時点から現在まで、大阪府の支出金等がどのようになってきたかということをご財政で調べてきました。この点について、もし数字的な間違いがあれば後で訂正していただきたいと思いますが、42年当時は、1億4千万円の府の支出金の合計額でございます。これが隔年度ぐらいにいきますと、44年で1億4,600万円、46年1億9千万円弱47年になると、7億5千万円ということで増額されております。約4倍でございます。48年以降は13億、50年が16億、51年28億3千万円、さらに52年14億6千万円、53年度は、まだ決算が出ておりませんが、現計予算で見ますと18億と私どもの調べでなっておりますが、この点について、もし間違いがあれば御指摘を願いたいと思います。

もちろん46年でございますが、部落解放同盟との間に窓口一本化の確約がされ、それ以後、非常に急速な形で乱脈で不公正な同和行政、同和事業が進められてまいりましたので、その点での府補助金も増額されてきてると思いますが、いずれにしても、市長にお伺いしたいのは、和泉市の行財政にとりまして、大阪府の補助金等の施策の恩恵をどのように考えておられるのかということをお伺いしたいと思います。

次に、効率的な行財政運営を確立する上で一層重要な課題となっておりますのが同和行政でございます。同和対策事業特別措置法が施行されてすでに10年でございます。この間、本市の同和予算は、事業計画のみで見ましても、52年度末で2百61億1千7百万円に上っております。市の同和対策の総事業計画の41%とはいえ、地区内の環境も一定の改善を見ております。しかしながら、一部利権屋と部落解放同盟の不当な行政介入によりまして、いわゆる窓口一本化が強要され、本来、部落解放に役立つべき同和事業が利権屋の食い物になり、超デラックスな建物が優先的に建設され、逆に新しい差別をつくり出すという異常な事態が続いてまいりました。このことがまた市の財政を食いつぶすものとなり、大規模ブロックを有する本市に対する国の特別措置もさることながら、その後の管理運営等も合わせて、市の財政的な負担と圧迫は異常な事態であります。このため多くの同じ同和地区住民が一部で耐えがたい屈辱を受け、また、市民の理解と納得のいかないものになっているのは、はかり知れないものがあります。

しかしいま、本市は別といたしまして、同和問題をめぐる情勢は大きく転換する方向にきてお

ります。大阪府も昨年8月、企画部長名で行政の主体性を確立し、同和事業の受益がすべての地区住民に等しく行き渡るように、その指針を発表いたしました。さらに同対審の構成を民主化するなど、公正にして民主的な措置をとってきたわけであります。また、府下各市におきましても、保守革新を問わず、そのことが大勢となってきました。ところが本市におきましては、一部府の指導による改常がなされたとはいえ、まだまだ公正民主的にはほど遠い状況であります。

そこでお尋ねをいたしますが、本市におきましても、同和事業における特定団体の介入や干渉私物化は絶対許さず、行政の主体性を堅持して、公正民主的に進めるという方針にいまこそ転換すべきであると考えますが、市長の改めての見解をお伺いいたします。

また、具体的な問題といたしまして、さしあたり対市交渉などはやめるべきだと考えます。また、対市交渉と言われるものに、職員を連れてまで出向くということもやめるべきであります。地区内の各施設は、地区住民が団体の加入の有無や思想信条の違いによる使用利用の排除をなくすることも必要であります。さらに、市同促の構成を民主化し、特に問題になってきました贈賄業者などは、これはやはり市長権限でやめさせるべきであります。こういう点についてもお伺いをしたいと思います。

さらに市長は、市民各位の合意と理解が得られるように円滑な推進に努めているという。あなたの言うコミュニティづくりではありませんが、財政の中身や同和関連の現状、実情をなぜはっきりと市民に知らせないのか、その点もお伺いをしたいと思います。

次に、住みよい町づくり及び産業の振興の問題についてお伺いいたします。特にいま、南部大阪の開発がクローズアップされてきております。泉州地域は、大阪圏に残された豊かな自然環境を持つ地域であります。歴史的に見ましても、蓄積された地場産業を中心に栄えてきた地域でもあります。また、野菜や果物類は、府下生産の二分の一を誇っております。豊かな産業発展の可能性と環境のよさを持つ地域であります。

いま、和泉中央丘陵が開発されようとしております。以前にも提起したこともございますが、計画の具体案作成等につきましては、単に議会や行政サイドだけでなく、住民代表や学者、知識人等を加えた協議機関をつくり、広く英知を結集し、市民本位の開発を目指すべきであると考えますが、この点につきましても、お伺いをしたいと思います。

以上、財政、同和、開発と和泉市の現在の大きな3つの柱についてお聞きをいたします。なお、答弁によりまして再質問の権利を留保いたしまして、私の質問要旨の説明を終わらせていただきます。

○ 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 天堀議員さんの共産党を代表しての御質問でございますが、施政方針各

般にわたりますたくさんな事項でございますので、参酌させていただきながら取りまとめて御答弁を申し上げたい、このように存じます。

健全化に向けてのいわゆる公共料金の値上げを初め、いろんなものが出されていることについて、市民サービス、税の還元はいかがか、こういうお尋ねでございます。本市の財政の問題について端的にお答えしたいと思います。もちろん、各種使用料、手数料の値上げをお願いさせていただき、私たちとしても非常に不本意でございます。しかし、現状このような財政危機の中で財政を再建させていただくためには、やはり応分の御負担をお願いせざるを得ないという立場から、こうした種々の使用料、手数料の改定についてお願いしておるわけでございまして、現下の財政実態の上立って御賢察賜りたいと存じます。

ただ、こうした料金を値上げするだけでなく、あらゆる施策面でいろいろと行政として還元すべきだという御意見でございます。可能な限り、乏しい財源を創意と工夫をこらしながら、今回の施政方針で申し上げておりますように、5項目の重点施策に照らし合わせましてやらせていただきたい、こういうふうに考えるわけでございます。

選挙の公約からして、非常に4年間しんどいじゃないかという御趣旨でございます。私としても、一番落ち込んでいる現在の財政実態の中で、再建をしつつ何とか市民さんの御要望におこたえてまいりたい、そういう気持で微力ながらもがんばらせていただいております。御案内のとおり、議会の皆さん方の御協力を賜る中で、乏しい財源ながら、それなりに教育、文化などあらゆる面につきまして一歩ずつ改善と改革を進めさせていただいております。行き届かない点多々ございますけれども、料金の値上げのみに甘えることなく、自治権を守りつつ、可能な限り住民の方々の御要望を参酌しながらサービスの向上に努力してまいりたい、こういう決意でございますので、御賢察いただきたいと存じます。

それから、今回の財政再建、健全化の基礎等についてのお尋ねでございます。落ち込んできている中、体質を改善しながら財政の自立再建をしてまいりたい、こういう考えの中で朝からの御質問にもお答えさせていただいたように、まず、本市の持っている経常経費対策を見直していかなければならない。人件費、物件費の歳入歳出、同和対策経費の一部見直し、そして、市民皆様方に御負担をお願いし、あらゆる方面にわたって精査検討を続ける中で今回、健全化に向けて54年度を初年度として3カ年間で収支の均衡、累積赤字を少しでもなくしていくように方向づけ、体質の改善、財政の健全化を図ってまいりたい、こういうふうに存じている次第でございます。

なお、財対委員会のお尋ねでございますが、御案内のとおり、いろいろと正副議長団にも御相談を申し上げ御理解を得る中で、議長歴をお持ちの議員の皆様方に御参加をいただき、行政の幹部と合同で、危機に瀕している現状を何とか立て直すために、大所高所から御意見をちょうだい

させていただいている次第でございます。その中での一定の御見解としては、個々のそうした財政対策を論議するというのではなく、大局的な本市の現状の中で抜本的な再建策を図り、着実な自主再建をせよという御見解をいただいたわけでございます。この点ひとつ御理解を賜りたいと存じます。

それから、同和対策についてのお尋ねでございます。施政方針でも申し上げておりますように、措置法の3カ年の延長に伴い、国に対して何とか国会の付帯決議の実現を願い、地方財政の負担軽減を求めつつ、行政の主体性をもって今後とも事業の円滑な推進に努めてまいりたい、このように存じておりますので、ひとつよろしく御願ひ申し上げたいと存じます。

なお、最後に開発についてのお尋ねでございます。中央丘陵の整備ということについては、過般来、議員総会の中でもいろいろと御説明申し上げたところでございます。これからのあるべき和泉市の計画性のある町づくり、都市整備、それから、できることならば財政基盤の確立とを2本の柱としております。これからの良好な町づくりのためにという願ひを込めて、国あるいは府の資金の導入によって国府を呼び込ませていただく中で中央丘陵の開発をさせていただきたいと存じております。

道路一本つけるのもなかなか至難な本市の財政の中で、道路、河川の整備、泉北鉄道の光明池駅からの延伸等、いろんなことを通じて中央丘陵を開発整備する中で、より計画性のある都市づくりというものが促進できるならば、それがひいては持ち家制度の導入等を図る中で将来の和泉市の財政基盤の確立にもつながる、こういう一石二鳥も三鳥もの願ひを込めております。宅地開発公団の和泉市へという話し合いの中で、大阪府の御理解と御指導をいただきつつ、これからの煮詰めに入らせていただきたいと存じておりますので、よろしくひとつ御協力を賜りたい、こういうふうに存じます。

市長本位の中央丘陵の開発整備でなければならぬという御指摘でございますが、私といたしましても、十二分に議員皆様方の御協力、御指導をいただく中で今後の開発整備を進めてまいりたい。何とか飛躍できる形に持っていけるように願っておる次第でございます。

以上、3点にわたります概括的なお答えにかえさせていただきたいと存じます。

- 2番(天堀 博君) あと具体的に聞いていく中で先にちょっと確認しておきますが、私どもで入手いたしております和泉市財政健全化計画改善事項あるいはそれ以外にいろんな状況等の資料が出されておりますが、大体これに基づいて予算案が作成されている、数字的なものは間違いないございませんか、財務部長にちょっと……。たとえば施設関係の夜間警備の機械化に2百95万2千円、これだけ浮いてくる、幼稚園3園、小学校の17校、8校でこれだけ浮いてくるんだということ、これがこのまま予算書に盛り込まれてるわけですか。

○ 議長（横田憲治郎君） 財務部長。

○ 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げます。

先ほどから市長がお答え申し上げておりますように、本市の財政健全化計画の具体的な事項について、54年度予算に盛り込んで予算編成をいたしたという経過でございます。

○ 2番（天堀 博君） 具体的な事例でいくと、これの6枚目ぐらいのところに、養護通学児童生徒送迎用タクシー借上げ料の一部保護者負担というところで64万円が助かるんだという、これは数字的に合ってますか。

○ 財務部長（麻生和義君） 歳入の諸収入の面で計上しております。

○ 2番（天堀 博君） 合うてるわけですか、これと予算書がね。

○ 財務部長（麻生和義君） これを基礎にして予算編成しておりますので、合致しております。

○ 2番（天堀 博君） 結構です。そこで、市長からも答弁があったんですけど、基準を示してくれということだったんですが、その基準というのは、人件費とか物件費、いわゆる経常経費の削減を図っていくと言われておりますが、それならどういふものを具体的な基準に置いたのか。たとえば福祉面でももっと配慮すべきだと思う。特に養護学校の児童生徒の送迎用タクシーの一部負担でも64万円でしょう。こんなものは、本当に54年度、55、56年度と3カ年ずっと書かれてますけど、こういうものまで父兄負担にしていくということは、国際児童年ということでもあり、特に養護学校へ子供さんを通わせている御父兄の方々は、いろんな形での精神的な負担を持っておられるわけです。しかも、金額的には64万円です。市長、何でも削ればええんやという方針ではなからうかと思うわけです。その辺が、今回の削減をしていく中でも問題があると思えます。

同和関係の中にもそういうものが出てくるんじゃないかと思えます。具体的な問題については、ここでこれ以上触れませんが、やはり所得基準の導入とか、たとえば固定資産税の同和減免についても決算委員会で問題になりましたが、所得基準を設けるべきです。何でもかんでも削ったらええということでやり、取ればええということで取ってる。こんなことやったら子供でもできるわけです。その辺、もうちょっと行政的な手腕、能力がなさすぎると考えます。ただ単に御負担をお願いする、自主再建、自治権の確立に努力したいと言われておりますが、もっと真剣に考える必要があると思う。市長、どうですか、こういう安易な方法ではなく、はっきりした基準を設けるべきではないですか。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろな御指摘でございますが、決して安易に財政再建ができるものではないことは、重々承知いたしております。安易に削ったということではなく、いろいろと論議させていただく中で精査検討し、各般にわたります見直しをお願いさせていただきました。た

たとえば養護学校の児童生徒のタクシー送迎は、ずっと公費負担でさせていただいてるわけですが、安易に削るという考え方は一切持ってごいません。ただ、そうした養護学校に通わせる児童生徒をお持ちの御父兄は大変でございますけれども、所得に応じて御負担していただけたら、ということでごございまして、決してこれを全廃するということではごいません。できるだけ福祉施策の制度は残し、できる限りの補助をしながらも、こうした情勢でございまして、一部所得に応じて御負担いただきたいということでごございます。決して全額公費負担を廃止するという考え方は持ってごいません。一部所得に応じての御負担ということでごございます。そうした点御賢察いただきたいと思ひます。

○ 2番(天堀 博君) 一部所得に応じて、と言われますが、それで64万円でしょう、と言ってる。そんなことはやめなさい、と言ってるんですよ、64万円ぐらいの金でね。しかも、削る対象が対象だと言ってるんです。これ以上言うても、あなたのお答えは同じことやからやめます。ちょっと質問に対して答えが出てませんので、改めて市長から答弁を願いたいのは、このようになってきた原因や要因がございまして。その一例として、私どもは、同和対策についていままでから言ってきましたので、具体的な説明は抜きますが、人件費を例にとると、52年度の決算委員会で要求して出していただいた同和関係の人件費、52年度の決算で見ますと、853名で総額11億5千7百余万円となっております。この中には、公社の39名の市の職員も含まれておりますが、これが1億6千7百万円、こういうものを抜いてもかなりの額になる。保育所なら保育所でも必要な人件費はあると思ひますが、それ以上のものをここへ投入している。特に以前から問題にされてますが、支部推薦の職員が合計88名おるわけです。このような88名の職員を入れて、いまさらこれをやめさせるわけにはいかんでしょう。一たん市の職員にしてしまつたらやめさせるとなれば問題が出てくる。たとえば職員をどこかへやるにしてもやりにくくてしょうがない、ほとんどが現業の方と聞いてますが、この88名の支部推薦職員だけで2億4千万円上がってるわけです。

このような状況をこしらえた責任はどこにあるんや、と言ってる。これも人件費の問題だけですが、この責任を明確にしないと、いまえらいことになってます。えらいことになってます、と言って、ここへきて資料を出して数字を並べ立て、計画はこないしたらいけます、と言われても、市長はいままで何してたかということでしょう。この計画の背景ということで、建設事業においても明確な年次計画が樹立されておらず、こういうことしか言われていないので、その点についてどう考えておられるのか、明快な答弁を願ひたい。

○ 市長(池田忠雄君) いろんな要点がございまして。人口5万で出発した和泉市がいまや12万8千人、著しい人口急増都市としての体質も一因でございまして。そうした社会増に対処するため



いろいろと現在まで追いつき追い越せということで施策を行ってきたという点も多々ございます。また御案内のとおり、全国有数の同和対象地区を抱えた中で、措置法の示す同和対策事業を行ってきております。もろもろの要因がある中、今日の不況に加え、人口急増都市の体質、地場産業の石油ショック後の落ち込み等もございます。

そうしたいろいろの要因が積み重なっての累積赤字ということでございまして、ここで踏みとどまらなければ再建団体に転落するわけでございまして、今回の健全化措置をとらせていただき御協力を仰ぎながら再建に大きく踏み出してまいりたいという趣旨でございます。御理解いただきたいと思えます。

- 2番(天堀 博君) 大変なところまで来たからどうしても踏みとどまらなければいけません。ということですが、私は、その状況を安易に見過してきたんじゃないだろうか、そういうふうにしてきた責任はどないするんかと言ってる。その辺がはっきりしないままでしんぼうせよとか、よけい取るとか削るとかは問題じゃないかと思う。私どもが52年度の決算委員会で要求した資料また、先ほどの資料にしても、これは私どもがいろんな形で苦勞して持ってる、この辺については私どもの資料ですから、一つ一つ数字的な問題についても確認させていただいてるわけです。冒頭申し上げましたように、施政方針が述べられ、その中で財政の健全化が言われているにもかかわらず、議員各位には、具体的な内容を示す資料がない。これでは市長が抜けてるんじゃないかと先ほども言ったわけです。だからこの辺の責任の所在をひとつはっきりしておいてもらわんと困るわけです。ここまで来たからどうしようがないというだけではなく、なぜこうなったんかということを知りたいわけなんです。全国有数の同和地区を抱えてるとか、不況の中とかいうことだけでなく、支部推薦の職員が88名という、52年度の資料を見ただけでもわかるでしょう。その辺のもう少し明確な形の答弁はありませんか。

- 市長(池田忠雄君) もちろん、もろもろの要因が積み重なって今日の事態になってきておりますが、行政の執行権者として、私なりに落ち込んだ財政をいかがすべきかという責任を痛感しているわけでございます。私自身、こうした健全化措置を御理解と御協力を得ながら今後とも進めさせていただき、何とか再建団体転落を回避し、自主再建に努力していきたいという責任は痛感している次第でございまして。

- 2番(天堀 博君) 財政対策委員会につきましては、12月議会で申し上げましたが、単に議長歴のある方というだけでなく、本当に市長が市民の意見や職員の意見等全般に広く聞いて再建に取り組んで再建の方向を明らかにしていかなと、今回のような形の中では、恐らく議長歴のある方々からも、これでええということにはなっていないわけでしょう。だから、各会派にも全体からも委員が出ていくぐらいの民主的な措置をとらなかつたら、こんな官僚的なやり方では、市

長が市民合意や理解と言うてもなかなかうまくいかんと思います。今回の施政方針の内容を見て、もええことばかり言うて、実際の中身はかいかもくあかんということですから、本当にもっと姿勢を正して、全市民的というか、そういう形の再建健全化方向というものをもっと真剣に考えなければならんと思います。財政問題についてはいままでにもやっていますし、具体的な問題は予算委員会等でも行われると思いますのでおいときます。

最後に、特に財政問題の最も重要なことについて、そういう状況を市民の皆さん方にはっきりと知らせて明確にしていくことが大切だと思う。その点のお答えがなかった。たとえば恐らくこの議会がすめば、広報の4月号かで予算の項目などが表で出されるわけでしょう。そういうときに起債残の内訳とか公債費の内容、和泉市はこうやってきてこういう借金ができました、同和関係でも260億の仕事をしたが、130億は借金ですと、そういうことも市民さんに知らせ、理解と納得を得るようにしないとだめじゃないかと思いますが、その点の見解をひとつ聞かせていただきたい。

- 議長（横田憲治郎君） 市長。
- 市長（池田忠雄君） いろいろ御指摘ございましたが、広報等の取り扱いについても、十分検討させていただきたいと思います。
- 2番（天堀 博君） 検討するということは、具体的にそういう方向で市民に知らせていくような方法をとりたいというふうに理解させてもらっていいのかどうか。それとも、これから検討してあきまへんでしたというふうなことになるのかどうか、どうですか。そういう方向に努力しようとして受け取っていいのかどうか。
- 市長（池田忠雄君） いろんな意味を含めての検討をさせていただきたいということでございます。
- 2番（天堀 博君） それ以上の答えは出ないようですが、同和問題については、先ほど、いろんな具体的なことと言いましたが、同対部長に答弁していただくと、いままでどおりの答えになると思いますので市長にお伺いしたい。先ほどの答弁では、残事業も円滑に推進していきたいということですが、先ほどの寺田議員の質問でも出ましたが、部落解放同盟との対市交渉に職員を連れて行く、前から議会なんかでも問題になってますが、そこでやいややられると、各部課長がこうやろうと思っておっても、なかなかそのとおりにいかない。追い詰められてうせなしようがないというかこうにならざるを得ない。こういうものも改めていくべきだと思いますが、どうでしょうか。
- 市長（池田忠雄君） 同対審答申、いろんな現在までの推移からいたしまして、いわゆる同和対策の促進については、地域住民の力というものをよく聞いて、ということが歴代の中で取り決

められ、話し合いを持つという経過がございます。したがって、一概にいろんな交渉は持つべきでないということについては、いままでの経過あるいは地域住民の切実な声を吸収する行政としての対話という意味もでございます。その辺は御理解いただきたいと思えます。

○ 2番(天堀 博君) 先ほどの質問で申し上げましたように、全国的に見ても、窓口一本化廃止の動きは各府県で出ているわけです。さらに、大阪府下でもいろんな市が、これこそ保守革新を問わず改めようという時代の流れになってきてます。だから、和泉市もその点では、もっともっと抜本的に改善していく中で市民の合意も得、国に対して特別な措置をさせる。有数な同和地区があるわけですから……。あなたは全国市長会同和部会の会長とかですから、その点でもやっていたかなければいけません、他の市長さんとは同じようにいかんわけですからね。非常に負担が大きくなる。しかし、それをやるにしても、もうちょっとまともな形でもっていかんとぐあいが悪いんじゃないかと思えます。他の市がそうになってきているのに、和泉市が、依然としていままでの経過があるとかで、そのまま進めていこうとするところに問題があると言っているんです。

○ 市長(池田忠雄君) 全部の市とは申し上げませんが、ほとんどの市がそうした交渉をやっておられるようございまして、天堀議員さんのお話では、何か他の市はそういう交渉なくして、本市のみがそうしたやり方をしておられるような御指摘だったと思えます。決してそうではございません。いわゆる大多数の市でそうした交渉が持たれているという経過がございます。

ただ言えることは、そうしたいろんな場というものがあれ、行政の主体性をもって臨まなければなりませんし、いろいろと地域住民の声というものも聞かせてもらう、こういうことでなければならぬと存じております。

○ 2番(天堀 博君) 公正で民主的な同和行政を行っていくんだということで、いろいろ話し合いが進められる、これは当然だと思います。しかし、和泉市の場合は、市長の言われる形ではなく、特定の団体に限って対市交渉とかが行われる、その辺がどうもぐあい悪いと違うかと言っているわけです。だから、まともな形であれば私はいいと思うんです。しかし、何か特別な団体交渉権があってやっける形で、どうもそれがうまくいかなんたら座り込みをやるとか言われているようですしね、その辺についてどう考えるかということです。それはちょっと改めていかんとぐあい悪いと思えます、逆に私の質問の趣旨をよく理解されてない。

○ 市長(池田忠雄君) いろいろと御指摘をいただくわけでござい、より行政の主体性のある形で物事が進められるように、今後とも配慮してまいりたいと存じております。

○ 2番(天堀 博君) 具体的な問題は予算委員会等でやられると思えますので、これはおいときます。

次の開発の問題ですが、市長は、議会の皆さん方にもいろいろ御意見、御指導、御鞭撻を願って、ということですが、私が申しますのは、議会とか行政のサイドだけでなく、もっともっと幅の広い市民の人たちも参加していただく形のもの、将来の和泉市の町づくりのために総合基本構想はありますが委員会にしろ、何にしろ、場というものを設けてやるべきではないか、門戸を開くというか、広く英知を集めるべきじゃないかと申し上げてる。

○ 議長（横田憲治郎君） 市長。

○ 市長（池田雄雄君） 御意見は拝聴させていただいております。ただ、これからいろいろと計画あるいは国、府との詰めなどの段階に差しかかってまいるわけでございます。卒直な話、まず、やはり市民の代表である議会の方々といろいろ協議し御理解をいただく中で段階を追っている御意見のようないかがしたものと相なるかと存じます。段階的なものであろうかと存じます。

先般の施政方針で要旨御説明させていただきましたが、本市の望ましい都市整備、財政基盤の確立のため、より積極的に大阪府を初め関係機関との調整を図っていくということでございますので、時期的な詰めの問題もあろうかと存じます。そういうことで、議会との今後の御協議の中で、御意見等についても参酌させていただきたいと存じております。

○ 2番（天堀 博君） 多少の意見の違いはあるにしても、一応、そういうふうなものもいろいろ考えていただくことも必要じゃないかと申し上げておきます。特になぜかと申しますと、この中にも書かれてますが、本年度の政府予算の中にもそういう形で盛られてきているわけです。現実には具体的なルールというか、事業としてスタートしようとしているわけです。そのためには、現在上程されておりませんが、追加議案として、一つのもが出てこようとしておるわけです。現実に“用意ドン”で走り出す時点ですので、もっともっと具体的に考えていくことが必要ではないか。あなたのおっしゃるように段階的な問題としても、そういう時期にそろそろきてるんじゃないかと思うわけです。単に議会とか行政サイドだけでなく、市民本位、市民の皆さんの意見を十分に聞くという態度を忘れないようにしていくべきだと申し上げてるわけです。

時間もきたようでございますが、大体骨格的な問題はお聞きしましたし、いままで12月議会でも財政問題等について聞いておりますので、予算委員会等で具体的な問題、条例の改正案なども出ておりますから、その点については、私どもの方からも予算委員のメンバーが出ているので明確に審議し明らかにしていきたいと思っております。私の総括質問はこれで終わりたいと思っております。

○

○ 議長（横田憲治郎君） お諮りいたします。竹下君。

○ 27番（竹下義章君） 資料の提出について、大事なことですので発言をお許しいただきたい。市長にお尋ねいたしますが、議長歴のある方々で財政健全化委員会をつくらせていただいているわ

けですが、そこに出したのか、審議したのかは別として、それ用につくった資料というものは、その時点においては、機密事項に属するものなのかどうか、その点についてちょっと……。

私は、正確に見てないのでわかりませんが、天堀議員が印刷した資料を持ってるように見受けるわけです。私ら、何も資料はない。どういうふうに入手されたのか、議員さんのことですからいいとしても、そういう資料の受理はどのようにされたかということです。また、そういう資料が事実出ているとすれば、それでいいのかがどうか、その点の見解を市長に聞いておきたいと思います。

○ 議長（横田憲治郎君） 市長。

○ 市長（池田忠雄君） 御案内のとおり、大所高所から財政対策委員会で御意見をいただいたわけでございます。資料の管理は、十分にさせていただいたわけでございます。ただその後、財政の健全化を進めていく中で、幹部職員を集めて、いろいろと資料についての討議あるいは話し合い、これは理事者の責任で行わなければならない、いわゆる財政の健全化でございますので、その健全化改善事項の資料は、それ以降に課長以上の職員にいろいろ話し合ったときに手渡していることは事実でございます。したがって、財政対策委員会にお諮りいたしております時点では、資料はきっちりと保管させていただいてるわけでございます。それ以降、健全化を市長の手元で進めていく中で、健全化計画改善事項について、管理職職員を集めて説明もし、意見も聞いております。執行権でございますので、やはり配布したことは事実でございます。健全化計画を立てて54年度の予算編成を詰めさせていただく中で、幹部職員にこうした意見の周知徹底をし、各セクションにまたがっておりますので、こうした資料は提示させていただいた事実でございます。

○ 27番（竹下義章君） だから私の言うてるのは、そういう資料は部課長まで渡している。公になってもええんだというんなら議員にも渡してよいと思うが、われわれは全然知らんのですよ。そういう資料を出したときに、部課長にどういう指導をしたのか、議員は持ってない。だから、外部へ出したらええとか悪いとかの指示はしなかったのですか。財務部長、あんたも簡単に返事したが、そういう完全な資料を持ってるから合うとるわけでしょう。これは大事な問題やと思いますが、そういうやり方でええのかどうか、はっきりしていただきたい。

（以下議長の指示で速記中止）

○ 議長（横田憲治郎君） 資料問題につきましては、いろいろ微妙な問題もあると思います。十分検討の必要もあると存じますので、一応、本席では議長団に御一任いただき、明日の開会までに理事者に提出の事実経過も求め、一定の見解を協議してまいりたいと思いますので、御了承の

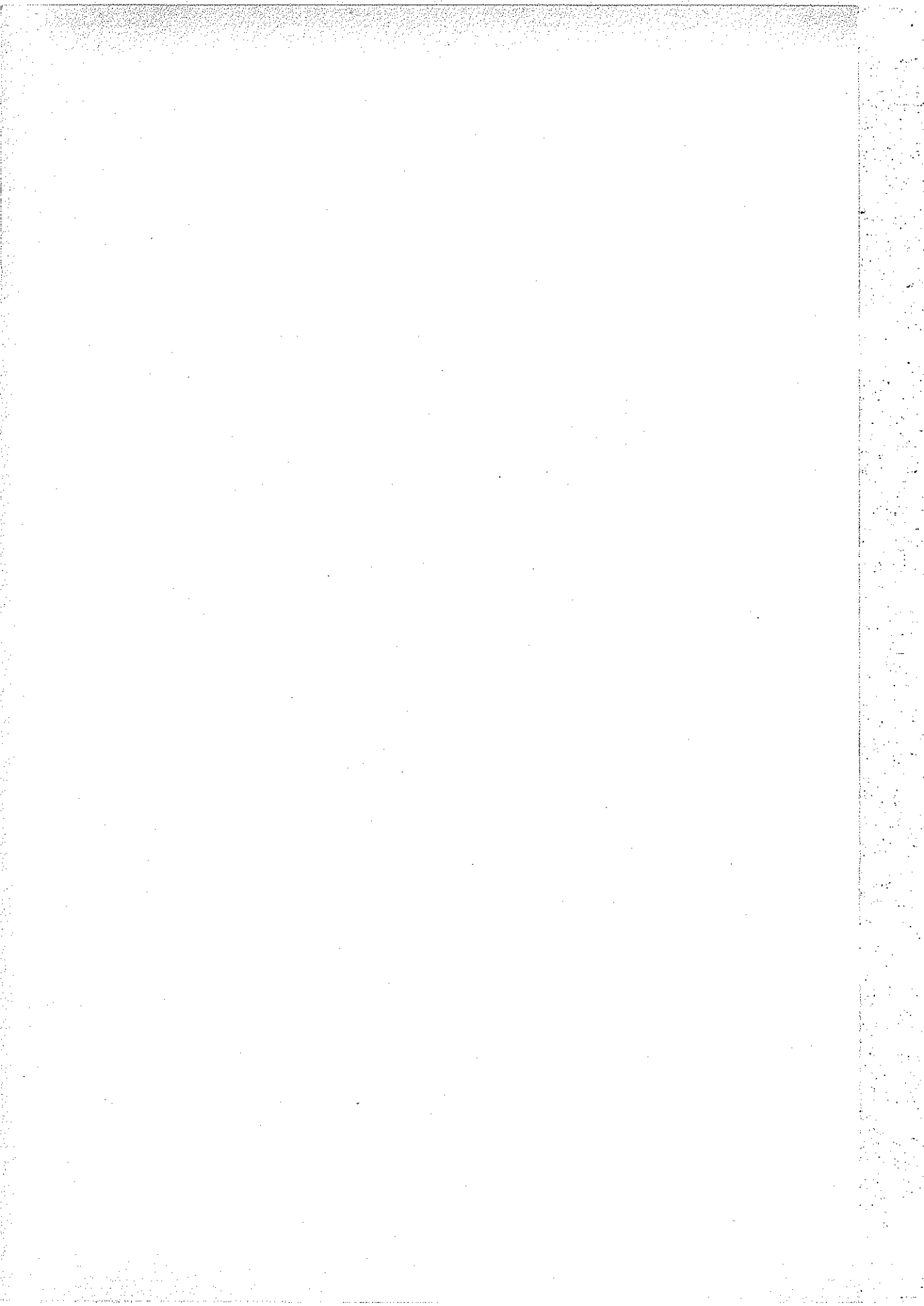
ほどをお願い申し上げます。

本日はこれにて散会し、明日も一般質問の続行をお願いしたいと思いますので、定刻御出席くださいますようお願い申し上げます。長時間まことにありがとうございました。

(午後4時34分散会)



第 3 日





昭和54年3月14日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(22名)

1番 寺田 茂君	15番 横田 憲治郎君
2番 天堀 博君	16番 木下 甲子三君
3番 橋本 佳行君	19番 貝淵 博治君
5番 仁井 明君	20番 田中 包治君
6番 大谷 昌幸君	21番 直村 静二君
7番 金沢 勝君	22番 勝部 津喜枝君
9番 松下 定君	23番 三井 正光君
10番 山口 義一君	25番 竹内 修一君
11番 上代 卯之松君	27番 竹下 義章君
12番 藤原 要馬君	28番 坂上 國治君
13番 赤阪 和見君	29番 藤原 利一君

欠席議員(3名)

8番 成田 秀益君	26番 柳瀬 美樹君
18番 池辺 秀夫君	

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田 忠雄	同和对策部長	中西 淳富
助役	坂口 禮之助	同和对策部次長	生田 稔
収入役	中塚 白	市民部長	森 保
参与兼市長公室長事務取扱	西川 喜久	市民部次長兼福祉事務所長	富田 宏之
参与兼建設部長事務取扱	林 徳次	産業衛生部長	内田 繁
土地開発公社事務局長		産業衛生部次長	角谷 泰夫
市長公室企画担当理事	佐原 行雄	建設部次長	吉田 日出男
市長公室次長兼秘書	竹田 明郎	改良事業部長	逢野 一郎
広報課長事務取扱		改良事業部次長兼改良総務課長事務取扱	明坂 貞士
財務部長	麻生 和義	解放総合センター所長	萩本 啓介
財務部次長	北野 敦雄		
財政課長	大塚 孝之		

職 名	氏 名	職 名	氏 名
病 院 長	竹 林 淳	教 育 次 長	広 岡 史 郎
病 院 事 務 局 長	平 野 誠 蔵	管 理 部 長	杉 本 弘 文
病 院 事 務 局 次 長 兼 管 理 課 長 事 務 取 扱	藤 原 光 夫	管 理 部 次 長	青 木 孝 之
水 道 部 長	田 中 稔	指 導 部 長	高 橋 貞 良
水 道 部 理 事 兼 工 務 課 長 事 務 取 扱	福 本 喬 久	指 導 部 次 長	橋 本 昭 夫
消 防 長	松 村 吉 堯	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	味 谷 日 吉
消 防 本 部 次 長 兼 消 防 署 長	湯 川 行 夫	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	岸 田 秀 仁
用 地 担 当 参 事 土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長	岩 井 益 一	監 査 委 員	久 光 喜 多 男
教 育 委 員 長	堀 内 由 延	監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	向 井 洋
教 育 長	葛 城 宗 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行

※課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長 吉 岡 昭 男  
次 長 吉 田 種 義  
議 事 係 長 西 垣 宏 高  
議 事 係 佐 土 谷 茂 一  
議 事 係 山 本 雅 俊

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和54年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月14日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	
2	議案第20号	青年学級の開設について	
3	議案第21号	和泉市立幸青少年センター条例制定について	
4	議案第22号	和泉市立青年の家条例及び和泉市民プール条例の一部を改正する条例制定について	
5	議案第23号	和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について	
6	議案第24号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	
7	議案第25号	和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について	
8	議案第26号	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	
9	議案第27号	和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
10	議案第13号	昭和54年度和泉市一般会計予算	
11	議案第14号	昭和54年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	
12	議案第15号	昭和54年度和泉市土地区画整理事業特別会計予算	
13	議案第16号	昭和54年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	
14	議案第17号	昭和54年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	
15	議案第18号	昭和54年度和泉市水道事業会計予算	
16	議案第19号	昭和54年度和泉市病院事業会計予算	

(午後1時5分開議)

- 議長(横田憲治郎君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には、連日、多数御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。  
ただいま出席されておる議員さんは19名でございます。成田議員さん、池辺議員さんから欠席届が出てございます。遅刻届の議員さんはございません。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思われれます。現在、19名でございます。
- 議長(横田憲治郎君) ただいまの報告どおり、出席議員数19名をもちまして議会が成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(横田憲治郎君) 本日の日程に入る前に、昨日の一般質問終了後、財政再建計画資料をめぐって議長団と理事者として收拾するようにとのことでしたが、このことについての收拾には、いましばらくの時間の猶予をいただきたいと存じますので、御了承のほどをお願いいたします。

○

- 議長(横田憲治郎君) それでは、日程第1「一般質問について」を行います。20番・田中包治君。
- 20番(田中包治君) 通告に基づきまして、財政の基本方針と美術館の2点について質問いたしたいと思います。

まず第1に、今回の提出されております予算案を見るとき、根本的には、市長がいつも未曾有の財政危機とか再建団体転落寸前とか言って、議会の中で再三論議されております。しかし、私がこの予算案を見るとき、要求団体あるいは圧力団体に屈した財政の方向ではないだろうかと考えております。私たちが考えなくてはならないのは、御存知のとおり、本年は市長選挙があり、来年は市会議員選挙がございますが、その中で何もかも全部上げていく。そして、市民の日常生活に直結した、切っても切れない土木費の削減もやっております。というのは、すなわち私たち議員の活動を制約せんとする一つの意図があるのではないかと考えております。

そこで私が言いたいのは、特に職員団体あるいは解放同盟支部の要求をそのままのみにして、理論と理屈に合わない行政のために泥沼に金をほかしておるような予算案ではないかと考えております。昨日もいろいろ問題になりましたけれども、私たちがいろいろと調べても具体的な資料

はないわけです。職員組合なんかは、常に不公正な同和行政だとかいろいろ言っておりますが、しからば、自分らの態度はどうか、人のことを言うなら、自分のことも直さなくてはならないと思います。

たとえば皆様方で知ってる人があるかどうか知りませんが、職員組合の活動に有給休暇を与え、休暇を出して組合運動を援助しております。年間200日なり300日なり、詳しい数字は、直接われわれに言う人もございませぬが、そういうふうにしておることは事実でございます。そして、職員組合が特定の候補者に走って運動しております。そうなってくると、市の税金で組合運動をやっておるのではないだろうか、ここらについての市長及び理事者の見解をまず最初に聞きたいと思います。

第2に、昨日の職員組合の情報に出ておりました中に渡り号俸が載っております。新聞紙上でよくいわれますけれども、渡り号俸とは何ぞや、ということです。現在の賃金体系、いわゆる私たちに提案されておる給料表というものは、2割～2割5分が職階賃金であり、そして、7割5分～8割程度が生活賃金という構成になっております。しかしながら詳しいことは知りませんが、渡りということて一般職の人々が4級になり3級になり、ひどい人においては、1級いわゆる課長級と同じ賃金をもらってるそうであります。1級上がるごとに2割上がり、5級でそのままおいとくと、1,000円のやつは1,200円、1,300円と上がる。そういうことで、現在、市長権限ということて運用されております。私たちが考えるとき、これは明らかに条例違反であり、明らかなる不当賃金であります。

過日、府会の中で教職員の抜き昇給が問題になりましたが、それ以上に悪質なのがこの渡りなんです。それを是正せずして検討だと言っておりますけれども、もし是正した場合、現在の50億から60億の賃金支払いの2割5分として15億、2割としても10億の金が不当支出されております。また、本年度でやめるならば、1億余の金が浮くことは理の当然であります。もし、私たちの言うことが間違っておるとするならば、府会がやったように、議会の名において監査請求をすべきでございます。各個人の利益カードを調べたならば、完全にこれだけは不当賃金であり、これだけは正当な賃金であるとはっきり出てくるのが渡り号俸の問題なんです。こういう問題を置き去りにして土木費を削るのが理解できない。

もう一つは、同和行政の問題であります。御存知のとおり、同和行政というものは、国及び地方自治体の責任においてやるということなんです。そういう趣旨ならば、特に集団交渉とかセクション交渉とかやってますけれども、あるいは2,000万円の補助金を出してありますが、問題は、解放同盟というものは、市の何に属するかということです。事務所はどうなってるのか、金をもらってるのかどうか知りませんが、その扱いは矛盾を感じるということです。あくまでも要求

団体なんです。そして、要求団体というのは、おのずからわれわれ行政に携わる者とは違う。いわゆる一般より上になくはならないことになる。たとえば富秋中学校の問題でもそうです。講堂を建てた、これは確かに上です。現実には3割自治の中で、和泉市の全中学校に建てることのできるだろうか、こういう問題があると思う。

もう一つ私たちが言いたいのは、いま、いろいろ問題になっておるとは思いますけれども、黒田知事が社共共闘の中で成立したときの選挙公約がいま問題になってるわけです。たとえば減免措置などです。保育料にしても、同和地区の人々は、所得のいかんにかかわらず最高が3,500円、そして、私たち一般の人々は、鉄道なり市役所に入って5、6年にして子供ができれば34,000円、この問題をどう理解しようとするか。そうであるならば、現在の同和地区の保育所と一般の保育所の収支決算書を、いま出せとは言いませんけれども、予算委員会まで提出してもらいたいと思います。これが妥当であるか否か、はっきり出てくると思う。そういうことが考えられなければならないと思います。

その他私たちはいろいろ情報を聞きますが、職員情報の中でも、不公正な同和行政というだけで余り書いていない。われわれも勉強足らずだといえればそれまでですが、あの予算案で収入がどうだとかいうことは、そう詳しくわからないと思います。

私は昨年、国民健康保険の運営協議会の委員のとき、松阪へ研修に行きました。そのとき「おたくらは同和減免はありますか」と聞いた。そうすると、松阪の議長さんたちは「そういうことをすることが差別につながりますから、うちは絶対にやりません」と言ってる。また、国保の運営協議会からも、この減免は何とかなくせという答申が出てくるかのように聞いております。

こういう予算案を組んで金がないんだ、どうだこうだということは切りがないと思う。すべてのことはそうだと思う。固定資産税の減免にしても大阪府だけです。それで松原でもめて市長の不信任案が出、羽曳野、八尾などでももめている。なぜもめるかです。何とか隠そう、隠そうとするんです。しかし、はっきりした以上は、今回の予算案でどうあるべきか、私はやるべきだと思う。不正な賃金、同和問題にしても、国と市でやらなくてはいけないんです。

そこで考えますことは、隣保館が和泉市に三つある。二つは隣保館、あとの一つは解放会館と名前は変わってるが、これは隣保館としてやってると思う。ところが、国の施策なのだから、8割はこなくてはならないのに、合計しても2、3割やと思う。市が単独で出してる単独業務です。私たちが言いたいのは、学校がつぶれかかってても補助金がこんとあかん、6割なら6割つかんなあかんという。ところが、3つの隣保館総合して何割してるか、維持費、その他を合わせて3割そこそこのはず。どこに起因してるか理事者は考えてると思うが、結局われわれは言わないかん。こういう圧力団体にさえ上手しておれば何とか市会がもっていくんだ、こういう考え方

だ。そこに問題がある。

考えてみなさい、全部上がっている。水道は全 で1位か2位、幼稚園の保育料は大阪府で1位か2位、全部高い方で1位か2位、こういう実態を一体どう考えてるんかというところに問題がある。詳しいことは予算委員会があるので言いたくないが、そういうものを洗い直して予算編成をやり直すかやり直さないのか、こらに一つの大きなポイントがあると思う。この点、私が間違っておるんなら、どこが間違ってるかはっきり言うて下さい。これが条例に違反してないということなら、はっきり言うて下さい。

措置法の問題にしても、あなた方がえらそんなことを言っても、国の施策でやらなかったら財政がもたないことははっきりしてるんです。それを何と心得てるのか。ただ、言われるからやるんだ、これでは世の中は通りませんよ。そうしたら、われわれが地域から要求したら出してくれるか、出さないでしょう、そこらに問題がある。そういうことですので、十分な御答弁を願いたいと思います。

もう一つは、美術館の問題ですが、私の地元の人が美術館を何とかしたいという話で市の教育委員会に申し出た。私は、遺跡とか美術については余り興味もなくわかりませんが、美術館を建てて市に寄付するから管理してもらいたいという話があったんです。そうしたら、金が要るから3億円積んだら何とかします、と返事したところ、それでは積みましょう、ときた。私は厚生文教をやったので、委員長から報告を受けたが、そのままほったらかしなんです。これほど無責任なことはない。3月議会にも提案されていないし、ほったらかし、こんな行政があるだろうか、その点ははっきり御答弁を願いたいと思います。

両質問の権利を留保して一応、終わりたいと思います。

○ 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 田中議員さんの2点にわたります御質問にお答え申し上げたいと思います。

第1点の財政の基本方針について、端的にいろいろのお尋ねがございましたが、まことに痛み入る次第でございます。何とか自主再建をしたいという願いを込めた予算案を議会に御上程させていただいたわけでございます。その中で職員組合の問題あるいはそれに伴います渡り給与の問題、同和行政の減免措置を中心とした問題等の御指摘でございます。

給与の問題につきまして私から基本的な考え方を申し上げ、担当からお答えさせていただきたいと存じます。まず、職免についてのお尋ねでございますが、御存知のように、実績として有給20日ということで、組合との協議の中で認めているわけでございます。この意味合いとしては、市職等が加盟している上部団体の会合あるいは公務と関連する学習会、研修会等のため、有給で

職免として認めているものでございます。これらについては、有効適切に利用しているものだと存じております。

議員さん御指摘のように、いろいろ選挙がからんでいるとなりますと、いろいろ問題があらうかと思えます。こうした諸点については、いろいろ私なりに調べてみたいと存じております。

それから、渡りについてでございますが、御存知のように、給料表の中で労使間の合意によりまして、近隣各市のほとんどが実施している実情でございますので、今日、本市においても実施しているわけでございます。しかし、いろいろ問題点もございまして市戦労に対しましても渡り号俸の是正ということで今回、一連の昇給手当等いわゆる労働条件に関する見直し検討の中で是正方を申し入れているわけでございます。今後の協議の中で、私たちといたしましても、御指摘の点に鋭意取り組んでまいりたい、このように存じておる次第でございます。

なお、同和問題についてもいろいろ御指摘をいただきました。措置法下とはいえ、いろんな格差あるいは減免の問題等についても、私たちといたしましても、今回の予算編成に際しましては、種々の角度から検討しているわけでございます。御指摘を胸に今後、より有効適切に行政の主体性を持った同和行政が促進されるよう努力を重ねてまいりたいと存じている次第でございます。

第2点目の美術館について、厳しい御叱責をいただきました。まことに取り組みのおくれております点、申しわけなく存じておる次第でございます。御指摘のとおり、久保惣さんから土地も美術館も建てて寄付したいというお申し出を受け、いろいろ精査検討いたしました結果、財団法人組織で受けざるを得ないだろう、こういう結論に達しました。その中で、貴重な美術品を財団法人組織で運営した場合、どうしても基金が要るわけでございますが、3億円の基金も贈呈しよう、こういう寄付の申し出もいただいております。

こうした諸点につきまして厚生文教委員会にも御協議申し上げ、また過般、議員総会でも御協議をさせていただいたところでございます。そのときの扱いとして、所管の厚生文教委員会、そして、財団法人組織で運営するとするならば総務委員会ということで、合同会議をもってよく協議する段階を設けてやろう、こういう議会としての御指示をいただいているわけでございます。幸い、明15日に総務、厚生文教の合同委員会でいろいろ協議していく、こういう配慮も議長さんからいただいております。

非常に結論を出すのがおくれ、私も申しわけなく存じております。やはり重大な問題で大事な寄付行為でございますので、できることならば、議員さんの合意をいただきたいという考え方でございます。明日の合同会議で久保惣さんの美術館についての一定の御協議をいただきましたならば、まことにありがたいと存じております。

以上、2点につきましてお答え申し上げます。議員さんの意のある点、私も感じ取ってござい



ます。冒頭、私から考え方を申し上げ、細部は担当部長から御答弁申し上げたいと存じます。

- 20番(田中包治君) いかにも市長といえども、条例に違反した行為はできない、議会もできないのと同じです。そうすると、職免という業務に関連するものは公休となるはずで。もう一つは、職員組合というものは団体交渉権はない、水道企業会計の人たちには団体交渉権があるということなんです。こんなことは、いまさら言う必要はないと思いますが、間違っただけをやめ元どおりにしたら、15億の金が浮く、ことしやめても1億程度浮く、これははっきりしています。この給料表を元に戻せば、いわゆるリレティブカーブに基づいてやれば、年間に15億は浮くはずですよ。監査請求すればはっきりしてくる。1,000円のやつが1,200円、1,300円と上がっていく。一遍やったら、それがずっと上がっていく制度です。この給料表を私たちに出しているが、全然使っていない。号俵はたくさんあるが、3年なら3年、4年なら4年おって2号俵上がるんなら、この上は全然使っていない、要らんわけです。あなた方はそういう出たためをやってる。実質は条例違反ということですね。団体交渉権はありませんよ。あなた方の権限というものは、条例に基づくだけの権限ですよ。大阪府でもめたのは当然ですよ。だから、大阪府はすぐに直したのに、なぜあなた方は直さない。あんたね、合法だと言うんならはっきりしてください。

それから、職免は労働法違反なんです。組合に対する利益誘導なんです。事務所の電灯代などを出すことは、利益誘導として労働法に違反してるんです。これはわかると思う。問題は、条例違反してるのを直すのかどうかです。予算を組みかえたらよろしい。そしたら、値上げなんか全部パーになる。やってごらんください。監査委員さんは一人しかいないので御苦労だと思うが、監査請求したら必ずその金額は出てくる。15億も出るんやから、値上げなんかしなくてもいける。違反してるのを直すのが理事者の仕事でしょう。よう直せんのなら日本の国から出て行ってください。日本の国では、どんなことがあっても法律は守らないかんです。はっきりしてください。

- 参与(西川喜久君) ただいまの点につきまして、私から実態と今後の考え方についてお答え申し上げたいと存じます。
- 20番(田中包治君) 考え方はええよ。やるのか、やらんのかです。
- 参与(西川喜久君) この渡りにつきましては、昨日も財政健全化のための一つとして御提案申し上げ、お答え申し上げたとおりでございます。給与制度の改善の中で、今後、検討の一つとして御提案申し上げてるわけでございます。これらの方法については、必ずしも正しいとは理解してはおりません。したがって、給与制度の改善と相まって今後検討してまいりたい、かよう考えるものでございます。
- 20番(田中包治君) 生はんかな答弁では困ります。私は、違法であるかないかと言ってる。

違法やったら、さかのぼってやったら15億、予算組み直したらよろしい。15億の金が浮いたら値上げしなくても予算組める。議会が心配することもない。そこらが私は問題やと言ってる。あんた方は、すぐ、今後考えます、と言うが、私はきらいだ。間違っておったらすぐ直すのが、法治国家の国民の義務なんです。大阪府だってそうでしょう、今度の予算で削ってます。職免かてそうですよ、直そうとしない。地域サービスの土木費を減らさんでもいけるんと違いますか、わしはそれを言ってる。あんた方が、われわれの手と足をくくっておいて、そして、自分だけええ目をしようという考え方はまかりならん。

- 参与（西川喜久君） 先ほど市長からも申しあげましたように、大阪府下31市中ほとんどの市が実施してるのが実態でございます。これらの経過については、やはり労使間の話し合いの中で生まれたものでございます。方法といたしましては、現行条例の範囲内で運用してまいるものでございまして、先ほどお答え申しあげましたように、これは必ずしも正しいものではないという考えでございますので、今後、財政再建計画の中で検討してまいりたい、かよう考えておりますので、御理解願いたいと思います。
- 20番（田中包治君） ごまかし言いなはん。掃除してたかて課長の給料もろうてまんね、これが正しいと言うんですか。管理者になったら、確かに管理職手当はあります。これは業務給のかわりですが、それを削つとるんでしょ。臭いものにはふたをしてる。同和問題も一諸ですよ、だから、けしからんと言ってる。管理職手当をそのまま置いとくんならまだ腹も立たんが、それを削ってる、何ぼか知らんけどね。もし、議会で遅くなっても部長、課長は業務給はもらえない。その補償として支給してるんでしょ。そして、一般職員には、掃除してたかて課長の給料払ってます。こんな世の中ありますか。自治省からあれだけ叩かれ、各衛星都市も大分直してる。われわれに負担をかけないんなら問題ないが、現実に負担をかけてるでしょう。値上げ案全部撤回しまっか、それやったら納得するわ。
- 議長（横田憲治郎君） 最終的な見解を答弁してください。
- 市長（池田忠雄君） いろいろ御指摘をちょうだいいたしましたが、田中議員さんの要旨は理解するところでございます。ただ、10数年に及びます労使間の合意の中、ほとんどの市が実施し、本市も実施している、こういう渡り運用制度の問題でございます。私自身もこれには問題がある、こういう考え方でございます。今後、そうした職員の賃金問題でございますので、行政の主体制で十二分に職員組合とも話し合いを進める中で改善をしてみたい、このように存じておりますので、よろしく願いたいと思います。
- 20番（田中包治君） 何ぼしたかて平行線か知らんが、それでは、監査請求したらチェックしますか、その場で予算審議をストップしますか、議員に諮りますか、どうですか、違法である

ことははっきりしている。それやったら値上げ案を撤回するんか、どっちかにしてもらわんと困る。はっきりした返事はもらってない。わしは違法だとはっきり言ってる。普通の給与を課長のクラスにほり込んで。1年に5、600円よけいに上がっている。自分のことをたなに上げてどうこう言うんやったら、すべて切ったらどうや。相談する必要はない、実施したらええんや。

○ 議長（横田憲治郎君） 次。

○ 教育長（葛城宗一君） 美術館で御指摘いただきました点、お答え申し上げます。先ほど市長からも申し上げましたように、この寄付申し出につきまして、さきに議長さん等のお力添えをいただき皆様方にお諮り申し上げましたが、その席上、財団法人をつくるについては、やはり所属が財務部ということですから、総務、文教両委員会の合同で審議をするようにという方向づけをいただいた次第でございます。それで11月中ごろと記憶いたしますが、今日まで遅延いたしましたことを反省し、おわび申し上げます。

このたび、議長さん、両委員長さんのお力添えをいただき、明日午後から合同委員会を開いてその方向づけについて御審議、御協議をいただく運びになってるんでございます。おくれました点おわびを申し上げますとともに、今後の促進について御討議賜りたい、かよう考えますので、御理解賜りたいと存じます。

○ 20番（田中包治君） この問題について非常に不満なのは、たしか9月やったと思うが、教育委員が、基金もらわなかったら金が要るので、基金出してもらおうよう話してもらいたい、ということでした。そしたら、3億出しましょう、ときた。そのままほったらかしなんです。確かに議員総会はしたけれども、今回の予算案にも出ていない。そんな無責任な行政はないと思う。明日やることになってるし、あとの問題は予算委員会の場で論議するとしても、はっきりした態度をとってもらわんといけません。

同和の問題、渡りの問題にしても、監査請求して15億を元へ戻してもらいたい。市民に訴えますよ、私はそれを言いたい。今年パツとやめたら9,000万円ぐらいらしい。はっきりしなさい。資料の昨日の問題にしても、職員には出してるのにわれわれは知らんという、そんななどないかして隠そうなんていう考え方はやめてください。

きょうはこれでおいときます。

○

○ 議長（横田憲治郎君） 次に、6番・大谷昌幸君。

○ 6番（大谷昌幸君） 通告に基づきまして、一般質問の要旨の説明をさせていただきます。

小学校の1年生に始まって大学卒業まで10数年の学生生活を終わり、大学の入試以上の難関と言われる教師の採用テストに通って採用され、それぞれの学校に赴任して、まず、第1番に雑

務に追われるのが、子供の諸経費の集金の事務であります。どなたもこのお金を扱うことは非常に骨の折れる仕事でございまして、子供が持ってきたお金というのは、10円玉から1万円に至るまで、非常に雑多な紙幣、硬貨が集まってまいります。現在、給食費等諸経費8種類ぐらいあると思いますが、このトータルが、一つの学級で大体10数万円になるわけでございます。子供のことで、父兄の方で幾ら気をつけておられます、決められた日に100%集まるということはまあ、不可能であります。大抵は、2日あるいはときによれば4日、1週間ぐらいかかるのがざらでございます。この間教師は、この金を自分でつくったきんちゃく袋に入れ毎日、教室や職員室などあっちこっちへ持ち歩き、ときには、家まで持って帰って保管している状態あります。

しかしながら、各学校ではいろいろとこういうことに御心配され、いまのところ、当市におきましては、通学途中でこの基金の金が事故に遭ったということは、表ざたにはなっておりませんが、各学校内で一部金がなくなった、計算違いがあったとかいうことは、日常茶飯事と申しても過言ではないような事態がよく起っておりますので、それぞれの学校でいろいろこの対策に腐心されているやに漏れ承っておるわけでございます。

しかしながら、各学校が現在、この集金事務をいかに簡素化していくかにつきましては、それぞれの学校でどうも独自で計画立案されてるような感じすら受けるわけでございますが、本市教育委員会といたしましては、この毎月々々ある教師の最大の雑務である集金事務をどのように今後取り扱っていかれるおつもりか、御答弁をお願いしたいと思います。

次に、第2の事務の能率化についてでございますが、当初の予算書を見ても、事務の委託料が大変多いのでございます。以前から私もそれぞれの担当課へ行ってお聞きするところを集約いたしますと、現在、IBM、日本電子計算株式会社、南大阪電子センター、名称に私の記憶上の間違いがあればお許しいただきたいが、少なくとも、この3社と、あと1台小型の電算機を導入して、4つの電算機を利用する現状と思われま。

これらの委託料につきましては、総額数千万円を数えているわけでございますが、御承知のように電算機というのは、われわれ人間の普通の指先の技術ではでき得ないほどのことをわずか数秒間で行い、ひいては、宇宙の開発にまで役立っているものでございます。過去数年ぐらい前ですか、自治省かどうか存じませんが、本省の方から大体人口10万人を超せばペイする、それぞれの市において電算機を設置しても採用ラインに乗るといふことの通達があったやに聞いております。しかし、当市は12万人を超す現在に至っても、そのような4つの電算機を利用しております。

御承知のように、それで事務の方は何とか賄っておるのではないかと思うわけですが、コンピ

ユーザーというのは、普通、一たん入力させると、いろんな面の利用価値があると思います。いわゆる電算機メーカーあるいはその関係におきまして、ソフトウェアと呼ばれるところでありますが、それが現在、本市では全然役立っていないのではないかと思うわけです。と申しますのは、その3つの電算機相互の利用関係が皆無だと思ふからであります。この点、今後どのように事務の能率化と簡素化のため、また、同じ金をかけるならば、少しでも役立たせるようにどのように改革されていくのか、その現状と将来の考えについて承りたいと思います。

第3点の保育所の措置でございますけれども、現在、この措置児の選考をされているときであると思いますが、地域による措置率の格差が大変大きいように見受けられるわけでございます。私はふつつかながら、本市の市議員を承っておりますので、一地域のことを申し上げるのは心外ではございますが、例といたしまして、この国府地区は相当人口の密集度が高いと思いますが、この地区における商業に従事されている方々の措置率が大変悪いと思われれます。私ども、間もなくその実情を承るわけでございますけれども、二人ともあかなんだ、あるいは一人だけとってもらうたが、一人はあかんで、結局、能率は同じことである、というお申し出をよく受けるわけです。間もなくそういうお申し出を受ける時期を控えまして、私どもといたしましては、大変頭痛の種であります。これは端的に申しまして、保育所の数が少ないことも考えられますけれども、どのように今後、措置率を上げていかれるおつもりであるかということ承りたいと思います。

以上3点、要旨の説明を申し上げましたが、項目別に御回答いただきまして、その都度、御答弁の内容によりまして再質問させていただくことをお許しいただきまして、趣旨説明を終わらせていただきます。

- 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。
- 教育次長（広岡史郎君） 学校徴収金の事務についてお答え申し上げます。

給食代等も年々かさみまして、その徴収につきましては、保護者、PTAの役員の方々、学校には特段の御協力をいただいておりますが、その方法については、いろいろとございます。現状、学校の実態を見ましても、PTA役員の方々を煩わしているのが3校、また、銀行払い込みを全校で実施しているのが5校、銀行払い込みを1年生だけに限ってお願いして試行しているのが2校、あと7校は児童が持参してくる形でございます。また、中学校でもPTAに煩わしているのが1校、払い込みが1校でございます。いずれにしても、児童に持たせていくことによって起こる不測の事態を防ぐことが大変重要な問題である、かよう考えております。

今後、集金事務の簡素化ということでどのように対応するかということでございますが、いずれにしても、PTA、保護者の方々の御意見を十分に拝聴して、最も便利で、しかも安全な方法

をとるべきであると考えます。保護者の方々には、農協の口座とか銀行の口座のお持ちでない方もいらっしゃると思いますので、一律に強制してこうだと決めることは至難な問題があるかと存じます。4月以降のこれらの対応については、校長会等が開かれた席上でいろいろと御意見を聞き、より有効的な方法を考えていただくよう取り組んでまいりたい、かように思います。

- 6番(大谷昌幸君) いままでのことにつきましては、とやかく申し上げることは避けまして、銀行、その他の金融機関を利用したの払い込み方法を取り上げようという学校が現在、ふえつつあるとお聞きしております。しかしながら、たとえば山間部で銀行のないところ、あるいは農協があるところなら、一つにすればまとまるのでいいのですが、この13号線沿いのように、銀行が何行かあるようなところになると、なかなか一つの銀行にまとまることは至難だと思います。また、学校としても、いろいろ承りますと、現在やっておられる学校としては、2行、3校にわたれば事務的には同じことや、だから、一つの学校にまとめたいという気持、これはよくわかります。

しかし、先ほど申し上げましたように、銀行を一つにまとめることは父兄側からの反発が非常に大きい。いま、ここにおられる方々のように、銀行の口座を二つも三つもお持ちの方ならば何ともないでしょうが、こう申しては失礼だが、所得のそう多くない方でしたら、一つの銀行を持つのも精いっぱいの方も現にあります。そういう方のためにどういう措置をとられるかということです。もう少し各学校の方針にお任せせず、教育委員会としてのまとまった一つの姿勢を示していただけたらどうかと思います。現場の校長先生にすれば、できるだけ事務の簡素化ということの一つにまとめたいというのはよくわかるわけなんです。今後、そういう点をどのように御指導されるか、もう一度承りたいと思います。

- 教育次長(広岡次郎君) もちろん、御指摘のように、銀行の口座をお持ちでない方、また、あっても他の銀行であったりするわけで、学校の独走した中での取り決めは至難であると思います。銀行の口座なり農協等の口座をお持ちでない方の今後の徴収方法ですが、現場へ常にしわ寄せしてる現状も多々ございますので、今後、それらを避ける中でPTAの役員の方々の御意見も聞き、お力添えを煩わすこともあろうかと思いますが、その辺もう少し研究させていただきたいと思います。

- 6番(大谷昌幸君) いま、ある学校で一つにしようということで、父兄の反発を受けたということです。先生方にしたら、その方が便利がいいんですが、父兄側にすれば、銀行というのはお金を預けるところである、普通、サラリーマンならそうお考えになるとは思います。事業者にとっては、銀行というのは、自分の取り引き先であるという観念が非常に強い。金を預ければ、また、自分も有利に融資していただくということは日常必要なんです。そういう取り引き関係と

いうものから考え、銀行というのは一つか二つにまとめ、その銀行との人間関係を深めておきたいという気持が強い。だから、よそから新たに銀行が進出してなかなか得意先はつかめない。

これも本市で3、4年前ですか、S銀行がある学校との話し合いのもとですが、その学校がある設備をしようと市に要望してるんだが、市の方は金がないということで、簡単にはもらえない、ということを目にし、S銀行が、もし当行とお取り引き願えればそれだけの金を融資しようやないか、そして、市の方から設備をしてもらえたらお返し願ったらい、という取り引きがあったんですが、その話が教育委員会にきたのは事実ですか。

○ 教育次長（広岡史郎君） そういうことについては、一切耳にいたしておりません。常々、学校からいろんな教育整備等々について御要求がございますが、十分これに対応するだけの措置は講ぜられておりません。しかし、そういう形で銀行と交渉があったということは許しがたいことでもあり、今後、そういうことについて、十分調査してまいりたいと思います。

○ 6番（大谷昌幸君） 私の聞いたことですが、それから銀行とその学校との関係が強くなり、先ほど申しましたように、その学校の集金事務を全部引き受ける。そして、学校は生徒の名簿を全部銀行に渡す。銀行がその名簿を元にして各家庭に出向き、私どもは学校とお取り引きすることになったので、おたくさんもお取り引き願いたい、と回っていく。そうすると、先ほど申し上げましたように、その銀行と取り引きしていない、ほかの銀行とお取り引きを深めているところは、非常に迷惑を受けると聞いております。これはPTAがおっしゃってるんですが、教育委員会が耳にしていなくても事実であると考えます。

隣接の泉大津市の場合、S銀行といっても、当市にある銀行は全部といっは何ですが、ほとんどSがつきますので、私はあえてSと表現していますが、泉大津市では、まず、S銀行が教育委員会へそういうことをさせてもらいたいと相談に行き、そして、ある1小学校が54年度の4月から一応、試行的に行うという手順を踏んでも聞いておりますが、本市の方は、現在、そういうふうには振り込みは行ってますが、もう少し教育委員会として、そういうふうの一つに片寄ることのないように十分の御指導をお願いしたいと思うわけです。

もう一つ、ここでトップの方にちょっとお願いしたいのですが、実は、この窓から見えるところなんです、現在、この窓から見えるところなんです、特にこの近辺にこういうものを持って回って銀行が盛んにPRしてます。これは泉大津市豊中ですが、「和泉府中支店」という名前を使って現在、和泉府中近辺で宣伝をやってます。たしか私の記憶では、和泉市が発足して間もない昭和35年、ようやく市としての面目が保てるようになったころですが、当時、道路標識に「和泉市まで何キロ」というのが天王寺西門前のところにたった1カ所だけありました。S銀行がいち早く和泉市のイメージを高めるため、あえて「和泉府中支店」から「府中」を取って「和

泉支店」と改称されたということです。

そういうことで銀行も市のために協力してくれてるという中で、今度、泉大津市にあるその銀行がこういう名前を使って和泉市民にPRしてきている。これは銀行のことですから別に本市と関係はないわけですが、この辺の人口は決まってるわけです。明日から急に何万も人口がふえるわけやない。このままほっておけば、当然、和泉市民の何人かがこちらと取り引きし、そして、現在の和泉市の銀行との取り引きが減っていく。

私は何も銀行の肩を持つわけではないが、現在、和泉市にある銀行が1年間に2千数百万円の市民税を和泉市に払ってるわけです。それがこういうものにかき回されて減ってくるわけです。そして、もうかるのは泉大津なんです。こういうことについては、現在、商店会とか商調協とかあるわけですが、それらが大変困ってると聞いてます。今後、こういうことについて、本市行政としてどのように指導されるのか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（横田憲治郎君） 答弁。

○ 産業衛生部長（内田繁君） ただいまの議員さんの御指摘、理解できないことはないわけです。この三井銀行の和泉府中支店という問題につきましては、銀行の出店なり進出等につきましては、御存知のとおり、大蔵省の許認可事項でございまして、われわれ地方公共団体を經由してまいりません。私たちも新聞の折り込みとか、いま議員さんがお持ちのようなもので知ったわけでございます。

そういう中で、私どもは商工関係を扱っている関係上、市内企業の育成あるいは住民への還元等の指導を進めておりますが、こういう泉大津市の領域において、本市の商圈とかを求める名称を用いるのは好ましくないと考えまして、過日、これらの取り扱いにつきまして、和泉市の商工会ともどもに協議を重ね、善処方を申し入れた経過もございまして。銀行側といたしましての言い分でございますけれども、この名称につきましては、最寄りの駅を利用させていただいた、大蔵省にこの名前でもって認可を受けたということでございまして、これは本店の上司の方にその旨を伝えておきます、ということで現在に至ってるわけでございます。

私の方といたしましては、そういう一応の経過でございまして、手続全然ない中でパンフレットでわかってきたという現在の状況でございまして。今後、法的にどうなるかということも現在、研究中でございまして。そういう調査をして今後に対処していきたい、かように思います。

○ 6番（大谷昌幸君） 私、一番初めに聞いたのが去年6月です。直ちに部長に連絡して、いろいろ話してくれてるということとはよく心得てます。いまま法的なお話もございましたが、なかなかむずかしいやろうということです。特にこの周辺がほとんど和泉府中という名前を使って現在、医院の開設もやってる。全部泉大津市豊中なんです。また、和泉市の一つの観光資源としても利



用される光明池駅は、実質的に堺市に取られてしまいました。そしていま、和泉府中が豊中の方へ移動しつつある感じです。市の行政としても、先ほど申し上げましたように、市の市税収入に関係するわけです。そういう点につきまして、今後、市長、助役として、どうこの問題を阻止され詰められるか、ちょっとお聞かせ願えませんか。

このままほっておきますと、前から話している2国で境界を打ち切るなんてことは、恐らく不可能やと思います。泉大津は何ら損害を受けてない。この前もいずみやが何か催しをして署名運動をやりました。その署名の名簿をきっちりとは集計しておりませんが、大体1日分をあらかじめ調べたところでは、和泉市が半分、泉大津市が40%、その他が10%あったということも聞いております。だから、和泉市の人間が半分ほど行ってるわけです。和泉府中という名称を使われているがために、皆府中やと思いつつながら向こうで買い物をしている状態です。このままでほっておかれるつもりか、それとも何か手を打つことを研究されるか、その方針についてちょっと心構えをお聞かせいただけませんか。

○ 助役（坂口禮之助君） 私からお答え申し上げます。

名称を呼称されるということにつきましては、いわゆる行政区域間の問題等からいたしまして、私たち自身も遺憾に思っているわけです。しかし、現実問題といたしまして、いま、たまたま三井銀行の支店長が出てございますが、産衛部長からお答え申し上げておりますように、事前に十分察知できなかったわけございまして、名称を呼称することについても、何ら法律的な規制もございません。非常に自由に、主体的な考え方でどのような名称をおつけになるかは、その人たちに任されている現状でございます。そういう点につきまして、事前に防止できなかったことをまことに残念に思っているわけでございます。

一つは、泉大津市との間に行政境界の適正化問題が提起されておまして、長年の懸案として、未だに解決のめども立ちがたい状態でございます。これは住民の方々の日常生活の上にも、この入り込んだ行政境界は、大きな支障を来しているのは事実でございます。少なくとも、部分的な解決だけでも精力的に進めていこうということで、事務段階で日常調整を行ってるわけでございます。

しかし抑せのとおり、この境界適正化についても、第2阪和国道を境界にして、というようなことは、とうてい不可能という感触でございます。和泉府中駅を中心として、たまたま泉大津市の豊中領域は、非常に深くこちらに入り込んできている現実等をながめ、今後、新たにそのような業務施設等が設置されるという情報をキャッチいたしましたら、その時点で同じことを繰り返さない行政指導と申しますか、申し入れ等も行いまして、名称の呼称等については事前に調整をするよう、鋭意努力をしまいたいと存じます。

なお、現にそういう店名を名乗っておられる方々につきましては、一応、市としては、好ましくない名称であるという点についてお話し合いを申し入れていきたいと存じております。

- 6番(大谷昌幸君) ひとつ強硬に文書でもってでも申し入れていただくようお願いしたいと思います。

それで、先ほどの振り込みの問題についても、各学校に野放しにした場合、この銀行も出てきたということもあったので、その点は、十分に各学校に御通達いただけるようお願いしております。

- 議長(横田憲治郎君) 次。

- 市長公室企画担当理事(佐原行雄君) 2点目の事務能率化につきまして、現状と将来の考え方につきましてお答え申し上げたいと思います。

議員さん御指摘のように、現在の電算委託につきましては、10セクションにまたがって3社に委託を行っている状況でございます。本来の住民情報システムの基本から申し上げましても、御指摘のように、十分な活用とは言えない点が多々あることは、われわれも承知いたしておるところでございます。

ただ、この電算委託業務の始まり、当初から申し上げますと、昭和41年ぐらいから始まっているわけですが、この当時は、現在のような状態の、いわば電算機に対する技術的な面がおくれていたという点もございましたし、また、各現課における業務の内容あるいは委託会社の能力と申しますか、そういった点から3社にまたがって行っている現状でございます。

住民情報システムの開発等から考えまして、将来、トータルシステムを採用していくという考え方になるわけですが、これらの確立のためにも現在、電算委託を行っております市民税あるいは資産税の所得情報なり資産情報あるいは市民課の住民記録等の情報を結合することによりまして、現在行われている縦割りを、言うならば、効率的な利用を図りたいと考えてるところでございます。いわば一元化の構想でございます。この構想に基づきまして、56年をめぐりに1日も早く統一した一元化の方向で進んでいきたい、このように考えております。

- 6番(大谷昌幸君) 私が1番心配するのは、委託してる場合、情報が他に漏れないかということなんです。たとえば市民課のように受け付けてある場合、うちはいまのところ実施していないようですが、19歳あるいは20歳の人をピックアップするというとき、委託すれば簡単にやれます、第三者からそういう依頼があった場合にね、ないとは言い切れないと思うんです。うちの市で職員さんがプロジェクトチームをつくって自分たちで電算機を操作しておればそんなことになった場合、その人の公務員としての死活にかかわる問題ですから、めったにそういうことはないと思うんですが、営利会社では、絶対ないということは、いかに契約があっても、ないと

は言い切れないと思います。何気なく新幹線の切符を売るみたいに、キーを叩いて出てきたのをほかすようなかつこうでよそへ流すとも限らない。

実際、現在、ダイレクトメール・メーカーというのがあるわけですが、このような会社は、あらゆる手を尽くしていろんな年齢層の人あるいはこの4月に小学校、中学校に入学する、あるいは卒業する方々、成人式を迎える方とかを拾い出すのに苦心惨たんしている。その人たちにとっては、本当に垂涎の機械です。それが一般の普通の業者、しかも3社に和泉市が委託されてるということは、非常に背筋が寒くなる思いがあります。

とにかくそれを一本化してこの中でやってもらいたい。そうすれば、先ほど申し上げたような学校の集金事務、これもここでもできるわけなんです。各学校の年齢によってつかめますから、5つも6つも指定銀行にしておいて、和泉市内の人なら税金の振り込みのように、今月はこのS銀行に入れようか、今月はA銀行にしようかとなっても、コードナンバーさえはっきりしてれば全部こっちで受けられる。教育委員会の言うように、学校全体が助かるわけです。

先ほど、金額的に申しませんでしたでしたが、教育委員会の試算によれば、54年4月1日から以降の当市の小中学校の生徒数は2万人を超えます。大体月額で一人平均4,000円ぐらいとして月に8千万円、年に11カ月としても実に9億円という金が集まる。それを当市の方で管理されたらどれだけの金利が入ってくるか、収入役さんは一遍におわかりになると思う。電算機で5千万も6千万も委託料払うんやったら、仮にレンタルして年間に1億かかっても安いもんやないですか、その面からも金もうけはできると思う。これは私、一般質問では初めてですが、以前2、3年前から非公式に申し上げてますが、いつも、いつから、いつからというだけです。一遍このあたりで本当に前向きで、来年あたりから踏み切ってもらえませんか。一元化について、いろいろ問題はあってもわかりませんが、聞くところによると、人事にある電算機も来年あたり寿命とか聞いてます。

○ 市長公室企画担当理事（佐原行雄君） 再度の御質問にお答え申し上げます。

一元化の問題につきましては、先ほど申しましたように、54年を初年度とし、56年をめぐりに踏み切ってまいりたい考えでございます。議員さんのおっしゃる意味は、むしろ機会の導入とといった形での一元化というお話かと思いますが、これもあわせて検討しておりますが、当面、現在3つに分かれておりますいろいろデータのプログラムの関係もございまして、これらの個人コードの統一も入っていくという中から、まず、56年をめぐりに一元化に向けていくという考え方でございます。

○ 6番（大谷昌幸君） 同じことの繰り返しになりますが、明日まで受け付ける市民税の申告にしても、現在、手書きでやっていますが、それらも全部電算化すれば合理化できる。郵便物の事務にしても、これは簡素化されてくると思う。私はコンピューターのハードの面ばかりを取り上げ

てますが、いわゆるソフトウェアは図り知れないものがあります。いま、市役所から発送する郵便が1日に1,200通ぐらいあるらしい。これらももっと簡素化されていくと思う。いまの人手、手数が簡略化されていくと思いますので、その点からもぜひやっていただきたいと思います。ちょっと郵便のことでお聞きしたい。これはどこの課になるか知りませんが、本市の場合「59回」のところは私の試算では約70%、12万3,000人の人口の比率でいけばですが、あと「590-02」が22%ぐらい、「590-03」がたしか7.7%ぐらい、それで100になるとありますが、そのぐらいの人口割合で3つの郵便局があります。この統一ということはなかなかむずかしいと思うんですが、本当は岸和田みたいに「596」、そして枝番号が「596-01」となったらいいと思います。うちは堺の局になってる、「590」というのはね。それもできれば「594-02」とか「594-03」に戻していただき、郵便の事務も簡素化していただく、というのは、これをやっつけば印刷も非常に早いわけです。ちょっと話の焦点がそれでしたが、これはどこの担当か知りませんが、将来の課題だと思いますので、ちょっとお答え願えませんか。

- 市長公室企画担当理事（佐原行雄君） 郵便関係でございますが、現在、和泉市全体の郵便物の配達発送につきましては、企画課の庶務係で行っておりますので、私の方からお答えいたします。

現在、1日に約1,200枚、月間25,000から26,000の郵便物を発送しております。現状は、「料金後納」という判を手で押し、それを郵便局に持っていく。ただ、議員さん御指摘のように3郵便局がございますが、たとえば三林局では、市内局別というのがございましてその局の範囲だけに配る分は特別の扱いをしていただいている、そういう中で、たとえば封書が40円、2割の特別扱いをしていただいています。これらのものにつきましては、手で押し郵便局へ持って行き、大体1カ月分を翌月の20日に料金を後納するという形でございます。

いまの議員さんのお話では、料金定期というのを活用してはどうかということですが、1台80万円程度であるわけです。確かに早いというメリットはございますが、ただ、同じようなものでなければその機械にかからない、逆に言えば、いろいろ種類の違ったものをその都度機械にかけられないということで、現実には手間は要るわけです。もう一つのメリットは、料金がすぐにわかるということですが、返信用の封筒についてはこの機械にかからんという、いろいろメリット、デメリットがございます。各市でいろいろ検討してはおりますが、岸和田でもすでにその機械を導入していると聞いておりますが、結果的には、本市のように手で押す作業と2本立てでやっている現状でございます。事務の能率化については、なお精査検討していきたいと思っております。

- 議長（横田憲治郎君） 次の答弁。

○市民部長（森 保君） 保育園の措置についてお答え申し上げます。

54年度の保育所入所決定は、まだ終わってございません。したがって、53年10月の数値から御説明申し上げますと、議員さん御指摘のとおり、国府地域周辺の保育園、国府第1、第2、和泉、芦部、すいせんを含めての待機児はかなりございまして、161名でございます。信太鶴山校区保育園の鶴1、鶴2を含め158名、これら2地区だけで待機児の70%を占めてございます。毎回、議員さんにお答え申し上げますが、この2地区の保育園の新設が当面必要であろうかと存じます。1カ所は黒鳥校区、もう1カ所は阪和線西側の富秋周辺と考えてございます。

なお、今日の厳しい財政状況のもとでは、新設については民間保育所という基本方針で現在、取り組んでまいっております。黒鳥校区での建設は現在、検討中でございますが、これが実現すれば、議員さん御指摘の国府校区周辺の待機児はかなり解消できるのではないかと、かよう判断しております。

○6番（大谷昌幸君） 私は解消するとは思わないが……。私の調べたところを参考までに申し上げますと、国府第1保育園の場合、現在、136名が措置され、そのうち国府校区が70人で半分です。和気校区が30人、その他全部ひっくるめて36人です。国府第2を見ると、92名の措置児のうちで国府校区が36名、ちょうど4割なんです。そして黒鳥17、芦部14、その他25となっております。先ほどの国府第1と第2を合わせて国府校区の措置児が106名です。人口が約1万人です。

そこで、最も端的にわかりやすくするために、保育園の対象者が零歳から5歳まで、小学校が6歳から11歳までですので、小学校の人数と比べると一番よくわかると思います。その試算をすると、国府小学校の生徒数が1,030名、先ほどの106名で割ると1.03です。隣の芦部は、国府第2に14、芦部保育所が総数180ですが、そのうち92、ちょうど80%までが芦部校区でして、これを合計すると106、偶然国府と芦部は同じ数になりますが、この率を出す除数分母が芦部では839、だから率が1.26と2.3も違ってくるわけです。二言目には、国府校区には二つも保育所がありますね、と言われるが、実質的にはこういう状態です。

もっと例を挙げたいが、時間がかかるのでやめますが、もう一つ、ある地域なんかでは校区ほとんど、一応、同地域は別にしますが、小学校と違って校区がはっきりしない保育所なのでやむを得ないとは思いますが、いままでこれを交渉するたびに、国府には保育所が二つあるさかいに……。と言われるので、一遍この際、二つあるが、現状はこうだということをおわかりいただきたい、かように思ひまして、あえて取り上げたわけです。その総数をおつかみいただけないと思うので、こういうことを踏まえて、和泉市全域にわたりますが、まず、国府第1、第2

保育園はありますが、保育園の措置についてどうしていただけるのか。先ほど申し上げました商業従事者につきましては、収入か何かの関係やと思いますが、はねられます。そして、何とかしてくれ、と言われますが、実際、商売人の場合、奥さんが扶養に入ったり、あるいは基礎控除の対象になつたりして実質的に収入が出ておりませんが、当然、奥さんの収入も御主人の収入の上に乗ってるわけです。そういう点もお考えいただき、今後、いま挙げた国府地区の措置についてどのように対処していただけますか、もう一度御答弁をお願いいたします。

○ 市民部長（森 保君） 先ほどお答え申し上げましたとおり、やはり待機児が多いのは、国府、黒鳥周辺、信太、鶴山校区周辺に片寄っております。54年度もそういうことになるのかと考えております。この措置については、国府校区いわゆる旧和泉町周辺に重点的にやっていく以外に方法はなかるのかと思います。一生懸命にやっていきたいと思っております。

○ 6番（大谷昌幸君） もう一つ、周辺の保育所を見ますと、かなり市の条例で決められている定員割れのところがかなりあると思っておりますので、先ほど申しました国府第1、第2のその他と申しましたが、その内容については詳しくつかんでおりませんが、できるだけ家の近くへ行っていたくよう指導していただきたいと思っております。そして少しでも待機児を減らしていく、それしか方法がないと思っておりますので、そういうふうにしていただくようお願いいたします。

以上で終わります。

---

○ 議長（横田憲治郎君） 以上で皆さんの御協力によりまして一般質問は予定より早く終わりました。ありがとうございました。

---

○ 議長（横田憲治郎君） ここでお諮りいたします。日程第2「青年学級の開設について」より日程第16「昭和54年度和泉市病院事業会計予算」までを予算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、十分御審議を賜りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

特別委員の選任につきましては、はなはだ僭越ではございますが、私から選任させていただくことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでございますので、昭和54年度予算特別委員の氏名を局長より報告させます。

（市会事務局長報告）

○ 市会事務局長（吉岡昭男君） 御報告申し上げます。

予算特別委員会委員に橋本議員、仁井議員、大谷議員、金沢議員、成田議員、上代議員、藤原(要)議員、赤阪議員、田中議員、直村議員、勝部議員、竹下議員、坂上議員、以上13名でございます。

○ 議長(横田憲治郎君) ただいまの報告どおり選任するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、報告どおり選任することに決めます。特別委員の皆さんには連日お疲れのところ、また御多用の中、まことに御苦勞ですが、よろしくお願い申し上げます。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようですので、本日はこれにて散会いたします。明15日は休会とし、16日は議案審議を行いますので、定刻御参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、ただいま御選任をいただきました予算特別委員会の正副委員長の互選を引き続きお願いしたいと存じますので、委員の皆さんにはまことに恐縮ですが、散会后、委員会室に御参集くださいますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

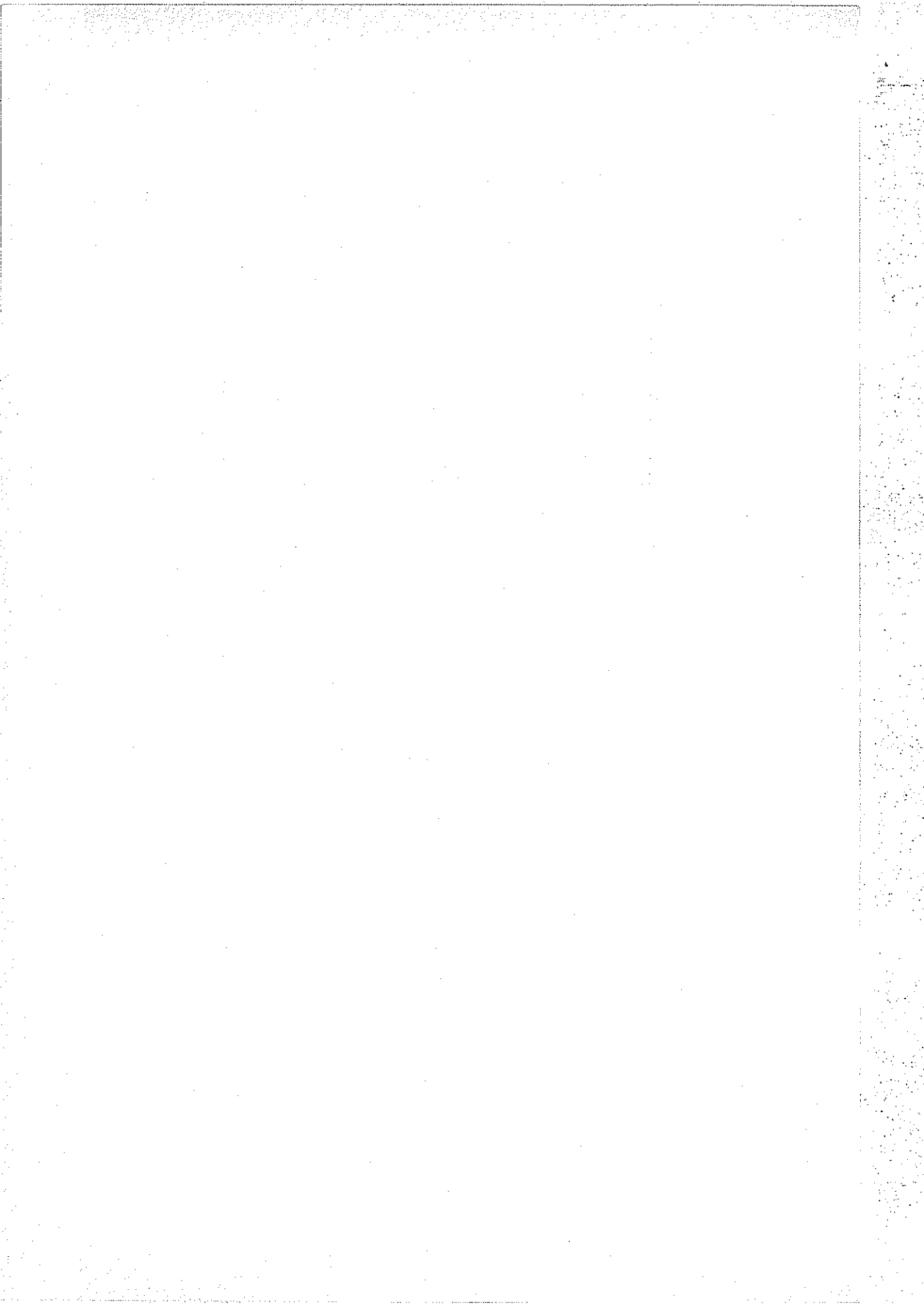
(午後2時44分散会)

○





第 4 日



昭和54年3月16日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

- |     |    |     |   |     |    |     |   |
|-----|----|-----|---|-----|----|-----|---|
| 1番  | 寺田 | 茂   | 君 | 16番 | 木下 | 甲子三 | 君 |
| 2番  | 天堀 | 博   | 君 | 18番 | 池辺 | 秀夫  | 君 |
| 3番  | 橋本 | 佳行  | 君 | 19番 | 貝淵 | 博治  | 君 |
| 5番  | 仁井 | 明   | 君 | 20番 | 田中 | 包治  | 君 |
| 6番  | 大谷 | 昌幸  | 君 | 21番 | 直村 | 静二  | 君 |
| 7番  | 金沢 | 勝   | 君 | 22番 | 勝部 | 津喜枝 | 君 |
| 8番  | 成田 | 秀益  | 君 | 23番 | 三井 | 正光  | 君 |
| 9番  | 松下 | 定   | 君 | 25番 | 竹内 | 修一  | 君 |
| 10番 | 山口 | 義一  | 君 | 27番 | 竹下 | 義章  | 君 |
| 11番 | 上代 | 卯之松 | 君 | 28番 | 坂上 | 國治  | 君 |
| 12番 | 藤原 | 要馬  | 君 | 29番 | 藤原 | 利一  | 君 |
| 13番 | 赤阪 | 和見  | 君 |     |    |     |   |
| 15番 | 横田 | 憲治郎 | 君 |     |    |     |   |

欠席議員(1名)

- 26番 柳瀬美樹君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市長	池田 忠雄	病院 長	竹林 淳
助 役	坂口 禮之助	病院事務局長	平野 誠蔵
収入 役	中塚 白	病院事務局長兼 管理課長事務取	藤原 光夫
参与兼市長公室長事務取扱	西川 喜久	水道 部 長	田中 稔
参与兼建設部長事務取扱 土地開発公社事務局長	林 徳次	水道部理事兼 工務課長事務取	福本 喬久
市長公室企画担当理事	佐原 行雄	消 防 長	松村 吉堯
市長公室次長兼秘書 広報課長事務取扱	竹田 明郎	消防本部次長兼消防署長	湯川 行夫
財 務 部 長	麻生 和義	用 地 担 当 参 事 土地開発公社事務局長	岩井 益一
財 務 部 次 長	北野 敦雄	教 育 委 員 長	堀内 由延
財 政 課 長	大塚 孝之	教 育 長	葛城 宗一
同 和 对 策 部 長	中西 淳富	教 育 次 長	広岡 史郎
同 和 对 策 部 次 長	生田 稔	管 理 部 長	杉本 弘文
市 民 部 長	森 保	管 理 部 次 長	青木 孝之
市民部次長兼福祉事務所長	富田 宏之	指 導 部 長	高橋 貞良
産 業 衛 生 部 長	内田 繁	指 導 部 次 長	橋本 昭夫
産 業 衛 生 部 次 長	角谷 泰夫	選挙管理委員会委員長	味谷 日吉
建 設 部 次 長	吉田 日出男	選挙管理委員会事務局長	岸田 秀仁
改 良 事 業 部 長	逢野 一郎	監 査 委 員	久光 喜多男
改良事業部次長兼 改良総務課長事務取扱	明坂 貞士	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	向井 洋
解放総合センター所長	萩本 啓介	農業委員会事務局長	信田 種行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

---

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 吉岡昭男

次長 吉田種義

議事係長 西垣宏高

議事係 佐土谷茂一

議事係 山本雅俊

---

○

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和54年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月16日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	認 定 第 3 号	昭和52年度和泉市歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
2	(51年) 請 願 第 4 号	緑ヶ丘校区公立幼稚園設立に関する請願 (厚生文教委員長報告)	
3	(51年) 請 願 第 5 号	緑ヶ丘校区に留守家庭子供会の設置を求める請願 (厚生文教委員長報告)	
4	(52年) 請 願 第 2 号	教育予算の増額補正化に関する請願 (厚生文教委員長報告)	
5	(52年) 請 願 第 4 号	青少年野球場・陸上グラウンドの新增設を要望する 請願(厚生文教委員長報告)	
6	(53年) 請 願 第 1 号	和泉市心身障害児(者)の福祉に関する請願 (厚生文教委員長報告)	
7	(53年) 請 願 第 3 号	鶴山台校区変更に対し新設校建設を要求する 請願(厚生文教委員長報告)	
8	(53年) 請 願 第 4 号	「和泉市立市民総合グラウンド」設置に関する請願 (厚生文教委員長報告)	
9	(53年) 請 願 第 5 号	盲人障害者(児)に対する制度並びに対策に関する 請願(厚生文教委員長報告)	
10	(54年) 請 願 第 1 号	伯太・黒鳥校区に「留守家庭子供会」の設置を求 める請願(厚生文教委員長報告)	

日 程	種 別 及 び 番 号	件 名	摘 要
11	監査報告 第 1 号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和53年10月分)	
12	監査報告 第 2 号	" (水道部企業出納員扱 昭和53年10月分)	
13	監査報告 第 3 号	" (市立病院企業出納員扱 昭和53年10月分)	
14	監査報告 第 4 号	" (水道部企業出納員扱 昭和53年11月分)	
15	監査報告 第 5 号	" (市立病院企業出納員扱 昭和53年11月分)	
16	監査報告 第 6 号	" (収入役扱 昭和53年11月分)	
17	監査報告 第 7 号	" (収入役扱 昭和53年12月分)	
18	監査報告 第 8 号	" (水道部企業出納員扱 昭和53年12月分)	
19	監査報告 第 9 号	" (市立病院企業出納員扱 昭和53年12月分)	
20	議 案 第 28 号	交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について	
21	議 案 第 29 号	昭和53年度和泉市一般会計補正予算(第5号)	

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
22	議 案 第 30 号	昭和 5 3 年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)	
23	議 案 第 31 号	昭和 5 3 年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第 1 号)	
24	議 案 第 32 号	昭和 5 3 年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)	
25	議 案 第 33 号	昭和 5 3 年度和泉市水道事業会計補正予算(第 2 号)	
26	議 案 第 34 号	昭和 5 3 年度和泉市病院事業会計補正予算(第 2 号)	
27	議 案 第 11 号	町区域の変更及び町の新設について	
28	議 案 第 12 号	和泉市職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例制定について	
29	議 案 第 1 号	人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求めることについて	



(午前10時20分開議)

- 議長(横田憲治郎君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かと御繁忙のところ多数御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま出席されている議員さんは15名でございます。欠席届のある議員さんはございません。藤原要馬議員さん、田中議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思われまます。現在、15名でございます。

- 議長(横田憲治郎君) ただいまの報告どおり、出席議員数15名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(横田憲治郎君) 本日の議事日程は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、御了承賜りたいと存じます。

それでは、これより議案審議に入ります。日程第一「昭和52年度和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本決算については、昨年12月の第4回定例会におきまして決算特別委員会に付託となっておりますので、審査の経過並びに結果報告を三井決算審査特別委員長にお願いいたします。

(決算審査特別委員長報告)

- 決算審査特別委員長(三井正光君) 昭和53年12月開会の第4回定例議会におきまして、決算審査特別委員会に付託されました昭和52年度一般会計並びに特別会計決算につき、その審査を去る2月6日、7日の両日委員会を開会し、慎重審議をいたしましたので、その経過並びに結果につき、概要を取りまとめ御報告申し上げます。

当日は、市長、助役、教育長及び関係部課長の出席を求め、提案理由並びに内容説明は、本会議における議案上程時にされていることからこれを省略し、一般会計決算の歳出より款を追って審査に入りました。

まず、議会費と総務費を一括審査に入り、総務費総務管理費の非常勤嘱託員報酬はだれか、また、配置はどのような部署に配置しているのか。解放センター建設費でどれだけの費用が要ったか、国、府の補助は幾らか。同和对策事業活動補助金の内容説明を願いたい。同和更生資金の貸し付け償還の状況はどうなっているのか。議会費の議事録の配布はどのようにされるか、との質問があり、まず、第一点目の非常勤嘱託員ですが、診療所の医師一名と、一般の非常勤

嘱託員は、休日診療所、農林課、改良事業部、保育課、隣保館、和泉診療所の計6名である。

第二点目の解放センター建設費については、解放センターの全体的な建設費用につきましては、国、府の補助も含めまして、資料をもって説明します。

第三点目の同和对策事業活動補助金の内容説明ですが、これは地域住民の中で、住宅、教育、その他のいろいろの関係で、同一の要求をもって組織されました要求組合があり、その要求組合の日常的な活動を助成育成していくということで執行させていただきました。

第四点目の同和更生資金の貸し付け償還状況は、昭和52年度末で償還予定額が1億59万7,220円であり、52年度までの償還金額は、7,834万9,487円で、償還率につきましては、約77.8%の償還率であります。

第五点目の議事録の配布については、過去の経過も踏まえて検討せねばならないことでもあり、議長ともよく協議を重ね早急に結論を出す、との回答があり、議会費と総務費を終わりました。

次に、民生費につきましては、国民年金費で国の機関委任事務を受けてやっているが、超過負担は出ているのか。生活保護費で、保護家庭数及びケースワーカーは何人か。駆け込み資金はどのぐらい利用されているのか、また、額を引き上げる意思はあるのか。児童福祉費で、家庭奉仕員の持ち件数はどのようにされているか、とそれぞれ質問があり、第1点目につきましては、国民年金の委任事務ですが、年金並びに福祉年金、それと年金印紙代等売りさばき、これらを合わせて3,867万9,000円の歳入があり、国民年金費用で、人件費、事務費合めて7,289万7,000円、差し引き3,421万8,000円が超過負担である。

第2点目の生活保護世帯数は、722世帯、1,536人で、現在では770世帯、1,660人であり、ケースワーカーにつきましては、9名であります。

第3点目の駆け込み資金は、現況の社会状況の中で、限度額3万円ということにつきましては問題があることは十分理解しており、54年度は規則改正し、限度額の引き上げを検討しております。

第4点目の家庭奉仕員については、以前は、四世帯の障害児の家庭のヘルパー訪問しておりましたが、52年度につきましては二世帯減ったわけであり、周2回の割りで障害児の家庭を回っており、ミニセンターのヘルパー派遣につきましては今後検討していきたい、との答弁があり、民生費については、より充実した方向を目指し取り組んでもらいたいとの要望があり、終わりました。

次に衛生費であります。和泉診療所運営費貸付制度は現在も続いているのか。塵芥処理委託料として約2億円支出しているが、市の管理監督は徹底されているのか。水道費で泉北水

道企業団補助金、水道事業補助金等、赤字再建対策としてこれぐらいが妥当なのか、との質問があり、第1点目の診療所運営貸付は現在でも実施しております。現在、一日平均110名程度の患者が受診されているので、これに要する保険請求が約三ヶ月おくれます。歳入もおくれます。薬品の購入等運営経費に多少の不足を来しますので、その時点で貸し付けを実施し、年度の終わりに返すと云う施策をとっているわけで、今後もそういう運営の中でとらざるを得ないと思う、との回答がありました。

第2点目の塵芥処理委託料ですが、でき得る限り、町をきれいにするという本旨をもちまして、業者等の指導監督に当たっておるわけでありまして。ごみにつきましても週二回、尿尿については月二回、不燃焼物については、40日程度について確実に収集するよりにということと指導しており、今後なお一層の努力を重ねます。

第3点目の泉北水道、水道事業補助金については、泉北水道の1,422万円の補助でございますが、独立採算で公営企業法の適用を受けて過去における不良債務が発生いたしましたので、その分を三市で分担、各年度4,500万円を負担ということで、本市の負担金は、3.16%の1,422万円ということとであります。水道事業の1,000万円については、本市の水道部と協議を重ねながら、双方とも増額に向けて交付税に算入されるよう陳情しているところであり、現時点で1千万円支出している現況である。との回答があり、その他2、3の御指摘があり、それぞれ説明を受けて衛生費を終わりました。

次に、労働費と農林水産費を一括審議に入り、農業委員会費は、金額的に見て少なくないのか、それで対処できるのか。溜池補助工事費で国、府の補助でやっているが、単年度で補助が少ないが、防災上いけるのか。みかん干ばつ対策として、国、府が検討されているが、市の姿勢によって府も措置されるので積極性がほしい、との質問があり、第1点目の農業委員会費については、52年度はいろいろな農政問題の調査がございまして、農業振興PRの問題等があり、農業委員会自身、最大の努力をしていますし、農林課と横の連絡を取りながら後継者育成のため今後も努力をする、との回答がありました。

第2点目の溜池補修につきましては、人災あるいは防災上、強いて言えば人命にもかかわるという観点から、農林行政の中で重要施策の一つとして取り組んでおり、一つの改修するについても多額の事業費がかかり、国の補助を仰ぐにも補助の割当が少なく、和泉市全体に600も溜池がある実態から、老朽している個所で厳選して補助うらもからんで一カ所あるいは二カ所しかできない現況であり、今後、補助については強く要望するよう働きかけている。

第3点目のみかん干ばつについては、昨年の干ばつ被害で大きな打撃を受けており、大阪府の方から1億5千万円の融資の枠を決定されております。これは3月末日までに貸し付けした

ということで事務を進めている次第であります。国の査定で二件受けており、水利組合の方へ補助金を渡したいと思っており、国の補助に採択されなかった分については、府の単独事業として採択されるよう強く要望している現況であり、市の施策といたしましては、応分の負担ということで現在検討中である。との答弁があり、労働費と農林水産費を終わりました。

次に商工費については、技能習得費で技能内訳と受付件数、基準、今後の計画は、金融対策費で市内中小企業者にどれくらい利用されているか、との質問があり、第1点目の技能習得ですが、同和施策の一環として、地域の中高年令者を対象にしまして、就職困難のため、一定の技能を身につけ就職容易にしようというのが趣旨であり、毎年、地区内で募集をいたし、大阪府の補助金と関係もありますので、緊急性のあるものから予算の範囲内で執行しております。普通免許9名、大型免許6名、簿記3名、ボイラー講習1名、危険物取扱主任2名以上の経費になっております。

第2点目の金融対策ですが、投資出資金6千万を寄託し、銀行の総枠として3億円を決定し過去から融資をいたしており、融資残の担保として約2億、それから、新年度1億の枠をもって市内中小企業に貸し付けを行っており、52年度実績といたしまして38件、6,710万円を市内中小企業者に貸し付けております。との答弁があり、商工費を終わりました。

次に、土木費に入り、土木費の中には、同和行政含みの予算が多い。今後の施策として、同地区の計画をどのように考えているのか。光明池和田線は事故線越になっているが、府中または京大津線まで走れない、今後の見通しは、工事請負契約で、業者のランク付けで低い業者にも指名入札できるよう、不公平のないようできないものか、との質問に、第1点目の今後の施策と計画ですが、地域住民の社会的安定、生活環境の向上を進め、府同促の協力を得、今後、関係部局と協議を重ねていく。また、計画については、改良住宅も希望調査で1,642戸で、実質的には議会の議決をいただいた分が約650戸で、毎年度、事業計画の変更等により修正もされていますが、当初の基本計画よりその数字は動くこともあります。

第2点目の光明池和田線の線越しですが、用地買収に鋭意努力をいたしておりますが、一部同意を得られず、地主と交渉を重ねております。現況道路の必要性、バス路線等の問題を踏まえて、なお一層努力を重ねております。それがいままでの経過と見通しであります。

第3点目の工事請負契約の指名入札については、公平差と公平の均衡と機会の均衡を与えるという点では、われわれも十分配慮しているつもりであります。ただ、業者の方も努力というものが必要ではないかと思えます。あの業者はいい業者だという、業者努力というものをわれわれも指導していく考えであり、御指摘の点については、今後も十分配慮していきたい旨の回答があり、土木費を終わりました。

次に、消防費では、消防団費の報酬で団長以下何名か、それに伴い出勤報酬及び訓練報酬は幾らか。府下及び阪南で何市あるのか、将来、これを廃止して出張所で行く考えはないのか、との質問に対し、消防団員総数357名、団長1名、副団長2名、分団長9名、副分団長9名、班長37名であります。出勤報酬は8千回、訓練報酬1万1千回年間算定しております。ないところは、堺、岸和田、泉大津の三市だけで、あとの市につきましては、消防団を持っております。

出張所のごとですが、面積の広い本市の特性からいたしまして、融合的に消防団に協力をいただいている中で、現況、やはり常設消防と消防団にいろいろ協力いただくという体制をとっているという現況であります。との答弁があり、消防費を終わりました。

教育費につきましては、統廃合により遠距離通学補助は6キロだが、今後の見通しについて、入学おめでとう大会で教育委員会が後援となっているが、どこまで参加したのか、ただ名前を貸しただけか。義務教育同和就学奨励費の補助とその内容説明と、小中学校全部か、所得基準はあるのか、受付窓口はどこか、との質問に、第1点目の遠距離通学費補助については、父兄からの通学については補助金を支給しており、大野町付近の6キロに満たない生徒については、その家庭に2分の1でも負担できないか、とのご提言ですが、これは過半来からの問題で現在検討中で、保護者の負担をできるだけ軽減していくべく配慮せねばならないと感じている。

第2点目の入学おめでとう大会については、教育委員会は後援しております。これについては、営利を目的としない一事業であるという形で使用料も一部徴収しており、使用許可している現状で、営利を目的としないということを明確に出しておりますので、許可してまいったという現況であります。

第3点目の義務教育同和就学奨励費については、小学校5千円、中学校6,500円の補助金で、小学校関係で入学仕度金が50名、通学服費1年から6年まで318名、学用品代1年、2年で100名、3年、4年で108名、5年、6年で92名。給食費は438名、林間学校実費支給82名、修学旅行42名、遠足300名。中学校関係で入学仕度金64名、通学服費1年67名、2年68名、3年61名、学用品代1年62名、2年61名、3年55名、給食費156名、林間学校は2年生だけで66名、修学旅行3年で46名、遠足は1年から3年まで実費支給で178名であり、所得基準はありません。受付窓口は、教育委員会か解放センター内の指導課で行っており、との答弁があり、その他質問事項もありおのおの当を得た答弁で教育費を終わりました。

次に、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費前年度繰上充用金を一括して審議に入り、利

子が65%と大きく伸びる中で、元金と今後の見通しはどのようになるのか、に対し、今後の利子と元金の見通しでございますが、現在、執行しております元金が、政府、その他に償還する元金が約6億3千万円、利子が13億5千万円程度で、長期債の元利償還で約20億であります。今後の見通しにつきましては、借入れ分については当然償還の責務がございますが、できるだけ長期の利率の安いものを今後導入していくことを考えていき、事業選択に当たっては、元利償還、地方交付税の元利償還に地方交付税の基準財政需要額に算入されるという制度に乗って枠の拡大をしてもらうような事業の選択をしていかなければならないという努力をしまいたいと考えます、との回答があり、歳出を終わりました。

引き続き、歳入を一括して審議いたしました。固定資産税減免で対象人員、金額は幾らか、それに伴って所得制度はあるのか。地方交付税の税率の引き上げと、特交の中に十条指定分がどのくらい入っているのか。同和加配学校、保育所で国の補助と対象人員は、富秋中の設計委託違約金とは何か。職員駐車場敷地使用料について説明されたい、とのおおの質問があり、まず、第1点目の固定資産税の件でございますが、減免件数516件、金額は2,258万6千円で、所得制限はございません。52年度の場合、評価額税額の段階に応じ10万円以下については10分の6、10万円を超え30万円以下の場合は10分の4、30万円を超え50万円以下の場合は10分の2、50万円を超えた場合は減免しておりません。

第2点目の交付税の率の引き上げについては、地方交付税の引き上げについてはいろいろお力添えをいただいておりますが、国税三税の32%でもって地方交付税の定めるところです。特別交付税の中に十条指定分が算入されているかどうかのことですが、たてまえとしては、特交に十条指定分は算入されず、普通交付税に算入されているわけで、ただ特交に算入される十条分は例外であります。52年度の場合、十条指定分の普通交付税で算入されたのが4,840万4千円の8割で、3,872万3千円が交付税として交付されてまいったということでありす。

第3点目の同和加配については、これについては、加配基準のとり方がいろいろありますが、一般保育所の配置基準と比較した場合、同和加配というぐあいに考えております。52年で、5保育所で66名の加配という状況で、保母25名、栄養士2名、看護婦3名、給食調理員15名、用務員16名、事務職員5名であります。補助金として、同和保育所運営補助金として、2,673万円の金額が出てございます。このうち職員の加配に伴う保母は2,599万3千円あります。教育委員会では、幸小学校16名、富秋中学校19名、信太小学校7名、計42名で、身分は府職員で、全額府負担となっております。

第4点目の設計違約金につきましては、当初打ち合せておりました内容と実施設計による内

容に違いがございまして、府の方も確認申請の段階で府の指導に基づいて違っている分がありましたので、違約金として設計業者より徴収した分でございます。

第5点目の職員駐車場使用料につきましては、職員更生会が市有地（第1生命隣接地）を年に坪当たり3,061円で借用している分である、との答弁があり、終わりました。

その他歳入、歳出にわたり数多くの質疑がありましたが、それぞれ回答があり、また意見、要望などもあり、一般会計決算の審議が終わりました。

お諮りしたところ、反対意見があり、採決の結果賛成多数で認定することに決した次第であります。

引き続き、国民健康保険事業特別会計の歳入、歳出を取りまとめて申し上げます。

まず最初に、52年は黒字になっているが、53年見込み、54年度はどうなるのか。同和減免の率、所得制限はどうか、金額は幾らか。退職者に課税される保険料は、前々年度の所得で課税されるので高く、それに伴う対策はないのか。審査支払手数料の内容はどのようになっているのか。高額療養費の貸付制度ができて利用度はどれぐらいか、とのおおの質問があり、第1点目の決算見込みにつきましては、53年度決算見込みについては、ほぼ同額におさまるものと推定しますが、54年度につきましては、約2億5千万円以上の赤字が推定されるわけでございます。

第2点目の保険料の同和減免につきましては、52年度は2分の1の減免で515件で、金額につきましては、1,585万6,767円であり、所得制限はありません。

第3点目の退職者の課税につきましては、これにつきましては、今後の改善策として十分検討してまいり、国保運営協議会等にお諮り申し上げ、改善の方向に持っていきたい考えであります。

第4点目の審査支払手数料につきましては、医師、医療機関から大阪府国保連合会の方へ一括請求してまいり、その内容を審査をいたしまして各保険者へ送られているもので、市といたしまして、国保連合会で審査していただくもので、52年度で23万1808件で、単価にして53円であります。

第5点目の高額療養費につきましては、53年度より高額療養費の貸付制度を発足いたしまして、現在まで貸付件数17件で、貸付金額は138万7千円である。との答弁があり、国民健康保険事業特別会計の審議を約わり、本決算を認定すべくお諮りいたしましたところ反対の声があり、採決の結果賛成多数により認定することに決した次第であります。

次に、土地区画整理事業特別会計決算については特に問題もなく、本決算認定につきお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定することに決しました。

次に、公共用地先行取得事業特別会計決算については別に質疑がなく、本決算認定につきお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定することに決しました。

以上が本決算審査特別委員会で審査いたしました結果の概要であります。何とぞ速やかに本決算を認定せられんことをお願いいたしまして、私の報告を終わります。

- 議長（横田憲治郎君） ただいま決算委員長より詳細な報告が終わりました。

お諮りいたします。委員長報告に対する質疑を省略し、討論に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは討論に入ります。反対の方からお願いいたします。

- 21番（直村静二君） 52年度の決算認定についての報告をただいま委員長から受けましたが、共産党議員団としては、すでに二人の議員が委員として参加し反対しておりますが、本会議において、私が反対意見を申し上げます。

第一に、この52年度の予算の執行、決算は、池田市長が昭和50年12月から市政を担当して以来、これが3回目の決算ですが、第一に、財政再建の公約が生がされてきたかどうか。単年度赤字が2億数千万円、累積で12億円ということになれば、これは財政再建に失敗したと私は言わざるを得ません。

第二に、行政の主体性という点からいって、一つは、昭和52年の5月段階で、同和の見直しということで、部落解放同盟和泉支部に対して一定の指示方向を出しました。これによりますと、子供会のサマースクール予算は零、子供会の活動助成金は8万7千円、小中学校の給食費は父母負担、老人入浴券は廃止、支部助成金は4分の1、こういう提起をしたそうではありますが、52年度決算ではまた後退し、一定の補正を組んだ、こういう点で同和問題の見直しは一向に進まないわけで、行政の主体性が欠けておったと言わざるを得ません。

第3点目は、公債費の増大が本市の財政並びに予算執行を大変困難な状態に陥れております。つまり260億の同和事業の中で昭和52年度までの実績計算でいくと、8億円の市費負担、起債が124億、合わせて132億、つまり同和事業をやれば半分が和泉市の負担、この財政基盤の弱い和泉市の同和行政の中で公債費の増大とその中身については、一向に財政再建の見直しは全然ないと言わざるを得ません。つまり国に対して強力に財源の獲得を働きかけると同時に、やはり市の財政の立て直しの立場から、適正な事業に是正しなければなりません。一向に地方債の残高増という財政圧迫の要因に対して何ら手を打っていないと言わざるを得ません。かねがね不況、雇用不安が増大しているとき、こういう財政状況では市民サービスはできなくなる。市民に負託された市長の責任は果たせなくなるが、この点の反省をこの際特に求めたい。



私どもは本来、和泉市の財政再建は、市民のためのサービス行政、福祉推進の立場からの財政再建をすべきではないか。さらには、不要不急、むだ、一部には逆差別と言われるがごとき膨大なデラックスな施設、それに人件費などを組んでいるが、以前から私どもは一貫して主張し、その反省を求め、あわせて是正方を申し入れておりましたが、一向にそれがこの決算にも反映していないという点からも、この決算については明快に反対いたします。

次は、国保事業会計についても、やはり財政難の折から、一般会計から国保会計への繰り出しが他市に比べて比率的に非常に少ない。和泉市の財政状況、さらには、市民の収入状況に比べ苛酷な徴税体制、負担、底辺の低所得者層を救う明確な減免規定が盛られていない、こういう点において非常に正常でない。国民健康保険の主目的たる国民の健康増進に十分こたえていない。もちろん国の責任、その他もありましよう。しかし、市自身がとるべき責任が不十分であるという点で、この国保会計については反対いたします。

なお、あと二つの特別会計についてもそれなりに問題はありましようが、一定の賛成をしておきます。

以上、反対意見を申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 次に賛成の方、お願いいたします。
- 5番（仁井明君） 賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

石油危機のためにわが国経済の長期にわたる不況を反映して、地方財政を取り巻く社会経済環境はまことに厳しいものがあります。本市財政も昭和50年以降、毎年単年度収支で赤字を計上し、昭和52年度においても、一定の健全化努力を講じているにもかかわらず、単年度、5億1千万余の赤字決算となったことは、本市の将来を考えた場合、まことに憂慮すべきことであります。この点で理事者に対し、本市財政健全化のための抜本的な対策を望むものであります。

それでは、一般会計の決算内容について歳出より申し上げますと、総額198億8千余万円のうち、投資的事業に約62億円を投入していることは、厳しい財政状況の中で、住民福祉と行政水準の確保、向上に積極的に取り組んでいることをあらわしているものであります。その他経費については、その抑制について十分な努力を傾注していることが伺われ、行政需要に対応するための職員の採用あるいは諸経費の増高の中で、若干の増加を見たことはやむを得ないことと思われまます。

一方、歳入について申し上げますと、総額189億4千余万円のうち、市税を初めとする自主財源が前年度比38%強の伸びを示していることは、理事者の努力の結果と評価すべきものであり、引き続き自主財源の確保に最大の努力を払うよう望むものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計について見ますと、被保険者負担の改正等により、前年度に引き続き健全な運営をなされたことは喜ばしいことでありますが、半面、保険給付費の増高傾向が顕著であり、今後の運営についてなお一層の努力を望むものであります。

次に、土地区画整理事業特別会計であります。1,200余万円の赤字決算となっておりますが、これは大部分が前年度以前の著積赤字文であり、事業の早期執行を要望するものであります。

最後に、公共用地先行取得事業特別会計であります。同会計は、収支均等の決算となっております。

以上、各会計について意見を申し述べましたが、厳しい財政状況の中で、健全均衡財政を確立することは非常に困難だと考えますが、理事者各位の一層の努力を期待し、本決算について賛成するものでございます。

以上でございます。

○ 議長（横田憲治郎君） 以上で討論を終わります。

反対、賛成の意見がありましたので、採決を行います。それでは採決に入ります。昭和52年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について、委員長報告どおり認定するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数でありますので、よって昭和52年度大阪府和泉市歳入歳出決算は認定いたしました。委員の皆さんには、御審議まことに御苦労さんでございました。

○

○ 議長（横田憲治郎君） 次に、日程第二「緑ヶ丘校区公立幼稚園設立に関する請願」より日程第十「伯太・黒鳥校区に「留守家庭子供会」の設置を求める請願」までの9件を一括議題といたします。

本件につきましては、いずれも厚生文教委員会に付託となっておりますので、審議の経過並びに結果の報告を勝部厚生文教委員長にお願いいたします。

（厚生文教委員長報告）

○ 厚生文教委員長（勝部津喜枝君） 昭和53年6月開会の第二回例会において、当、厚生文教委員会に付記されました請願の中間報告を行い、継続審議となっております昭和51年請願第4号「緑ヶ丘校区公立幼稚園設立に関する請願」と、昭和51年請願第5号「緑ヶ丘校区に留守家庭子供会の設置を求める請願」、昭和52年請願第2号「教育予算の増額補正化に関する請願」、昭和52年請願第4号「青少年野球場陸上グラウンドの新增設を要望する請願」、

昭和53年請願第1号「和泉市心身障害児(者)の福祉に関する請願」、昭和53年9月開会の第3回定例会に付託されました昭和53年度請願第3号「鶴山台校区変更に対し新設校建設を要求する請願」と、昭和53年請願第4号「和泉市立市民総合グラウンド設置に関する請願」と、昭和53年請願第5号「盲人障害者(児)に対する制度並びに対策に関する請願」、昭和54年1月開会第1回臨時会に付託されました昭和54年請願第1号「伯太、黒鳥校区に留守家庭子供会の設置を求める請願」。

以上9件についてを、去る2月16日に委員会を開催し審議いたしました経過並びに結果についてを取りまとめて御報告申し上げます。

当日、本委員会は全委員出席のもとに、理事者より市長、助役、教育長並びに関係部課長の出席を求め、審議に入りました。

まず、教育委員会関係より審議に入り、昭和51年請願第4号は、緑ヶ丘校区公立幼稚園設立に関する請願であります。中間報告後、教育委員会では、その後における検討結果につき説明を求め審議に入りました。

これに対し理事者の説明は、緑ヶ丘校区における4、5歳児は、昭和52年度では401名おり、住民票に基づいて調査いたしましたもので、北松尾、南池田幼稚園に対し69名、保育所へ入所が43名、私立幼稚園へ276名で、4、5歳児388名がそれぞれ幼児教育に対処しているわけで、この数は、全体の96%の就園率を占め、緑ヶ丘小学校隣接に今度、120名定員の私立幼稚園が、この4月に開園が予定される現況から考えまして、一応、補足されてきたと思う、との説明がありました。

委員より、4月開園の私立幼稚園と、その他周囲の状況を見て、不満足ではあるが、一応充足されたという意見があり、お諮りいたしましたところ、今後の幼児教育における教育の責任と、公立幼稚園の適正な配置に取り組むことを付帯意見としてつけ、本件を不採択といたしました。

次に、昭和52年請願第5号「緑ヶ丘校区に留守家庭子供会の設置を請願」と、昭和54年請願第1号「伯太・黒鳥校区に留守家庭子供会の設置を求める請願」は相関連いたしますので併合審議し、働く母親がふえつつある現況から、留守家庭子供会を開設の要望ですが、教育委員会としては、請願の趣旨を重視する中で、市の取り組みを考えるべきであり、管理運営面におけるいろいろの諸問題を十二分に検討する必要性を考え、特に文部省、厚生省等の動きを見、府の予算ともからみ合わせ学童保育の重要性と、具体的にその建てる場所について公的な援助、場所の確保の援助の両面にわたる問題であり、当面、財政事情の厳しい折、新規に開設する場合の補助助成が困難であり、請願趣旨の必要性というものを十分認識しつつ鋭意努力を重ね

ている、との説明があり、委員より、府の補助の困難性もわかるが、請願趣旨の重要性、学童保育の必要性を考えてもらい、各学校の空き教室等を調査し早期実施を要望するとともに、さしあたり、和気小学校、鶴山台北小学校、芦部小学校の早期実施、とりわけ転用可能な空き教室のある芦部小学校については、早急に実施するよう付帯意見をつけて、本件を採択することに決しました。

昭和52年請願第2号「教育予算の増額補正化に関する請願」は、中間報告後、教育委員会といたしましては、52年度の増額補正化という請願と私たちは理解しており、申請の都度十分精査し、52年度については、12月議会で434万8千円の補正をし、総計6,647万3千円の議会の御議決をいただいて増額を認めてもらい、53年度においても、教育予算の増額等も十二分に配慮して取り組んでまいったように理解しており、教育委員会としては、一定の充足はさせていただいたと思っておりますが、さらに充実を目指していくようにとのことで、本件をお諮りいたしましたところ、本請願を採決することに決しました。

次に、昭和52年請願等4号「青少年野球場陸上グラウンドの新增設を要望する請願」と、昭和53年請願第4号「和泉市立市民総合グラウンド設置に関する請願」は、相関連しますのであわせて審議し、青少年野球場については中間報告後、球場の観覧席の設置については、ご案内のとおり設置させていただきました。問題のグラウンドの設置につきましては、新規等の設備でございますが、社会体育施設の整備等は、補助制度の難点と、用地費に対する補助が非常に低いので御希望に満たされず、建設部当局と協議を重ね、近く開設される小田池公園が整備される段階で、ソフトボールのでき得る面だけ確保できる見通しがございます。

以上が経過としては不十分ですが、説明させていただきます。

なお、教育委員会としては鋭意努力を重ねているわけで、新しい開発整備と合わせ、運動公園の確保整備を念願しているところであります。

委員より、青少年野球場等は、総合的視野から可能性を追求して、企業局と話し合いすればお借りできるという努力が必要である、との意見があり、本件をお諮りいたしましたところ、本請願について採択することに決しました。

なお、総合グラウンドについては、本目初めての審議であるのと、教育委員会当局も請願を出された以後、努力を重ねていることでもあるので、本件を継続して審議を行っていくことに決しました。

次に、昭和53年請願第3号「鶴山台校区変更に対抗し、新設校建設を要求する請願」であります。昭和53年9月定例会に提出され、10月委員会付託されました請願で、教育委員会より、請願の趣旨であるように住民無視の校区変更をいたしては決してございません。昨年

7月28日、地元において説明会を持ち、説明申し上げてまいったもので、その地元説明会の中でも、適正就学対策審議会にもお諮りすべきことでもあるとの要請も受け、なおまた厚生文教委員会におきましても、適正就学対策審議会の意を得るべきであるとの意見も出されました。53年11月28日、適正就学対策審議会に諮問御説明申し上げ審議をしていただいたわけであり、審議の結果、12月12日、就学区域については諮問の通りとし、留意事項として、第3校目の新設校については、地域における開発状況を見きわめ、市の総合計画の中でより積極的に検討を進めること、校区編成に伴う学校教育の条件整備については努力するという御答申をいただきました。

地元説明会を開きましたが、10名足らずの住民しか出席されず、多数出席されるようではならないと思い、1月7日、再度説明会を開催いたしましたわけであり、当日、マンモス解消のため、新設校建設の要求が出ましたので、説明会でこの問題の答申にある留意事項等を示され、地域開発状況を見きわめ、市の総合計画の中で積極的に検討していくという御説明を申し上げてまいったとの経過報告が教育委員会よりあり、本件をお諮りいたしましたところ、委員より、適正就学対策審議会の意見を尊重するとして、本件を不採択とすることに決しました。

これで教育委員会に付託されました請願7件の審議は終わり、次に、市民部関係の審議に入り、昭和53年請願第1号「和泉市心身障害児(者)の福祉に関する請願」であり、中間報告後、大阪府において簡易心身障害児通所援産事業運営補助事業の交付要綱が制定せられ、この補助金事業運営基準に、手をつなぐ親の会が実施しておるミニセンターも該当しております。昭和53年10月、大阪府へ補助金の申請を提出いたし、これに伴い53年12月第4回定例会において補正予算として計上して御承認いただき、施設について年額77万円の補助ですが、ミニセンターが7月実施となっておりますので、9カ月分の57万7,500円の補助交付となっております。補助金の交付基準は2分の1となっており、市が2分の1を負担しております。との説明があり、委員より、補助金の多い少ないは別問題として、対策審議会の設置も見たことだし、一応は前向きで取り組んでいる、との意見が出され、本件をお諮りいたしましたところ、本請願を採択することに決しました。

次に、昭和53年請願第5号「盲人障害者(児)に対する制度並びに対策に関する請願」であり、昭和53年10月第3回定例会に提出され委員会に付託となり、請願の趣旨は(1)ガイドヘルパー制度を早急に実施していただきたい(2)重度身障者給付金を岸和田並みにしてください(3)盲人の特殊性に即した事業を促進するための助成交付をしてください。

以上、3点のことですが、まず、第1点については、昭和54年度より重度視覚障害者につ

いて、盲人ガイドヘルパーの派遣要綱に基づき実施に向けて努力を重ねております。

2点目の給付金の引き上げも岸和田並みに実施しており、一級1万7千円、2級1万4千円、3級9千円、4級5千円。20歳以上については、1級9千円、2級8千円、3級4千円、4級2千円の級付をしております。

3点目については、身体障害者福祉に助成の交付を行っており、障害者には、盲、ろう、肢体の三種類があり、障害別団体を持ち、各種別に補助金の交付を行っている市も少なくございませんが、現在、市の財政事情から見まして、実施にはきわめて困難性もあると思っておりますが、今後、請願の趣旨に沿って努力してまいりたい、との説明があり、委員より、福祉施策の重要性も加味されたい、との意見を付して、本件をお諮りいたしましたところ、本請願を継続して審議することに決しました。

以上が当厚生文教委員会に付託されました請願9件の審議の結果並びに経過でありまして、本報告を集約いたしますと、「和泉市立市民総合グラウンド設置に関する請願」は継続審議。「盲人障害者(児)に対する制度並びに対策に関する請願」は継続審議。以上2件については継続審議いたすもので、したがって本日は中間報告であり、「緑ヶ丘校区公立幼稚園設立に関する請願」は不採択。「緑ヶ丘校区に「留守家庭子供会」の設置を求める請願」は採択。「教育予算の増額補正化に関する請願」は採択。「青少年野球場陸上グラウンドの新增設を要望する請願」は採択。「鶴山台校区変更に反対し新設校建設を要求する請願」は不採択。「伯太・黒鳥校区に留守家庭子供会の設置を求める請願」は採択。「和泉市中心身障害児(者)の福祉に関する請願」は採択。

以上のように決定いたしました次第であります。何とぞよろしく本報告どおり可決せられんことをお願い申し上げます、私の報告を終わります。

- 議長(横田憲治郎君) ただいま厚生文教委員長より詳細な報告が終わりました。

お諮りいたします。委員長報告に対する質疑はございませんか。

- 21番(直村静二君) いまの勝部委員長の報告につきまして、それなりに意見を言うておくべきだという判断で申し上げます。

採択されたものについては、これは全面的に同意いたします。さらには、継続審議については、大変御苦労さんですが、より一層奮闘していただきたいと思っております。

さて問題は、51年請願第4号並びに53年第3号、この2件について意見を申し上げます。まず、緑ヶ丘の公立幼稚園の請願につきまして、いまの委員長の報告によれば、民間の幼稚園ができたから公立幼稚園は要らないんだ、こういう趣旨なんですけど、それでは、民間の幼稚園がなかったら公立にするんかという問題。また、公立幼稚園にすれば費用がかさむから困る、

何としても民間をつくるんだという立場なのか。あわせてそうなった場合の民間と公立幼稚園の格差是正、いわゆる同一の水準に向上していくという問題については、私は、教育委員会に今後とも十分その辺の基準を明確にしていただかないと、いわゆる教育委員会の単なる裁量によって変わるというものであってはいけないと思います。この点を十分聞いておりませんので、今後は、教育委員会並びに各委員さんもその辺の明快な基準を特に市教委がつかれるように十分やってもらいたいという意見です。

第3号の校区変更反対の請願につきましては、新設校の要求と校区編成にからんでの請願ということでございますが、現状におきましての広く適正就学審議会に諮って、地元の人々の代表も参加して一定の付帯事項が合意され、一応のケリがついたという点では了といたします。

しかし、一つの問題は、この留意事項についてだれが責任を持つか。この付帯事項につきましては、今後も一層責任の所在を明らかにしてやっていくこと。単に諮問があり、それが了承されたということで事足れりではいけない。誠実に実行すべきではないか。

特に申し上げたいのは、問題点としては、校区編成は、単なる生徒の人数によって品物のように区域分けするという単純なものではないかと思えます。従来の教育委員会のやり方を見ますと、後追い、泥縄式で計画性がないこと、さらには、やむを得ず一定期間で一方的な校区編成の手續に持っていくということでございます。そういう傾向が伺われます。

私の意見としては、今後は、一層和泉市全体の人口、校区、開発状況、さらには財政状況、一定の教育水準の向上の立場から、地元住民との十分なる合意を出すための交流の場、そういう素地を重点的につくっておかないと、今後、池上小学校、さらに、団地等がふえた場合には必ず起こりますので、教育水準向上の立場から、関係者諸氏は十分事前に協議、交流し、合意を得るという措置を強く望んでやみません。私も審議会委員として、この点については賛成ですが、どうも前後の措置が不十分という感じを持っておりますので、その点を意見として申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） お諮りいたします。委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、委員長報告どおり決します。委員の皆さんには、御審議まことに御苦労さんでございました。

なお、継続審議となりました請願も、引き続き御審議のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） 次に、日程第11より第19までは、いずれも例月出納検査結果報告でありますので、一括議題といたします。

報告の表題のみを朗読させます。（市会事務局長朗読）

監査報告第1号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年10月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年2月2日

監査委員 久 光 喜多男

記

- 1 検査実施日 昭和54年 2月 2日
- 2 検査の対象 昭和53年10月分の出納状況
- 3 検査の結果

10月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。



監査報告第2号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年10月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年2月2日

監査委員 久 光 喜多男

記

- 1 検査実施日 昭和54年 2月 2日
- 2 検査の対象 昭和53年10月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第81条による10月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

監査報告第 3 号

例月出納検査の結果について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 53 年 10 月分和泉市立病院企業出納員  
扱の出納について検査した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 54 年 2 月 2 日

監査委員 久 光 喜多男

記

- 1 検査実施日 昭和 54 年 2 月 2 日
- 2 検査の対象 昭和 53 年 10 月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第 81 条による 10 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係  
諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

監査報告第4号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年11月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年2月2日

監査委員 久光喜多男

記

- 1 検査実施日 昭和54年 2月 2日
- 2 検査の対象 昭和53年11月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第81条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

監査報告第5号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年11月分和泉市立病院企業出納員  
扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年2月2日

監査委員 久 光 喜多男

記

- 1 検査実施日 昭和54年 2月 2日
- 2 検査の対象 昭和53年11月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第81条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係  
諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

監査報告第6条

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年11月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年2月28日

監査委員 久光 喜多男

記

- 1 検査実施日 昭和54年 2月28日
- 2 検査の対象 昭和53年11月分の出納状況
- 3 検査の結果

11月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

監査報告第7号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年12月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年2月28日

監査委員 久光喜多男

記

- 1 検査実施日 昭和54年 2月28日
- 2 検査の対象 昭和53年12月分の出納状況
- 3 検査の結果

12月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

監査報告第8号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年12月分本市水道部企業出納員扱  
の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年2月28日

監査委員 久 光 喜多男

記

- 1 検査実施日 昭和54年 2月28日
- 2 検査の対象 昭和53年12月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第81条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係  
諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

監査報告第9号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年12月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年2月28日

監査委員 久光喜多男

記

- 1 検査実施日 昭和54年2月28日
- 2 検査の対象 昭和53年12月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第81条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。



○ 議長（横田憲治郎君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第1号より第9号までの報告を終わります。

○

○ 議長（横田憲治郎君） 次に、日程第20「交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 28 号

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について

市は、交通事故による損害賠償につき、次のとおりその額を決定し、和解する。

昭和54年3月9日提出

和泉市長 池田 忠雄

1 損害賠償及び和解の相手方 和泉市池上町1-7-10

井上スエ

2 損害賠償の額 766,345 円

3 和解の要旨

市は、相手方との間に起こした交通事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

議案第28号参考資料

損害賠償等の原因である交通事故の概要

1 日 時 昭和53年9月11日 午後5時55分ごろ

2 場 所 和泉市幸町52番地先道路上

3 事故の概要

昭和53年9月11日午後5時55分ごろ、市立身体障害者解放会館前に駐車していた会館の専用車を道路を隔てた和泉診療所内の車庫に入庫させようと後進したところ、道路右側を歩行中の老人が車体の右前部に接触、転倒し、約4週間の傷を負わせたものである。

4 損害賠償の額の内訳

入院費及び治療費	572,145円
休業補償	124,200円
慰謝料	70,000円

自動車損害賠償責任保険によるてん補 766,345円

○ 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。

○ 市民部長（森保君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第28号「交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について」の提案の理由及びその内容について御説明申し上げます。

まず、理由につきましては、参考資料として御提出させていただいておりますように、本市幸町52番地先道路、市道地区内7号線で起こった交通事故について、このたび相手方と和解が成立いたしましたので、その損害の責を負うべく額の決定をお願いしようとするものでございます。

損害賠償及び和解の相手方は、和泉市池上町1-7-10、井上スエさんでございます。

それでは、事故の概要について御説明申し上げます。

昭和58年9月11日午後5時15分ごろ、さきに申し上げました幸町52番地先の市道地区内7号線路上で、運転者の身体障害者解放会館の職員が、本会館の専用車である日産サニーを運転し、毎日の日課でございます身体障害者会館より和泉診療所内の車庫に入庫させようと後進したところ、道路右側を歩行中の井上さんが車体の右前部に接触、転倒いたしました。

事故発生後の処置は、直ちに近くの診療所で応急手当を受け、家族と話し合いの上、大阪警察病院に入院いたしました。診療の結果、右大腿部骨折との診断でございましたが、幸い示談にて円満に話し合いが進み、和解しようとするものでございます。

なお、損害賠償額の内容といたしましては、入院費及び治療費が57万2,145円、休業補償12万4,200円、慰謝料7万円、合計76万6,345円でございます。以上の損害賠償金額は自動車損害賠償責任保険で支払い、市単費の支出はございません。

また、事故発生後、運転者に対しまして、担当館長より再びこのような事故を起こさないよう、厳重に注意をいたしております。本人も深く反省しておる次第でございます。

以上、簡単でございますが、「交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について」の御説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

—（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第28号を原案どおり可決決定いたします。

ここでお昼のため暫時休憩いたします。（午前11時56分休憩）

(午後1時32分再開)

- 議長(横田憲治郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21「昭和53年度和泉市一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 議案第29号

#### 昭和53年度和泉市一般会計補正予算(第5号)

昭和53年度和泉市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ567,052千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22,918,425千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加は「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の追加及び変更は「第4表地方債補正」による。

昭和54年3月9日提出

和泉市長 池田忠雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 分担分及負担金		267,218	△ 89	267,129
	1. 分 担 金	16,508	△ 89	16,419
9. 国庫支出金		4,318,178	207,470	4,525,648
	1. 国庫負担金	1,753,931	9,578	1,763,509
	2. 国庫補助金	2,530,555	197,892	2,728,447
10. 府支出金		1,827,868	199,249	2,027,117
	1. 府負担金	143,287	4,167	147,454
	2. 府補助金	1,600,416	194,517	1,794,933
	3. 府委託金	78,889	565	79,454
14. 諸 収 入		4,294,159	2,622	4,296,781
	4. 受託事業収入	22,544	120	22,664
	5. 雑 入	4,116,765	2,502	4,119,267
15. 市 債		2,049,957	157,800	2,207,757
	1. 市 債	2,049,957	157,800	2,207,757
歳 入 合 計		22,351,373	567,052	22,918,425

## 2. 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,565,470	26,037	1,591,507
	1. 総務管理費	885,917	26,037	911,954
3. 民生費		5,595,061	50,650	5,645,711
	1. 社会福祉費	2,074,143	26,526	2,100,669
	2. 児童福祉費	2,115,361	24,124	2,139,485
4. 衛生費		1,240,052	83,336	1,323,388
	2. 環境衛生費	846,994	83,336	930,330
6. 農林水産業費		285,804	810	286,614
	1. 農業費	284,635	810	285,445
8. 土木費		4,276,979	382,497	4,659,476
	1. 土木管理費	120,477	△20,150	100,327
	2. 道路橋梁費	376,841	25,108	401,949
	4. 都市計画費	997,453	67,095	1,064,548
	5. 住宅費	2,737,655	310,444	3,048,099
10. 教育費		3,202,564	46,599	3,249,163
	1. 教育総務費	369,532	△5,710	363,822
	2. 小学校費	1,657,606	46,679	1,704,285
	3. 中学校費	471,656	1,130	472,786
	4. 幼稚園費	265,498	4,500	269,998
11. 公債費		2,203,525	△22,877	2,180,648
	1. 公債費	2,203,525	△22,877	2,180,648
歳出合計		22,351,373	567,052	22,918,425

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3. 民生費	(1) 社会福祉費	(仮称) 旭温泉建設事業	56,979
	(2) 児童福祉費	幸保育園建設事業	170,236
8. 土木費	(5) 住宅費	改良住宅建設事業	425,834
合 計			653,049

第 3 表 債務負担行為補正

(単位 千円)

事項	期間	限度額
天災融資法に基づく経営資金の 利子補給	昭和53年度 / 昭和61年度	30,000
農業協同組合に対する債務の 損失補償(天災融資法に基づく経営資金)	昭和53年度 / 昭和61年度	元金 75,000 及びその利子



第 4 表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	借入先	利率	起債の方法	償還の方法
農業構造改 善事業	千円					千円	年 8.5 %以内	普通貸借 又は 証券発行	政 府 行 銀 所 他 の 借 入 先 に 借 入 す る こ と
溜池整備 事業						1,100	同上	同上	同上
環境改善 道路整備 事業	85,600	普通貸借 又は 証券発行	年 8.5 %以内	政 府 行 銀 所 他 の 借 入 先 に 借 入 す る こ と	25年以内(内据置 8年以内)ただし市 財政の都合により据 置期間及び償還期限 を短縮しもしくは低 利に借替えること ができる。	40,600	同上	同上	同上
都市計画 事業	150,700	同上	同上	同上	同上	191,400	同上	同上	同上

改良住宅 建設事業	788,700	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
義務教育 施設整備 事業	587,900	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
公害対策 事業						1,600	同上	同上	同上	同上	同上	同上
計	2,049,957					2,207,757						

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
① 分担金及 負担金	267,218 円	△89 円	267,129 円		円	円
(1) 分担金	16,508	△89	16,419			
1. 農林水産業 費分担金	16,508	△89	16,419	1. 農 業 費 分 担 金	△89	更正減
⑨ 国庫支出金	4,818,178	207,470	4,525,648			
(1) 国庫負担金	1,753,931	9,578	1,763,509			
1. 民生費国庫 負担金	1,739,989	9,578	1,749,567	1. 社 会 福 祉 費 負 担 金	△5,678	身体障害者保護費負担金 更正減 △4,801 重度障害者福祉手当負担金 更正減 △1,600 老人保護措置費負担金追加 1,162 老人健康診査費負担金 更正減 △489

科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
				2. 老人医療費負担金	20,230	老人医療費負担金追加 千円
				3. 児童福祉費負担金	△4,974	更正減
(2) 国庫補助金	2,530,555	197,892	2,728,447			
4. 土木費国庫補助金	1,920,509	168,022	2,088,531	3. 改良住宅建設費補助金	168,022	改良住宅建設事業補助金追加
6. 教育費国庫補助金	421,863	29,870	451,233	1. 小学校校費補助金	29,870	鶴山台北小学校増築事業補助金追加 29,418 鶴山台北小学校ブール建設事業追加 452
⑩ 府支出金	1,827,868	199,249	2,027,117			
(1) 府負担金	143,287	4,167	147,454			
1. 民生費府負担金	142,162	4,167	146,329	1. 社会福祉費負担金	△439	更正減
				2. 老人医療費負担金	5,058	老人医療費負担金追加



科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	
6. 土木費府補助金	634,534	72,615	707,149	5. 畜産業費補助金	△425	更正減
				3. 環境改善整備事業補助金	20,047	換地造成事業補助金
				6. 改良住宅建設費補助金	52,568	改良住宅建設費補助金追加
11. 公債費府補助金	9,369	105,972	115,341	1. 公債費補助金	105,972	公債費補助金追加
(3) 府委託金	78,889	565	79,454			
4. 民生費府委託金		565	565	1. 社会福祉費委託金	565	臨時生活福祉給付金事務委託金
⑬ 諸収入	4,294,159	2,622	4,269,781			
(4) 受託事業収入	2,2544	120	2,2664			
1. 土木費受託事業収入	2,2544	120	2,2664	2. 都市計画費受託収入	120	惣ヶ池水路整備事業費受託収入追加
(5) 雑 入	4,116,765	2,502	4,119,267			
1. 雑 入	4,116,765	2,502	4,119,267	4. 雑 入	2,502	公用自動車事故による保険金 767 街路和泉中央線整備事業収入 1,785

⑮ 市 債	2,049,957	157,800	2,207,757				
(1) 市 債	2,049,957	157,800	2,207,757				
2. 農 業 債	14,200	7,200	21,400	2. 農業構造改善整備事業債	6,100	農業構造改善整備事業債	
				3. 溜池整備事業債	1,100	溜池整備事業債	
3. 土 木 債	1,064,300	135,500	1,199,800	4. 環境改善道路整備事業債	5,000	換地造成事業債	
				6. 都市計画事業債	40,700	泉大阪本線整備事業債追加	
				7. 改良住宅建設事業債	89,800	改良住宅建設事業債追加	
5. 教 育 債	683,300	13,500	646,800	1. 小学校債	13,500	鶴山台北小学校増築事業債追加 14,000	
						鶴山台北小学校ブール建設事業債更正減 △500	
6. 総 務 債		1,600	1,600	1. 公害対策事業債	1,600	公害対策事業債	
歳 入 合 計	22,351,373	567,052	22,918,425				

2. 歳 出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地方債	その他	一般財源			
② 総 務 費	1,563,470	26,037	1,591,507	767	1,600	767	23,670		767	
(1) 総務管理費	885,917	26,037	911,954		1,600	767	23,670			
1. 一般管理費	720,463	25,270	745,733				25,270			
(1) 給 与 費	647,644	25,270	672,914				25,270	3. 職 員 手当等	25,270	職員手当追加
5. 財産管理費	58,382	767	59,149			767				
(3) 車輛管理費	22,532	767	23,299			767		22. 補償補填 及賠償金	767	公用自動車事故 による賠償金
② 民 生 費	5,995,061	50,650	6,045,711	29,973			20,670			
(1) 社会福祉費	2,074,143	26,526	2,100,669	35,399			△8,873			
1. 社会福祉 総 務 費	351,924	△14,120	337,804	565			△14,685			
(1) 給 与 費	280,514	△14,120	266,394				△14,120	2. 給 料	△7,780	更正減
								3. 職 員 手当等	△4,810	更正減
								4. 共済費	△1,530	更正減



3. 身体障害者福祉費	56,959	△8,000	48,959	△6,401				△1,599				
(1) 身体障害者福祉費	48,828	△8,000	40,828	△6,401				△1,599	20. 扶助費	△8,000	更正減	
5. 老人福祉費	127,671	△4,696	122,975	△2,265				△2,481				
(1) 老人福祉費	111,059	△4,696	106,363	△2,265				△2,481	18. 委託料	△5,876	更正減	
									20. 扶助費	1,180	老人施設収容措置費追加	
7. 老人医療助成費	455,390	46,743	492,133	38,626				8,117				
(1) 老人医療助成費	445,390	46,743	492,133	38,626				8,117	13. 委託料	686	医療費審査支払事務委託料追加	
									20. 扶助費	46,057	老人医療扶助費追加	
8. 身体障害者医療助成費	29,585	6,599	36,184	4,645				1,954				
(1) 身体障害者医療助成費	29,585	6,599	36,184	4,645				1,954	18. 委託料	34	医療費審査支払事務委託料追加	
									20. 扶助費	6,565	身体障害者医療扶助費追加	
(2) 児童福祉費	2,115,361	24,124	2,139,485	△5,426				29,550				
2. 児童措置費	194,464	△5,876	188,588	△5,426				△450				

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一財財源	節 分	金 額	説 明
				補正額の財源		その他	一般財源				
				国府支出金	地方債						
(1) 児童措置費	194,464	△5,876	188,588	△5,426		△450	20. 扶助費	△5,876	増 更 減		
3. 保育所費	1,851,073	30,000	1,881,073			30,000					
(2) 保育所管 理 費	265,313	30,000	295,313			30,000	19. 負担金補 助及交付金	30,000	民間保育所建 設費補助金		
④ 衛 生 費	1,240,052	83,336	1,323,388			83,336					
(2) 環境衛生費	846,994	83,336	930,330			83,336					
2. 伝染病予 防対策費	49	2,123	2,172			2,123					
(2) 伝染病対 策 費		2,123	2,123			2,123	13. 委託料	2,123	伝染病患者収容 事務基本委託料		
3. 清 掃 費	404,004	2,123	482,747			78,743					
(1) 清 掃 総 務 費	404,004	78,743	482,747			78,743	19. 負担金補 助及交付金	78,743	泉北環境整備施設 組合分担金追加		
4. 塵芥処理費	300,428	2,470	302,898			2,470					
(1) 塵芥処理費	205,048	2,470	207,518			2,470	13. 委託料	2,470	塵芥処理業者委託 料追加		
⑥ 農 林 水 産 業 費	285,804	810	286,614	267	7,200	△89					

(1) 農業費	284,685	810	285,445	267	7,200	△89	△6,568					
3 農業振興費	142,256	1,320	143,576	692	6,100	△89	△5,383					
(1) 農業振興費	26,358	2,892	29,250	1,853			1,039	9. 旅費	21	△内旅費追加		
								11. 需用費	369	○消耗品追加 239 ○印刷製本費追加 130		
								19. 負担金補助及交付金	2,502	都市農業近代化事業補助金更正減 △79		
(4) 農業構造改善事業費	113,380	△1,572	111,808	△1,161	6,100	△89	△6,422	15. 工事請負費	△1,572	更正減		
4. 畜産業費	4,777	△510	4,267	△425			△85					
(2) 一般畜産費	1,659	△510	1,149	△425			△85	19. 負担金補助及交付金	△510	更正減		
③ 土木費	427,697	382,497	465,947	240,637	135,500	1,855	4,505					
(1) 土木管理費	120,477	△20,150	100,327				△20,150					
1. 土木総務費	120,477	△20,150	100,327				△20,150					

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				内 訳	節 金 額		説 明
				国府支出金	特 定 財 源	地方債	その他		区 分	額	
[1] 給 与 費	117,167	△20,150	97,017				一般財源 △20,150	2. 給 料	△1,0550	更正減	
(2) 道路橋梁費	376,841	25,108	401,949	20,047	5,000		61	3. 職 員 手 当 等	△ 7,380	更正減	
4. 環境改善施設整備事業費	174,741	25,108	199,849	20,047	5,000		61	4. 共 済 費	△ 2,220	更正減	
[4] 換地造成事業費		25,108	25,108	20,047	5,000		61	17. 公有財産購入費	25,108	用地購入費	
(4) 都市計画費	997,453	67,095	1,064,548		40,700	1,855	24,540				
1. 都市計画総務費	67,095	17,426	84,521				17,426				
(3) 都市計画総務費	5,291	17,426	22,717				17,426	28. 繰 出 金	17,426	公共用地先行取得事業特別会計繰出金追加	
3. 街路事業費	257,072	48,649	305,721	40,700			6,214				
(1) 和泉中央線街路整備事業費	64,096	1,735	65,831				1,735	15. 工 事 請 負 費	1,735	舗装工事費追加	

(4) 泉大津阪本 線街路整備事 業費	65431	46,914	112,345		40,700		6,214	17. 公有財 產購入費	18,610	道路用地購入費 追加
4. 下水道総務費	160,449	△1,200	159,249			△1,200		22. 補償補填 及賠償金	28,304	物件補償費
(1) 下水道総務費	160,449	△1,200	159,249			△1,200		28. 繰出金	△1,200	更正減
5. 浸水対策費	37,006	120	37,126			120				
(3) 惣ヶ池水路 整備事業費	2,544	120	2,664			120		15. 工事 請負費	△ 132	更正減
8. 都市下水路費	117,831	2,100	119,931				2,100	19. 負担金補 助及交付金	252	連合会負担金
(1) 府中北幹線 整備事業費	117,831	2,100	119,931				2,100	15. 工事 請負費	2,100	管渠築造工事費 追加
(5) 住宅費	2,737,655	310,444	3,048,099		89,800		54			
2. 住宅建設費	2,706,424	310,444	3,016,868		89,800		54			
(2) 改良住宅 建設事業費	1,785,840	310,444	2,096,284		89,800		54	17. 公有財 產購入費	92,081	用地購入費追加
								22. 補償補填 及賠償金	218,363	物件補償費追加

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源				内 訳	節		明 説
				国府支出金	地方債	その他	一般財源		区 分	金 額	
⑩ 教育費	3,202,564	46,599	3,249,163	29,870	13,500	3,229					
(1) 教育総務費	369,532	△5,710	363,822			△5,710					
2. 事務局費	236,892	△5,710	230,682			△5,710					
給 与 費	281,319	△5,710	225,609			△5,710		2. 給料	△8,130	更正減	
								3. 職員手当等	△1,680	更正減	
								4. 共済費	△ 900	更正減	
(2) 小学校費	1,657,606	46,679	1,704,285	29,870	13,500	3,309					
1. 小学校管理費	462,864	3,309	466,173			3,309					
一 般 管 理 費	81,617	3,309	84,926			3,300		13. 委託料	3,309	行政協定による児童委託料	
4. 学校建設費	1,033,345	43,370	1,076,715	29,870	13,500						
鶴山台北小学校増築事業費	83,098	43,370	126,468	29,870	13,500			17. 公有財産購入費	43,370	校舎買収費追加	
(3) 中学校費	471,656	1,130	472,786			1,130					
1. 学校管理費	270,656	1,130	271,786			1,130					

(2) 一般管理費	70,357	1,130	71,487							1,130	行政協定による生徒委託料
(4) 幼稚園費	265,498	4,500	269,998							4,500	
1. 幼稚園管理費	263,292	4,500	267,792							4,500	
(2) 一般管理費	62,007	4,500	66,507							4,500	13. 委託料
① 公債費	2,203,525	△22,877	2,180,648	105,972					△128,849		
(1) 公債費	2,203,525	△22,877	2,180,648	105,972					△128,849		
1. 元金	588,319	△2,160	586,159						△2,160		
(1) 元金	588,319	△2,160	586,159						△2,160	23. 償還金 子及割引料	更正減
2. 利子	1,605,206	△20,717	1,584,489	105,972					△126,689		
(1) 利子	1,605,206	△20,717	1,584,489	105,972					△126,689	23. 償還金 利子及割引料	更正減
歳出合計	22,351,873	567,052	22,918,425	406,719	157,800	2,533					

給 与 費 明 細 費

2. 一 般 職  
(1) 總 括

区 分	職 員 数	給 与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等		
補 正 後	1,249 人	円	円	円	円	
補 正 前	1,249				4,695,660	
比 較			△21,469	11,400	△14,710	
職 員 手 当 の 内 訳	扶養手当 5,2026 管理職手当 41,181 調整手当 200,884 休日直手当 3,912	住居手当 22,148 通勤手当 75,073 特殊勤務手当 18,012 育児休業給 840	時間外勤務手当 休日勤務手当 夜間勤務手当	73,288 11,929 5,035	期末勤勉手当 1,091,138 児童手当 2,220 退職手当 35,270	
備 考	一 般 職 員 1 人 当 り 給 与 費 の 状 況	区 分		1 人 当 り 給 与 費		
		補 正 後	3,226 円			
		補 正 前	3,245 円			
備 考	初 任 給 の 状 況	区 分	学 歴	一 般 行 政 職	技 能 勞 務 職	消 防 職
		S 5 3 年 1 月 1 日	高 校 卒	円 95,900	円 85,000 ~ 95,900	円 95,900
		現 在	大 学 卒	115,700	91,900 ~ 105,400	115,700
		S 5 2 年 1 月 1 日	高 校 卒	89,700	79,700 ~ 89,700	89,700
		現 在	大 学 卒	108,100	86,000 ~ 98,500	108,100



平均給料月額及び 平均年令の状況	区 分		一般行政職	技能労務職	消防職	教 育 職
	平均給料月額	平均年令				
S 5 3 年 1 月 1 日	円		円	円	円	円
現 在	才	才	才	才	才	才
S 5 2 年 1 月 1 日	円		円	円	円	円
現 在	才	才	才	才	才	才

等級別職員数の 状 況	区 分		一般行政職		技能労務職		消 防 職		教 育 職			
	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	計	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	計
S 5 3 年 1 月 1 日	55人	31	86	293	356	314	5人	2	18	43	22	90
現 在	59	36	89	223	360	314	5人	1	19	31	81	90
S 5 2 年 1 月 1 日	59	36	89	223	360	314	5人	2	18	43	22	90
現 在	59	36	89	223	360	314	5人	1	19	31	81	90

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	円 △2,1460	1. その他の増減分	円 △2,1460	
職員手当等	11,400	1. 調整手当の増減分	△2,029	調整手当の支給率 支給対象地域 全地域 補正後 { 支給率 8% 支給対象職員数 1,249人 支給対象地域 全地域 補正前 { 支給率 8% 支給対象職員数 1,249人
		2. 期末・勤勉手当の増減分	△10,349	
		3. 退職手当の増減分	25,270	
		4. その他の増減分	△1,492	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は、  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出見込額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国府支出金	地方債	その他	一般財源
天災融資法に基く経営資金の 利子補給	30,000 円		円	昭和58年度	30,000 円	円	円	円	5,250 円
				昭和61年度		24,750 円			
農業協同組合に対する債務の 損失補償 (天災融資法に基く経営資金)	元金 75,000 及びその 利子			昭和58年度	元金 75,000 及びその 利子				15,000 円
				昭和61年度		60,000 円			

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調

区 分	前々年度末 現 在 高	前年度末現在高見込額			当 該 年 度 中 増 減 見 込 額				当 該 年 度 末現在高 見 込 額
		借入済額	事業費繰 越による 延 伸 分	計	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額		当 該 年 度 中 元金償還 見 込 額	
						補正前の額	補 正 額		
1. 普通債	18,099,500	19,980,000	2,789,400	20,258,940	157,800	2,049,957	2,207,757	564,361	21,902,336
(1) 総 務	1,380,517	1,416,695		1,416,695	1,600		1,600	14,303	1,403,992
(4) 農林水産	58,442	77,156		77,156	7,200	14,200	21,400	2,840	95,716
(6) 土 木	1,538,653	1,865,906	106,040	1,971,946	45,700	280,600	326,300	86,016	2,212,230
(7) 公営住宅	2,358,328	3,406,500		3,406,500	89,800	783,700	873,500	59,492	4,220,508
(9) 教 育	9,740,932	10,248,101	1,729,000	10,421,001	13,500	633,300	646,800	223,665	10,844,136
計	18,691,739	20,879,460	2,789,400	21,158,400	157,800	2,049,957	2,207,757	586,159	22,779,998

○ 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。

○ 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第29号「昭和58年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」につきまして、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

年度末を控え経費の決定及び事業費の決定等により補正計上させていただいたものでございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に5億6,705万2千円をそれぞれ追加いたしまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ229億1,842万5千円とするものでありまして、款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、御1表のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費を定めるものでございまして、第2表に計上いたしましたように、（仮称）旭温泉建設事業5,697万9千円、幸保育園建設事業1億7,023万6千円、改良住宅建設事業4億2,583万4千円を、工事の進捗状況等を勘案いたしまして、翌年度に執行できるように定めるものでございます。

第3条は、債務負担行為の補正でございまして、昨年夏の干ばつにより被害を受けた農家の経営資金の借り入れによる利子補給及び債務の損失補償でございまして、限度額及び期間は、第3表のとおりでございます。

第4条は、地方債の補正でございまして、事業費の追加等によりまして、起債を増額するものでございます。事業ごとの借入条件等は、第4表のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出予算について、事項別明細により、歳出から内容の御説明を申し上げます。まず初めに、総務費につきましては、職員の退職金の追加、公用自動車事故による賠償金等2,608万7千円を追加いたしましたものでありまして、議案第28号にて御審議をお願いしたものでございます。

次に、民生費でございしますが、社会福祉費につきましては、職員の給与費1,412万円、身体障害者福祉費800万円及び老人福祉費469万6千円をそれぞれ更正減額し、老人医療助成費4,674万3千円及び身体障害者医療助成費659万9千円を追加計上し、差し引き、2,652万6千円を追加計上いたしました。

児童福祉費につきましては、児童措置費587万6千円を減額計上し、保育所費として、民間保育所建設費補助金3千万円を追加計上し、差し引き2,412万4千円を追加計上いたしました。

以上が民生費でございまして、5,065万円の追加計上と相なる次第でございます。

衛生費につきましては、伝染病患者収容事務基本委託料及び泉北環境整備施設組合分担金の追加並びに麩芥処理業者委託料の追加等といたしまして、8,333万6千円を追加計上いたしました。

次に、農林水産業費でございますが、農業振興費につきましては、昨年の干ばつに対する応急対策事業補助金等132万円の追加計上。また、畜産業費につきましては、51万円の減額計上でございます。差し引き81万円の追加計上と相なる次第でございます。

次に、土木費でございますが、土木管理費につきましては、職員の給与費2,015万円を減額計上いたしました。道路橋梁費につきましては、換地造成事業費として2,510万8千円を計上いたしました。

都市計画費につきましては、公共用地先行取得事業特別会計繰出金、和泉中央線街路整備事業費、泉大津阪本線街路整備事業費、惣ヶ池水路整備事業費及び府中北幹線整備事業費の追加並びに公共下水道特別会計繰出金の更正減額等、差し引き6,709万5千円を追加計上いたしました。

住宅費につきましては、改良住宅建設事業費として、3億1,040万4千円を計上いたしました。

以上が土木費でございます。3億8,249万7千円の追加計上と相なる次第でございます。

教育費につきましては、職員の給与費の更正減額。行政協定による児童、生徒及び園児委託料の計上並びに鶴山台北小学校増築事業費として、4,659万9千円を計上いたしました。

公債費につきましては、公共用地先行取得事業特別会計への組替分1,742万6千円及び利子の更正減額といたしまして、2,287万7千円を減額計上いたしてございます。

以上が歳出予算の内容でございます。総額5億6,705万2千円の追加と相なる次第でございます。

続きまして、これら歳出に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。まことに恐れ入りますが、18ページ下から3行目「果穀消費流通改善対策費補助金」となっておりますのを「米穀消費流通改善対策費補助金」と御訂正のほどよろしく願います。

まず、初めに分担金及負担金でございますが、農業費分担金として、8万9千円の減額計上いたしました。

次に、国庫支出金2億747万円及び府支出金1億9,924万9千円をそれぞれ追加計上いたしてございます。これらはいずれも歳出予算と関連連いたすものでございまして、現行基準に従い、計上いたしてございます。

諸収入につきましては、惣ヶ池水路整備事業費受託収入の追加12万円、雑入の追加250

万2千円、合わせて262万2千円を追加計上いたしました。

次に、市債でございますが、1億5,780万円を追加計上いたしてございます。これらは歳出の事業費予算と関連いたしまして、適債事業に対し、充当率を勘案しそれぞれ計上いたしてございます。

以上が、歳入予算の内容でございますが、5億6,705万2千円の追加計上と相なる次第でございます。

以上が、昭和53年度一般会計補正予算(第5号)の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定いただきますようお願いいたします。

- 議長(横田憲治郎君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 1番(寺田茂君) 歳出歳入の2点についてお伺いいたします。

44ページの公債費府補助金というのがございまして、1億597万2千円ということになってるんですが、これは当初から現在まで全体で幾らか。それと、今回の補正で上がってきておる分、この基礎はどれに対する額か、それで何%か。また、こういう補助金で国の補助金はないのかどうか、あるとしたら、どういう形、たとえば特定とか普通の交付税として出てくるのか、その辺ちょっと報告願いたいと思います。

それから歳出の方で48ページに泉北環境施設組合の分担金追加がありますが、私はたまたま泉北環境へいってる関係上お聞きするんですが、環境の議会なりを進めていくと、かなり年度末に更正減がいつの場合も出てくる。だから、今回の分担金の補正また泉北環境に出してる総額はこれと合わせて幾らなのか。それと、今回の分担金は、何に対する分担金なのか、それだけちょっとお願いしたい。

- 議長(横田憲治郎君) 答弁。
- 財務部長(麻生和義君) お答え申し上げます。

48ページの府の公債費補助金の追加ということですが、本年度合計いたしまして、1億1,534万1千円を見込んでおるわけでございます。

それから、本件の内容でございますが、住宅地区改善事業に係る政府債の補給金の実質補助率の補てんを行うという意味で、現年度起債で措置した場合、4カ年について利子補給を行うということでございます。

それから、歳出の泉北環境の整備施設組合の分担金でございますが、本年度は、今回の追加計上で総額5億8,377万9千円ということで見込んでございます。これにつきましては、一般会計並びに特別会計合わせまして補正してまいるというものでございます。

以上でございます。

○ 1番(寺田茂君) 公債費で聞いたんですが、住宅改善などの補給、特に4カ年にわたる利子補給ということですが、国の方はないんですか。

○ 財務部長(麻生和義君) 答弁漏れがあり申しわけございません。国の補助金は、現時点では、そういった国の元利償還の関係はございません。ただ、利子補給ということで従前、人口急増都市ということで指定された場合、義務教育の面で利子補給の制度があったわけですが、たしか前々年度でもって打ち切られてございます。

以上でございます。

○ 1番(寺田茂君) もうちょっと具体的に、住宅地区改善というのはどんなものですか。

○ 財務部長(麻生和義君) 改良住宅建設事業の関係でございます。

○ 1番(寺田茂君) そうだろうと私も思ったんですが、それに対する府の施策として、こういう形で公債費の利子補給ということが出てきたわけですが、国がなぜ出てこないのかと聞いたのは、そこに問題があるんじゃないかろうかと思ったんです。府からかなり負担というか補助をもらいながら、一つの改善策として、国に向かって同和行政の問題であり、市長がいつも言ってるように、国に対してのやつ、そういう補助金についてはね、今後、どう発展するか知りませんが、前向きに形を整えた補助率の形になるかどうかわかりませんが、いまの段階ではそれが無い。公債費の大きなウエイトを占めておりますので、もう少し理事者の方も研究してもらって、国の補助率アップの問題を考えてもらわんといかんと思います。

泉北環境の今回の7,800万円は具体的に何ですか。全体で5億8千万の分担金を出すので、そのうちの7,800万円と理解していいんですか。

○ 財務部長(麻生和義君) そういうこととございまして、特別会計以外のいわゆる一般会計で支弁する4億8,274万7千円でございますが、その総額に対する不足分ということで今回補正計上させていただいたということとでございます。

○ 1番(寺田茂君) 環境へいってる議員さんはよくおわかりと思いますが、環境というのは事業を進めていく上で先に分担金を多く取り、後で決算で更正減というやってる状態なんです。51年度、52年度であれ、そういう形の決算だし、53年度はまだ出てませんが、恐らく分担金の更正減ということで処理されると思います。泉北環境では、市長も理事者として出ておりますので、私、この間の決算でも申し上げたのですが、かなり見込み違いというか、いかげんな組み方をしてるのと違うかと指摘したんです。この点、受けるこちら側、和泉市ももう少し調整しながら明確なやつを出さんと、恐らく53年度もかなり出てくると思います。まあ、返ることはよろしいが、補正で組んで向こうの決算で返ってくるということは、予算編成の時点で非常に問題があると思います。その辺、泉北環境がそうやから出すだけやというこ



とでなく、帳尻も考えてやってもらわんと、恐らく53年共も出るということを指摘しておきますので、よく研究してもらいたいと思います。

○ 議長（横田憲治郎） 他に。

○ 13番（赤阪和見君） 2、3点お聞きしたい。

46ページの職員手当の追加というのは、退職金に充当するということですが、もしそうでしたら、55ページの職員数が出てますが、54年1月1日現在の一般職、技能労務職、消防職、教育職の合計で結構ですからちょっと教えていただきたいという点と、先ほど寺田議員さんから泉北環境の話が出てましたが、私たち25名の議員さんの中から5名がいてるだけで、寄り合い世帯ということもありまして内容がなかなかわからない。幸いここに補正で上がってきてますし、また、副管理者の市長がおられますので、多分整備施設組合分担金の中でいろんな形が出てくると思いますが、舞町の今回の増設か改造か、タクマがあがってると聞いてます。きのうのサンケイ新聞によると、こんどの問題やないと思いますが、ちょっと副管理者に聞いておきたいのでお願いいたします。

あるタクマの社員が実刑を受けてますが。今回、またタクマに事業をさせるということに昨日ですか、建設の委員さんのところへ事業決定の通知がきておったように思うんです。そういうクロの判決を受けた会社に、いかにタクマの機械といえども公金を使ってやるのですから、副管理者にちょっとその点をお聞きしたいと思います。

次に、干ばつ事業補助金なんですが、干ばつ応急対策でいろんな形で補助金を出してるようです。しかし、私たちは聞きにいかなければわからない。今回、このような形で補助金を出してるということを議員に知らしめる必要がないのか、その点お伺いいたします。

○ 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄） お答え申し上げたいと存じます。

泉北環境の問題についてのお尋ねでございます。御指摘のとおり、副管理者として、泉北環境は襟を正しながら議員さんの御協力をいただきつつ、鋭意二度とこのようなことが起きないように再建改善策に努めているところでございます。

私も詳しいことをよく調べてみますと、問題はタクマが築造した炉の修理改善等については、パテントの問題がございますので、ある程度の付帯工事については、いろいろと問題はございますけれども、他の業者にそれを任せるとなると、技術的な面等でむずかしいやに聞いております。そうした管理の付帯工事のことではないかと推測しております。実情はさらに調べますが、御指摘を胸に置き、今後とも遺憾のないように、われわれ管理者、副管理において鋭意努力してまいる所存でございます。調べてみます。

○ 13番(赤阪和見君) 市長はいま、遺憾のないようにとか、調べてみるとかの話ですが、少なくとも副管理者という形の中であるならば、いかに寄り合い世帯とはいえ、これだけの補助金を出すわけですから、やはりこの議会でも対処できるよう、また、タクマのあの職員が執行猶予、実刑を受けてるわけで、首になってるのかどうかわかりまへんか、タクマの社員が、多分首になってないと思う。結局世間のうわさでは、本当だったそうですが、賄賂とか贈収賄でつかまったときには昇給する。お前気の毒やったな、という感じが出てるといことが言われてると思う。ここでの話と違うかのように思いますが、やはり副管理職として、現実にこれだけの分担金をずっと出していくわけですから、その点精査してもらいたいということでおきます。

○ 議長(横田憲治郎君) 人事課長。

○ 人事課長(稲田順三君) お答え申し上げます。

54年1月1日現在で1,246名、一般行政職789、技能労務職307、消防職93、教育職57となっております。

○ 議長(横田憲治郎君) 次。

○ 産業衛生部次長(角谷泰夫君) 今回の干ばつ対策の種々の事業につきましては、国・府等における事業のニュースについては、われわれも以前から察知しておりましたが、事業の内定が非常におくれているということから、関係の常任委員会等への報告もおくれています、まことに申しわけございません。今後、かかる問題等につきましては、ニュースの時点でいろいろ御相談申し上げたいと思いますので、御了承賜りたいと思います。

○ 13番(赤阪和見君) 産衛委員会では相談は出てるんですか。

○ 産業衛生部長(内田繁君) 産衛委員会ではこちらから出さず、質問で多少出た経過はございます。

○ 13番(赤阪和見君) 前々からもいろんな機会を通じて言われることは、議会は年に四回しかない。われわれのしゃべる機会も少ない。一般質問とか予算審議の中でしゃべられない。空白が長い。そうした点で、いろんな施策が行われるとか、関連したことがあれば、所管の委員会もあるわけですから、毎度毎度注意云々じゃなく、議員を風上に置いとくとかしなくように、議会軽視もはなはだしいと思います。今後の運営についてよろしく願ひいたします。

○ 議長(横田憲治郎君) 他に。

○ 2番(天堀博君) いま、干ばつ関係が出ましたので、関連してお聞きをしておきたいと思ひます。

一つは、昨年の干ばつの応急対策事業が国の制度でとられたわけでございますけれども、実

際にはなかなか制度の内容が厳しく、適用されたものが非常に数少ないと聞いています。そのため農家の方々も非常に困ってる状況で、たしか市町村から大阪府に対して強く要望が出、大阪府の方でも今回、このように補助金を出された。158万8千円ですか、それに市の補助金をつけて258万1千円出たと理解してるわけです。そこで、実際にはどの程度適用されるのか。国の制度ではなかなか乗っかりにくいということがあったわけです。

それから、38ページの債務負担行為の補正と関連して、たしか天災融資法の激甚災害の適用を受けたように思うんですが、それで農家の方々の利子負担というか、利子は3%ですか、実際の利子はそれよりうんと高いので、それに対する利子補給の国・府・市などの割合をひとつ教えていただきたい。

それから、53年度から61年度にわたって、利子補給として債務負担を組んでおりますね、8千万円ということですね。これは年度別にどの程度になるのかということと、農協に対する債務の損失補償の元金7,500万円及びその利子ということで組まれておりますが、これはどういう内容のもので、もし、この7,500万円がそういうことに使われるということであれば、市の全く単費という形でこれに充当していくのか、その辺をひとつお尋ねしたいと思います。

○ 議長（横田憲治郎君） 答弁。

○ 産業衛生部次長（角谷泰夫君） お答え申し上げます。

まず一つは、昨年7月から9月にかけての異常干ばつに対する助成問題でございます。応急対策事業すなわち干ばつのかんがい用に使用いたしましたポンプ、その他機材に対する事業関係につきましては、これは国費事業と府単独事業でございます。基準といたしましては、国費事業につきましては、それらの機材が2人以上共用のもので10万円以上ということになっております。府単独につきましては、2人以上共用で3万円から10万円という事業基準になっております。

この補助基準は、国費分につきましては、国が22.5%、府が5%、市が15%、府単独分につきましては、府が22.5%、市が15%、残りが受益者負担ということで実施しております。それから、採択の基準等々でございますが、本事業の設定は、干ばつによる農家救済が主たる目的でございますので、その目的趣旨に対しまして関係農協ともよく協議相談し、前向きな姿勢で取り組んでございます。一応、国費事業の採択は2件、府単分につきましては、約70件が本事業に該当できるものと考えております。

続きまして、債務負担行為の関連ですが、天災融資法の激甚地域の指定を本地域に受けてございまして、天災融資法に基づく農家の経営資金融資を行うものでございまして、融資総額は1億5千万円となっております。農協の転貸資金を用いまして農家に融資するものでござい

ます。融資原資の利率は、農協利率8%となっており、国・府・市におきましてそれぞれ利子補給をし、農家には実質3%、借入期間7年、一農家限度額が48.0万円。利子補給5%に対するそれぞれの持ち出しの割合でございますが、国が65%、府が17.5%、市も同じく、17.5%でもって利子補給を行おうとするものでございます。現在、借入を予定しておりますのは、大体189戸程度の農家の見込みでございます。

なおまた、各年次別の利子補給額でございますが、初年度の54年度予算に計上させていただいております額が総額750万円となっております、そのうち市費が131万2,500円ですが、残りは国・府より支出されるもので618万7,500円と相なっております。以後、総額で申し上げますと、2年目の55年度で642万8千円、3年目で535万7千円、4年目で428万5千円、5年目で321万4千円、6年目214万2千円、7年目107万1千円、合計2,999万9,700円の利子補給を今回行うことで当初予算等々に御上程申し上げ、なおまた、53年度ということで今回、債務負担行為で御上程させていただきましたのは、貸付期日が今月末の31日と相なるもので、利子補給等々は54年度からと相なるもので今回、計上させていただきました。

なお、農協に対する債務の損失補償でございますが、これは農協定款等によりまして、農協資金を融資する場合には、数名の保証人の外、こういった元金確保制度のもとにこういった基金制度が設けられ、借受者においてそれぞれの金額に応じて大体0.2%~0.35%程度の保証金が必要でございます。しかし今回、これらの制度の趣旨からいたしまして、農協負担軽減のため、万一債務不履行が生じた場合、それぞれの農協に対し、貸付金額の2分の1については、国・府・市において元金並びに利子を補てんしようとするもので、残り2分の1は、農協本来の経営内容から企業努力ということに相なっておりまして、一応、貸付金額2分の1程度を今回、国・府・市で保証しようということで債務負担行為を御上程申し上げた次第でございます。以上でございます。

- 2番(天堀博君) いまの説明で大体わかりました。最後の分は市だけの保証でなく、国・府・市で2分の1を保証していく、そのことによって農家の負担を少なくするという意味ですね。それから、応急対策事業については、約70件ぐらい該当するということですが、特に先ほど申し上げましたように、国の制度では2件しか該当しなかったわけです。農林課長初め職員の皆さん方が農協などを通じて努力されたようですが、実際にはそういう形になったということで今回、こういう制度で救済措置がとられるということですので、いろいろむずかしい問題点はあると思いますが、十分それらの点の配慮をしていただき、農家救済に努力していただきたいと要望申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 他に。
- 20番（田中包治君） 51ページの改良住宅建設費についてでございますが、これは現在、土地改良法に基づいてやっているんですが、私も土地改良法は余り知らないんです。ここに用地購入費が9,200万円なのに物件補償費が2億1,800万円、これはどういうことになっておるのかということと、そうすると、住宅の建設を土地改良法に基づいてやってるのか、あるいは整備事業としてやってるのか、ちょっとわからないんです。というのは、補償基準、その他が違うと思う。いま、住宅は建ててるが、密集地の整備はまだまだできてない。その点どうですか。
- 議長（横田憲治郎君） 答弁。
- 改良事業部長（逢野一郎） 仰せのとおり、この事業は、改良事業で施行しております。御指摘の密集地帯の改良ができてないという御意見ですが、現時点での私どもの施行方法といたしましては、やはり年次を設定いたしまして逐次、改良を行っているわけでございます。われわれも早期にやっていきたいということで努力はしておりますが、当初、ごぼう抜き買収を計画しておりましたが、ある程度の実績が上がらないという懸念もございまして、現在、面的整備という形で行っております。山手地域においてはかなり古い住宅もございまして、逐次、年次を追ってその方向の改良を行っていききたい、かように思っております。
- 20番（田中包治君） 最初言ったように、用地購入費が9,200万円で物件補償費が2億1,800万円、新築か鉄筋を壊したら話は別ですが、大きな開きがある。  
また、土地改良法ですからある程度の期限があるんじゃないか。改良法ですから、同和事業とは関係がないと思うが、そこらがちょっとわからない。
- 改良事業部長（逢野一郎君） まず、内容でございますが、用地につきまして今回、お願いしてましては、951平米でございまして、それと、物件の一部でございます。補償費につきましては、住宅の買収の28戸と土地整備の件でお願いしておるわけでございます。  
金額で申し上げますと、951平米で6,658万3千円、物件が2,549万8千円、これが用地の購入費でございます。補償費につきましては、不良住宅の28戸が1億7,901万7千円、土地整備が3,934万6千円という内訳でございます。  
なお、期間といたしましては、現時点で昭和58年までの事業認可をもらっているわけでございます。
- 20番（田中包治君） 28戸で1億7千万円、どのぐらいの平米の家を買うたんか、平米単価がどのぐらいになってるんかということです。
- 改良事業部長（逢野一郎君） 28戸の面積ですが、2,217.57平米でございます。

- 20番(田中包治君) 高い安いは現物を見なければわからないので言いませんがね。結構です。
- 議長(横田憲治郎君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
御異議ないものと認め、議案第29号を原案どおり可決決定いたします。

- 
- 議長(横田憲治郎君) 日程第22「昭和53年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。  
議案を朗読させます。  
(市会事務局長朗読)

#### 議案第30号

#### 昭和53年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

昭和53年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146,711千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,937,983千円とする。
2. 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表歳入歳出予算補正」による。

昭和54年3月9日提出

和泉市長 池田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金		1,641,670	133,035	1,774,705
	1. 国庫負担金	1,413,900	70,655	1,484,555
	2. 国庫補助金	227,770	62,380	290,150
7. 諸収入		73,266	△35,000	38,266
	3. 雑入	68,066	△35,000	33,066
8. 繰越金			48,676	48,676
	1. 繰越金		48,676	48,676
歳入合計		2,791,272	146,711	2,937,983

2. 歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		2,640,080	146,711	2,786,791
	1. 療養諸費	2,608,875	146,711	2,755,586
歳出合計		2,791,272	146,711	2,937,983

国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
④ 国庫支出金	1,641,670	13,035	1,774,705			千円
(1) 国庫負担金	1,418,900	70,655	1,484,555			
2. 療養給付費負担金	1,868,455	70,655	1,484,110	1. 現年度分	58,491	現年度分追加
				2. 過年度分	12,164	過年度分
(2) 国庫補助金	227,770	62,380	290,150			
2. 財政調整交付金	219,430	62,380	281,810	1. 調整交付金	62,380	調整交付金追加
⑦ 諸収入	73,266	△35,000	38,266			
(3) 雑収入	68,066	△35,000	33,066			
3. 雑収入	65,866	△35,000	30,866	1. 雑収入	△35,000	更正減
⑨ 繰越金		48,676	48,676			
(1) 繰越金		48,676	48,676			
1. 繰越金		48,676	48,676	1. 前年度繰越金	48,676	前年度繰越金
歳入合計	2,791,272	146,711	2,937,983			



2. 歳 出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		明 説
				国府支出金	特定財 地方債	財 源 その他	一般財源	区 分	金 額	
② 保険給付費	2,640,080	146,711	2,786,791	133,035			13,676			
(1) 療養諸費	2,608,875	146,711	2,755,586	133,035			13,676			
1. 療養給付費	2,378,433	101,117	2,479,550	116,166			△15,049	19. 負担 金補助及 交付金	101,117	診療報酬保険者負 担金追加
3. 高額療養給 付費	197,629	45,594	243,223	16,869			28,725	19. 負担 金補助及 交付金	45,594	診療報酬保険者負 担金追加
歳出合計	2,791,272	146,711	2,937,983	133,035			13,676			

- 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） 議案第30号「和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

国保財政を取り巻く環境は年々厳しくなっておりますが、とりわけ本年度は、病院の増設、医療技術の向上等によりまして、医療費が相当大幅に上昇いたしてきておりますので、補正のやむなきに至ったものでございます。以下、その内容について御説明申し上げます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,671万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億3,798万3千円といたすものでございまして、この歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりと定めるものでございます。続きまして、その内容について、事項別明細書に基づきまして、まず、歳出予算から御説明させていただきます。

保険給付費でございますが、療養諸費につきましては、1億4,671万1千円を追加いたすものでございます。

療養給付費でございますが、これにつきましては、当初、本年度の医療費の上昇を19.6%と見込み計上いたしましたものでございますが、病院の増設、医療技術の向上、老人医療費の上昇等によりまして、医療費が予想以上の増高を示しましたので、1億111万7千円を追加いたしましたものでございます。

次の高額療養費でございますが、本件につきましても同様の理由によりまして、4,559万4千円を追加いたすものでございます。

以上、合計いたしまして1億4,671万1千円を追加し、歳出予算の総額は、29億3,798万3千円と相なるものでございます。

次に、これらの歳出に充当いたします歳入につきまして御説明申し上げます。

まず、国庫支出金の療養給付費負担金でございますが、これは医療費の増高による国庫負担金の増加分等といたしまして、7,065万5千円追加計上いたしましたものでございます。

次に、国庫補助金でございますが、これは財政調整交付金の額が決定いたしましたので、6,238万円追加計上させていただきました。

次に、諸収入及び繰越金でございますが、雑入で予算計上いたしてございましたが、昭和52年度の決算により4,867万6千円の繰越金が生じたので、今回、予算に計上いたしましたものでございまして、雑入で3,500万円減額し、繰越金で4,867万6千円計上いたしましたものでございます。

以上、歳入予算合計して1億4,671万1千円を追加計上させていただき、歳入総額は、

29億3,798万3千円と相なるものでございます。

以上、簡単ですが、国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長(横田憲治郎君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第30号を原案どおり可決決定いたします。

○

○ 議長(横田憲治郎君) 日程第23「昭和53年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 議案第31号

#### 昭和53年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)

昭和53年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,426千円を追加、歳入歳出予算の総額をそれぞれ109,362千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

昭和54年3月9日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

( 単位千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 繰入金		4,236	17,426	21,662
	1. 繰入金	4,236	17,426	21,662
歳入	合計	91,936	17,426	109,362

2. 歳 出

( 単位千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 公債費			17,426	17,426
	1. 公債費		17,426	17,426
歳出	合計	91,936	17,426	109,362

公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
① 繰入金	4,286 円	17,426 円	21,662 円		円	円
(1) 繰入金	4,286	17,426	21,662			
1. 一般会計 繰入金	4,286	17,426	21,662	1. 一般会計 繰入金	17,426	一般会計繰入金追加
歳入合計	91,936	17,426	109,362			

2. 歳 出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		明 説
				国府支出金	特 定 財 源	地方債	その他	区 分	金 額	
② 公 債 費	卍	卍 17,426	卍 17,426	卍	卍	卍	卍	卍	卍	
(1) 公 債 費		17,426	17,426			17,426				
1. 元 金		2,160	2,160			2,160				
(1) 元 金		2,160	2,160			2,160		23. 償還金 利子及割 引料	2,160	長期債元金償還金
2. 利 子		15,222	15,222			15,222				
(1) 利 子		15,222	15,222			15,222		23. 償還金 利子及割 引料	15,222	長期債利子
3. 公債諸費		44	44			44				
(1) 公債諸費		44	44			44		12. 役務費	44	公募債事務取扱手 数料
歳出合計	91,936	17,426	109,362			17,426				

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に  
関する調

(単位千円)

区 分	前々年度 末現在高	前年度末現在高見込額		当 該 年 度 中 増 減 見 込 額				当該年度末 現在高 見込額			
		借入済額	事業費繰 越による 延 伸 分	計	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当該年度中 元償還 見込額	補正前の額		補正額	補正後の額	
1. 公共用地 先行取得債	72,000	144,000		144,000	87,700			87,700	2,160		229,540

- 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） 引き続きまして、ただいま御上程いただきました議案第 31 号「昭和 53 年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）」について御説明申し上げます。

第 1 条にございますように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,742 万 6 千円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算の総額を 1 億 936 万 2 千円といたすものでありまして、款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表のとおりでございます。

内容につきましては、前年度以前に借り入れました公共用地先行取得事業起債の元利償還金 1,742 万 6 千円を計上いたしましたものでございまして、後日、補助対象経費となるものでございます。なお、歳入につきましては、一般会計より繰り入れたいすべく措置いたしてございます。

以上が、昭和 53 年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定いただきますようお願いいたします。

- 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、議案第 31 号を原案どおり可決決定いたします。

- 
- 議長（横田憲治郎君） 次に、日程第 24「昭和 53 年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）



議案第 32 号

昭和 53 年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

昭和 53 年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 54,460 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 565,457 千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

昭和 54 年 3 月 9 日提出

和泉市長 池田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及 負担金		3,750	18,298	22,048
	1. 負担金	3,750	18,298	22,048
2. 使用料及 手数料		5,250	△1,173	4,077
	1. 使用料	5,250	△1,173	4,077
5. 繰入金		156,697	△1,200	155,497
	1. 一般会計繰入金	156,697	△1,200	155,497
6. 市 債		305,300	3,900	339,200
	1. 市 債	305,300	3,900	339,200
7. 諸 収 入			4,635	4,635
	1. 受託事業収入		4,635	4,635
歳 入	合 計	510,997	54,460	565,457

2. 歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下 水 道 費		492,758	54,460	547,218
	1. 下水道総務費	428,052	36,854	464,906
	2. 下水道整備費	64,706	17,606	82,312
歳 出	合 計	510,997	54,460	565,457

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	借入先	利率	起債の方法
公共下水道	千円	普通貸借	年8.5%以内	府 政 行	30年以内(内据置 5年以内)ただし市 財政の都合により 据置期間及び償還 期限を短縮しもし くは繰上償還又は 低利に借替える ことができる。	府 政 行	年8.5%以内	普通貸借 又は 証券発行
整備事業	千円	305,300	普通貸借	府 政 行	30年以内(内据置 5年以内)ただし市 財政の都合により 据置期間及び償還 期限を短縮しもし くは繰上償還又は 低利に借替える ことができる。	府 政 行	年8.5%以内	普通貸借 又は 証券発行

公共下水道事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
① 分担金及 負担金	3,750 円	1,8298	22,048 円			円
(1) 負担金	3,750	1,8298	22,048			
1. 負担金	3,750	1,8298	22,048	1. 下水道 負担金	1,8298	汚水処理経費公団負担金追加 6,197 光明池地区公共下水道事業費 公団負担金 12,101
② 使用料及 手数料	5,250	△1,173	4,077			
(1) 使用料	5,250	△1,173	4,077			
1. 下水道 使用料	5,250	△1,173	4,077	1. 下水道 使用料	△1,173	更正 減

⑤ 繰入金	156,697	△1,200	155,497				
(1) 一般会計繰入金	156,697	△1,200	155,497				
1. 一般会計繰入金	156,697	△1,200	155,497	1. 一般会計繰入金	△1,200	更正減	
⑥ 市債	305,300	38,900	339,200				
(1) 市債	305,300	38,900	339,200				
1. 市債	305,300	38,900	339,200	1. 下水道整備事業債	38,900	南大阪湾岸北部流域下水道事業債追加	
⑦ 諸収入		4,685	4,685				
(1) 受託事業収入		4,685	4,685				
1. 下水道費受託事業収入		4,685	4,685	1. 下水道費受託事業収入	4,685	府道舗装復旧受託事業収入	
歳入合計	510,997	54,460	565,457				

2. 歳出

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
① 下水道事業費	492,758	54,460	547,218	円	円	円	円	円		
(1) 下水道総務費	428,052	36,854	464,906		33,900	21,760	△1,200			
1. 下水道総務費	428,052	36,854	464,906		33,900	5,024	△2,070			
(2) 下水道総務費	415,489	36,854	452,343		33,900	4,342	△1,388	18.委託料	2,869	
										追加 下水道使用料徴収業務委託料追加 1,704 1,165
(2) 下水道整備費	64,706	17,606	82,313			16,736	870	19.負担金補助及交付金	33,985	南大阪湾岸北部流域下水道事業負担金追加

1. 下水道 整備費	64,706	17,606	82,312			16,736	870					
(1) 小田第2幹 線整備事業費	58,706	5,105	63,811			4,635	470	18. 委託料	470	土質調査委託 料追加		
								15. 工事 請負費	4,635	舗装復旧工事 費		
(2) 光明池地区 公共下水道 整備事業費	6,000	12,501	18,501			12,101	400	13. 委託料	12,501	工事委託料 追加		
歳出合計	510,997	54,460	565,457		33,900	21,760	△1,200					

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込  
に関する調

区 分	前々年度末現在高		前年度末現在高見込額		当該年度中増減見込額				当該年度末現在高
	借込済額	事業費繰越による延申分	計	当該年度中起債見込額		当該年度中元金償還見込額	補正後の額	補正前の額	当該年度末現在高
				補正額	補正後の額				
1. 下水道整備債	84,764		284,633	805,300	33,900	839,200	492	623,341	円



○ 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。

○ 財務部長（麻生和義君） 引き続きまして、ただいま御上程いただきました議案第 82 号「昭和 53 年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」について御説明申し上げます。

第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額に 5,446 万円をそれぞれ追加いたしまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 5 億 6,545 万 7 千円といたすものでありまして、款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表のとおりでございます。

第 2 条は、地方債の補正でございまして、事業費の追加等によりまして、起債を増額するものでございます。借入条件等は、第 2 表のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出からその内容について御説明申し上げます。

下水道事業費でございますが、下水道総務費につきましては、下水処理委託料、下水道使用料徴収事務委託料及び南大阪湾岸北部流域下水道事業負担金等の追加といたしまして、3,685 万 4 千円を計上いたしました。

下水道整備費につきましては、小田第 2 幹線整備事業費及び光明池地区公共下水道整備事業費として、1,760 万 6 千円を追加計上いたしました。

以上が、歳出予算の内容でございまして、合わせまして 5,446 万円の追加計上と相なっております。

これら歳出に充当いたします歳入といたしまして、まず初めに分担金及負担金でございますが、下水道負担金といたしまして 1,829 万 8 千円を計上。使用料及手数料の下水道使用料といたしまして 1,177 万 3 千円を減額計上。繰入金につきましては、一般会計繰入金 1,20 万円の更正減額。市債につきましては、南大阪湾岸北部流域下水道事業債 3,390 万円の追加計上。

諸収入につきましては、下水道費受託事業収入として、4,635 万 5 千円をそれぞれ計上いたしました。

以上が歳入予算の内容でございまして、差し引きいたしますと、5,446 万円の追加計上と相なる次第でございます。

以上が、昭和 53 年度公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定いただきますようお願いいたします。

○ 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 13 番（赤阪和見君） 使用料ですが、これは何軒で何人か、お伺いいたします。

○ 議長（横田憲治郎君） 答弁。

○ 下水道課長（大浦行男君） 使用料につきましては、公団の入居が昨年四月からございま

して、2月末日現在で502戸、10万6,667立米でございます。人の数ではございません。

○ 議長（横田憲治郎君）他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第32号を原案どおり可決決定いたします。

○

○ 議長（横田憲治郎君）次に、日程第25「昭和53年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第38号

昭和53年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)

- 第1条 昭和53年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。  
 第2条 昭和53年度和泉市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第8条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
			入
第1款 水道事業収益	1,426,558千円	△ 16,490千円	1,410,068千円
第1項 営業収益	1,248,858千円	△ 585千円	1,247,773千円
第2項 営業外収益	178,100千円	△ 83,000千円	145,100千円
第3項 特別利益	100千円	17,095千円	17,195千円
			出
第1款 水道事業費用	1,399,128千円	△ 17,500千円	1,381,628千円
第1項 営業費用	1,110,128千円	△ 5,500千円	1,104,628千円
第2項 営業外費用	287,695千円	△ 12,000千円	275,695千円

第8条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	605,100千円	22,986千円	628,086千円
第2項 工事負担金	158,000千円	20,000千円	178,000千円
第4項 固定資産売却代金	0千円	2,986千円	2,986千円
支 出			
第1款 資本的支出	705,362千円	△ 72,450千円	632,912千円
第1項 建設改良費	637,425千円	△ 72,450千円	564,975千円

第4条 予算第7条中原水及び浄水費「462,655千円」を「452,655千円」に、支払利息及び企業債取扱諸費「287,645千円」を「275,645千円」にそれぞれ改める。

第5条 予算第9条中「163,758千円」を「151,758千円」に改める。

昭和54年8月9日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和53年度水道事業会計予算実施計画

1. 収益的収入及び支出

収入

款	項	目	予定額(円)	備	考
1. 水道事業収益	1. 営業収益		1,410,068		
		1. 給水収益	1,247,773	水道料金及び量水器使用料	
		2. 受託工事収益	1,170,576	給水装置の新設、増設及び修繕並びに配水管移設等受託工事収益	
		3. その他収益	62,000	材料売却収益、消火栓維持管理補償金、下水道業務受託収益並びに設計審査、竣工検査、材料検査、道路占用及び掘削申請、各種証明手数料	
2. 営業外収益			145,100		
		1. 加入金	124,000	新規水道加入金	
		2. 受取利息	2,600	預金利息及び有価証券利息	
		3. 雑収益	8,500	不用品売却及び配給水管破損弁償金等	
3. 特別利益		4. 他会計補助金	10,000	一般会計補助金	
			17,195		
		1. 過年度損益修正益	100	過年度損益修正益	
		2. 固定資産売却益	17,095	土地売却益	



2. 資本的収入及び支出

収入

款	項	目	予定額 (千)	備	考
1. 資本的収入	1. 企業債		628,086		
		1. 企業債	403,000	第3回拡張事業並びに配水管整備事業及び配水管更生事業債	
	2. 工事負担金		178,000		
		1. 工事負担金	178,000	配水管布設工事負担金	
	3. 負担金		4,500		
		1. 負担金	4,500	消火栓新設に伴う一般会計負担金	
	4. 補助金		39,600		
		1. 補助金	39,600	排水処理施設整備国庫補助金	
	5. 固定売却資産代金		2,986		
		1. 固定売却資産代金	2,986	土地売却代金	

文 出

款	項	目	予 定 額 (円)	備 考
1. 資本的支出	1. 建設改良費		632,912	
			564,975	
		1. 事務費	31,878	第3回拡張事業に要する事務費
		2. 拡張工事費	387,122	第3回拡張事業に要する工事費
		3. 改良工事費	88,000	改良工事に要する工事費等
		4. 配水管整備事業費	10,925	配水管整備事業に要する工事費
		5. 光明台水道施設建設費	3,618	光明台水道施設建設費等
	2. 企業債償還金	6. 配水管更生事業費	31,000	配水管更生事業に要する工事費
		7. 営業設備費	12,432	営業に係る諸資産購入費
			67,937	
	1. 企業債償還金		67,937	企業債の元金償還金



昭和53年度水道事業会計資金計画

(単位千円)

区分	分	当年度予定額	区分	分	当年度予定額
受入資金		2,729,378	支払資金		2,718,183
1. 事業収益		1,202,068	1. 事業費用		1,242,607
2. 前年度未収金		116,727	2. 前年度未払金		16,983
3. 企業業債		515,000	3. 建設改良費		693,656
4. 工事負担金		178,000	4. 企業債償還金		67,937
5. 負担金		4,500	5. 一時借入金返済		680,000
6. 補助金		53,500	6. 前受金払出		10,000
7. 一時借入金		560,000	7. 預り金返済		7,000
8. 前受金		10,000			
9. 預り金		7,000			
10. 繰越金		82,588	差引		11,195

昭和58年度水道事業予定貸借対照表

(昭和54年3月31日)

(単位千円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

1. 土地		320,431	
2. 建物	272,640		
	<u>25,519</u>	247,121	
3. 構築物	4,188,514		
	<u>458,307</u>	3,734,207	
4. 機械及び装置	658,870		
	<u>158,588</u>	500,282	
5. 量水器	116,411		
	<u>84,464</u>	81,947	
6. 車輛及び運搬具	15,227		

車 輛 及 搬 運 具					
減 價 引 當 金			5,298		
工 具 器 具 及 備 品					
減 價 引 當 金		14,673			
建 設 仮 勘 定		681,224			
有形固定資産合計				5,585,188	
(2) 無形固定資産					
1. 水 利 権			260		
口. 電 話 加 入 権			91		
無形固定資産合計				851	
(3) 投 資					
1. 投 資 有 価 証 券			135		
投 資 合 計				135	
固定資産合計					5,585,674
2. 流 動 資 産					
(1) 現 金 預 金				11,195	
(2) 未 収 金				208,000	
(3) 保 管 有 価 証 券				2,300	
(4) 貯 蔵 品				18,676	

流動資産合計

240,171

資産合計

5,825,845

負債の部

3. 固定負債

(1) 引当金

17,196

固定負債合計

17,196

4. 流動負債

(1) 一時借入金

440,000

(2) 前受金

44,409

(3) 預り金

19,835

(4) 預り担保有価証券

2,300

流動負債合計

506,544

負債合計

523,740

資本の部

5. 資本金

(1) 自己資本金

119,803

(2) 借入資本金

1. 企 業 債 3,716,750 3,716,750 3,886,558

資 本 金 合 計

6. 剩 余 金

(1) 資 本 剩 余 金

1. 国 庫 補 助 金 57,448  
 2. 府 補 助 金 9,778  
 3. 工 事 負 担 金 1,765,495  
 4. 負 担 金 30,000  
 5. 受 贈 財 産 評 価 額 60,372

資 本 剩 余 金 合 計

1,923,098

(2) 欠 損 金

1. 当 年 度 未 处 理 欠 損 金

485,986

繰 越 欠 損 金 年 度 未 残 高

457,541

当 年 度 純 利 益

28,445

欠 損 金 合 計

457,541

利 余 金 合 計

1,465,552

資 本 合 計

5,802,105

負 債 資 本 合 計

5,825,845

昭和53年度水道事業会計予算実施計画明細説明書

1. 収益的収入及び支出

収 入

(単位千円)

款	項	目	前回の 累計額	補 正 額	計	各 目 明 細		
						節	金額	備 考
1. 水道事業収益	1. 営業収益		1,426,558 △	16,490	1,410,068			
			1,248,858 △	585	1,247,773			
		3. その他 の 営業収益	15,782 △	585	15,197	手数料 △	2,500	手数料更正減
2. 営業外収益	1. 加 入 金		178,100 △	88,000	145,100			
			159,000 △	85,000	124,000	加 入 金 △	85,000	加入金更正減
3. 特別利益	8. 雑 収 益		6,500	2,000	8,500	雑 収 入	2,000	雑収入追加
			100	17,095	17,195			
	2. 固定資産 売却益		0	17,095	17,095	固定資産 売却益	17,095	土地売却益

支 出

( 単位千円 )

款	項	目	前回の 累計額	補 予定額	計	各 目 明 細		
						節	金額	備 考
1. 水道事業費用	1. 営業費用		1,399,128	△ 17,500	1,381,628			
			1,110,128	△ 5,500	1,104,628			
		1. 原水及び 配水及び	596,594	△ 10,000	586,594	受水費	△10,000	受水費更正減
		2. 給水及び	127,839	5,500	133,339	請負工事費	5,500	請負工事費追加
		6. 減価償却費	134,506	△ 1,000	133,506	有形固定資産 減価償却費	△1,000	有形固定資産減価 償却費更正減
			287,695	△ 12,000	275,695			
	2. 営業外費用		287,645	△ 12,000	275,645	企業債利息	△9,000	企業債利息更正減
						一時借入金 利息	△3,000	一時借入金 利息更正減

2. 資本的取入及び支出

取 入

(単位千円)

款	項	目	前回の 累計額	正 補 予 定 額	計	各 目 明 細		
						節	金 額	備 考
1. 資本的取入			605,100	22,986	628,086			
	2. 工事負担金		158,000	20,000	178,000			
		1. 工事負担金	158,000	20,000	178,000	工事負担金	20,000	工事負担金追加
	5. 固定資産 売却代金		0	2,986	2,986			
		1. 固定資産 売却代金	0	2,986	2,986	固定資産 売却代金	2,986	土地売却代金



支 出

( 単位千円 )

款	項	目	前回の 累計額	補 正 額	計	各 目 明 細		
						節	金 額	備 考
1. 資本の支出	1. 建設改良費		705,862	△72,450	632,912			
			637,425	△72,450	564,975			
	5. 光明台水道 施設建設費		67,418	△68,800	3,618	請負工事費	△59,800	請負工事費更正減
						材 料 費	△ 4,000	材料費更正減
	7. 営業設備費		21,082	△ 8,650	12,432	固定資産 購入 費	△ 650	固定資産購入費 更正減
						量水器費	△ 8,000	量水器費更正減

- 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明をお願いします。
- 水道部長（田中稔君） それでは、ただいま上程されました議案第 83 号「昭和 53 年度和泉市水道事業会計補正予算（第 2 号）」について、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

今回補正いたします主な理由といたしましては、決算見込みに基づいて営業収支並びに資本収支のそれぞれについて補正せんとするものでございます。

それでは、その内容について申し上げますと、第 2 条は、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出について補正するものであり、第一款水道事業収益の既決予定額 14 億 2,655 万 8 千円について、1,649 万円更正減額するものであります。

内訳といたしましては、営業収益で 53 年 10 月より光明台団地の下水道料金徴収業務受託に伴う受託収益追加 191 万 5 千円、手数料の更正減 250 万円でございます、差し引き、58 万 5 千円更正減額するものであります。

次に、営業外収益では、雑収益 200 万円の追加と加入金 3,500 万円の更正減で、差し引き 3,300 万円更正減額いたすものでございます。加入金につきましては、前述の手数料の減額と同様、当初予定いたしておりました光明台団地の入居おくれ等により、やむなく減額いたす次第でございます。

次に、特別利益でございますが、上町加圧ポンプ所跡地を売却いたしました結果、取得額と売却額との差額を固定資産売却益として 1,709 万 5 千円を追加するものでございます。

以上の結果、補正後の水道事業収益は 14 億 1,006 万 8 千円と相なるものでございます。

一方、支出につきましては、第一款水道事業費用の既決予定額 13 億 9,912 万 3 千円を、1,750 万円減額するものであり、御 1 項営業費用におきまして、府営水道給水制限等による受水費 1 千万円、工事遅延による固定資産の減価償却費 100 万円を更正減するとともに、配給水管修理に伴う請負工事費 550 万円の追加、差し引き 550 万円の減額補正とするものであります。

営業外費用では、第 3 回拡張事業の工事遅延に伴い企業債の借入れが予定より 6 カ月間延伸したこと並びに金利の引き下げ等により、企業債及び一時借入金利息を 1,200 万円減額し、補正後の水道事業費用を 13 億 8,162 万 3 千円といたす次第でございます。

次に、第 3 条は、予算第 4 条に定めた資本的収支の補正でありまして、第一款資本的収入の既決予定額 6 億 510 万円に対し 2,298 万 6 千円追加いたしたく、その内容といたしましては、宅地造成と開発による工事負担金 2,000 万円、先ほど申し上げました土地売却による固定資産売却代金 298 万 6 千円であります。

以上の結果、資本的収入は、6億2,808万6千円と相なるものでございます。

また、支出につきましては、第1款資本的支出の既決予定額7億536万2千円を7,245万円更正減しようとするものでありまして、建設改良費におきまして、光明台団地の工事遅延による光明台水道施設建設費6,380万円並びにこれに伴う量水器費等営業設備費で865万円それぞれ減額し、補正後の資本的支出を6億8,291万2千円といたすものであります。

次に、第4条でございますが、予算第7条に定めた各項の経費の流用できる金額の補正でございます。今回の補正により原水及び浄水費4億6,265万5千円を4億5,265万5千円に、企業債利息及び企業債取扱諸費2億8,764万5千円を2億7,564万5千円にそれぞれ改めるものであります。

第5条は、予算第9条に定めた、たな御資産の購入限度額1億6,375万8千円を今回の補正により1億5,175万8千円に改めるものでございます。

以上が、今回上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございますが、これらの詳細につきましては、12ページ以下に記載しておりますので、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第33号を原案どおり可決決定いたします。

○  
○ 議長（横田憲治郎君） 日程第26「昭和53年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 34 号

昭和 53 年度和泉市病院事業会計補正予算 (第 2 号)

第 1 条 昭和 53 年度和泉市病院事業会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

第 2 条 昭和 53 年度和泉市病院事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 病院事業収益	1,565,909 円	39,870 円	1,605,779 円
第 1 項 医業収益	1,493,650 円	22,300 円	1,515,950 円
第 2 項 医業外収益	31,779 円	17,570 円	49,349 円
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	2,199,667 円	5,413 円	2,205,080 円
第 1 項 医業費用	1,892,171 円	5,413 円	1,897,584 円

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資本的収入	349,416 円	△ 2,013 円	347,403 円
第 1 項 出資金	72,626 円	△ 17,570 円	55,056 円
第 2 項 企業債	276,790 円	15,370 円	292,160 円
第 3 項 固定資産売却代金	0 円	187 円	187 円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	389,896 円	△ 2,200 円	387,696 円
第 1 項 建設改良費	328,333 円	△ 2,200 円	326,133 円

第 4 条 予算第 5 条中、企業債の限度額「107,890 千円」を「123,460 千円」に、「168,900 千円」を「168,700 千円」にそれぞれ改める。

第 5 条 予算第 8 条中、職員給与費「1,064,256 千円」を「1,053,956 千円」に改める。

第 6 条 予算第 9 条中、一般会計補助金「54,074 千円」を「71,644 千円」に改める。

第 7 条 予算第 10 条中、たな卸資産の購入限度額「536,045 千円」を「531,189 千円」に改める。

昭和 54 年 3 月 9 日提出

和泉市長 池田 忠 雄

昭和53年度和泉市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入 (単位千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業収益	1. 医業収益		1,565,909	39,870	1,605,779	
			1,493,650	22,300	1,515,950	
	2. 医業外収益	1. 入院収益	894,900	22,300	917,200	
		2. 他会計補助金	31,779	17,570	49,349	
			13,594	17,570	31,164	

支出

(単位千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業費用	1. 医業費用		2,199,667	5,413	2,205,080	
			1,892,171	5,413	1,897,584	
	1. 給与費	1,064,256	△ 10,300	1,053,956		
	2. 材料費	512,817	△ 4,856	507,961		
	5. 資産減耗費		1	20,569	20,570	

資本的収入及び支出  
収入

(単位千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的収入			349,416	△ 2,018	347,408	
	1. 出資金		72,626	△ 17,570	55,056	
		1. 他会計出資金	72,626	△ 17,570	55,056	
	2. 企業債		276,790	15,370	292,160	
		1. 企業債	276,790	15,370	292,160	
		2. 固定資産代金	0	187	187	
		1. 固定資産代金	0	187	187	

(単位千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的支出			389,896	△ 2,200	387,696	
	1. 建設改良費		328,333	△ 2,200	326,133	
		2. 器械備品購入費	15,000	△ 2,200	12,800	

昭和53年度和泉市病院事業会計資金計画

区分		当年度予定額	区分		当年度予定額
受入資金		3,828,571 円	支払資金		3,790,114 円
1.	医業収益	1,294,646	1.	医業費用	1,601,969
2.	医業外収益	15,090	2.	医業外費用	306,196
3.	出資金	55,056	3.	建設改良費	432,440
4.	他会計補助金	31,164	4.	企業債償還金	21,083
5.	企業債	399,700	5.	看護婦宿舍割賦金	1,233
6.	国庫補助金	1,098	6.	特例債償還金	40,480
7.	一時借入金	1,600,000	7.	一時借入金	1,200,000
8.	繰越未収金	162,435	8.	繰越未払金	86,713
9.	繰り金	100,000	9.	繰り金	100,000
10.	固定資産売却代金	187			
11.	特別利益	40,480			
12.	前期繰越金	128,720			
			差	引	38,457 円

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

区 分	一般職職員数	給 与				法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	賃 金	手 当		
損益勘定 支弁職員	251人	4,962,290	4,736,885	0	407,437	1,282,205	1,053,956
損益勘定 支弁職員	272	4,962,290	4,820,885	850	408,987	1,282,205	1,064,256
比 較	△ 21	0	△ 8,400	△ 850	△ 1,550	0	△ 1,0300
手 当 の 内 訳							
	調整手当	39,833	通 勤 手 当	16,403	時間外勤務手当	22,328	
	扶養手当	7,692	期 末 手 当	167,666	宿 日 直 手 当	3,065	
	管理職手当	16,807	勤 勉 手 当	44,813	夜 間 勤 務 手 当	4,485	
	特殊勤務手当	65,564	住 居 手 当	5,504	児 童 手 当	20	
	退職給与金	13,065	育 児 休 業 給	192	合 計	407,437	

一般職員一人当たり給与費の状況

区 分	後 正 補	前 正 補
分	1 人 あたり	年 間 給 与 費
	3,656	3,418

初任給の状況

区 分	学 歴	医 療 職 (一 医 師)	医 療 職 (二 医 療 技 術 員)	医 療 職 (三 准 看 護 婦)	医 療 職 (四 准 看 護 婦)	行 政 職 (事 務 員)	行 政 職 (勞 務 員)
53年1月1日	高 卒	一円	一円	一円	102,200円	95,900円	85,000円~95,900円
現在	大 卒	193,600	116,800	118,400	-	115,700	91,900 ~105,400
52年1月1日	高 卒	-	-	-	95,700	89,700	79,700 ~89,700
現在	大 卒	180,800	109,000	110,600	-	108,100	86,000 ~98,500



平均給料月額及び平均年齢の状況

区	分	医療職(一) (医師)		医療職(二) (医療技術員)		医療職(三) (看護婦)		行政職 (事務員)		行政職 (労務員)	
		平均給料 月額	平均年齢	平均給料 月額	平均年齢	平均給料 月額	平均年齢	平均給料 月額	平均年齢	平均給料 月額	平均年齢
53年1月1日 現在	平均給料 月額	282,213円	37歳2月	171,246円	32歳7月	166,291円	38歳1月	188,672円	34歳0月	178,845円	40歳1月
	平均年齢										
52年1月1日 現在	平均給料 月額	258,979円	36歳7月	152,643円	31歳4月	151,061円	38歳6月	124,564円	35歳6月	173,678円	40歳6月
	平均年齢										

等級別職員数の状況

区	分	医療職(一) (医師)		医療職(二) (医療技術員)		医療職(三) (看護婦)		行政職 (事務員)		行政職 (労務員)			
		等級	人	等級	人	等級	人	等級	人	等級	人		
53年1月1日現在	現在	特1	1	特1	2	特1	4	1-甲	1	1-甲	3		
		1	7	1	3	1	3	1	2	1	2		
		2	12	2	7	2	7	2	3	5	3		
		3	2	3	8	3	20	3	22	4	6		
		4	1	4	4	4	4	4	30	5	6		
		計	28	計	24	計	84	計	52	計	22	計	28
		特1	1	特1	2	特1	2	1-甲	1	1-甲	3	1	
		1	5	1	2	1	4	1	2	1	2	2	
		2	10	2	6	2	6	2	3	5	3	3	
		3	3	3	8	3	10	3	15	4	5	4	
4		4	4	4	4	4	20	5	3	5			
計	19	計	23	計	22	計	18	計	25	計			
52年1月1日現在	現在	特1	1	特1	2	特1	2	1-甲	1	1-甲	3		
		1	5	1	2	1	4	1	2	1	2		
		2	10	2	6	2	6	2	3	5	3		
		3	3	3	8	3	10	3	15	4	5		
		4		4	4	4	4	4	20	5	3		
		計	19	計	23	計	22	計	18	計	25	計	

2. 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減分(円)	増減額の増減事由別内訳(円)	説明	備考																					
給料	△8,400	職員数の変動に係る増減分 △8,400		職員数の異動状況																					
				<p>(現に在職する職員数)</p> <p>補正後 251人 (その他) 0人 251人 (計)</p> <p>補正前 245人 27人 272人</p> <p>増減 6人 △27人 △21人</p> <p>採用退職等の状況</p> <p>(採用) (退職)</p> <p>補正後(見込) 40人 18人</p> <p>補正前(見込) 56人 13人</p>																					
手当	△1,550	1. 特殊勤務手当等の増減分 △1,855		特殊勤務手当の状況(1人平均月額) (単位 円)																					
				<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>医師</td> <td>看護師</td> <td>准看護師</td> <td>医療技術員</td> <td>事務員</td> <td>労務員</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>128,182</td> <td>11,053</td> <td>12,542</td> <td>7,673</td> <td>12,193</td> <td>6,414</td> </tr> <tr> <td>補正前</td> <td>128,517</td> <td>11,093</td> <td>12,553</td> <td>7,675</td> <td>12,623</td> <td>6,417</td> </tr> </table>	区分	医師	看護師	准看護師	医療技術員	事務員	労務員	補正後	128,182	11,053	12,542	7,673	12,193	6,414	補正前	128,517	11,093	12,553	7,675	12,623	6,417
				区分	医師	看護師	准看護師	医療技術員	事務員	労務員															
補正後	128,182	11,053	12,542	7,673	12,193	6,414																			
補正前	128,517	11,093	12,553	7,675	12,623	6,417																			
2. 期末勤勉手当の増減分 △1,200																									
		3. その他の増減分 1,505	退職給与金 時間外勤務 手当等																						

昭和53年度和泉市病院事業予定貸借対照表

(昭和54年3月31日現在)

(単位千円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

1	土地		153,236
2	建物	2,201,559	
	建物減価償却引当金	95,550	2,106,009
3	構築物	2,947	
	構築物減価償却引当金	925	2,022
4	車	3,330	
	車輛減価償却引当金	1,491	1,839
5	器械及備品	626,543	
	器械備品減価償却引当金	117,295	509,248
6	建設仮勘定		422,270
	有形固定資産合計		3,194,624

(2) 無形固定資産

1 電話加入権

2,347

(3) 投資

2,347

- 1 投資有価証券
- 2 長期貸付金

7,215  
8,801

投資合計

16,016

固定資産合計

3,212,987

2. 流動資産

- (1) 現金預金
- (2) 未収金
- (3) 貯蔵品
- (4) 前払金

38,457  
239,400  
9,797  
750

流動資産合計

288,404

資産合計

3,501,391

負債の部

- 3. 固定負債
- (1) 特例債
- (2) その他固定負債

202,480  
15,401

固定負債合計

217,881

4. 流動負債

- (1) 一時借入金
- (2) 未払金
- (3) その他流動負債

1,600,000  
144,194

1 預り金(共済基金)

3,100

2	預り金	<u>10,065</u>	
	その他流動負債合計	<u>18,165</u>	
	流動負債合計		<u>1,757,859</u>
	負債合計		<u>1,975,240</u>

	資本の部		
5.	資本金		
	(1) 自己資本金	816,607	
	(2) 借入資本金		
	1 企業債		
	資本金合計	<u>8,116,768</u>	
			3,438,375

6.	剰余金		
	(1) 資本剰余金		
	1 府補助金	1,118	
	(2) 利益剰余金		
	( 当年度純損失 )		( 599,301 )
	当年度未処理欠損金		1,908,342
	利益剰余金合計	<u>△1,908,342</u>	

	剰余金合計		<u>△1,907,224</u>
	資本合計		<u>1,526,151</u>
	負債資本合計		<u>3,501,391</u>

昭和58年度和泉市病院事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

収入

(単位千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細	
					節	金額 備考
1. 病院事業収益		1,565,909	89,870	1,605,779		
	1. 医業収益	1,493,650	22,300	1,515,950		
	1.入院収益	894,900	22,300	917,200		
					入院収益	22,300
						投薬料追加 2,500
						注射料追加 8,000
						処置料追加 500
						検査料追加 6,000
						X線料追加 2,500
						手術料追加 1,800
						その他追加 1,000
						計 22,300
2. 医業外収益		81,779	17,570	49,349		
	2. 他会計補助金	13,594	17,570	31,164		
					他会計補助金	17,570
						一般会計補助金追加 17,570

( 単位千円 )

## 支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目		明 備 考
					節	金額	
1. 病院事業費用		2,199,667	5,413	2,205,080			
1. 医業費用		1,892,171	5,413	1,897,584			
	1. 給 与 費	1,064,256	△10,300	1,053,956			
	(給料)				△ 8,400		
	医師給				△ 2,700	医師給更正減	△ 2,700
	看護婦給				△ 3,700	看護婦給更正減	△ 3,700
	准看護婦給				△ 2,000	准看護婦給更正減	△ 2,000
						計	△ 8,400
	(手当)				△ 3,450		
	医師給				△ 1,650	医師手当更正減	△ 1,650
	看護婦給				△ 1,200	看護婦手当更正減	△ 1,200
	准看護婦給				△ 600	准看護婦手当更正減	△ 600
						計	△ 3,450
	賃 金				△ 350	賃金更正減	△ 350
	退職給与金				1,900	職員退職金追加	1,900
2. 材 料 費		512,817	△ 4,856	507,961			
	給食材料費				△ 4,856	患者給食材料費更正減	△ 4,856
5. 資産減耗費		1	20,569	20,570			
	固定資産除却費				20,569	本館改築並びに看護婦宿舍新築に伴う建物撤去除却損	20,569

資本的収入及び支出

収入

(単位千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
					節	金額	備 考
1. 資本的収入		349,416	△ 2,013	347,403			
	1. 出資金	72,626	△17,570	55,056			
2. 企業債	1. 他会計出資金	72,626	△17,570	55,056	他会計出資金	△17,570	一般会計からの出資金収益的収入医業外収益へ組替、更正減
		276,790	15,370	292,160			
3. 固定資産売却代金	1. 企業債	276,790	15,370	292,160	企業債	15,370	病院増改築事業起債追加 看護婦宿舍増設事業起債更正減 計 15,570 △200 15,370
		0	187	187			
	1. 固定資産売却代金	0	187	187	固定資産売却代金	187	建物附帯設備売却代金
							187



支 出

( 單位千円 )

款 項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	各 目 明 細		
					節	金 額	備 考
1. 資本的支出		389,896	△ 2,200	387,696			
1. 建設改良		328,333	△ 2,200	326,133			
	2. 器械備品購入費	15,000	△ 2,200	12,800			
					器械備品 購入費	△2,200	醫療器械備品購入費更正減 △2,200

- 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（平野誠蔵君） 議案第34号「昭和53年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

今回の補正は、本館2階病棟の開設が新年度に延期となりましたために、費用の一部の更正減額と、取り壊し除却物件の整理を行いました結果の資産減耗費の計上並びに企業債の増額と自主財源の組みかえ補正が主な内容でございます。

各条について御説明申し上げます。第2条は、収益的収入及び支出の予定額の補正でございまして、収入では、医業収益2,230万円、医業外収益1,757万円、合計3,987万円の追加であります。

医業収益は、入院収益が予定以上に伸びる見込みでございまして、また、医業外収益は、事業財源の起債の増額が確定いたしましたことにより、ゆとりを生じました一般会計出資金を資本的収入から収益的収入へ組みかえ補正するものでございます。

支出では、医業費用で職員の給与費1,030万円、材料費485万6千円の更正減額、資産減耗費2,056万9千円の追加、差し引き541万3千円の追加でございます。給与費と材料費の減額は、本年1月に予定いたしました本館2階病棟の開設が看護婦確保困難等の事情から新年度の4月に延期のやむなきに至りましたので、不用見込み額を減額したものでございます。資産減耗費は、本館改造並びに看護婦宿舍増設工事を進める際に取り壊したいしました建物、付帯設備、器械備品等の売却、転用、再利用等の処分、整理を行ってまいりましたところ、建物と付帯設備につきましては、工事請負業者によります除却処分、器械備品のうち、ボイラー、重油タンク、厨房機械の一部等を18万7千円で売却、クーラー4点を市及び消防本部に無償譲渡いたしましたので、固定資産償却残存額を計上いたしましたものでございます。

補正後の収益的収支状況は、事業収益16億577万9千円、事業費用22億508万円、収支差し引き5億993万1千円の欠損と相なり、当年度末の累積欠損金は約19億800万円、累積不良債務額は14億7千万円と見込まれます。

第3条は、資本的収支の補正でございしますが、事業財源であります起債が1,537万円増額確定いたしましたので追加し、軽減されます一般会計出資金1,757万円を収益的収入へ組みかえるべく更正減額し、先刻御説明いたしました器械備品売却代金18万7千円を追加、差し引き収入で201万3千円の更正減額でございます。

支出は、当初1,500万円を予定いたしました医療用の器械備品購入費で220万円の更正減額でございます。

なおこの際、昭和49年度に設計、着手以降の病院整備事業費の集約的な概要を御報告申し

上げます。

まず、用地取得費5,600万円、増改築、看護婦宿舍工事24億2,600万円、医療用の器械備品器具等の購入費6億3,500万円、総計31億1,800万円でありまして、この財源内訳では、起債が29億9,800万円、府補助金6,900万円、一般会計繰入金充当額5,500万円となりまして、起債の充当率は、工事関係では99.1%、器械備品関係で92%と相なった次第でございます。

第4条は、起債増額に伴う限度額を改めるものであります。

また第5条は、流用につきまして、議会の議決を必要とする職員の給与費の額。

第6条は、一般会計補助金。

第7条は、たな卸資産購入限度額のそれぞれ補正に伴い改めるものでございます。

以上で簡単ですが、説明を終わらせていただきます。18ページ以下に補正予算実施計画の諸表を添付しておりますので、御参照賜りまして、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） 本件につきまして質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第84号を原案どおり可決決定いたします。

---

○ 議長（横田憲治郎君） 日程第27「町区域の変更及び町の新設について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 11 号

町区域の変更及び町の新設について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、本市内の町の区域及び名称を次のとおりとする。その実施期日は、別に市長が定める。

昭和54年3月9日提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 観音寺町、寺門町、寺田町及び箕形町の区域を別図1の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
2. 1において除いた区域をもって別図2に示すとおり、彌生町一丁目、彌生町二丁目及び彌生町三丁目を新設する。

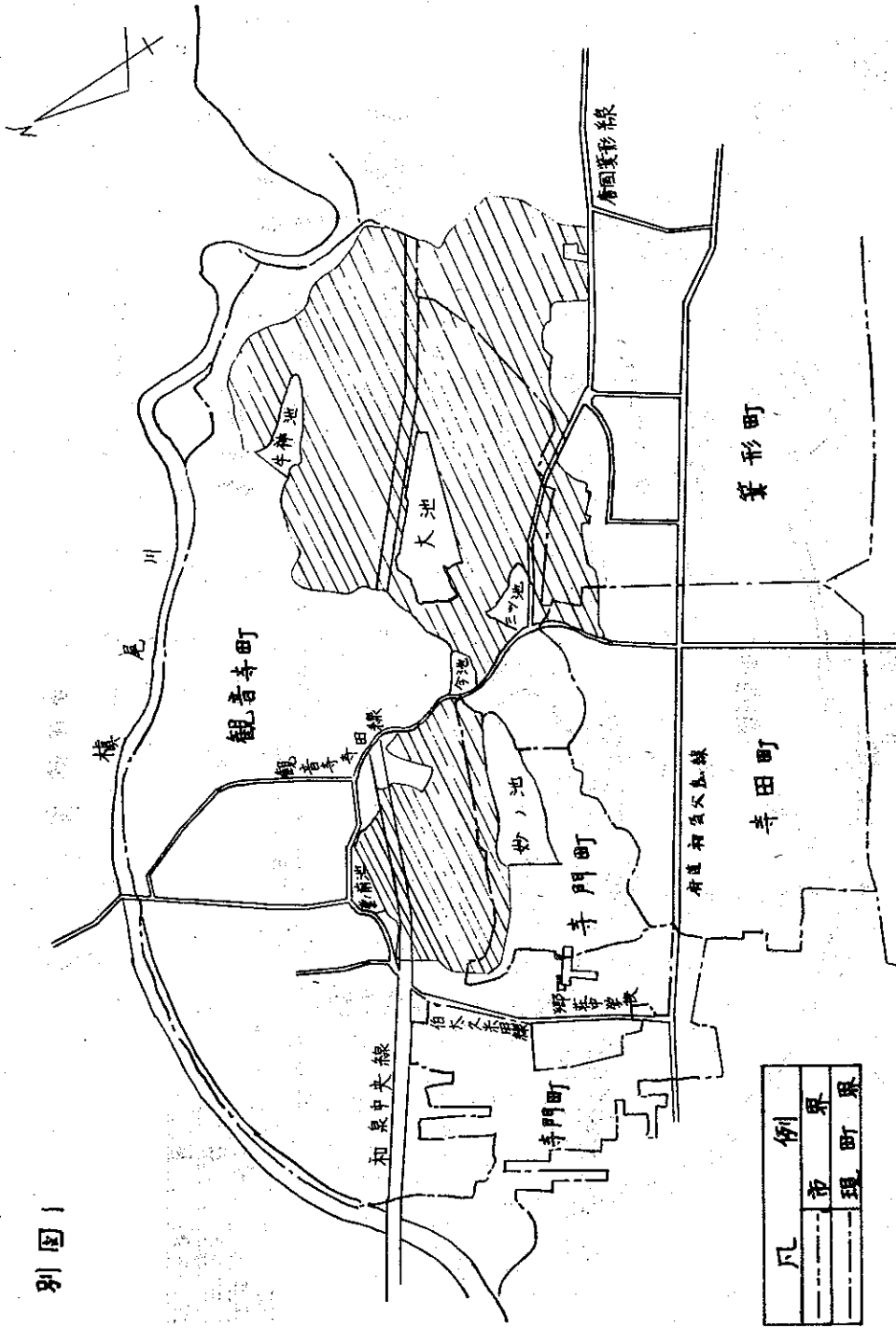
議案第11号参考資料

地方自治法(昭和22年法律第67号)抜粋  
(市町村区域の町又は字の区域)

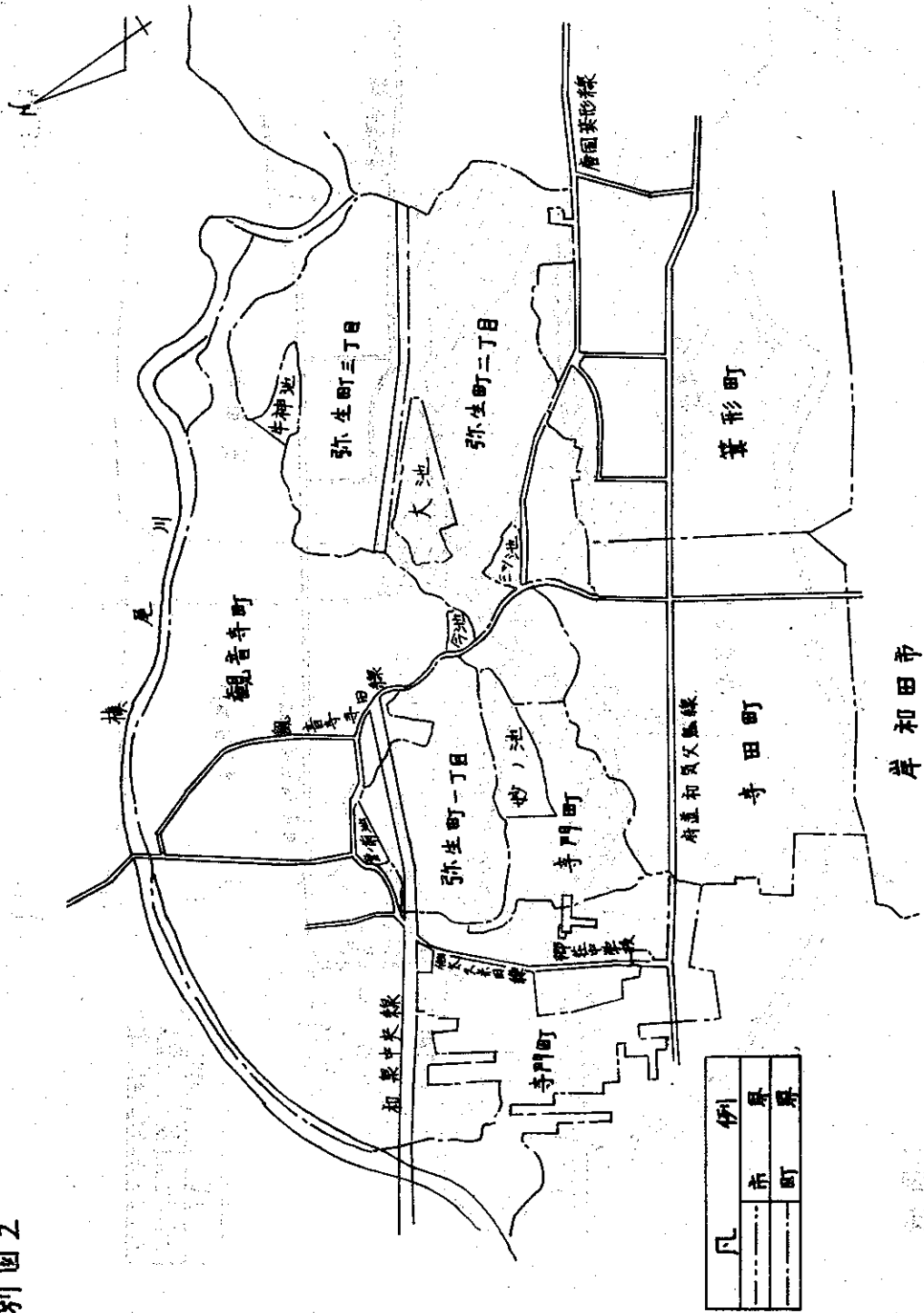
第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2、3 略

別圖1



別圖2



- 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。
- 参与（林徳次君） ただいま御上程をいただきました議案第11号「町区域の変更及び町の新設について」の提案理由及び内容について御説明申し上げます。

本件は、昨年9月の第3回定例会におきまして、議案第47号として市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について御提案申し上げ、御議決を賜ったことに関連するものでございまして、地方自治法第260条第1項の規定に基づきまして、町区域の変更及び町の新設について採提案申し上げる次第でございます。

内容でございますが、実施区域は、通称三井和泉丘陵住宅地域と呼ばれている区域でございます。面積約34.6ヘクタール、世帯数約1,100、人口約4,600人でございます。

住居表示の実施に際しまして、在来の観音寺町、寺門町、箕形町及び寺田町と混住する町区域の一部を5ページ、6ページの別図1のとおり変更いたしたく、また、旧住宅地造成事業の施行区域に該当いたします7ページ、8ページの別図2の区域をもちましてそれぞれ新町を設定しようとするものでございます。

なお、新町の名称につきましては、親しみやすいものであること等に留意いたしまして種々検討いたしました結果、本地域は、彌生時代の住居跡が多数発見されまして、観音寺遺跡ということで周知されるようになってございます。そういった経過等を踏まえまして、別図2のとおり、それぞれ彌生町一丁目、彌生町二丁目、彌生町三丁目といたしたく存するものでございます。

新町の区域及び町の名称につきましては、また、去る1月30日に開催されました和泉市住居表示整備審議会にも御諮問申し上げ、慎重に御審議の結果、ただいま御提案申し上げておりますとおり御答申賜ったところでございます。

なお、実施の期日につきましては別に定めることとさせていただきますが、本年5月をめぐりに実施いたしたく存するものでございます。

以上、はなはだ簡単でございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（直村静二君） いまの説明ですが、1月30日の住居表示の審議会に諮問して答申をいただいたということですが、その審議会の構成メンバーについてお答え願いたい。
- 議長（横田憲治郎君） 答弁。
- 参与（林徳次君） 当日の出席の詳細はいまちょっと記憶ございませんが、基本的な委員さんのメンバーを申し上げますと、議会から建設委員長さん、貝淵委員長さんを御委嘱申し上げ

ております

それから行政側の委員は、助役、市民部長、私でございます。

また、住居表示は、その都度当該地域を中心とする地元町会長さんに御委嘱申し上げております。今回、当該四町と三井団地内2自治会がございますので、6名の委員さんに御委嘱申し上げております。

あとは、関係行政機関として郵便局、警察、法務局、電電公社等でございます。

以上でございます。

- 議長（横田憲治郎君）他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第11号を原案どおり可決決定いたします。

○

- 議長（横田憲治郎君） 日程第28「和泉市職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第12号

和泉市職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和54年3月9日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員団体の登録に関する条例（昭和41年和泉市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第5項から第8項まで」を「、第5項、第6項、第8項及び第9項」に、「基



き」を「基づき」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 理 由

過般の地方公務員法の一部改正に伴い、所要の規定整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

#### 議案第12号参考資料

和泉市職員団体の登録に関する条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
(この条例の目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第53条第1項、第5項、第6項、 <u>第8項及び第9項の規定に基づき</u> 、職員団体の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(この条例の目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第53条第1項及び第5項から第8項までの規定に基き、職員団体の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

- 議長(横田憲治郎君) 提案理由の説明を願います。
- 参与(西川喜久君) ただいま御上程いただきました議案第12号「和泉市職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

これにつきましては、昨年、法律第79号として公布施行され、国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律により、地方公務員法の一部が改正されましたが、この改正に伴い和泉市職員団体の登録に関する条例、いわゆる職員団体登録条例の規定の整備を行う必要が生じたので、ここに御提案申し上げる次第でございます。

この地方公務員法の一部改正により「職員団体の取り消しが、取り消し訴訟出訴期間中または当該訴訟裁判継続中はその効力を生じないものとする」旨の規定が同法第53条に第7項として新たに挿入されました。その挿入された規定自体によっては、職員団体登録条例の改正の必要は生じないのでございますが、同条例第1条において引用している地方公務員法の規定

のうち、第53条第7項及び第8項の規定が、新第7項の挿入によってそれぞれ同条第8項、第9項とそれぞれ1項ずつ繰り下げられましたので、同条例における引用規定もそのように規定を改め整備しようとするものでございます。したがって、この条例改正は、何ら規定内容の実質的変更を行うものではなく、単なる形式的な規定整備にすぎないものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第12号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第12号を原案どおり可決決定いたします。

○

- 議長（横田憲治郎君） 次に、日程第29「人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 諮問第1号

人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推せんするについて、人権擁護委員法（昭和34年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

昭和54年3月9日提出

和泉市長 池田忠雄

氏名	生年月日	住所	職業

諮問第1号参考資料

人権擁護委員法（昭和34年法律第139号）抜粋

（推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（以下略）

○ 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました諮問第1号「人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求めることについて」、提案の理由を御説明させていただきます。

現在、人権擁護委員として御尽力を賜っております小路山丑松氏、坂上八重子氏、米田安雄氏のお三方の任期満了に伴いますものと、昨年12月7日に御逝去されました松井勝二郎委員の後任委員候補者の推薦でございます。

小路山丑松氏（福瀬町）は8期24年間、また、坂上八重子氏（伯太町）は3期9年間、米田安雄氏（和田町）は2期6年間の長きにわたり、人権擁護委員として豊かな経験と高い識見をもって、憲法で定められた基本的人権の擁護について各般にわたり御活躍を賜っておりますので、このお三方につきましては、再度引き続き委員に選任いたしたく存じます。

小路山丑松氏は明治34年3月4日生まれ、福瀬町910番地に生まれ、醤油醸造業を経営しておられます。

坂上八重子氏は大正8年5月19日生まれ、伯太町5丁目28番22号にお住まいになり、無職でございます。

米田安雄氏は明治44年3月27日生まれ、和田町209番地に生まれ、繊維製造業の会社役員をされておられます。

また、昭和44年11月より人権擁護委員として御活躍をされておられました松井勝二郎氏（伏屋町）は昨年12月7日に御逝去され、その後人選を急いでおりましたが、このたび、

井阪己義氏を委員候補者に御推薦いたしたく存じます。井阪己義氏は大正6年10月2日生まれ、伏屋町451番地にお住まいで、繊維工業関係の会社役員をされ、一方では現在、本市商工会理事、町会役員をされ、これまで北池田保育園、北池田小学校、石尾中学校PTA会長、和泉大阪ライオンズクラブ会長などを歴任され、地域発展に御尽力をいただいてまいり、人望厚く、人格識見豊かで公明、円満な方でございますので、人権擁護委員候補者として適任と存じますので、御推薦申し上げる次第でございます。何とぞ満場一致で小路山丑松氏、坂上八重子氏、米田安雄氏、井阪己義氏を人権擁護委員候補者として推薦することに御同意を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） お諮りいたします。本件を推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、諮問第1号を原案どおり同意することに決めます。

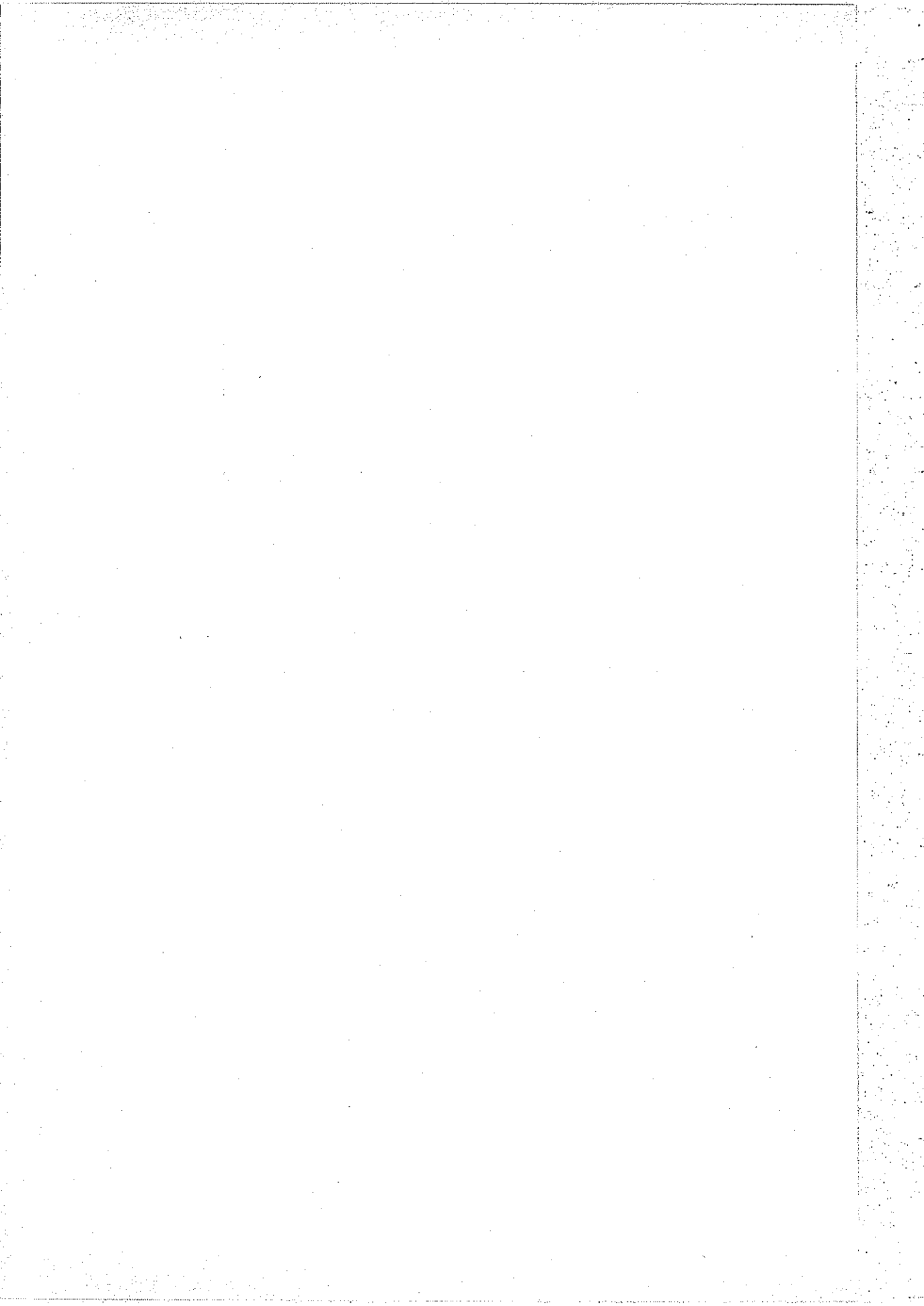
○ 議長（横田憲治郎君） 以上をもちまして本日の議事日程は全部終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

なお、明17日、18日は休会とし、19日から予算特別委員会を開催いたしますので、委員の皆様方には、お疲れのところまことに御苦勞ですが、よろしくお願いを申し上げます。長時間まことにありがとうございました。

（午後3時散会）

○ 議長（横田憲治郎君） なお、先ほど昭和53年度一般会計予算が可決されたことに伴い、昭和54年度一般会計予算のうち、起債の現在高の見込みに関する調書及び債務負担に関する調書が一部修正をお願いしたい旨の申し出が理事者よりあり、ただいまお手元に修正された印刷物を配布させていただきますので、よろしく御了承賜りたいと存じます。

第 5 日



昭和54年3月29日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	寺田茂君	15番	横田憲治郎君
2番	天堀博君	16番	木下甲子三君
3番	橋本佳行君	18番	池辺秀夫君
5番	仁井明君	19番	貝淵博治君
6番	大谷昌幸君	20番	田中包治君
7番	金沢勝君	21番	直村静二君
8番	成田秀益君	22番	勝部津喜枝君
9番	松下定君	23番	三井正光君
10番	山口義一君	25番	竹内修一君
11番	上代卯之松君	26番	柳瀬美樹君
12番	藤原要馬君	27番	竹下義章君
13番	赤阪和見君	29番	藤原利一君

欠席議員(1名)

28番 坂上國治君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	財務部次長	北野敦雄	
助	役	坂口禮之助	財政課長	大塚孝之	
収	入	役	中塚白	同和対策部長	中西淳富
参与兼市長事務取扱	西川喜久	同和対策部次長	生田稔		
参与兼建設部長、土地事務取扱、土庫局長	林徳次	市民部長	森保		
市長公室企画担当理事	佐原行雄	市民部次長兼福祉事務所長	富田宏之		
市長公室次長兼秘書広報課長事務取扱	竹田明郎	産業衛生部長	内田繁		
財務部長	麻生和義	産業衛生部次長	角谷泰夫		

建設部次長	吉田日出男	教育委員長	堀内由延
改良事業部長	逢野一郎	教育長	葛城宗一
改良事業部次長兼 改良総務課長事務取扱	明坂貞士	教育次長	広岡史郎
解放総合センター所長	款本啓介	管理部長	杉本弘文
病院長	竹林淳	管理部次長	青木孝之
病院事務局長	平野誠蔵	指導部長	高橋貞良
病院事務局次長兼 管理課長事務取扱	藤原光夫	指導部次長	橘本昭夫
水道部長	田中稔	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
水道部理事兼 工務課長事務取扱	福本喬久	選挙管理委員会 事務局長	岸田秀仁
消防長	松村吉堯	監査委員	久光喜多男
消防本部次長兼 消防署長	湯川行夫	監査事務局長 兼公平委員会事務局長	向井洋
用地担当参事、土 地開発公社事務局次長	岩井益一	農業委員会事務局長	信田種行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○  
本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次長	吉田種義
議事係長	西垣宏高
議事係	佐土谷茂一
議事係	山本雅俊



本日の議事日程は次のとおりである。

昭和54年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月29日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第20号	青年学級の開設について(予算審査特別委員長報告)	
2	議案第21号	和泉市立幸青少年センター条例制定について(予算審査特別委員長報告)	
3	議案第22号	和泉市立青年の家条例及び和泉市民プール条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	
4	議案第23号	和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	
5	議案第24号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	
6	議案第25号	和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	
7	議案第26号	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	
8	議案第27号	和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	
9	議案第13号	昭和54年度和泉市一般会計予算(予算審査特別委員長報告)	
10	議案第14号	昭和54年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算(予算審査特別委員長報告)	
11	議案第15号	昭和54年度和泉市土地区画整理事業特別会計予算(予算審査特別委員長報告)	
12	議案第16号	昭和54年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算(予算審査特別委員長報告)	
13	議案第17号	昭和54年度和泉市公共下水道事業特別会計予算(予算審査特別委員長報告)	
14	議案第18号	昭和54年度和泉市水道事業会計予算(予算審査特別委員長報告)	
15	議案第19号	昭和54年度和泉市病院事業会計予算(予算審査特別委員長報告)	
16	報告第1号	和泉市土地開発公社昭和54事業年度事業計画書類の提出について	
17	議案第35号	和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について	
18	議案第36号	工事請負契約締結について(幸団地4期建設工事)	

昭和54年和泉市議会第1回定例会議事日程(追加)

(3月29日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
19	議案第37号	監査委員の選任について	

(午前10時20分開議)

- 議長(横田憲治郎君) おはようございます。大変長らくお待ちいたしました。議員の皆様方には、年度末何かとお忙しいところ多数御出席賜りまして、まことにありがとうございます。それでは、本日の出席議員数並びに欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭夫君) 御報告申し上げます。  
ただいま出席されている議員さんは18名でございます。欠席の議員さんは坂上議員さんでございます。その他の方につきましては、その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思われまゝ。現在、18名でございます。
- 議長(横田憲治郎君) ただいまの報告どおり、出席議員数18名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に印刷配布してあるとおりでございますので、御了承賜りたいと存じます。  
なお、議案第25号「和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について」の議案に誤謬があり、修正の上差しかえたいとの申し出がありました。これに伴い予算書の一部をそれぞれ正誤表のとおり訂正されたいとのことで、別途配布いたしておりますので、よろしく願いいたします。

○

- 議長(横田憲治郎君) それでは、これより議案審議に入ります。日程第1「青年学級の開設について」より日程第15「昭和54年度和泉市病院事業会計予算」までの15議案を一括議題といたします。  
本件につきましては去る3月14日、その審査を予算特別委員会に付託し、長期間慎重審議をいただいておりますので、その審査の経過並びに結果を金沢委員長より報告をお願いいたします。  
(予算審査特別委員長報告)

- 予算審査特別委員長(金沢 勝君) 去る3月9日の本会議におきまして、昭和54年度和泉市一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算、土地区画整理事業特別会計予算、公共用地先行取得事業特別会計予算、公共下水道事業特別会計予算、水道事業会計予算、病院事業会計予算並びに関連する諸議案8件についての審議を予算審査特別委員会に付託されました。慎重審議いたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめて御報告申し上げます。

去る3月14日の議会終了後委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われたのでありますが、その席において不肖、私が委員長に、赤阪和見氏が副委員長に選任されまして、19日より審議に入ることを決めて、その日の委員会を終わりました。

19日は、委員の出席のもとに、市長以下助役、収入役、教育長及び関係部課長の出席を求めて審議に入りました。まず、審議の進め方についてお諮り申し上げましたところ、一般会計、特別会計、企業会計並びに関連議案の順に行うことで賛同を得ました。これに基づき、一般会計予算の歳出から款を追って審議に入りました。

それでは、議会費と総務費を一括審議に入り、議会費の内容について申し上げます。

第1点は、財政困難の折から、議会活動費はどのようにされるか。第2点は、議会だよりの編集をどう考えておるか、どの質問があり、第1点目の議員行政視察については1人5万円を組み、議員活動費については、去年どおり計上いたしておる、との答弁があり、第2点目の議会だよりのについては、今後の研究課題として十分検討していきたい、旨の答弁があり、これを終わりました。

続いて総務費に入り、総務費については、秘書費で交際費が削減されているが、いかほどか。人口急増都市協議会に負担金を出しているが、どのような組織で、どのような成果を上げているのか説明が求められ、まず、交際費では、市、市長交際費とも10%の29万4000円の減額に、また、人口急増都市協議会については、首都圏及び大阪府下の都市を中心に著しく人口急増を来している175市と10町が加盟し、政府に対して教育、保育、ごみ処理などの施設の補助率の引き上げ、地方交付税増額など積極的に要望し、年次ごとにその成果を上げている、旨の答弁がありました。

庁舎管理費では、し尿浄化槽管理及びくみ取りの委託料が計上されているが、53年度より減額になっている。これは業者に押しつけているのではないか、との質問に対し、53年度では30%アップを見込み計上したが、前年度の実績額で契約できたので、54年度においても、この実績により計上したので、予算対比がそのような結果になった、旨の説明がありました。

なお、備考欄の書き方の不統一などの指摘があり、今後、十分その意を体し留意いたしたい、旨の答弁がありました。

広報公聴費については、広報配布手数料がいかほどになっているか、との質問に対し、現在、町会、自治会にお願いし広報いずみを配布願っており、一部4円を支払い、折り込みの際に1円支払っている、旨の説明があり、折り込み料については、今後引き上げるよう要望がありました。

企画費については、和泉中央丘陵整備調査委託料が組まれているが、その内容と財源について質問あり、今回の調査は、周辺整備構想を策定する上で開発に直接間接に大きく影響する地域の調査であり、費用の全額は宅地開発公団より歳入するもので、委託先については未定である、旨の答弁を得ました。

交通安全施設費については、委託料の内容説明が求められたのに対し、王子町の市道29号線

と阪和線との交差点部分の踏み切りを拡幅するための工事を国鉄に委託する、旨の説明があり、また、別に市道の交差点部分に道路埋め込み式自動点滅標式びよりの設置が要望されました。

次に、公害対策費については、報酬費の対象、需用費中の印刷製本費、さらに備品の内容説明が求められ、報酬費については、年2回程度の公害対策審議会を開催するための委員報酬で、印刷費は、毎年発行している公害白書の制作費である、旨の説明があり、白書については、さらに内容の充実について要望がありました。さらに、備品費では、浮遊粉塵計の一部機械の入れかえ費である、旨の答弁がありました。

防犯対策費では、和泉防犯協議会の名で回覧板用ピラで啓蒙しているが、もっと効果的なものを考えるよう指摘があり、今後、内容の充実とともに、広報紙づくりとタイアップして効果を上げていく、旨の回答を得ました。

徴税费では、特別土地保有税審議会費の委員構成と、その氏名について質問があり、委員5名で、それぞれの委員の氏名について回答がありました。

戸籍住民基本台帳費では、諸証明取次連絡所用の備品購入費が計上されているが、これはサービスセンター用なのか。何を購入予定し、いつからどこで開設するのか、の質問があり、事務改善小委員会では、電送サービスセンターが望ましいとの結論を出しているところであるが、前向きで取り組むことで予算化し、備品としては机、いす等の購入を見込み、開設の時期、場所については、早急に結論づけるよう答弁がありました。

住居表示整備費につきましては、現在建築中の大阪府住宅供給公社の団地に隣接する井ノ口町、府中町の一部区域の住居表示の実施について、また、全体に見て、住居表示の年次別実施計画の有無等について質問がありました。

これについて、理事者から大阪府住宅供給公社に隣接する井ノ口町、府中町の区域については、いままじ市街化が進んだ時点で検討する予定であり、また、住居表示の年次別実施計画につきましては、現在、作成されていないものの、毎年度1カ所を実施する計画で、これまで実施してきており、昭和54年度は、信太地区を計画している、旨の答弁がありました。

同和対策費の同和対策総務費において、和泉支部助成金が2千万円で7百万円の削減となっているが、どうい理由か、との質問があり、部落解放同盟和泉支部に対し、完全解放の地域組織として自主的活動全般に対して助成しているが、未曾有の財源難のため2千万円に削減させていただいた、旨の答弁がありました。

次に、大阪府同和事業促進協議会和泉地区協議会助成金について、まず、560万5,000円は何に使うか。事務所はどこで、だれが事務をとっているか、について質問があり、560万5,000円は、事務局の人件費、事務費であり、解放総合センターに事務所を置いている。事務局

員は、阪田洋と中田種憲の2名で、地区協で選任したものであり、地区協は、各種制度の推薦業務を行っていく、旨の答弁がありました。

また、大阪府企画部長通達との関係で、同盟員や要求組合員以外の者について、以前、同意書によって支給した実績もあり、個人給付をどう扱うか、との質問があり、まず、要求組合は解放同盟とは別組織であり、地域の実情に即して、地域住民が諸制度を中心に要求組合を設置し結果している。制度支給については、地区協で選考していくが、問題点については今後精査していきたい、旨の答弁がありました。

続いて、地区協の協議員はだれか、報酬はどうなっているか、の質問があり、協議員は、行政代表として市長、同対部長、地元代表として橋本佳行氏、新垣秋好氏、酒井健吉氏の計5名で、地区協の代表者は橋本佳行氏である。また、新垣秋好氏と酒井健吉氏の2名については、同和对策総務費の非常勤嘱託員13名の中の2名である、旨の答弁がありました。

同和对策費2億4404万円に対して、特定財源として国・府支出金2,924万4,000円となっているが、どういうものか、との質問があり、これは隣保館費に対する国・府の運営費補助金であり、解放総合センターで9名、王子隣保館で6名、計15名が府の職員給与費の補助対象となっており、このほか事務費、事業費に対して、それぞれ国・府合わせて府の基準の8割が補助されている、旨の答弁がありました。

次に、隣保館費の給与費において9,702万5,000円に対して、7,362万4,000円の一般財源となっており、解放総合センター運営費においても4,013万4,000円に対して、3,423万4,000円の一般財源となっている。29人の職員についてどういう仕事をしているか、との質問があり、解放総合センターでは、現在、2課4係制で運営しており、総務課の中に庶務係、事業係の2係、指導課では、図書講座係と指導係の2係を置き、職員は、それぞれの事務分掌に基づき勤務している。29名の内訳は、解放総合センターで25人の配置となっており、事務関係で17名、用務管理運転関係で9名となっている。また、幸隣保館、王子隣保館に用務管理で各2名を配置している、旨の答弁がありました。

続いて、解放総合センターの駐車場がどうなっているか、との質問があり、センターの屋根つきの車庫については、現在、解放総合センター管理の公用車、改良事業部管理の公用車と部落解放同盟和泉支部が所有する支部車を、それぞれ車種に応じて適宜スペースを配分して使用しており、個人の所有する車の駐車は認めておらず、また、個人車が駐車できるスペースがない、旨の答弁がありました。

次に、解放総合センターの電気使用料について、市民会館と比較するとかなりの差があるがなぜか、との質問があり、解放総合センターと市民会館とでは、たとえば冷暖房については、市民

会館は重油を使っているが、センターではすべて電気処理をしており、また、付属設備では、センターではエレベーターを設置しているなど構造上の相違がある、旨の答弁があり、あわせてセンターの電気使用料については、ことしは暖冬異変や、関西電力のいわゆる円高差益による還元などがあったため、過去2カ年の実績を勘案して予算計上させていただいた、旨の答弁がありました。

次に、隣保館運営費の非常勤嘱託員について質問があり、従来、王子隣保館では、事務職員1名と用務、管理の計3名で館事業に当たっていたが、昭和51年度において事務職員が退職したため欠員となり、このため退職者が地域の出身者で地域の事情に明るいこと、また、人格識見ともに優れていることなどから契約し、非常勤嘱託として勤務させている、旨の答弁がありました。

また、予算全般を共通して、備品購入費の中で昨年度、図書購入費が計上されていたが、本年度はほとんど削減されている。職員の研修等のために必要なはずであるし、意欲の減退にならないか、との質問があり、各種協議会負担金については、加入都市によって構成しており、本市のみで金額を増減できる性格のものではなく、臨時的に行事等がブロック単位等を実施するかしないかなどによって負担金が年によって凹凸ができる場合がある。

また、図書費について、経常的な経費についても全般的に節減する中で、職員研修関係テキスト等も消耗品費で購入できるものもあり、事務の遂行に支障のないよう対処したい。

このほか非常勤嘱託員報酬が各款に計上されているが、何人計上しているのか、との質問に対し、同和対策費では、これまで担当課にわけて計上していたものをまとめ従来どおり13名、このほか各課に8名配置されている、旨の説得、議会費と総務費の一括審議を終わりました。

次に、民生費と関連する議案第23号「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」を一括審議を行い、社会福祉協議会補助金について、昨年より補助金は増額されているのか。また、この補助金で十分運営がやれているのか、との質問がありました。

これに対し、社会福祉協議会の補助金につきましては昨年度並みで、増額はいたしておりません。社会福祉協議会の活動状況等を勘案する中で、増額する事が当然という理解はしておりますが、何分現在の財政事情でございますので、御了承賜りたいと存じます。

また、運営についてでございますが、社会福祉協議会の補助金につきましては、市よりの補助金以外に、府並びに共同募金の還元を合わせまして、年間1,200万円程度の予算にて何とか運営しておりますので、今後とも社会福祉協議会の活動に協力してまいりたい所存でございます、との回答がありました。

次に、生活福祉資金貸付金について、社会福祉協議会でやっているつなぎ資金との関係について質問があり、生活福祉資金貸付金でございますが、これにつきましては、社会福祉協議会の扱

っております。駆け込み資金とは別のものです。なお、貸付限度額については5万円で、双方同じである、との回答がありました。

次に、身体障害者給付金は増額されているのか、との質問に対し、身体障害者給付金につきましては、増額いたしておりません。

なお、同和地区の身体障害者給付金につきましては、昨年支給額より大阪府下の同和地区の身体障害者給付金の平均額に減額して予算措置を行っております、との回答がありました。

次に、身体障害者解放会館の運営費について、本年度予算より54年度予算が増額されている。また、多額の支出が見込まれているのに補助金がついていない、との質問に対し、昭和53年度の人件費は、民生費の中で一括して計上されているが、昭和54年度については、身体障害者解放会館運営費用に計上しているため総額が多くなっている。また、補助金については、心身障害児通園事業に対する補助要綱があるが、本市につきましては、利用定員に満たないので該当しない、との回答がありました。

次に、老人友愛訪問活動事業補助金について、事業内容はどのようなものか、との質問があり、これに対して、老人友愛訪問の事業内容については、地域の老人クラブの会員の方が、65歳以上の寝たきり老人、ひとり暮らしの老人を訪問激励することにより孤独感を取り除き、地域社会との交流を深め、老後の生きがいを高めるものであります、との回答がありました。

次に、老人集会所の建設について、54年度はどこを予定しているのか。また、建設されていない校区は何校区あるのか。今後の建設計画についての質問があり、これに対し、54年度の建設につきましては、北池田校区を予定いたしております。

また、老人集会所の建設されていない校区につきましては、黒鳥、和気、南横山校区でございます。

今後の建設計画につきましては、いまのところ、各老人クラブとの話し合いの中では、黒鳥、和気、南横山校区につきましても、具体的な建設予定地並びに建設用地の確保もできる見通しのない状態の中で、次年度からの立てにくいので、今後、御要望ないし用地確保の実情にあわせ建設計画を立ててまいりたいと思います。との回答がありました。

老人解放センター運営費が、昨年の予算に比べ非常に膨大な予算になっているのはどういうわけか。また、その運営費のうち約5%ほどしか補助金がないが、この補助金の内訳はどんなものか。今後、この補助金は、少なくとも運営費の2分の1程度までの増額は望めないものか。将来に対する見通しについて質問があり、これに対し、昨年度までは、人件費については別項目で計上されていたが、本年度の予算では、運営費と合わせ計上されている関係上金額が多くなっている。

また、補助金として国より94万8,000円、大阪府より111万4,000円、合計206万2,000円及び同和地区老人福祉施設運営補助金として大阪府より150万円、総計356万2,000円となっております。

今後の見通しについては、現在のところ、増額については考えられないが、今後とも、この点については努力を重ねていきたい、と回答がありました。

次に、老人解放センターの運営の中で、利用状況はどうであるか。そして、風呂に入る人は何人くらい、その際、入浴券は取っているのか、との質問があり、これに対し、最近の利用者数は、1日100人前後の人が利用しており、入浴をされる人は、利用者のうち身体不自由な人、または血圧の高い人以外はほとんど入浴している。その際、入浴券はセンターの方にいただいている、と回答がありました。

次に、老人医療について、対象者は何人くらいあるのか、との質問があり、これに対して、老人医療対象者につきましては、国制度分(70歳以上の方)で4,532人、府制度分(65歳より70歳までの方)で2,743人、同和対策の一環として同和地区の老人の方(60歳より65歳までの方)85人、計7,360人の対象者となっております。との回答がありました。

共同浴場運営費において委託料が削減されているが、入浴料金を幾らにすればよいのか。また、その見通しはどうか、の質問に対して、住宅改善の進む中で入浴料金を改定した場合の人員把握が非常にむづかしい面もあるが、資料収集に努め、浴場運営協議会においてよく検討していただき、自主的運営に向け推進努力したい、との答弁がありました。

次に、保育所費について、同和保育所長の任務と非常勤嘱託員の内容について質問がありました。これに対し、同和保育所長とは、同和保育所5園と幼稚園1園の統一した指導、そこでの職員の人事管理並びに本庁との連絡調整が主な職務内容である。

また、非常勤嘱託員は、スクールバスの運転手と運転用務員を雇用する報酬である、との答弁がありました。

次いで21保育園ごとの需用費の明細を求める質問があり、後日、昭和52年度の決算をもとに提出する、旨の回答がありました。

引き続き、臨時保母等の賃金の中身と保母の採用についての質問があり、臨時保母賃金は、保母9名と給食調理員3名、合計12名分の賃金を計上していること。

また、保母の採用については、53年度中に10名の退職が見込まれているが、現下の厳しい財政状況のもとでは採用がきわめて困難であり、保母の配置基準の見直しを含めて検討中であると答弁がありました。

次いで、昭和54年度の保育所の入所申請者数、入所者数、障害児数についてと、同和園、一



一般園の運営費等の比較についての質問がありました。

これに対して、入所申請数は2,435名、入所者数2,202名、待機者数233名と、また、重度の障害児は7名という回答があり、運営費については、同和園では、職員の加配により昭和52年度の決算では児童1人年間103万1,000円、一般園では54万8,300円という答弁がありました。

次に、公立保育園の今後の建てかえ計画についての質問がありましたが、これについては、その必要性は十分理解しつつも、現下の財政状況での困難性を述べ、理解を求める答弁がありました。

さらに、児童育成保育事業助成金と民間保育所運営費補助金及び同措置費負担金の中身についての質問が出されました。

これについて、児童育成保育事業助成金とは、無認可保育所の児童に対する助成で1人月額5,500円、51名分を、民間保育所運営費は、月額2,000円で2カ所、240名分を、同措置費負担金とは、法律に基づく措置費を240名分計上している、との答弁がありました。

次に、保育所の備品購入費の中に本年度は図書購入費が含まれていないことと、民間保育所の採暖費についての質問が出されました。

これに対し、図書については、消耗品の性格が強いので需用費で賄い、採暖費については、措置費に加算されているものと、大阪府独自の制度のものがある、との答弁がありました。

次に、母子寮の利用状況についての質問があり、昭和53年度当初4世帯11人が、現在、2世帯6人の利用である、と答弁がありました。

次に、現在の生活保護世帯数と、4月より保護基準額について、国の方で何%アップされるような通達なり報告が出ているのかどうか、との質問があり、生活保護世帯数につきましては、2月末現在におきましては761世帯、1,644人となっております。

また、54年度よりの保護基準額のアップにつきましては、8.3%引き上げの予定でございます、との回答があり、民生費と関連する議案第23号「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」を終わりました。

次に、衛生費と関連する議案第26号「和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」の一括審議を行い、市立病院事業会計に対する補助金1億5,101万7,000円のほかに貸付金として8,300万円の計上がされているが、この貸付金の内容及び貸し付けとするならば、なぜ補助金としないのか、との質問と、病院財政の苦しい中で、特別の対策を立ててやるべきである、との質問に対し、補助金は、53年度補助金のうち実質一般財源相当額8,581万円に府補助金4,999万円と、本年度眼科耳鼻科開設に伴う医療器具購入費とし

て1,500万円、合計1億3,580万円並びに貸付金については、本年度新規に設けたものであるが、貸付金は、年度末には回収することとして予算計上したもので収支のバランスをとっている。補助金にすれば、8,300万円の一般財源が別途必要であり、病院財政の実態にかんがみ助成の拡充を図る趣旨から、貸付金として措置をとったものである、との答弁がありました。

上水道事業補助金1,000万円の基礎並びに水道事業会計は、水道料金の改定によって3年後には黒字になるという計画であるのになぜ補助をするのか、との質問に対し、上水道事業補助金は、上水道使用料金の高料金対策として、特別交付税で家庭料金について本市の給水原価、資本費及び月額使用料金を基礎として、国が定める一定基準額以上を上回る場合で、かつ補助したときに算入されていることと、上水道事業会計は、55年度末には不良債務の解消をする計画であり、これら財政健全化に対する措置として、例年1,000万円の補助をしているものである、との答弁がありました。

救急告示医療機関補助金44万円の内容並びに二次患者受入医療機関助成金45万4,000円について質問があり、まず、44万円については、年末年始の救急病院5病院に対し補助金を支出するもので、45万4,000円については、休日急病診療所に対する二次患者受入助成金、ベッドの空床費である、旨の説明がありました。

次に、母子衛生費の妊産婦対策扶助費405万円の内容について質問があり、妊産婦扶助費につきましては、同和対策の一環として、和泉市内の対象地域に居住する妊産婦が出産する場合に支給するもので、国保世帯には15万5,000円、社会保険の世帯には9万5,000円を支給するものであり、おのおの10分の8の府補助金がある、旨の説明がありました。

次に、結核予防費で結核検診委託料122万5,000円の内容について質問があり、結核検診委託料につきましては、財団法人結核予防協会に委託し、15歳以上の市民に検診を行う、旨の説明がありました。

次に、休日急病診療所運営費で事務長の勤務並びに仕事の内容について質問があり、事務長の勤務は、金曜日から月曜日まで出勤し、仕事の内容については、医師等出務の依頼、二次病院への搬送事務連絡、診療収入の計算、保険請求事務を行う、旨の説明がありました。

和泉診療所に対する補助金1,975万円、貸付金3,100万円及び勤務職員について質問があり、まず、補助金のうち1,500万円は、対象地域住民の疾病に対する予防及び治療に万全の措置を講ずるための補助金であり、同和地区保健増進事業補助金は、対象地域の住民の疾病に対し医療費の自己負担分の軽減により健康管理の増進を図るもので、減免率は、対象地域内については50%、地域外については20%で、支出額450万円に対して、府から10分の8の補助を受けている。

貸付金は、保険収入が3カ月おくれで収入されることから、その間の薬剤購入等の運営経費として貸し付け、年度末には返済願うものである。

また、診療所に勤務する職員については、18名のうち17名が市の派遣職員であり、そのうちの5名は、運営経費の健全化のために一般会計から給料を支給している、旨の答弁がありました。

次に、不燃性廃棄物の取り扱いに対する質問については、忠岡池の埋め立てを早急に完了し、次期処分地を検討している。また、個別収集については、集積場所において地元町会役員等に非常な御苦労を煩していることから、全市的な問題として鋭意検討している、旨の答弁がありました。

し尿処理業者に対する助成金の内訳については、今回上程している議案第26号「和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」に関連して、平たん部で1人1カ月5円、山間部で35円を予算計上している、旨の説明がありました。

次に、墓地管理はどうしているのか、との質問に対し、下ノ宮墓地は、市営墓地に準じた取り扱いのもとに、年間288万円の委託料を支出することとし、市営墓地については、市はこれに当たっているが、適当な管理人を置きたい、旨の答弁がありました。

続いて、市営葬儀の料金改定に関連して、値上げ幅が大きい、近隣都市と比較して高額である、進行料等の料金配分においても問題がある、等の質問に対して、自主再建計画を進める中で、市民負担の増加についてはまことに心苦しいことではあるが、現行料金を据え置けば、昭和54年度には最低2,000万円程度の市費負担が見込まれ、また、間接管理費等を加えるとさらに経費が増大する実態を考え、経費節減にはさらに改善を行うとともに、葬儀内容においてはいま一度の充実を配慮し、御理解と御協力を賜りたい。

また、料金配分のうち、飾段別には傾斜配分を行い、特に二段飾については政策的配慮を加えており、進行料、霊柩車等の使用料については、それぞれの必要経費を基準に算出した、旨の答弁に対して、火葬のみの料金等においてさらに検討すべきである、との意見があり、衛生費と関連する議案第26号「和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」を終わりました。

次に、労働費並びに農林水産業費を一括して審議に入り、まず、労働費のうち人夫賃金は幾らか。また、甲乙とあると思うが、それぞれ何人いるのか。また、報償費の内訳並びに委託料のし尿くみ取り料の内容と契約はどのようになっているのか、との質問があり。これに対して、失対労働者は、予算案の編成当初は、甲種は19名で草刈り等の軽作業に従事し、乙は14名で不陸直し等ツルハシ等を使用する作業に従事し、合計33名で、平均して甲は3,500円、乙が3,0

00円となっておりますが、その後退職者があって現在、30名がおります。

次に報償費については、日々の賃金であるため、退職金制度がないので、退職時には次の仕事につくまでの一時的な生業資金で、退職金に準ずるものであります。

次に、小田町にある失対話所のし尿くみ取り料で、33名分として、環境整備課の契約と同様に委託契約しているものである、との答弁に対し、一般のくみ取り料は高いのに官庁の施設は安いのか、との再質問に対して、算出については環境整備課で協議の上、後日報告する、旨の答弁があった。

農業振興事業と土地改良事業に関連した質問に対して、地域農政特別対策事業については、農業振興地域内の農用地の利用促進のために、農家意向を調査して地域の推進方策を定め、農業の近代化を図ろうとするもので、農家代表、農協、農業委員会、市、府の代表等で推進協議会を発足させたい。

軽部池改修工事は、国50%、府20%、市10%、地元20%の負担割合で、昭和49年度から着手し、今年度で完了する予定である。

市単独土地改良事業については、20万円から100万円までの小規模な土地改良事業に対して、溜池25%、農道、水路20%の補助を行っている、旨の説明がありました。

これに対して、推進協議会の委員が決まり次第知らせたい。また、蜜蜂の分封捕獲における保護施策に対する要望があり、労働費と農林水産費の一括審議を終わりました。

次に、商工費の審議に入り、自動車技能習得事業、価格安定事業、消費者の会、職業転換準備資金及び勤労青少年ホームの夜間整備の各内容について質問があり、まず、自動車技能習得については、大型は、1人10万2,500円で10人、普通車は、14万8,200円で20人を予定している。

価格安定事業については、不安定価格の青果物を中心とした食料品等を毎月1回、統一した安い価格で市内青果物小売商人が消費者デーを実施しているための委託料である。

消費者の会については、会員は約70名で、消費者リーダー養成講座の修了者が、自主的に消費問題を研究するために組織された団体である、旨の説明があり、職業転換準備資金については、不安定就労者に対し、近代産業に常用就職すべく施策である、との説明に対し、市内の中高年者の雇用対策について、職業安定所と連携し施策を講ずるべきである、旨の意見がありました。

勤労青少年ホームの夜間警備については、人的警備から機械警備に切りかえ、経費の節減に努めている。

地場産業は特定不況業種に指定され、一方、三次産業についても厳しい環境下にある中で、商工予算については少額である、旨の質問については、企業に対する情報提供研修については、商

工会とタイアップして事業を実施していく。また、製造業については、地場産業製品の活路を図るために一定額を予算計上し、国で予定されている産地振興法の具体策と相まって実施していきたい。三次産業の振興については、府の専門機関の協力を得て広域商業診断を実施し、各商店街の実施する事業については、国・府の施策を有利に活用できるより努力する、旨の答弁に対し、経営指導員の指導強化に対する要望があり、商工費の審議を終わりました。

続いて、土木費の審議に入り、まず、道路維持補修費の工事請負費が昨年と比較すると減額になっているが、これで市民要望である市道整備の要望にこたえられるのかどうか。また、唐国池田線及び地区内道路並びに旭公園と泉大津阪本線の事業進捗と物件補償の内容及びそれぞれ予算が減額になっているがなぜか。また、唐国池田線は何年かかっているのか。さらに、公共下水道事業特別会計繰出金は、どのような内容のものか。また、府中北幹線下水道事業はいつごろ完成するのか、との質問に対し、まず、道路維持補修に対処すべき経常経費が少ない、との指摘に、これらの財源は起債でもって充当しており、その起債額が減額となっているのが現状であり、この予算では、住民の関心の深い維持補修についてこのままではよいとは思っていない。今後とも、財源確保の立場から努力し対処してまいりたい、との答弁があり、なお、国の起債を願っているが、前年度と比較して落ちてきているのが実態であり、各市の状況も十分調査し、さらにその時期を見て、要望事項と実態を見ながら財源確保に努力するとともに、地方債、その他の問題についても、昨年より減額されている道路債の確保に努力してまいりたいので御理解願いたい、との答弁があり、これに対し、53年度で要望されている工事も、延び延びになって現在に至っているのが実情であり、補正を考えられないのか、との再質問に対して、国・府の起債の見通しを見て、昨年より減額されている道路債の確保に努めるとともに、府自身も現在は申請段階であって、いまははっきりつかめていないので、さらに見通しの検討と努力を重ねてまいりたい、との答弁がなされました。

次に、唐国池田線については、6～7年前から府事業として補助率2分の1で継続事業として実施してきているが、事業費の増額に努力し、なお、一部に地主間の権利問題もありますが、今後、その調整に努力するとともに、用地の買収、工事のおくれ、府補助の増額に向けて一層努力してまいりたい。

また、地区内事業についても、府に対する事業費の増額の要望を重ねるとともに、用地買収等により一層努力し、早期整備を図ってまいりたい、との答弁がなされました。

次に、旭公園の事業については、用地の買い戻しと買収済みの用地の整備であって、物件については民間の問題ではあるが、事業の性格上から強い姿勢をとらねばならない時期がきている、との答弁がありました。

次に、泉大津阪本線の事業進捗については、市の買い戻しが完了してからでないとい事着手ができないので、できるだけ早く買い戻し、残る民有地の買収を行いたい、との答弁に対して、交通のネックとなっているので、ことし中に工事を行えるよう努力されたい、との要望がありました。

続いて、公共下水道事業特別会計繰出金は、特別会計である下水道事業の財源に充当していただくものであり、また、府中北幹線は榎尾川から府中駅前までで、53年度までに府中病院の北端までが施行済みであり、54年度は、和泉府中駅南1番踏み切りを横断し、日通の倉庫の前までを施行しようとするものであり、府中駅前までは、55年度で到達する予定である、との答弁に対し、府中北幹線は早期完成を期するより、との要望があり、また、委託料と工事請負費の内容の相違についての質問に対し、委託料の管渠築造工事委託料は、和泉府中駅南1番踏み切りの横断工事のすべてを国鉄工事に委託するものと、工事請負費の管渠築造工事は、市が直接工事を発注するものである、との答弁に対して、委託工事の発注は国鉄であるのか、との再質問があり、国鉄工事局側の綿密な工事施行計画と監督のもとに、安全な工事を図るために国鉄専門の公認業者に発注される、との答弁がありました。

引き続き、街路管理費の委託料と工事費及び中央線の供用開始の目途について質問があり、街路管理費は、先行取得諸用地の管理費であり、委託料は、市の土地開発公社に工事を委託するものであって、工事費は市が発注するものである。

また、供用開始については、信号の点灯後警察と協議の上、早い時点で供用開始をしたい、との答弁があり、さらに、光明池春木線の事業についての質問に対し、光明台団地内の道路であり、53年度完成するものである、との答弁がありました。

また、道路維持補修費の中の物件補償の内容及び鳥池排水路の改修について、並びに都市計画総務費のうちの緑のマスタープラン委託料と、地域整備調査費に本年度、都市再開発促進協議会、日本土地区画整理協会のそれぞれの負担金が計上されていない。との質問があり、まず、物件補償費については、市内全般の道路整備改修等の際の植木補償等であり、鳥池排水路の改修の延長は370メートルで、府道粉河線から池田下町のボウリング場横の水路改修であって、これより下流の粉河線から榎尾川までは、光明池土地改良事務所の関連事業として、53年度事業で行うものであるが、国・府の資金導入等の関係で繰り越し事業として、現時点では着工に至っておりませんので御了解願いたい。との答えがあり、次に、緑のマスタープランについては昨年からの継続であり、本年度は緑の保存整備の計画を行いたい、との答えに対し、潤いのある町づくりのために緑の計画は重要であり、実現と結びつける計画を立てるよう要望があり、次に、都市再開発促進協議会負担金は、地域整備調査費の中で計上しており、また、日本土地区画整理協会負担金に

については、葛の葉地域の区画整理事業はすでに昨年3月で廃止され、本省の認可がおりており、今後、相手方と話し合いをもって対処したい、との答弁がありました。

改良住宅建設事業費で20億9,491万円の予算を計上しているが、今後3カ年間で事業の目的が達成されるか、との質問があり、これに対し、環境改善整備事業の残事業量については、これを残る3カ年間で消化することはむずかしいことと思われませんが、でき得る限り期間内に高額な国・府の補助金を導入すべく、年次を組み立てて実施していくよう努力いたします。との答弁がありました。

次に、非常勤嘱託員報酬114万円が計上されているが、その内容並びに工事請負費のうちの改良住宅建設工事費の積算基礎について、公有財産購入費の中の用地購入費7億9,392,000円の地方債の割合及び補償補てん、賠償金の中の物件補償費6億9,120万円の内容等について質問があり、まず、非常勤嘱託員報酬の内容については、改良事業部公用車の運転手に対する報償費となっております。

改良住宅建設工事の積算基礎については、改良住宅32戸外付帯設備等の工事費となっております。

続いて、用地購入費の地方債の割合については、昭和54年度予算内容を申し上げ、答弁いたします。総事業費20億9,491万円に対し、国庫補助金12億9,019万8,000円で61.58%、補助裏起債6億4,509万9,000円で30.8%、府補助金1億8,950万円で5.2%、市負担額5,066万3,000円で2.24%となっております。

また、物件補償費6億9,120万円の内容については、不良住宅買収費141戸分6億7,680万円、良住宅買収費3戸分144万円、計6億9,120万円となる、旨答弁がありました。

これに関連して市の負担金が非常に高い。また、改良住宅戸数が1,642戸も必要ないのではないか、全体計画の見直しをしては、との質問があり、これに対し、現地の実態調査を本年6月に実施し精査するとともに、国・府の補助金をできるだけ取りつけるべく最大の努力を傾注いたします。

なお、昭和54年度予算については、着実に対応させていただきます、との答弁があり、土木費の審議を終わりました。

次に、消防費と関連する議案第27号「和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を一括審議を行い、条例制定の根拠及び提案理由について具体的に説明するよう質問があり、これに対して、条例制定は、消防組織法第15条の6及び同条第2項に基づくものであり、時代の進展に伴う消防事象の複雑化に対応するため、消防団の運営、組織体制の強化策として、本市消防団9個分団のうち第5、第6分団については各2名、

他の分団については各1名の計11名の部長を新設し、その報酬額を定めるものでありまして、現在の大阪府下各市町の実態は、部長制度採用市町28、不採用11である、との答弁があり、次に、消防費について、常備消防費の需用額の予算額は大きい、消耗品等の発注はいかになっているか、との質問があり、これに対し、一般消耗品を初め消防的特殊要素の高いものについても、管財課と相談の上発注、購入方を依頼している、との答弁に対し、今後、適正執行に十分配慮するよう要望がありました。

次に、非常備消防費の財源内訳のうち、特定財源のその他は何か、との質問があり、これに対し、消防団員等公務災害補償基金からの消防団員の退職、公務災害等に伴う報償金等の支払い歳入財源である、旨の答弁があり、消防費と関連する議案第27号「和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を終わりました。

次に、教育費と関連する議案第20号「青年学級の開設について」と議案第21号「和泉市立幸青少年センター条例制定について」を一括審議を行い、まず、教育奨励費の負担金について3,830万8,000円の削減となっているが、どんな理由か。また、給食費は現行幾らで、幾らの負担となるのか、との質問があり、これに対し、就園、就学奨励、特別就学奨励制度の補助金の削減が主なものであります。

給食費については、現行小学校2,380円、中学校2,800円の11カ月の2分の1を保護者負担をお願いしようとするもので、実施に当たってはなお不確定要素がありますが、理解と協力を得られるよう努力してまいります、との答弁がありました。

次に、青少年センター運営費の中で17名の職員が配置されているが、どのような運営をされるのか、との質問があり、これに対し、現在、仮設の幸青少年センターと仮設の青年会館の2カ所で運営しておりますが、今回、新設されるセンターに移転するもので、職員は館長1名、庶務1名、指導員12名、用務員3名である。運営内容については、小学生、中学生、高校生を対象に学習活動、スポーツ活動、文化活動の諸活動を行っている。指導員はそれぞれ計画を立てて指導に当たっているが、特に地域の社会環境、生活環境からして、学力の点でもまだまだ十分な配慮が必要であり、父兄との懇談、個別訪問等も指導員の大きな仕事の役目であります。いずれにしても、子供たちが差別を許さない、差別に負けないりっぱな社会人に成長するためにこの仕事の使命があります。との答弁がありました。

次に、保健体育費の委託料負担金について、体連の行事、市民スポーツ大会等これだけの予算でどのように運営されるのか。また、阪南都市駅伝大会も、54年度は当番市と言われているが、どのように考えるのか、との質問がありました。

これに対し、体連には13部ございます。野球部を除く各部には、3万円程度で運営いたして



おります。市ではスポーツの振興、体力の向上を目指し大きく奨励しておる現状では、大変矛盾があると思っております。

市民スポーツ大会も僅少な予算でございますが、各団体の盛り上がるスポーツ振興という中でプログラム編成についても十分考え、その範囲内で執行できるよう配慮しております。

駅伝競走につきましても、本市の参加選手は毎年りっぱな成績をおさめております。当番市としては、各市の当番市の実態を調査し、保健体育費の中で運用してまいりたい、との答弁がありました。

次に、幼稚園費について、本予算から見て、建設費等を差し引いても園児1人当たり27万7500円の経費となる。これだけの予算があるのなら、定員に満たない園については、4歳児まで対応してはどうか。小学校長が園長を兼務している幼稚園が3園ある。小学校長の職務からして無理だと思いが、廃止すべきではないか、との質問がありました。

これに対し、8園の公立幼稚園があり、せめて5歳児だけでも公立で何とか保育したいという考えは基本的に持っているが、保育所との保育時間の違い、また、各校区に幼稚園が設置されていない中で、一部の校区のみ4歳児、5歳児を受け入れる場合の市民感情の問題、さらに、4歳児を受けて5歳児で定員に達した場合、4歳児を切れるかどうかという点で懸念するわけでありませう。しかし、定員に大きく欠員する園については、再度検討を重ね運用してまいりよう努力してまいります。

2点目の小学校長の園長兼務につきましては、小学校に併設されている園について校長に兼務していただき、教諭の指導にも手腕を発揮していただいております。しかし、今後は努めて専任園長を置くよう配慮してまいります、との答弁があり、そのほか予算項目についての質問には、それぞれ回答がありました。

次に、財政再建3カ年計画の中で教育費としてどのような計画があり、本年度、どのようなものが実施されようとするのか。池上小学校についても、来年4月1日開校と聞くが、現在の進捗状況と開校に伴う問題点についてどのように考えるのか。幼稚園について、1校区1幼稚園を基本としながらも、現在、中学校区でも幼稚園のないところもある。幼稚園の建設計画をどのように考えるのか。そのほか予算項目について数点の質問がありました。

財政再建の中でいろいろ節減をいたしております。全般的には、需用費等の節減であり、一層の創意工夫をもって適切な効果を上げるよう努力いたしてまいります。

個々については、小中学校給食の水道料について保護者負担をお願いしたい考えであり、幼稚園については、整備を機械化に切りかえたい。

市民プールにつきましても使用料の改定をお願いいたしたく、御提案申し上げた次第でございます。

ます、との答弁があり、池上小学校につきましては、造成工事も3月末で終わります。予算御議決をいただいた上ですぐに着工いたしたい考えであります。

また、校区編成については、御父兄の方々の心情を配慮し、地域の方々と十分話し合いをし、その意思を反映するよう取り組んでまいりたい。

また、幼稚園建設につきましては、義務教育国庫負担の中で基準単価は低く、特に幼稚園については単独債によらなければならないという苦しい事情もあり、苦慮しているところであります。しかし、幼児教育の必要性を目指し、鋭意努力してまいりたい、との答弁がありました。その他細部にわたる項目についても、それぞれ回答がありました。

次に、学校建設計画について、木造校舎は何%ぐらい残っているのか。国は景気浮揚策として大型予算を組んでいるが、本市はこれに乗り、木造校舎解消を図る構想はないか、との質問があり、小中学全体で木造校舎は4~5%余で面積にして2,072平米で、このうち約半分は危険校舎としての認定も受け、国庫補助対象となります。したがって、国の助成と結びつけ1日も早く解消に努めてまいりたい、との答弁がありました。

次に、小中学校の眼科、耳鼻科医の報償費が減額されている。幼稚園については計上されていないのはなぜか。手をつなぐ親の会の補助金は、何に対して補助をし、何に使うのか。学校建物火災保険料が減額されているのはなぜか、との質問がありました。

これに対し、市内における眼科、耳鼻科医は3人の先生しかおられない。全児童生徒の検診を受けることは先生の数からして不可能であり、市は3年前から保護者に保健調査をお願いし、子供の健康状態によって検診を受けている。対象者数は全体の約半分ぐらいで、医師に対する報償は、検診を受ける1人当たりの単価で予算計上してあり、対象者の減少によるものである。また、幼稚園については、医師の絶対数不足の中で検診できないというのが実態であります。今後検討してまいります。

次に、手をつなぐ親の会の補助会については、障害を持つ子供の親の学校部会と肢体不自由者と精神薄弱者の3部会で成っており、福祉と教育の両面にわたる会で、福祉課と教育委員会でそれぞれ助成金を計上しており、目的は、障害を克服して社会参加につながっていく活動の助成であります。

学校建物火災保険料については、火災の発生のない場合には掛け金の率に変動があり、単価の引き下げによる減額である、旨の答弁がありました。

次に、給食用の水道料金について、54年度より父兄負担ということであるが、現行PTA会費の中でさらに負担の増大ということになるが、どのように考えるのか。また、PTA会費が投資的経費にも相当充当しているが、これらを市費でもつとか、企業会計で給食に使う水道料につ

いて配慮ができないものか、との質問がありました。

P T A会費については、御指摘のように相当の御負担をお願いしており、給食の水道料について御負担をお願いすることは心苦しいことでございますが、財政の健全化を図る一環として、料金メーターによる的確な把握によって実施してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いしたい。また、父兄負担はふやすべきでないという御指摘については、今後十分配慮してまいります。との答弁があり、水道料金の配慮については、市長より今後の運営の中でよく検討を重ねてまいりたい、旨の答弁があり、教育費と関連する議案第20号「青年学級の開設について」と議案第21号「和泉市立幸青少年センター条例制定について」を終わりました。

引き続きまして、公債費、諸支出金及び予備費を一括して審議に入りました。

54年度末の市債の現債高は240億円とあるが、健全化の3カ年後には、現債高はどの程度になるか。また、現行起債の借り入り利率と、利子償還を減らす方法として、同和事業に係る元利償還金についても、府の貸付金は低利であり、国も同じように利率を下げるべきである。また、市財政が好転する時期まで償還を延期するよう国に要望すべきである。

なお、元利償還の増加によって財政を圧迫し、赤字になったのではないかと、との質問があり、これに対し、3カ年の事業が確定していないので、現債高の見込みは立たないが、本年度予算書では、来年度256億円となる見込みであり、起債利率については、現行の政府資金、府貸付金、縁故資金のそれぞれ説明があり、利子償還の軽減については、現行の措置としては、制度によって償還せねばならないが、同和関連事業に対する利子償還金は7億5,000万円であるが、今後、これらについても、国の元利補給制度等を通じて公債費の軽減に努力したい。また、経常収支が償えない実態にあり、赤字要因が公債費のみによって圧迫されているのではなく、経常経費全般にわたっているものである、旨の答弁がありました。

以上で一般会計歳出の審議を終わりました。

歳入についてお諮りいたしましたところ、一般会計の歳入について審議し、これに伴う関連議案は後で審議するという事に決しました。

まず第1点は、解放センター使用料250万円の歳入について。第2点は、国府小学校建設費事業収入について。第3点目は、電柱敷使用料及び地下埋設物占用料収入について。第4点目は、法人市民税の減と今後の見通しについて。第5点目は、固定資産税の同和減免はどのくらいあるのか。同和事業を促進することによって減免が増加するのはなぜか。減免申請はどのように基づいて申請するのか、とのそれぞれの質問があり、第1点目の解放センター使用料収入については、解放会館と市民文化ホールの分と2通りあり、比率からして市民文化ホールの部分が多く、53年度

2月末を見ました場合、13回使用があり、そのうち有料分が5回ということであり、現在、2月末の資料から見ますと8回分となるということで、解放会館につきましては大会議室及び和室でございます、約15回分の利用がある、との答弁がありました。

第2点目の国府小学校建設事業収入でございますが、7,300万円については、日本住宅公団に負担をいただくということでございます、原因につきましては、児童発生等収容いたしますものについて御負担をしてもらいということ調整を進めており、一定の市街地整備事業が予定されていることで、当然、国府小の社会増というのか、施設整備をしなければならないということで、住宅公団と話し合いの中で対応するものである、との答弁がありました。

第3点目の電柱使用料収入については、電柱の数は4,600本であり、電線地下埋設物は2,880メートルであり、電柱1本単価は700円、地下埋設物については1孔について100円、1孔増すごとに20円増となっております。

なお、この4,600本の5割部分については、市の公共物、街路灯等に点灯しておりますので、5割減免してございますので305万9,000円で、ガス管については減免しており、昭和50年度に500万円の収入があり、ことし3月末日をもって協定書の切れる段階で交渉し、増額の努力をしてみたい、との答弁がありました。

第4点目の法人市民税について減となっておりますが、前年度決算見込み2億5,900万円程度で、現時点での決算見込みであり、本年度54年度では、2億4,600万円計上してございますが、法人についても、本市の税源である個人市民税、固定資産税に頼っているという実態である、との答弁がありました。

第5点目の減免については、53年度実績としては2,599万円であり、これについては、年度途中において申請されるもので、それに基づいて減免するもので、現時点では、そういう方法で減免していく考えであり、環境整備事業が促進するごとに減免がふえるとのことですが、結局は地区内の不良住宅を手放し、別途家屋を新築されれば現年度評価となり、固定資産税も上がるという、現制度上から金額がふえていく実態であります。

それから、減免申請ですが、あくまで本人申請で、大阪府同和事業企業連合会を通じて申請が出されている、とのそれぞれの答弁があり、一般会計の歳入を終わり、続いて関連議案の審議に入る前に、予算審査特別委員長名をもって理事者に対し、次のような要望事項が提出され、

- (1)小中学校の給食水道料を徴収することについては、軽減することに努めること。
- (2)保育料の値上げについては極力抑制に努め、長時間保育料徴収についても十分検討すること。
- (3)養護学校への送迎用タクシー代の父兄負担についての64万円は、十分精査すること。
- (4)各種年金の現況届に対する証明手数料は、減額に努めること。

(5)道路維持補修費については、増額に努めること。

以上、5項目の要望をいたしました。

議案第22号「和泉市立青年の家条例及び和泉市民プール条例の一部を改正する条例制定について」と議案第25号「和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について」を並行審議に入り、議案第25号について、市長より誤謬訂正の陳謝の意があり、その内容について、第5条第1項第1号中「9万2,500円」を「13万円」に、「6万2,500円」を「7万5,000円」に、「2万9,500円」を「3万5,000円」に、「8,200円」を「8,700円」に改め、同項第2号中「4,500円」を「6,000円」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

葬儀進行料として、5段飾大小2万2,000円、4段飾大小2万円、3段飾、神式3段飾1万7,000円、2段飾1万2,000円に改正し、火葬料金については、4段以上の飾付を行うもの1万5,000円、3段の飾付を行うもの1万円、2段の飾付を行うもの6,000円、火葬だけを行うもの3万円にそれぞれ改正させていただきたく、これに伴う予算の正誤表の提出につきましては、まことに恐縮でございますが、後刻、速やかに提出させていただくとの説明があり、全員異議なく歳入に伴う関連議案の審議を終わりました

- 議長（横田憲治郎君） ここでお諮りいたします。委員長報告の一般会計歳入歳出を終わったわけですが、特別会計の報告がまだかなり残っております。ここでお昼のため暫時休憩いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは休憩いたします。

（正午休憩）

---

（午後1時30分再開）

- 議長（横田憲治郎君） 午前に引き続き会議を開きます。  
午前中の予算委員長報告の続きをお願いしたいと思っております。

（予算審査特別委員長報告）

- 予算審査特別委員長（金沢 勝君） 次に、国民健康保険事業特別会計予算並びに議案第24号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」の一括審議の経過と内容を御報告申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計の現在の収支がどうなっているのか。来年度の収支見込みと保険料引き上げに伴うこれらの内容。低所得者に対する保険料軽減の措置をどのようにしているのか、との質問がありました。

まず、第1点については、昭和53年度の決算見込みではほぼ収支が均衡を保てる、旨の回答がありました。

また、第2点については、医療費、高額療養費、老人医療費等の増高により、昭和54年度で約1億5,000万円の財源が不足することとなり、保険料の引き上げのやむなきに至ったものである。また、保険料率は、所得割の100分の552、資産割の100分の108は現行どおりそのまま据え置き、均等割を1万800円に、平等割を1万4,160円に改正させていただくものであり、引き上げによる保険料増収額は、自然増収分で2,650万円、限度額引き上げによる増収分で4,560万円、均等割、平等割の引き上げによる増収分で7,790万円となる、旨回答がありました。

次の第3点目については、現在低所得者に対する軽減措置は実施しているところであるが、なお一層実態に即した保険料軽減の措置を検討する、旨の回答があり、国民健康保険事業特別会計予算と関連する議案第24号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」の一括審議を終りました。

次に、土地区画整理事業特別会計の歳入歳出予算の一括審議に入り、まず、第二阪和国道の用地については、用地買収が市の方針で明らかとなっているが、この場合、関連事業としての地元に対する市の出費が考えられるが、将来、この財源を確保する見込みがあるのかどうか、市の考え方を明らかにされたい、との質問があり、このことについては、先般もお答えしたように、地域については昨年解消され、その後、用地買収に切りかえたので、地元と話し合いを持ちつつ対処してまいりたい。

また、残務処理としての事務費の計上であり、関連事業としては、第2阪和国道及び松原泉大津線を買収する影響範囲内で行われるもので、国・府の関連事業が確定した後に、条件を取りまとめる中で国・府の処理を判断してまいりたい。

水路の場合、国道の横断とか、将来、水路改修が必要なものなど、これらについて、今後、確定要素などを見ながら、その都度、関係する建設水道委員会とも協議をお願いし、また、事業費については、その裏負担等を事業の性質によって判断しながら、一定のお願いをする基本線で、その時点で、その都度、審議をお願いしながら、大阪府等に対して財源確保を要望してまいりたい、との答弁がありました。

これに対して、この予算が、これで終わることによって各セクションに負担がかかり、関連事業として、市が負担をかぶらないように、との要望があつて、土地区画整理事業特別会計の歳入歳出予算の審議を終りました。

次に、公共用地先行取得事業特別会計の歳入歳出予算を一括して審議に入りました。

まず、この会計でどこを買収し、また、買収する担当課はどこか、との質問があり、これに対して、54年度においては、前年度までに買収してきた主として黒鳥山公園費の借り入れ分の利息の償還を計上したものであり、買収の担当課は、公園については、建設総務課の用地担当係で行ってきたものである、との答弁があり、この他に質問、意見がなく、公共用地先行取得事業特別会計の歳入歳出予算の審議を終わりました。

次に、公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の一括審議に入り、一般会計からの繰出金となっているが、その仕組みと内容及び泉北環境施設組合の分担金は一般会計にも組まれていたが、これらを合わせると非常に多い額であるが、そのように必要とするのか、また、他に公共下水道にどのような事業を行っているのか、さらに、泉北環境の分担金関係は鶴山台だけなのか、との質問があり、まず、公共下水道事業特別会計は、一般会計から分離し、経理を明確にいたすもので、この会計における一般財源相当分を一般会計から繰り入れるものであります。昭和54年度は、南大阪湾岸北部流域下水道事業、泉北環境整備施設組合分担金並びに現在までにやってきた事業に対する起債元利償還等であります。

また、泉北環境には、ごみ、し尿関係の事業に対する分担金もあり、公共下水道事業の分担金は、公共下水道の管渠事業費並びに処理場の維持管理費と、いままで行われた事業費の起債元利償還の分担金であります。

次に、公共下水道としましては、他に小田第2幹線と南大阪湾岸北部流域下水道事業、光明池台地区の公共下水道の維持管理があり、なお泉北環境の分担金関係は、本市北部の信太地区並びに環境改善地区で行っております下水道事業も含まれている、旨の答弁があり、公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の審議を終わりました。

次に、水道事業会計予算について審議の概要を申し上げます。

まず、昭和55年度末には、不良債務が解消される見通しの中で、5トン以下の使用水量が少ない層について福祉型料金を導入し、何らかの減額措置をとらないか。また、和泉丘陵の開発が予定されているが、水源の見通しが立っているのか、との質問に対し、現在の料金は、最低でも800円余りの原価がかかっており、むしろ使用水量の多い方が単価として安くつくのであるが、水資源の節約や福祉型の施策により、逡増制料金体系を取り入れ、基本料金を低く抑えている。

なお、不良債務の解消については、加入金等料金以外の収入についても、極力確保することにより努力しているところでありまして、現時点では、現行料金体系を変更する考えはありません。

また、和泉丘陵の給水については、現状、自己水源の開発は至難であり、府営水道にて賄うべく現在、府と協議している、との答弁があり、審議を終わりました。

次に、病院事業会計予算について審議いたしました。

まず、投薬待ち時間が1時間にもなるが、なぜか、との質問があり、処方との照合点検、順番の調整等で1時間程度待っていただくことがあるが、正確に、しかも早くお渡しするよう薬局でも努力いたしており、改善に努めていく、旨の答弁がありました。

受付から診察室へのカルテ搬送の迅速化、また、料金収納窓口の分離等、工夫、改善を行うよう意見要望があり、他に質疑なく審議を終わりました。

以上で一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算並びに関連議案8件の審議が一応終わりました。

各委員の御協力をお願いし、順次採決に入りました。まず、「和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」を直村静二議員外1名より提出された修正案を議題とし、提案理由の説明を受け、本修正案の採決に入り、賛成少数により本修正案を否決いたしました。

次に、昭和54年度一般会計予算並びに関連議案第20号「青年学校の開設について」、第21号「和泉市立青少年センター条例制定について」、第22号「和泉市立青年の家条例及び和泉市民プール条例の一部を改正する条例制定について」、第23号「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」、第25号「和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について」、第26号「和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」、第27号「和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の諸議案7件を一括採決に入り、お諮りいたしましたところ、反対の方もあり、採決の結果、賛成多数で可決決定いたしました。

次に、国民健康保険事業特別会計予算及び議案第24号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」を一括議題として採決に入り、反対の方もあり、採決の結果、賛成多数で可決決定いたしました。

続いて、土地区画整理事業特別会計予算、公共用地先行取得事業特別会計予算、公共下水道事業特別会計予算を一括して採決に入り、全員異議なく可決決定いたしました。

次に、水道事業会計予算の採決に入り、反対の方もあり、採決の結果、賛成多数で可決決定いたしました。

続いて、病院事業会計予算の採決に入り、全員異議なく可決決定いたしました。

以上で当予算審査特別委員会に付託されました全議案の審議の結果並びに経過の報告を終わります。

- 議長（横田憲治郎君） ただいま予算委員長より詳細な報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。それでは討論に入ります。反対の方からお願いいたします。

- 1番(寺田 茂君) ただいまの予算委員長報告に対し、共産党議員団は次の理由を述べ、反対の意見を申し上げたいと思います。

1点目、池田市長は、保育料の4年連続の値上げを初めとし、し尿くみ取り、葬儀料、市民プールなど、一段と市民負担を重くするだけでなく、口では福祉向上を絶えず叫びながら、特に本年度は養護教育の義務化がうたわれている中で、義務養護学校へのタクシー代予算64万円を個人負担、こういう全く許せない問題が出てきております。ということは、何が何でも取れるものは取る、また、市民踏みつけの予算であることをまず、第1番目として指摘申し上げたいと思います。

第2点目には、市民負担をふやしながら、その理由を再建団体転落防止のためだと絶えず言われるわけなんです、今回の同和関係の一定の削減をしていると言いながら、対市交渉などを通じていまだに合意が得られないと実施しないとといった問題点、特に解同幹部との合意、つまり承認が条件となっているところに市の主体性が全くなく、同和関係の施設、また人件費の過剰問題もそのままであるということが、第2点目の指摘するところでもあります。

また、本年度初めて同和事業推進和泉地区協563万円という予算、これは昨年度から言われておりました支部助成金削減の見返りではないか、このことは、私たちが予算委員会なり一般質問で申し上げたとおりであります。再建団体に落ち込むという心配を絶えず言っているが、窓口一本化、特定団体に自治権をゆだね、市民全体の自治を守ることができない、こういった現象が新しく、強く出た今回の予算委員会ではなかったかと思えます。いまこそ共産党議員団は、もちろん窓口一本化をやめていくべきであるということを強く申し上げたいと思います。

3つ目に市債問題であります、もちろん、市債は今後増加するだろうという中で、54年度末には、242億円と見込まれております。財政再建をうたいながら、同和事業の残事業371億円を3年間でやらなければいけないという大きな問題を提起されながら、同和事業があっても、市財政は本当になきがとときしか見られないという問題がございます。

また、4番目には、住みよい町づくりのかけ声だけで新しいものは1つもなく、人口増や道路事情についての方策も全然なし、このままでは、隣接市町より行政水準が大幅にダウン、福祉切り捨て、公共料金日本一の汚名をかぶることは必至であり、この件についても深く反省を求めたい。

また、未曾有の財政ピンチ再建3カ年計画をうたいながら、一番正しく審議をしてもらわなければいけない議会に対して詳しい説明資料が出されていない。これはもちろん議会軽視もはなは

だしいということを目指申し上げたいと思います。だから、この3年計画なるものは自信があるのか、ないのか。それとも、ごまかしていくつもりなのか。理事者の姿勢は絵に書いただけではないのか。このことを今後の一つの強い反省材料にさせていただきたいことを強く要望したい。

共産党議員団は、市民の利益を守り、自治権を守り、不正な同和行政を改めるという立場から一貫して指摘し、常に提案もしているのですが、一向にそういう方向、また考え方が生かされていない。本年度予算は、池田市長失政の駄作と言ひよりやむを得ないというふうに考えております。

また、予算審議の過程で一定の修正の動きがありました。議会側の良識も芽生えましてやられたのですが、市営葬儀条例の一部修正以外実現できなかったことについては非常に残念でもあります。

私たち共産党議員団は54年度一般会計予算に対し、以上の立場から強く反対するものでございます。

また、条例改正については、議案第24号・国民健康保険条例改正、議案第26号・廃棄物条例改正には反対申し上げます。その他のものについては賛成申し上げ、意見を申し上げたいのは、市営葬儀に関しては一部修正されたので、これは賛成申し上げます。

また、議案第21号・幸青少年センターは、これはだれにも使用できるよう要望し、賛成という形で申し上げたいと思います。

また、特別会計、企業会計の議案第14号・国民健康保険事業、議案第18号・水道事業会計予算には反対申し上げ、その他は賛成である意思を申し上げたいと思います。

最後に、私たちは予算委員会全体で要望された事項については、理事者はこれに十分こたえることを希望し、共産党議員団は、一般会計、その他一部条例改正案などに反対、また一部賛成を申し上げ、反対討論を終わります。

- 議長（横田憲治郎君） 次に、賛成の方お願いいたします。
- 26番（柳瀬美樹君） 私は、昭和54年度予算並びに関連議案について、賛成の意を表するものであります。

現下の社会経済情勢はやや回復の基調にあるとはいえ、国における昭和54年度の地方財政対策も前年を上回る財源不足額を見込むなど、地方財政を取り巻く環境は、依然として厳しいものがあります。特に本市の財政は、再建団体転落寸前という危機に直面し、その回避に向けこの成否は、1にかかって、まず、その基礎となる昭和54年度の予算編のいかんによるものであると言っても過言ではないと思います。

本年度予算案はこれらを踏まえ、財政の健全化と行政の効率化による自主再建を重点目標に掲

げ、行財政全般にわたる経費節減、合理化などの対応策に苦心され、その努力が十分反映されて編成されたものであると評価するものであります。

しかしながら、一部公共料金の引き上げなど、市民負担の増大が盛り込まれており、これらは当面、単年度の収支均衡保持のため、現行財政制度上やむを得ない措置であるとは言いながらも、今後の運営努力の中で改善されることを強く期待するものであります。

特に本市の特徴として、各種施設の増加と相まって運営管理経費が累積してきておりますので、適正水準もなるよう、また、人件費並びに公債費など、財政硬直化の要因につながるこれらの対策についても財政負担の軽減に努められるとともに、財政健全化施策の実施については、理事者の確固たる信念と主体性を持って着実にこれを推進されんことを強く望むものであります。

さらには、国に対し超過負担の解消、基地交付金及び特別交付税の増額などをより一層積極的に働きかけ、財源確保を図るとともに、行財政運営の創意と工夫によって市民サービスの向上に格段の努力を期待するものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計については、一般会計の厳しい現状の中から繰入金を増額を図り、医療費の増高に伴う財政負担は、相互扶助の制度として当然、保険料の引き上げにより賄うものでありますが、料率改正を最小限にとどめ、被保険者負担の軽減に努力されたと言えるものであります。

その他特別会計及び企業会計についても、適正な予算であると思っております。

なお、予算審査特別委員会より市長に対し、予算執行に際し5項目の要望がなされているところでありますが、今後の市政運営に当たってはその趣旨を十分体し、要望事項実現に努力されるよう、特に理事者に望むものであります。

以上、本市財政健全化の理事者の努力に期待するとともに、12万市民の福祉向上に邁進されることを切に要望して、昭和54年度予算並びに関連議案に対しまして賛成いたすものであります。

以上で討論を終わります。

それでは採決に入ります。日程第1より第15までを予算審査特別委員長報告どおり可決するに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第13号より議案第27号までの15議案は委員長報告どおり可決されました。予算審査特別委員の皆さんには、連日にわたり慎重な御審議を賜り、まことにありがとうございました。

○

- 議長（横田憲治郎君） 日程第16「和泉市土地開発公社昭和54事業年度事業計画書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 報告第1号

和泉市土地開発公社昭和54事業年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条第2項の規定により、和泉市土地開発公社昭和54事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和54年3月9日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 報告第1号参考資料

〔1〕 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

（財政状況の公表等）

#### 第243条の3 略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

（注）「第221条第3項の法人」とは、次に掲げるものである。

- (1) 普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している民法第34条の法人、株式会社及び有限会社
- (2) 普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1に相当する額以上の額の債務（借入金の元金若しくは利子の支払の保証又は損失補償を行うこと等）を負担している民法第34条の法人、株式会社及び有限会社

〔II〕 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜すい

（法人の経営状況を説明する書類）

第173条 地方自治法第243条の3第2項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

○ 議長（横田憲治郎君） 報告の説明を願います。

○ 参与（林 徳次君） ただいま御上程をいただきました報告第1号「和泉市土地開発公社昭和54事業年度事業計画書類の提出について」の内容を御説明申し上げます。

まず初めに、当開発公社の運営につきまして、格段の御指導、御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。公社運営に対しまして、市議会を初め住民各位からの厳しい御批判、御指摘等のあった点を謙虚に反省いたしまして、公社財政の健全化の回復に鋭意努力いたしておるところでございます。公社の運営上、当面の課題解決のため、経営の圧迫要因となっております一般団地を効率的かつ計画的に処分し、投下資金の回収を図り借入金を償還いたしますとともに、金利の引き下げ並びに資金の効率的な運用によります支払金利負担の軽減と財務の改善に努め、さらに減量経営にも万全の留意を行っておりますので、何とぞよろしく今後とも御指導、御支援のほどをお願い申し上げます。

さて、昭和54事業年度和泉市土地開発公社の事業につきましては、さきに御議決を賜りました昭和54年度和泉市一般会計予算執行方針に基づきまして、本事業年度における事業計画を策定したものでございます。

それでは、内容の御説明を申し上げます。別冊の公社予算書1ページでございます。

まず、第1条は、総則でございます。

第2条は、収入支出の総額及び款・項の区分とその金額を定めるものでございまして、昭和54事業年度における予算の総額は、収入支出それぞれ74億8,193万2,000円とし、その内訳は、第1表のとおりでございます。前年度当初予算額と比較いたしまして9億3,407万2,000円の減額で、約11%の減となっております。

第3条は、借入金の限度額を定めるものでございまして、これはさきに御議決を賜りました一般会計予算の債務負担と債務保証に基づきまして、事業執行に必要な資金を借り入れにより調達するものでございます。本年度は、限度額を29億4,000万円と定めるものでございます。

次に、本事業年度における事業計画の内容につきまして御説明申し上げます。（12ページ）

まず、公共用地先行取得事業計画の内訳でございますが、和泉市の委託事業分といたしまして、環境改善整備事業に係る住宅、道路、公園等の用地として、1万9,748平米を19億7,271万1,000円で取得する計画でございます。また、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく買い取り及び一般公共事業用地等5,636平米を1億3,000万円で、合計本年度における先行取得計画は、2万5,384平米を21億2,71万1,000円で取得しようとするものでございます。

次に、公社におきましてすでに先行取得しております用地等の処分計画でございます。まず、和泉市の施行する公共用地といたしまして市への譲渡は、（仮称）池上小学校用地及び道路用地

等一般公共事業用地といたしまして2万2,010平米、また、環境改善整備事業用地として改良住宅用地、道路、公園等の用地1万2,577平米、合計して和泉市への譲渡は、3万2,267平米を25億9,668万3,000円を予定したものでございます。また、公共事業用地取得に伴う代替用地並びに一般用地等の譲渡につきましては、3万1,951平米を17億4,166万6,000円で譲渡を予定しております。

なお、さきに申し上げましたように、保有資産の処分につきましては、効果的に処分するよう全力を傾注する所存でございます。

引き続きまして、これら事業を執行するのに必要な予算の大綱について御説明申し上げます。

(5ページ)

まず、支出の部でございますが、第1款、事業費といたしまして、和泉市の委託先行取得事業であります環境改善整備事業用地及び一般公共事業用地の経費といたしまして21億1,221万1,000円と相なり、前年度当初予算と比べ13億6,157万3,000円の減額でございます。39.2%の減と相なっております。

次に、管理費でございますが、これは用地取得業務及び財産管理業務等に関連しての経費でございます。主たるものは、職員給料等で1億8,828万9,000円を計上しております。これも前年度当初予算と比較いたしますと593万1,000円減と相なります。その主な理由は、本年度職員数1名減となるものでございます。

次に、借入金償還金といたしまして、49億8,343万2,000円を計上いたしました。そのうち元金償還金としては、41億4,300万円を予定しております。これはさきに御説明申し上げましたように、本年度中に売却予定をいたしております金額から人件費等の経常経費等を差し引いた金額すべてが、借入元金の償還に充ちたいします額でございます。また、支払利息といたしましては、8億4,000万円を計上しております。これは借入元金及び本年度中の新規借入分に対する支払利息でございます。前年度当初と比べますと、支払利息で1億1,000万円の減となり、元金償還金では8億4,300万円の増額と相なります。

なお、昭和54年度末の借入残額は、昭和53年度末と比べ12億3,000万円の減額となる予定でございます。

第4款・予備費は、300万円を計上しております。

第5款・繰越金は、年度末における現金預金、未収金を加えまして、未払金を差し引いた額を翌年度繰越金として2億円を予定したものでございます。

以上によります支出予算合計額は、74億8,193万2,000円と相なります。

引き続きまして、この支出予算を賄う収入予算の内容について御説明申し上げます。(4ページ)

まず、第1款・事業収入でございますが、さきに御説明いたしました事業計画に基づきます土地建物、補償等の売却収入といたしまして、43億3,834万9,000円を計上しておりますが、なお一層の収入増加を図るため、関係機関等々と協議を強力に進めていきたいと存しております。

次に、第2款・借入金でございます。さきに支出予算で説明申し上げましたとおり、新規事業を執行するための必要な資金並びに支払利息を本年度におきまして新規借り入れる予定でございます。29億4,000万円を計上した次第でございますが、借入金に対する支払利息につきましては、今後なお一層資金の効率的な運用と、金利引き下げによる支払利息の軽減に努力する所存でございます。

第3款・事業外収入は、358万3,000円でございます。

第4款・繰越金の2億円は、前年度からの繰越金でございます。

以上、収入予算合計74億8,193万2,000円と相なり、収入支出予算の合計額は均衡しております。

なお、11ページに資金計画書、14ページ以降に予定損益計算書及び予定貸借対照表を添付させていただいておりますので、よろしく御参照のほどをお願い申し上げます。

最後になりますが、冒頭に申し述べましたように、公社のより健全化と早期再建に向けあらゆる方途を講じ、精いっぱい努力を尽くしますことを重ねてお誓い申し上げます。簡単でございますが、報告第1号の御説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 2番（天堀 博君） 主に土地売却収入の点についてお聞きをしたいと思います。

事業計画の中で、先行取得した用地を譲渡する中身が13ページに出ております。その中で換地対策等の用地として17億4,166万6,000円、これはいわゆる個人に売り渡す代替用地の分以外に、公共用地の公共目的から外れた分もあると思うんですが、この内容、物件名を明らかにしていただきたいのと、この売却方法についてもお知らせを願いたいと思います。

- 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。
- 参与（林 徳次君） 私からお答え申し上げます。

13ページの表の末尾でございます換地対策等事業用地17億4,166万6,000円の処分内訳ですが、ただいま御指摘ございましたとおり、換地対策用地以外の物件としては、5つほどの物件を予定しております。いわゆる略称で申し上げますと、サントリー東、山荘用地、青少年会館の一部公社保有地、それから小口ですが富秋町、それから北信太、以上5カ所でございます。

- 2番（天堀 博君） 大体物件名を明らかにしていただきましたが、換地対策用地については、これは個人に対して換地されるわけなんです、それ以外の公共目的から外れた分の売却方法は

どうしましたか。

○ 参与(林 徳次君) 売却の方法につきましては昨年末、鋭意取り組んでまいったとおりでございます。本年度の処分についても、公社の手によってできるだけ有利な方法で、いわゆる鑑定価格等の処分要綱に決められております線を割らずに処分するという基本的な考え方を持っております。昨年度もそうした考え方で何点かの土地処分を行いました。この5件についても同様でございます。

○ 2番(天堀 博君) 特にサントリー東側の土地、せんだっての総務委員会でも報告をされておりましたけれども、当初、この土地につきましては、一たん市の普通財産に切りかえないと売却できません、という報告があり、市の予算書にも載ってプラスマイナス零ということだったんですが、その経過というか、その辺をひとつ説明願いたいと思います。

○ 参与(林 徳次君) 御説明申し上げます。

御指摘の土地処分の経過につきましては、私ども、初めての処分でございますので、よく言えば慎重に取り組んだつもりではございますが、その過程において、いろいろ議会の皆様方に御迷惑をおかけいたしまして、深くおわび申し上げます。

原則的には、議員さんも御承知のとおり、当初の公共目的が変わった場合、全くその目的を失った場合、公有地の拡大の推進に関する法律が基本的な公社運営の指針でございますので、それを受けて公社の定款が定められ、さらに、公有地の処分要綱も定めております。これに基づいて、その範囲内で厳正に業務を執行してまいる任務がございます。

目的を失った土地につきましては、いま、御指摘ございましたような形で市の手に戻す事が原則でございます。と申しますのは、公社というのは委託を受けて買った分は、その目的が失われたものは、筋論として、市の責任に帰すのではないかとというのが地方課等の見解でございます。それを受けまして、まして金額も大きいございますので、市の手によって厳正な入札をするというたてまえで、初めてのケースなので慎重な構えをとらせていただきました。これが当初の考え方でございます。

その後、こういった措置をなされたのかという点でございますが、その点につきましては、そういった処分の方途を講じた結果としては、委員会に御報告申し上げましたように、処分要綱にも定めがございます適正な価格、すなわち最低鑑定価格以上といった1つの基本がございますが、これを大幅に下回った結果に残念ながら、相なった次第でございます。したがって、方法を変えざるを得ないという現実判断の中で、処分要綱の中で市と協議の上、この方法を講じた、例外的な処分方法を講じておる次第でございます。

以上、概要を御説明申し上げます。



○ 2番(天堀 博君) どうもわからないことが多いんですけど、いわゆる総務常任委員会と開発公社の両委員会で、この件に関しては、一般競争入札はうまくいかなかったという点の説明から始まり、それではできるだけ高い値段で売るように、特に5億を上回った値段ということで、クリーハンド的にはなってないでしょうが、任せられて公社の方が中心になって進めてきたと思うんです。実務的にはどちらがやろうとね、市の方から委託して買った同和対策用地、市からの委託で購入した公共用地の目的が外れてきた、これは市に責任があるわけですから、先ほど言われたように、筋では、一たん市が買い戻すというか、責任をとらなくてはしょうがないということでしょう。

これが急にまた、公社で勝手に処分できるというふうになってきたが、その点での説明が公社の特別委員会にもされていない。総務委員会の何日か前に公社特別委員会がありましたが、そのときには、まだこれが製本されてませんでした。この内容についてのあらかじめの説明がありました。それ以外にも場所の説明もありましたが、そのときも恐らく私の記憶では、サントリー東側の用地の件についての話は出たと思う。ところが、いまのような説明は全然なく、あくまでも、市の方が普通財産として処分するんだという形だったと思うんです。これが急に変わった。

私は、これは市長も助役も聞いてほしいのですが、本会議でも明らかになったのは、やはり普通財産として処分しなければ方法がないんだということで、予算書にまでわざわざ載せてきた。赤字が出たらどうするんか、公社からの買い戻し価格がその価格だから、市としては赤字にならない、公社の赤字になる、という説明やったと思う。それが何か子供だましみたいところへと変わってきた。しかも、公社特別委員会でも何の説明もないという、この辺はどうなってるのか、ひとつはっきりしておいてもらわんと困る。

前は、市の普通財産にする、形だけですが市の方へ持っていったわけでしょう。それをこっちへ戻すという場合、理事者が勝手に説明や相談もなく、パッパッと戻すんやということで、たまたま総務常任委員会と公社特別委員会の正副委員長が一緒やったという、いま、委員長が入院をされていますのでね、たまたまそうなるだけの話で、委員会として何の説明も了承もないままにそういうことがやられるということは、やはり議会軽視、委員会軽視やと思いますので、その辺はどういうふうに説明をされるんか、はっきりしておかんと、いつの間にか原則を変えられて了解をお願いしたい、はなはだ迷惑をかけました、ということで済んでしもうたらいかんと思えます。どないですか、参与、市長なり助役も含めてね。

○ 参与(林 徳次) 確かに冒頭、御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げたわけですが、その点は重ねて申しわけなく存じております。実は、公社特別委員会が総務委員会に先立って行われましたが、その節、委員長さんにもそういう協議を申し上げたわけですが、筋

論から申し上げますと、すでに総務委員会に所管が変わっているので、総務委員会でその筋論の議論がされるべきである。ここで先に決めてください、という順序の違った御審議をお願い申し上げる筋はございませんので、控えさせていただいた次第でございます。御賢察願いたいと思います。

それから、その基本的な筋からいたしましてあいまいではないかという御指摘でございますが、あくまでも、原則は公払法に基づく定款で定められている以上、しかも、初めてのケースでございます。少なくとも1回は、そういった正しい、原則どおりの形で処理するよう努力して取り組むべきであるということから、まず、そのラインに乗せて取り組んだところでございます。

結果的に失敗した、4億9千余万円の鑑定価格を大幅に下回ったわけでございます。同じ方法では、いい結果が得られるめどがなくなったわけでございます。次善策として、例外的に違法性のない範囲での許された手段で、という順序立ててやらせていただいたわけでございます。時間的な経過が前後したということから、理事者で勝手に変えられたら困るという感情がおりかと思えますが、内容はそういうことでございますので、その点は深くおわび申し上げたいと存じます。

- 2番(天堀 博君) それやったら、なぜ公社の特別委員会をすぐ開くような話がないのかということですよ、それがないわけでしょう。総務委員会でも副委員長なので、余りやいやい言うことは差し控えましたが、このときも財務部長の説明だけで、しかも、公払法に基づいて判断すればいけることになったんやということで、そのとき僕も意見として言うたんです。公社から市の方へお願いということでこっちへ移ったもので、たまたま総務委員会の方で所管することになった。だから、公社特別委員会の委員さんはどう言われるかわからないし、まだ、その辺での論議はしていないという話はきっちりしてたとする。その辺での委員会の開催についてとか説明について全然話がないということがあるわけですね。公社側からよく事情説明する、委員会を開かなくてはならないのなら開いてきっちりした形をとっていただきたい。本当にそういうことでできるかどうか。今後、これ以外の物件についても、そういうことでやっていくんでしょ。そうすると、市の方から委託して購入したという責任が非常にあやふやになってくる。

いま、売の方の段取りばかりしてるようですが、今度の件は、譲渡先との関係もあって、6月の議会を待っていると遅くなるんだ、タイムリミットのなものもあり、その辺の事情がいろいろからんでる。これはあくまでも推測ですのでお答えは結構ですが、その辺もからんでるんじゃないか。そんなことが裏で推測でもされるようになったら、公社の問題というのは、以前からものだけに全市民的にも注目され、議会の中でも大きな問題になったのですから、すっきりやっていかんとぐあい悪いと思うんです。その辺、市長なり助役からきっちりしたところ、ころころ

変わったという釈明なり見解をきっちり聞いておきたいと思ひんです。

- 助役（坂口禮之助君） ただいま林参与の方から御説明いたしましたような経過をたどりまして、きよう、公社の方で独自で処分する方法をお願いしたいということで現在、関係委員会に御協議申し上げてゐる現状でございます。

経過は、同じことの繰返しになります、やはり市が委託して公社に買収していただいた土地につきましては、やはり委託した責任がございますので、市の一般会計で買い取って、普通財産として一般競争入札により売却していくのがあくまでも原則であり、一定のルールでございます。しかし、第1回のサントリー東の土地につきましては、その原則を中心にやってみましたが、御承知のような結果が出ました。なかなかこの土地処分につきましては、非常に価格、その他の面でもむずかしい点が出てまいりました。

さらに、その処分方法として、法に違反しないような方法があるかどうか、関係機関等ともいろいろ御協議、研究してまいりました結果、いわゆる公社保有の財産と申しますか、本来、公社の財産であるという位置づけをした場合には、公社独自において処分することは違法ではないという見解が明らかになってまいったわけなんでございます。

したがって、このサントリー東の土地を例にとりますと、先ほど天堀議員さんからお話がございましたように、やはり処分できる価格をできるだけ高くしていくための方法としては、一般競争入札よりも、むしろ高く買ってもらえる相手方を随意契約の形で探していく方がよりベターな金額が確保されるということが一つございます。そういう一定の価格以上の買い手ができた場合、1日も早く処分、換金することによって、一定期間経過して処分するよりも利息等の面で非常に有利であるという面等々がございまして、公社保有の財産という位置づけの中で、公社独自の処分方法をとらせていただいた方がより損失が少ないのではないかという考え方から、この土地処分につきましては、また、今後の公社保有の土地についても、できるだけそういう方法をとっていただきたいということがわれわれの願ひなんでございます。

仰せのとおり、本来、公社の特別委員会に先に御協議を申し上げるという道筋等もあるわけなんですけれども、林参与から説明申し上げましたように、その時点で当該委員長等とも御協議をしていただいた結果、一応、この土地については総務委員会所管に移っておるので、総務委員会の協議を経、その後、直ちに公社特別委員会の方で状況、事情等を御説明申し上げ、御理解を得るような段取りで、ということで進めてまいったのでございます。たまたま本会議等が連続しておりまして、その議を組まずに今日に至っておるという点につきましては、まことに申し訳なく存じておるわけでございます。その点、至急正副委員長等とも御協議申し上げ、一定の手続をとりながら、正式にそういう方法で進めていただくようお願い申し上げたいと存じます。

○ 2番(天堀 博君) 非常に歯切れの悪いところがあると思うんです。そりゃそうでしょ、たしか助役さんが普通財産にして処分するんだと、この場で言われましたからね。それをまた変えるという説明ですからね。どうも話を聞くと、一般競争入札では何やから、それよりもいい買い手を探した方がいいとか、公社の方でやってもらうんだということだと思えます。公社の方で一番高く買ってくれる人を探すんですか、一般競争入札をやらなくてね。たまたま今回の件については、そういう経過があって入札の価格が非常に低かったので、高い方を探したらどうかという話が出、総務委員会も開発公社の特別委員会も了解したので、一応任そうとなったわけでしょう。今後も同じような形をとっていくと思う。実務上、これは管財ですから財務の所管ですが、実際には、公社の事務局が動いてるわけでしょう。入札なら入札するときだけ、財務部長なりが立ち会いという形式をとってるだけ、私はそんなもん、説明されるほど御大層なことやないと思う。そういう点はきっちりしておかんとあやふやになってしまい。特にこの問題に関しては、この場で了承するというのではなく、早急に公社特別委員会を開いてよく論議するという、最低のお約束はしておいてもらわないとぐあい悪いと思うんです。その点ではどうですか。

○ 参与(林 徳次君) いま、助役も触れておられたと思いますが、当然、総務委員会での審議の経過を承っておりますので、議会在終了次第、早急に公社特別委員会をお願いし、この点について慎重審議をお願いするということやっていきたいと思えます。

○ 議長(横田憲治郎君) 他に。

○ 21番(直村静二君) 関連。いまの説明の中で、ことし売る物件の中で通称聖神社南側の土地は入ってないと確認してるんですが、ことしは予定がないわけですか。あの草ぼうぼうとしたままぼっとくということですか。その点をひとつお聞して、さすれば、ことし売らなかつたら、あの土地の金利はかさんでくる、大変な額になる。それでは来年売るといときに、これは1番集約された形で出ますので、必ずや、シュクリームの腐ったような土地問題だけに、損せんと売れるということは絶対にないと思うんです。

いまの助役の答弁からいくと、聖神社の分については、どっちへ転んでも値が合わない。公社独自で売ってもあかん、赤字や。普通財産にしても赤字、どうしようかとなるが、この責任は公社にあるのか、依頼者の同対部長とか市長などの判もあって買ってるんやから、その人らの責任になるのか、処分とかでなくね。サントリーの東の土地は、値さえ合えば、怒られるけど損せんといったら目つぶって通りますが、聖神社の方は、ことし売れなんで来年になることはわかってる。損失が出るといったときに依頼した方に行くのか、公社の方に行くのか一つの問題になる。その点をいまからきっちり考えに入れといてもらわないかん。助役の答弁では、普通財産では損する、公社独自の保有財産にして、随意契約でええ値で売ったらええんや、委員会でそれを承認

してもろうたらえんやという発想でしょう。意見だけ言うときます、今後の研究課題としてね。

○ 議長（横田憲治郎君） 他に。

○ 20番（田中包治君） 私、これは人件費の流用の誤りではないだろうかと思うんです。というのは38名の人件費、次に出てくる機構改革については、結局、予算をいじらずして改革するんですから、恐らく会社の中でやるということでしょう。そうすると、いわゆる改良法に基づく一般問題、あるいは次に何かやるという話なら別ですが、すべて一般財源なら出すのが至当なんですね。そしてきょう、予算案が通過してるわけです。またきょう、機構改革が出てきてるが、それらをどう理解するのかということです。恐らくこの会社予算の中から改良部なり、あるいはつくられようとする都市整備部の予算が出てくる、人件費も出てくる。機構改革に伴う人件費の流用というものは当然ついてるもんだと思う。しからば、この会社から流用するということは具体的にどうなんですか、はっきりしてください。

○ 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。

○ 参与（林 徳次君） お答えいたします。

ただいま御指摘の法的な問題でございますが、会社の用地等の買収、管理業務に当たる職員につきましては、議員さんも御承知のとおり、それぞれ市の担当職員という発令をまず出してございまして、あわせて会社の職員として、その任務の範囲内におきまして、いわゆる職務に専念する義務を免除するといった、いわゆる二重の発令観念的には持ち分かれてございますが、そういった措置によりまして、現在の用地担当課、改良事業部とか教育委員会とか建設部等の各部局にまたがって買収されております。たとえば補助金がつきまして、用地を直接買収するといったシステムで買うときは、頭の中では、市の職員として用地買収業務に専念していく姿に置きかえられる。先行取得買収のときには、義務免規定の中で会社職員として買収に当たるといった形でございます。

ただ、38名の人数ということにつきましては、決算でもいろいろ御指摘のあったところでございますが、いわゆる経常的な人件費に充当いたします概算は1億を割っておりますが、現在の人件費が1億7、8千万円に上るといことは、御指摘のとおりでございます。本年度は、わずか1名の改善にとどまり、非常に申しわけなく存じております。今後とも市長部局と十分に話し合い、会社が正常な姿で人員の削減を計画的にやっていきたいと存じております。

○ 20番（田中包治君） はっきり言って3億7,000万円の欠損が出てる。実際は、会社の仕事はしておらないんでしょ。改良事部という予算はありませんよ。今度できるものも予算がないが、これは市の仕事でしょ、会社の仕事じゃないでしょ。せやから、市に金がないから持っていくということではなくして、市の仕事をするのに、なぜ市が金を払いまへんね。

○ 参与(林 徳次君) 御指摘のように、市の用地買収業務もございしますが、改良事業部の例で申し上げますと、改良事業のうちの道路、公園用地については、大幅に先行取得いたしてございます。業務量から言うと、むしろそのウェートの方が圧倒的に高うございます。これらはすべて翌年度以降に補助金がついて、公社から改良事業部に売り渡しをいたします。その際、それに見合う規定どおりの率を掛けた人件費相当額、いわゆる事務費をちょうだいしてございます。それらに見合って、たとえば人件費が正常ならば経常経費の赤字が出ないということになりますが、公社の職員数が、これら先行取得に必要な人員を上まわっていることから人件費の赤字が生じているわけで、違法性は全くございませんが、不合理な経理面があることはご指摘のとおりでございます。

ただ、市の業務をやっているのに、なぜ市の方がそれに見合う人件費を出さないのかという御指摘につきましては、1人の人件費にかかわらず、全体的に見て、私どもは正常な範囲まで市と話し合いの上で今後、逐次落としていくように努力することによって御指摘にこたえたいと考えております。

○ 20番(田中包治君) ごまかしたらええと思うてる。改良事業部は、改良部長の命令で働くので、あんたの命令じゃないでしょう、職務外でしょう。指揮系統、命令はどないなりますね。今度できる問題にしても、命令権はどこにありますね。その人の命令で働くところが給料を払うわけでしょう。金というものは、業務権限と仕事の内容によって決まるんですよ。わずか29億のものを買うのに、38人もどないして使いまんね、はっきりしてください。次の議案も一緒にしょう、条例改正で部長をつくってるんでしょう。この給料が出るところがありまへんな。そして、きょう予算が通ってる。議会のど真中の総務委員会で事前審査をやって問題を持ち出すから不思議だと言ってる。流用ですよ、流用じゃないですか。明らかに違法な流用ですよ。38人も公社の仕事してないでしょう。そして、3億7000万円の赤字が出ましたと言ってるが、あたり前の話や、はっきりしてください。次の条例の問題があるからね。

○ 参与(西川喜久君) 私からお答えいたしたいと思います。

確かに38名の職員については、公社会計から費用を支弁しておりますが、この方法につきましては、かねがね公社会計の健全化を図る上におきまして御指摘もいただいております。これらにつきましては、先ほど田中議員さんからお説もございましたように、御提案申し上げております都市整備部の設置と相まって一定の時期に整備をしまいたい、かように考えるものでございます。都市整備部の問題につきましては、御提案申し上げた中でお答え申し上げたいと思います。

○ 20番(田中包治君) 私が言ってるのは、そういう不正な流用という立場の中でやってええ

のかどうかということです。なれ合いですよ、はっきり言ってね。こんなことがあり得ますか。それやったら別にしようむないもんをつくらなくてもええんや。仕事してないんなら一般会計に戻しなさい。そんな議会を侮辱したようなやり方はありますか。予算がないのにつくってる、機構改革をやってる。4月からやるんなら、人を張りつける必要があるでしょう。知らん顔してこっちから持ってきて、そして、機構改革で予算の流用はしませんと言ってる。こんな理屈が通るまっか。余りにも予算委員会というものを侮辱してますよ、はっきりしてください。

○ 助役（坂口礼之助君） お答えいたします。

非常に問題があちこちにまたがってございますけれども、後刻、御提案申し上げたいと存じております事務分掌条例改正の関係並びにその改正に伴う新しい部局に対する人の配置と、本会社の会計による人件費の負担の問題は全然関係ございません。決して都市整備部に配属されるであろう職員の人件費は、会社の38名の給料から支払いを予定しているというは一切ございません。この点は明確にしておきます。

現在、38名の給与を公社で支弁していただいておりますのは、本来の公社事務局に所属する職員と、先ほど参与が説明いたしましたように、改良事業部、教育委員会、建設部等々、いわゆる直接用地を担当する職員の給与を、公社職員との兼務発令の中で38名分の給与を公社会計で御支弁願ってるといのが実態でございます。

このように御支弁いただいたものを、公社の先行取得していただいた用地を市の一般会計で買い戻す際、いわゆる何%ということで事務費としてこの給与に相当する分あるいは相当分というところまで現在っていないわけですが、大量の買い戻しができるときには、その一定の率によって給与費相当分等も含めて市の方に買い戻しているというシステムをとってきておるわけなんです。しかし、当該54年度での買い戻しできる予定金額といたしましては、48億の買い戻しからいたしますと、1億以上の人件費相当数が事務費として公社にお支払いできるかどうか、いま、ちょっと細かい計算は私もわかりかねるのですが、システムといたしましては、そのような方法をとってございます。決してこの38名分の給与費を他に流用したりするという考え方はございませんので、その点はひとつ御理解いただきたいと思ます。

○ 20番（田中包治君） 年間の当年度欠損が2億円の赤字、人件費を上回ってるはずですよ。これはどういう意味ですか。結局、38名分は、次の条例改正とは関係ないと言うんならいいでしょう。それやったら、予算というものはないはずですよ。人も使えない。それは次の議案のときにやりますが、問題は、2億円の赤字で全部やってるんでしょう、そうでしょう。公社の仕事をしておりませんよ、5、6人が10人ほどでしょう。公社の仕事はしてませんよ。そこで売買の書類とかは全部やってるんでしょう。38名の人間が減ったら、給料も減らしたらいい、収益

がなかったらね。なぜ人も要らんに88人使うてるんですか。わずか40億足らずのことでね。そんな話は理屈に合わない。委託業務ですから、片方が大きかったら、片方から移譲すればいいんです。教育委員会は会社の仕事をどれだけやってるんですか。

○ 助役（坂口礼之助君） 先ほどから申し上げておりますように、この88名分につきましては、会社の事務局に全員が常駐しているということではございませんが、用地の先取得等の業務をそれぞれの都合において行っていることは事実でございます。たとえば改良事業部が環境整備関係の事業用地あるいは物件等の取得をするとき、その契約行為等については、すべて改良事業部を含めて会社の決算によって、会社の局長あるいは副理事長、理事長という会社サイドの決算によって先行取得しているのは事実でございます。書類等の整備も一切そういう形でございます。したがって、あくまでも先行取得は、土地開発公社の業務として行っていたという見解でございますので、ひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○ 20番（田中包治君） それやったら聞きます。改良法に基づく改良は、一般会計でいま整備事業をやってるんでしょう。当然、公社の問題と違いますよ。同和事業でも何でもなし。ただ、おたくらが言ってるだけ、土地改良法に基づいて幸地区をやってるんでしょう。それとも、何の法律でやってまんね。一般会計で出さないかんやつをなぜ出さんのかと言ってる。そして、予算に関係がありませんと言うさかいに、なぜかということです。改良部長、金はどこから出てまんね。予算書にないはずすわな。

○ 議長（横田憲治郎君） 田中さん。内容的にちょっとかみ合っていないと思ひますので、報告案件でもありますので、別途、具体的に担当部局から説明いたさせますので、この報告事項は一応終わらせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

他に質疑、御意見ない……。大谷君。

○ 6番（大谷昌幸君） 2. 3点お聞きしたいが、その前に7ページ事務管理費が1億7千4百48万9千円になってますが、16ページの予定損益計算書の事務管理費が1億7千4百18万9千円、80万円少ないんですが、なぜですか。

○ 議長（横田憲治郎君） 答弁。

○ 用地担当参事（岩井益一君） 事務管理費につきましては、事務管理費と人件費の関係がござひます。その差額は、事務管理費の中で鑑定事務費、こういった差が若干あるわけでござひます。単年度で処理すべきそういう経費関係の差でござひます。

○ 6番（大谷昌幸君） それはそれとして、いずれも確度は高いと思ひんですが、全部予定の損益計算書ですので、ある程度架空の話になりますが、まず、来年度の3月末日現在の純損失が7千6百33万8千円と大変少ないと思ひます。というのは、事務管理費の人件費が、一



般会計の方では、人件費は、大体54年度で10%の増加を見込んでるように思われます。ここで人数も減ってるということですが、この事務管理費、人件費は、53年度と54年度でほとんど差がないということは、10%のベースアップというか、給料のアップ分は見込んでないように思うんです。それをもし同じように見込んでくるとなれば、55年8月末日の当年度純損失がもっと大きくなるのではないかとというのが一点。

もう一点は固定資産。貸借対照表では、この年度末では112億、来年が百億、減らしていただくよう努力くださってることはのみ込めますが、ことし中に差し引き28億ほどの固定資産が減りますね。しかし、ここへ8億余、いま7%ぐらいですか、利息がふえて、差し引きわずか10億しか減らないということは、利息と事務管理費は増加してくる。一方、固定資産そのもの、いわゆる実質的な資産が減って、架空の帳面ずらの資産がふえていくということについては非常に不安を感じるわけです。現在、この3月末まで実際に持っている固定資産を評価した額と、帳面ずらの貸借対照表の資産とどのぐらいのギャップがあるのか、念のためお聞かせいただきたいのと、今後、ずっと減らしていくのにどのぐらいの年度計画を立てているのか、ちょっとお聞かせいただきたい。

○ 用地担当参事（岩井益一君） 卒直に申し上げます。

昭和53年度の損失見込み額と54年度の3月末の損失額と非常に大きなギャップがあるのではないかとということでございますが、この原因につきましては、55年の予定貸借対照表は、あくまでも予定でございます。なぜ少なく出てくるかということにつきましては、実は、買い戻し収入が43億見込んでございました。それに見合う譲渡収入が大きいんです。本年度の決算では現実、昨年も48億円ほど譲渡収入を見込んだのですが、実際には28億円ぐらいにとどまっておるわけです。その辺で譲渡収入が予定量に達しなかったということが、いわゆる人件費等の経常収入に対する経常費用が大きくなってるとということでございます。したがって、予定貸借対照表については、あくまでも予定でございまして、先ほどから人件費等の問題も出てますが、やはり30億円程度の譲渡収入であれば、1億円ぐらいの人件費の損失が出てくるわけでございます。

なお、ここには特別損失というのが含まれてございません。あくまでも、来年度の3月末の帳簿価格を出しておりますので、現実には損失が出ておりませんので、ここには出てないという経理上のからくりがあるわけです。実質は、非常に赤字だということでございます。

第二点の固定資産の評価額ですが、これにつきましては、私どもの貸借対照表は帳簿価格でございまして、現実の取得価格は、毎年毎年の金利を計上しておるわけでございます。こういう中で、金利が相当重なおるとということでございます。ただし、この中で資産関係についても、

いわゆる公共事業関係は買い戻し担保、環境改善整備事業等につきましては、金利がかかって  
も、数年のうちに買い戻しが確定しているため問題はないわけです。問題は、一般公共用地で  
ございまして、処分の時期を逸した場合には……。

- 6番(大谷昌幸君) ちょっと答弁がずれてる。
- 用地担当参事(岩井益一君) それでは、後ほど資料としてお渡しいたします。
- 議長(横田憲治郎君) 質疑、御意見ないものと認め、以上で報告第一号を終わります。

- 
- 議長(横田憲治郎君) ここで暫時休憩をしたいと思います。

(午後3時10分休憩)

---

(午後3時30分再開)

- 議長(横田憲治郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17「和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第35号

和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について

和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和54年3月29日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例(案)

和泉市事務分掌条例(昭和47年和泉市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「改良事業部」を「改良事業部  
都市整備部」に改める。

第2条中改良事業部の項の次に次のように加える。

都市整備部

(1) 中央丘陵開発関連事業の総合計画調整に関する事。

(2) 中央丘陵開発事業用地の取得に関する事。

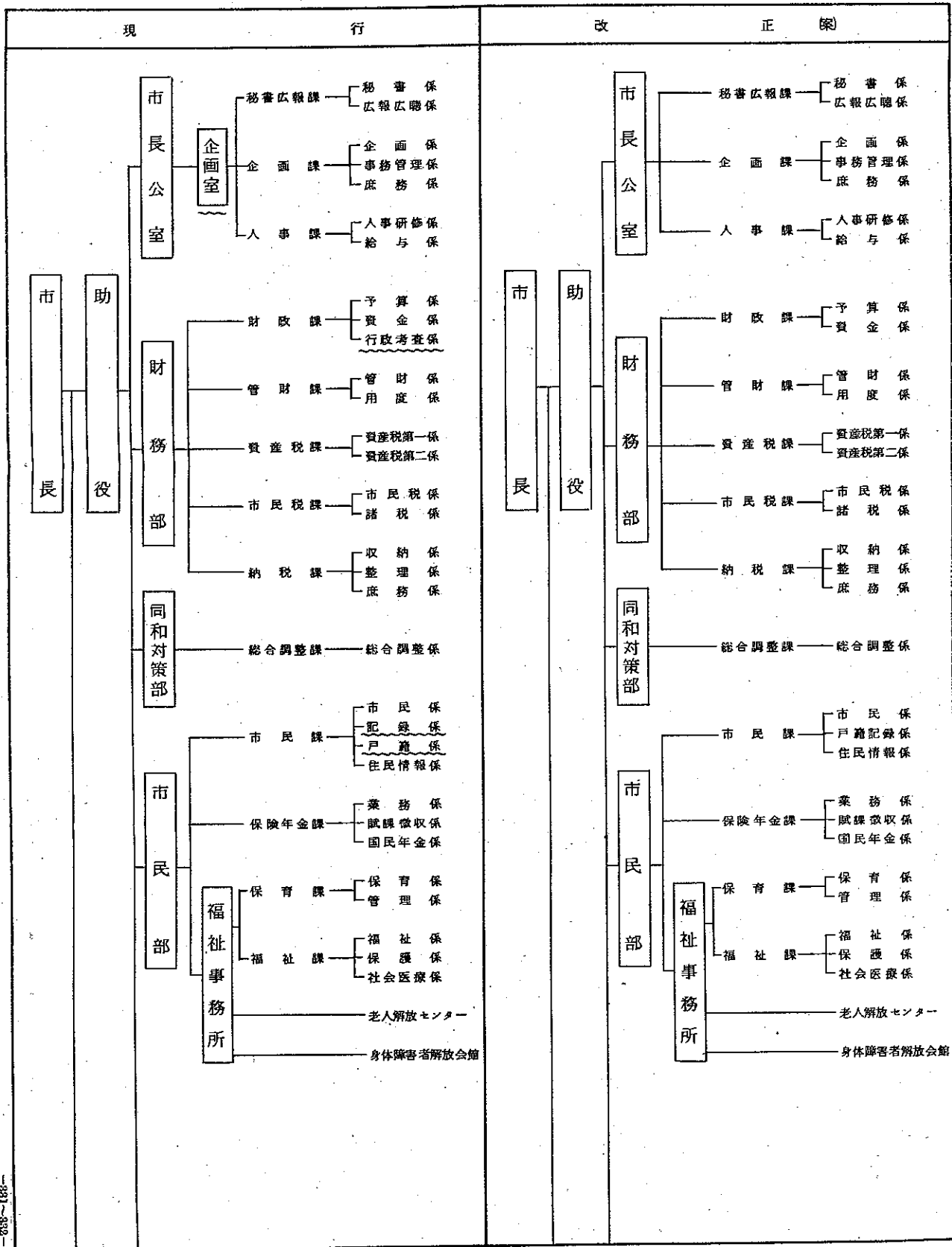
附 則

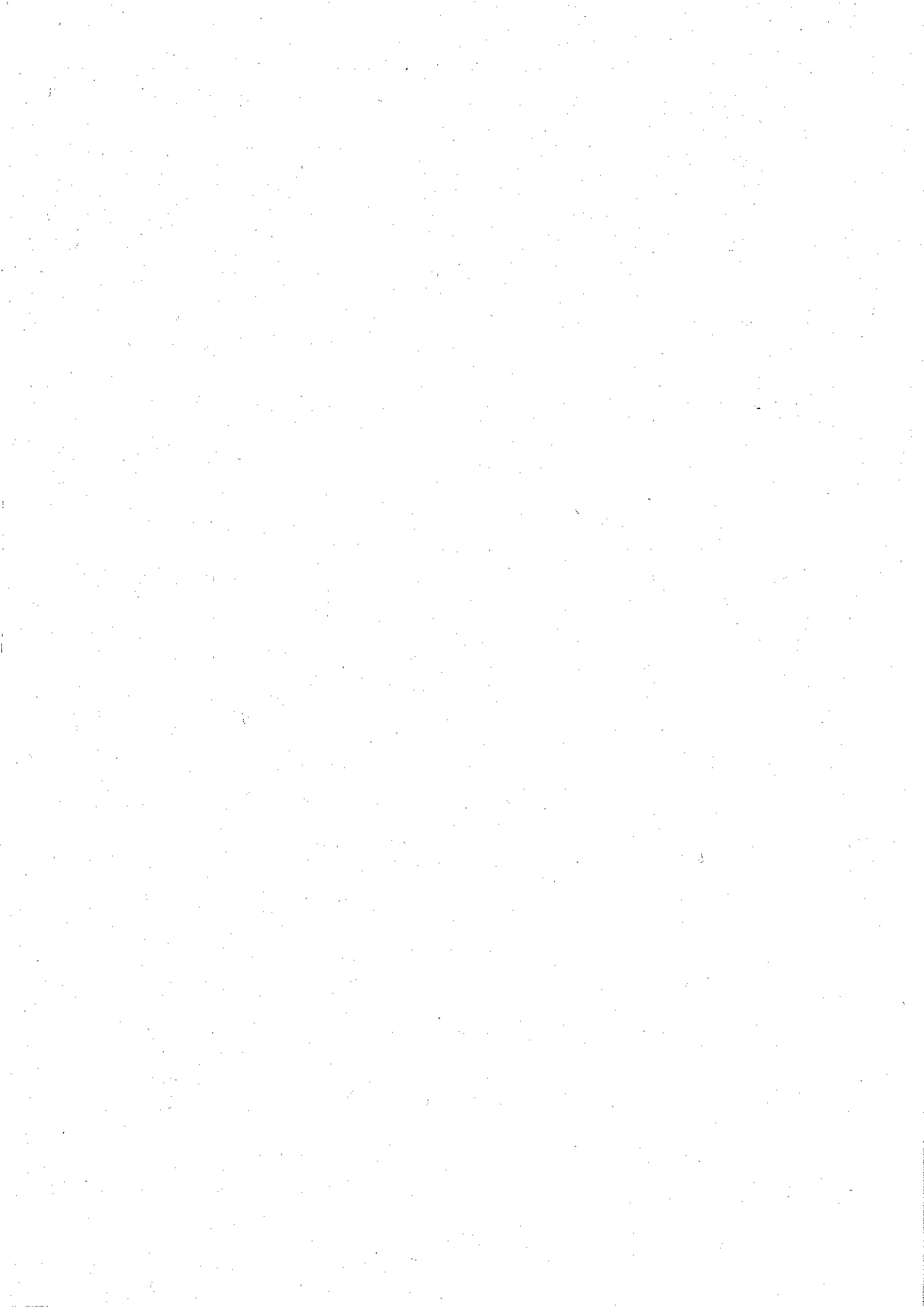
この条例は、公布の日から施行する。

理 由

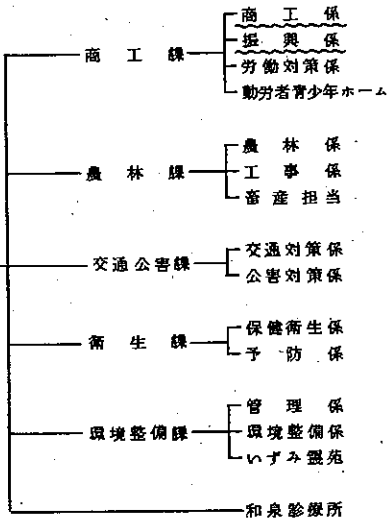
和泉市総合基本構想に基づき、中央丘陵を活用し、都市基盤の整備と交通体系の整備を主軸とした諸機能を併せ持つ公共主導型の街づくりによる本市将来の望ましい都市構成とその発展を図るため、部の新設を行い、その執行体制を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

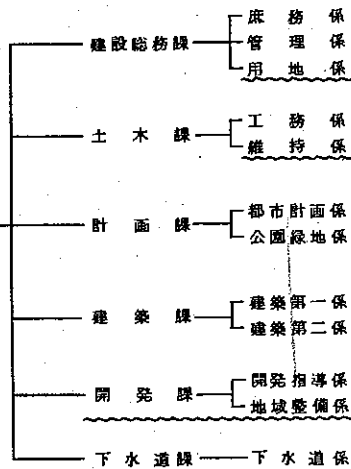




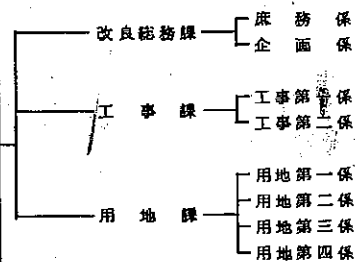
産業衛生部



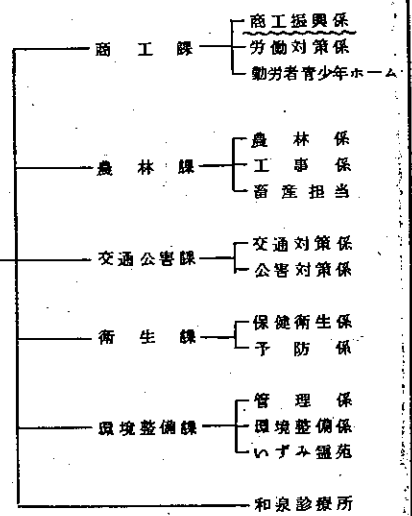
建設部



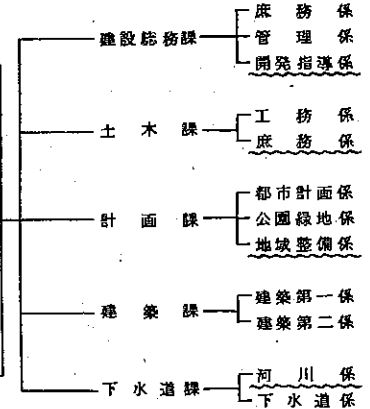
改良事業部



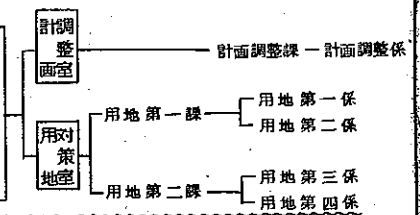
産業衛生部



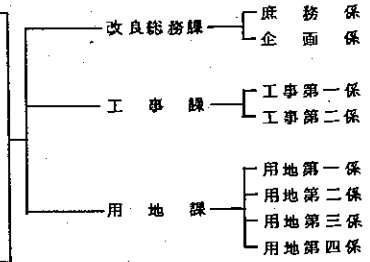
建設部

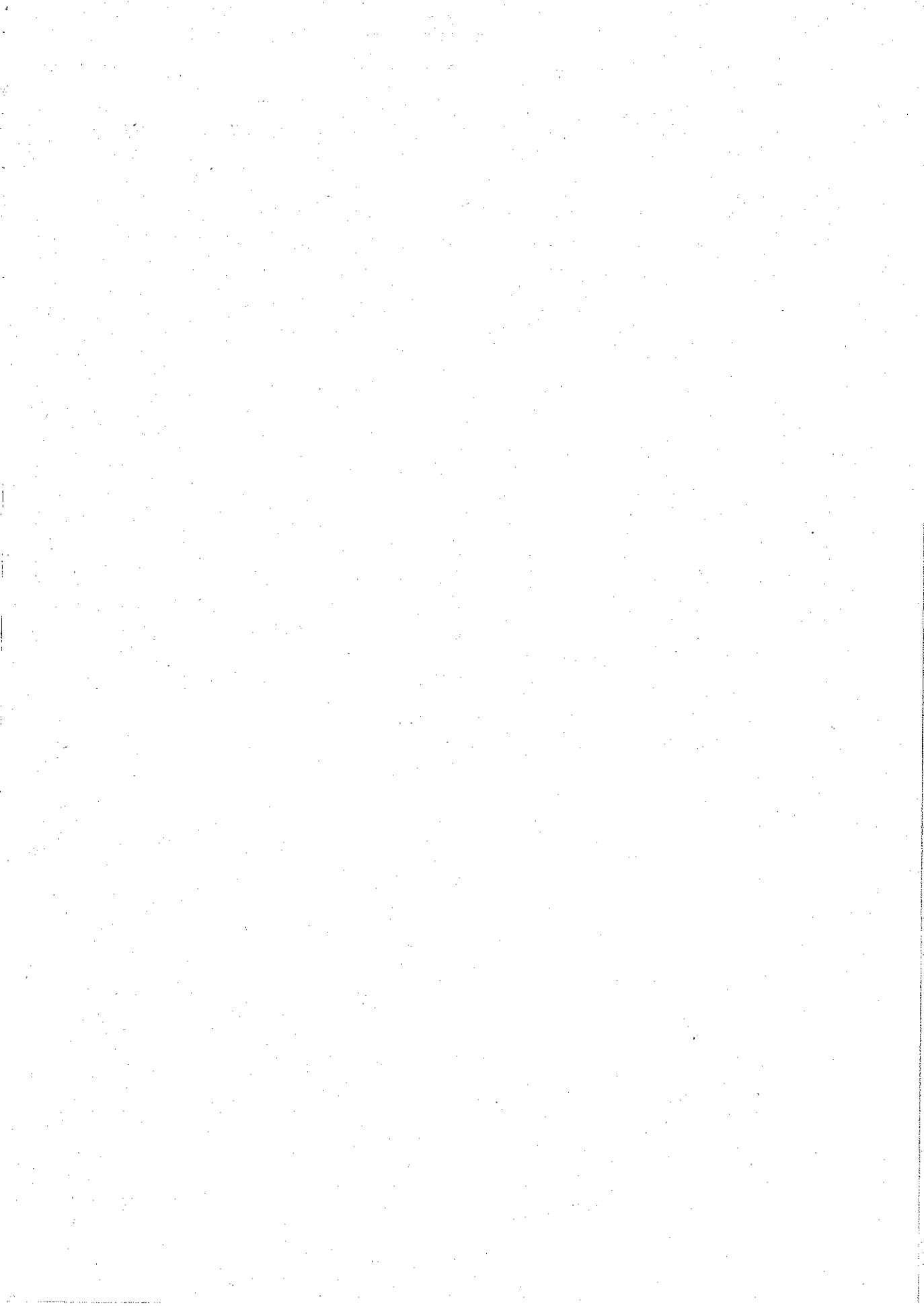


都市整備部



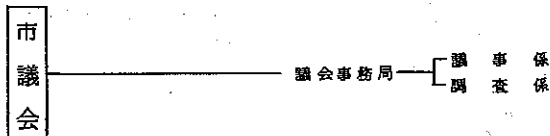
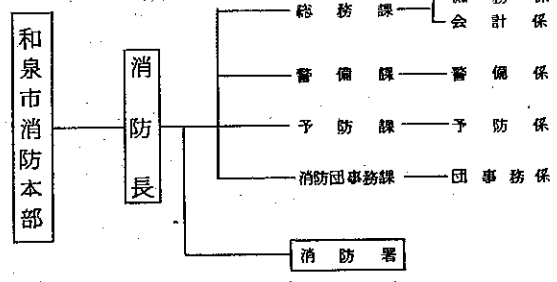
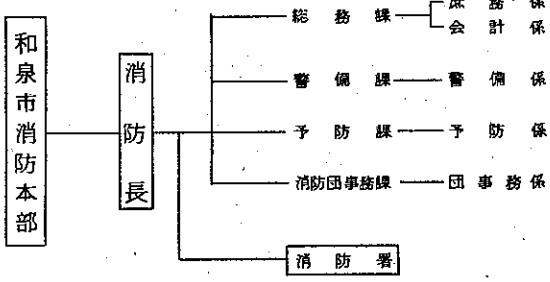
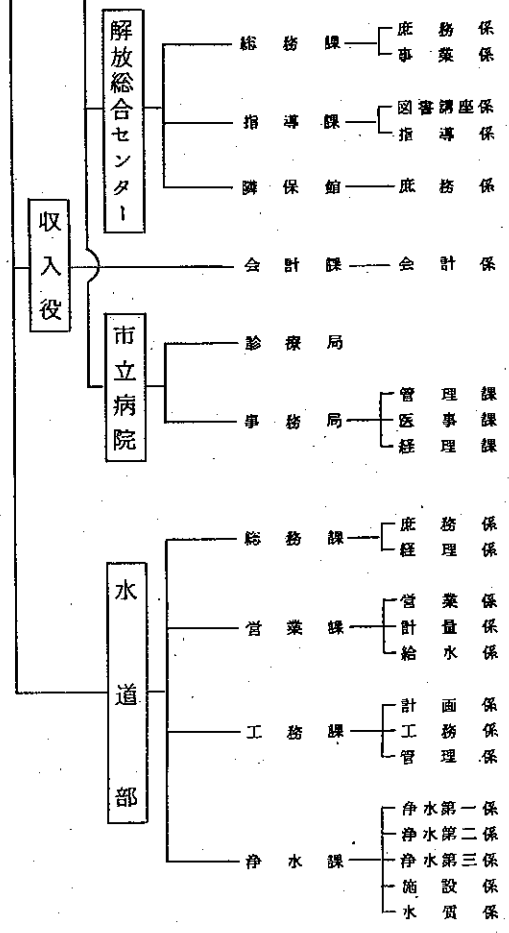
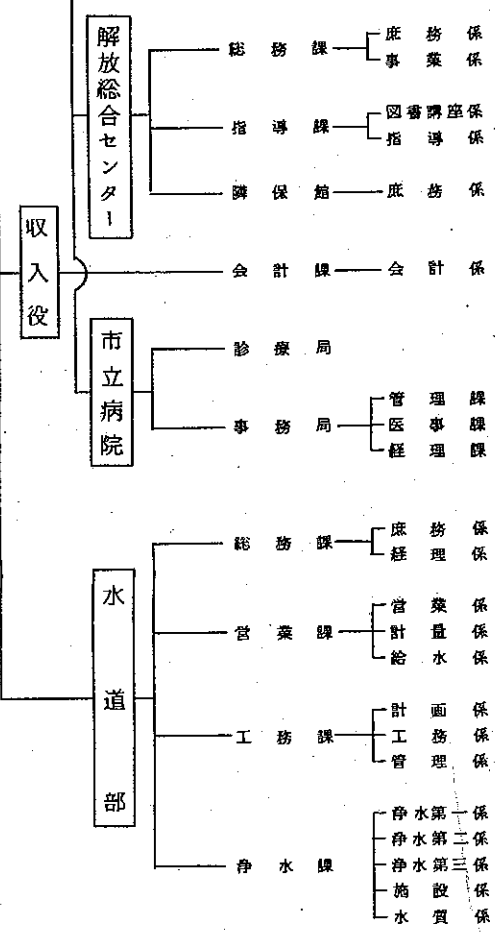
改良事業部

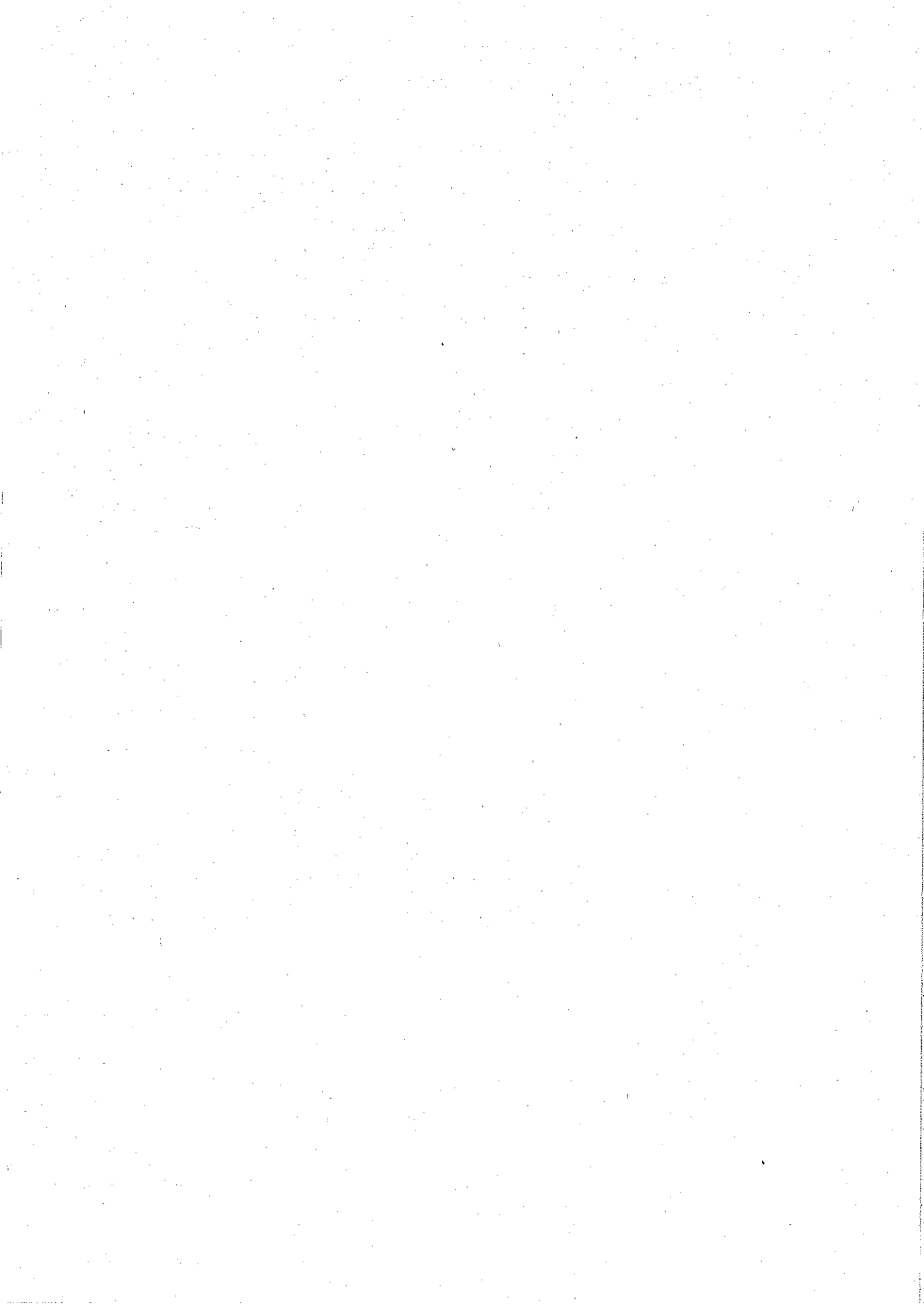




現 行

改 正 (案)

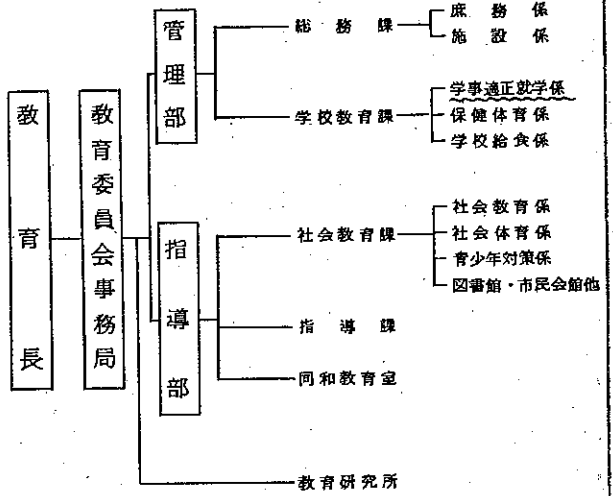
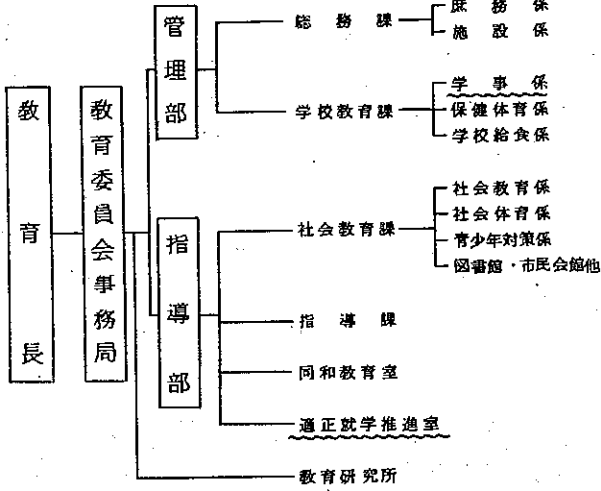






現 行

改 正 (案)



選挙管理委員会——事務局——[庶務係 選挙係]

選挙管理委員会——事務局——[庶務係 選挙係]

監査委員——事務局

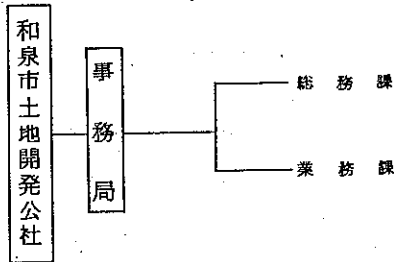
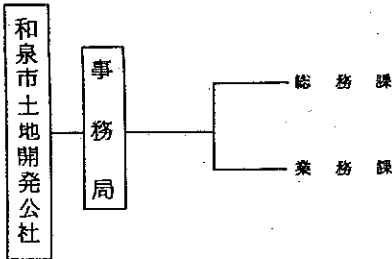
監査委員——事務局

公平委員会——事務局

公平委員会——事務局

農業委員会——事務局——[農地係 農政係]

農業委員会——事務局——[農地係 農政係]



泉北環境整備施設組合

泉北環境整備施設組合

泉北水道企業団

泉北水道企業団

泉大津市・和泉市墓地組合

泉大津市・和泉市墓地組合



○ 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。

○ 参与（西川喜久君） ただいま御上程をいただきました議案第35号「和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について」提案の理由並びにその内容の説明を申し上げます。

同条例の改正案につきましては、都市整備部の新設をいたしたいとするものでございまして、昭和48年度に御議決を賜りました和泉市総合基本構想に基づき、本市中央部に残された貴重な丘陵地帯を活用し、公的資本の導入を図り、都市基盤の整備と交通体系の整備を主軸とした諸機能を合わせ持つ公共主導型の町づくりを目的に、この基本構想の実現と、本市の将来の財政基盤の拡充を目指し、その執行体制を昭和54年度より整備いたしたいとするものでございます。

続きまして、内容の説明を申し上げます。

中央丘陵の整備構想といたしましては、面積340ヘクタール、権利者約1,200人の地域整備と相なるものでございまして、市議会はもとより、関係各位の御協力を賜り、開発関連の総合計画並びに関係諸機関との調整を行うとともに、当該用地の取得をいたすものとするものでございます。

したがいまして、配布いたしております議案参考資料2ページの建設部の下に示されてるような部品の設置をしようとするものでございます。これにつきましては、一部二室三課五係を設置し、計画調整室におきましては一課一係を置き、開発関連の総合計画並びに調整を行い、用地対策室には二課四係を設け、当該用地の取得を担当するものでございます。

以上の諸事情をもちまして、ここに部の新設及び事務分掌条例案の御審議を煩わすものでございます。何とぞよろしく御審議を賜り、可決御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 21番（直村静二君） これは国の法律で決まり、そして市もこれを実施するんだという、いわゆるゴーサイン、意思決定があったのかどうか、これが第一点。

それから、総合基本構想の中で、これはきょう可決されると当然、4月1日から機構改革ということで人員の張りつけが予想されるが、具体的には、いつごろから実施されるのか、それが第二点。

さらに、先般の議員総会での議員相互の意見が集約された形をいつ、どこでとるのか、その辺のことをきちんとしておかないと、議員総会での様子を見ていこうという意向が十分生かされないと、このまま設置するとぐあい悪いと思いますので、その点は十分配慮していただくということです。これが可決されても、一定の窓口をつくるだけという意味で、実際は凍結していただくという確約をひとつお願いしたい。

以上三点です。

○ 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。

○ 市長公室企画担当理事（佐原行雄君） お答え申し上げます。

第一点の国の法律あるいは市のゴーサイン等この問題ですが、先般来の議員総会でも御説明申し上げましたように、一月の段階では国が予算措置を行い、現在、国会において、この関連予算について御審議をいただいているということがございます。それらの予算が可決確定いたしまして、その後、開発公団は建設省の所管でございますが、大蔵省との詰めを行い、一応、5月をめどに一定の地区決定がいただけるという状況でございます。

本市においても議員総会等で御説明申し上げておりますが、基本構想の実現云々につきましては、一定の合意は得られてると思っておりますが、なお、具体的な内容等についての御指摘もありますように、本市でのゴーサインはまだいただけてない実情でございます。したがって、こういった国の動向等もちろん参酌するわけでございますが、どうしても本市の実態からいたしましても、やはり議会皆様方の深い御理解と御協力、これが大前提条件でございます。それらを精査する意味におきましても部を設置していただき、関係機関との調整、議会に対しての十分な御説明をできるだけ精査をしなければなりません、それらをこの組織でもってやっていきたい、御議いただけるならば4月1日から実施していきたい、このような考え方でございます。

なお、議員総会等々での御指摘の点につきましては、当然、それらを具体化するためにも関係機関の調整あるいは地元の意向把握、周辺の調整等々を含め権利者の生活実態等の精査、把握をしていきたいと存じます。その中で出てきた集約について御協力を得てやっていきたいという考え方でございます。

○ 21番（直村静二君） 一つは、ゴーサインが出てないという点から一応5月ごろであろうということ、そうすると、もう少し確かめておきたいのは市の権限、総合基本構想には、私は賛成していないんですが、ここに基本構想については、いわゆる公共主導型ということですから、当然、和泉市の特殊性に合わせたそういう構想を再度練り直してここにはめ込んでいく、そういう権限が具体的にどの程度あるのか。余りにも和泉市の特殊性の強いことから国は引き揚げてしまうことになるのか。そうやなく、上の言うことは全部聞かないかん、ほんのちょっとだけ和泉市の言うことは聞いてもらえるのか。大きな問題なので、市の権限はいかなるものか、再度お答え願いたいということ。一応、4月から張りつける人員、先ほどの説明では一部二室三課とか言ってますが、人員は何人ぐらい要るのか、その点きちんとお答え願いたい。

○ 市長公室企画担当理事（佐原行雄君） 現在の状況からいきますと、二年半の調査をもちまして一定の基本構想の立案がされているわけです。これにつきましては、議員総会等で御説明

申し上げたとおりでございますが、これだけでは具体的な内容にはならないわけでございます。これをなお具体的な計画に持っていく場合、当然、この事業は公共主導型と申しますのは、和泉市の町づくりというとらえ方では、今後、国、府、市の三者協議会におきましてそういう問題を取り上げて、どのような計画案を持っていくかの協議をする。このような関係でございます。

なお、人員等につきましては、われわれが考えておりますのは、約30名程度必要ではないかと考えておる実情でございます。

- 21番（直村静二君） 来年度のことで、5月をめどに20名というのは……。それとも、5月にゴーサインが出るという可能性で20名ということですか。
- 参与（西川喜久君） この事業について、一定の前段の整備ができるのは、大体11月ごろになるかと考えております。したがって、御可決をいただきならば、4月早々発足させるわけですが、当面、必要な人員といたしましては、10名強を考えております。

以上でございます。

- 21番（直村静二君） 意見だけ。いずれ発足してそれなりの議員各位の御意見を集約する道の一つ設けていただくということだけ。その確約を市長から……。一応のめどは5月まででしようがね、それとも、5月に決定が出てからするのか。
- 市長（池田忠雄君） 私たちといたしましても、当然、こうした機構整備をし、新しい体制を整えつつも、御指摘のとおり、議会皆様方と十分御協議させていただきつもりでございまして、タイミングの日時を見て、議会の開発事業対策特別委員会が窓口でございますので、いろいろ御協議、御指導をいただきつつ対応を進めてまいりたいと存じます。
- 議長（横田憲治郎君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終ります。お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第35号を原案どおり可決決定いたします。

- 
- 議長（横田憲治郎君） 次に、日程第18「工事請負契約締結について」（幸団地4期建設工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 36 号

工事請負契約締結について

幸団地 4 期建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年和泉市条例第 14 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和 54 年 3 月 29 日提出

和泉市長 池田 忠雄

- 1 契約の目的 幸団地 4 期建設工事
- 2 契約者 和泉市長 池田 忠雄
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 333,000,000 円
- 5 契約の相手方

貝塚市鳥羽 183 番地の 1

株式会社 蔽内工務店

取締役社長 蔽内 豊吉

- 6 工 期 自昭和 年 月 日（議決の日）

至昭和 55 年 2 月 29 日

- 7 契約保証金 16,650,000 円

- 8 保 証 人 泉南市信達市場 2087 番地

杉本建設株式会社

代表取締役 杉本 喜代蔵

議案第 36 号参考資料

幸団地 4 期建設工事概要

- 1 工事場所 和泉市幸町
- 2 敷地面積 3,916  $m^2$
- 3 工事種別 新 設
- 4 構 造 ○店舗付住宅棟

鉄筋コンクリート造 地上 4 階建（一部店舗平家建）

2 棟建設、延床面積 3,174  $m^2$

内訳 { 南側棟 店舗 10 戸 住宅 30 戸  
北側棟 店舗 4 戸 住宅 8 戸

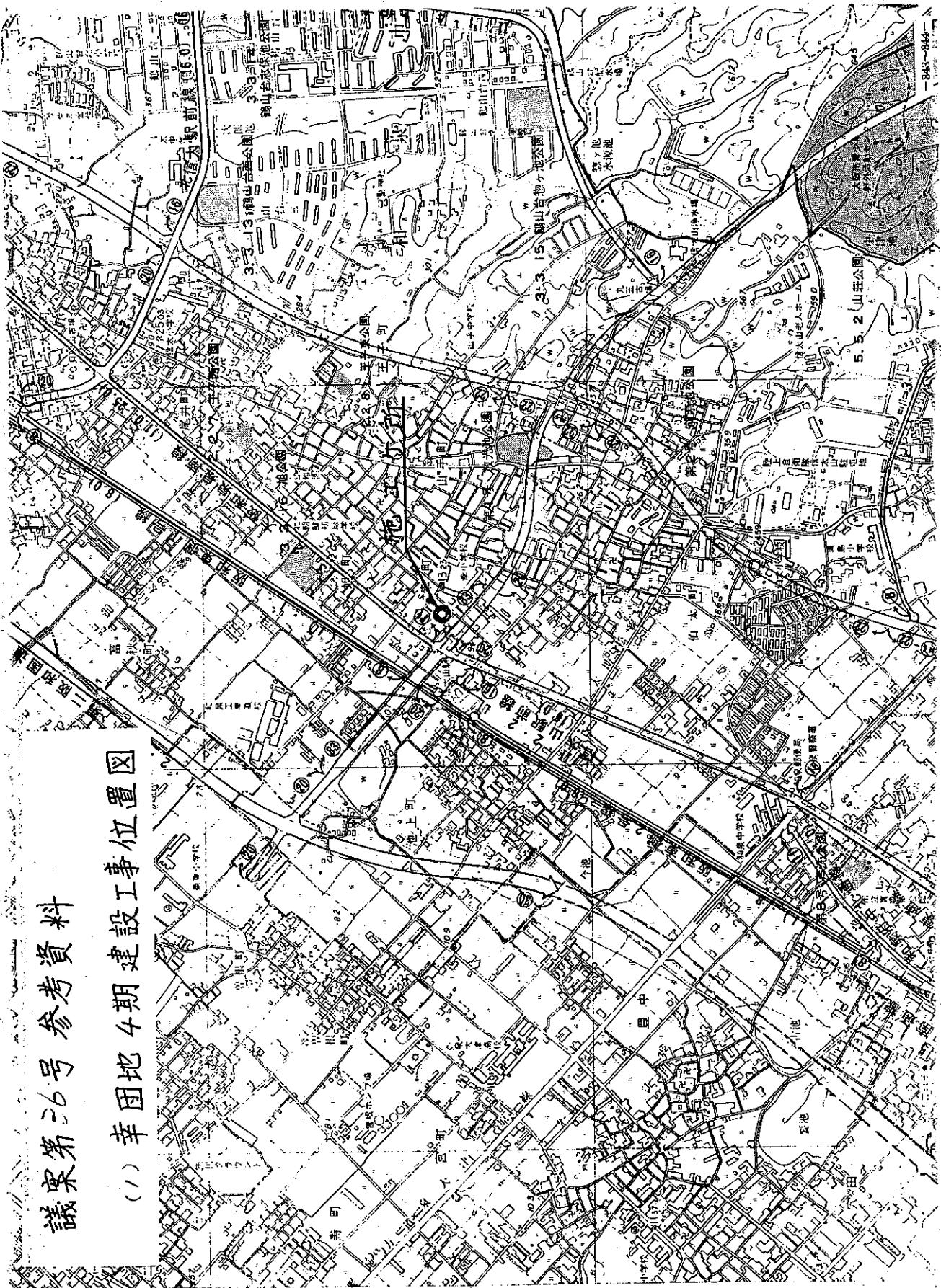
合 計 店舗 14 戸 住宅 38 戸

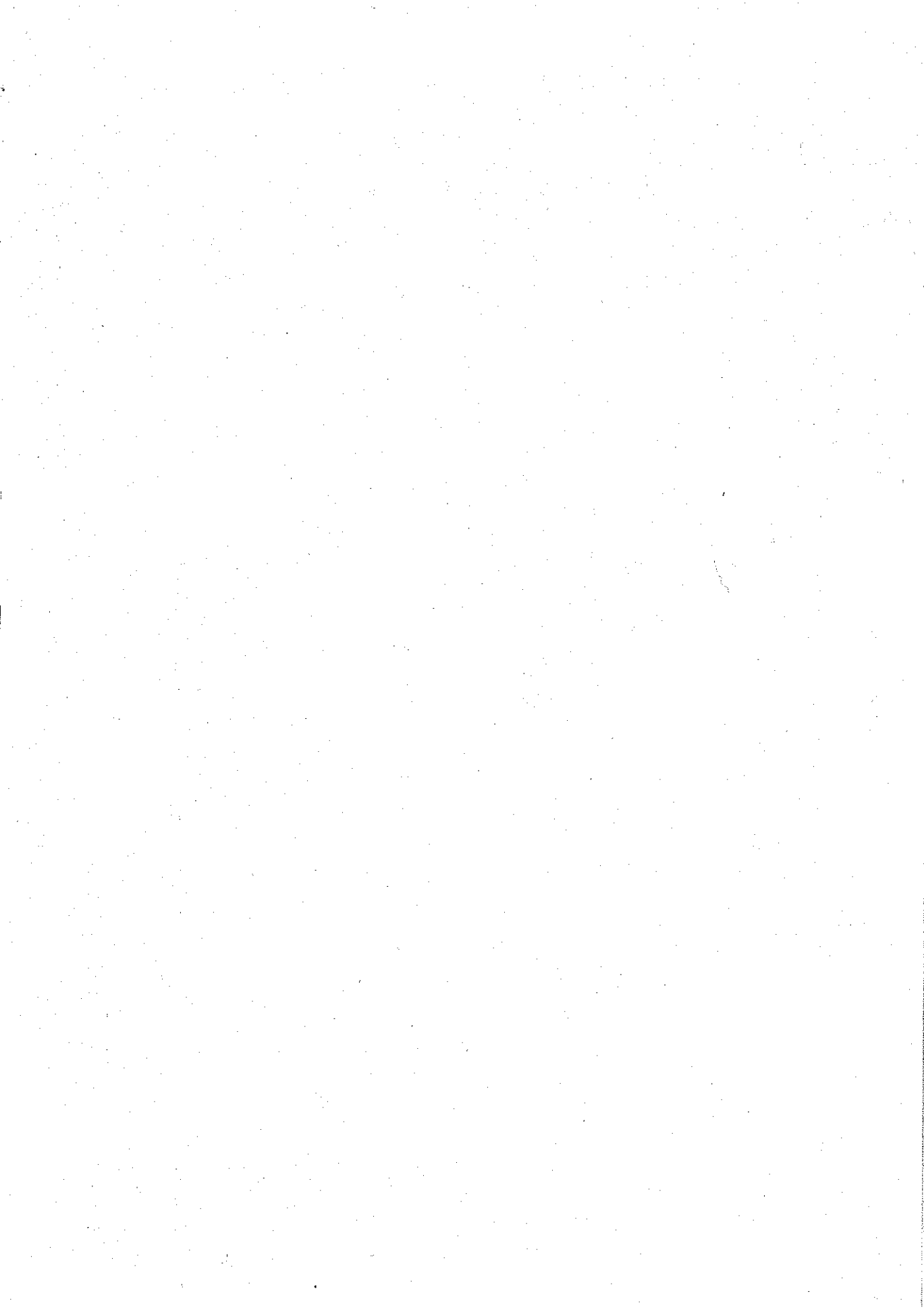
○附帯設備

受水槽 ポンプ室、自転車置場

議案第26号 参考資料

(1) 幸団地 4期建設工事位置図

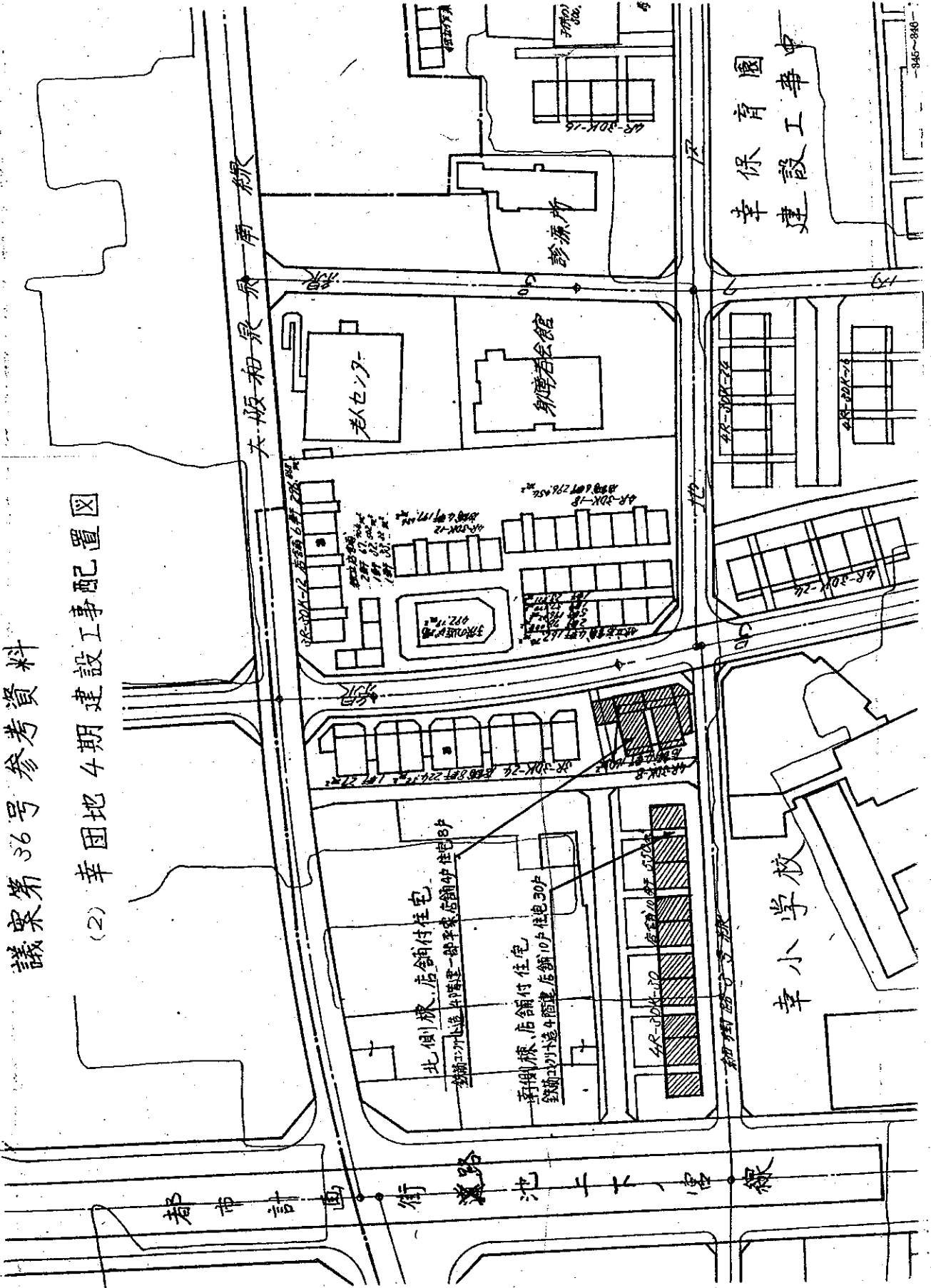






議案第36号参考資料

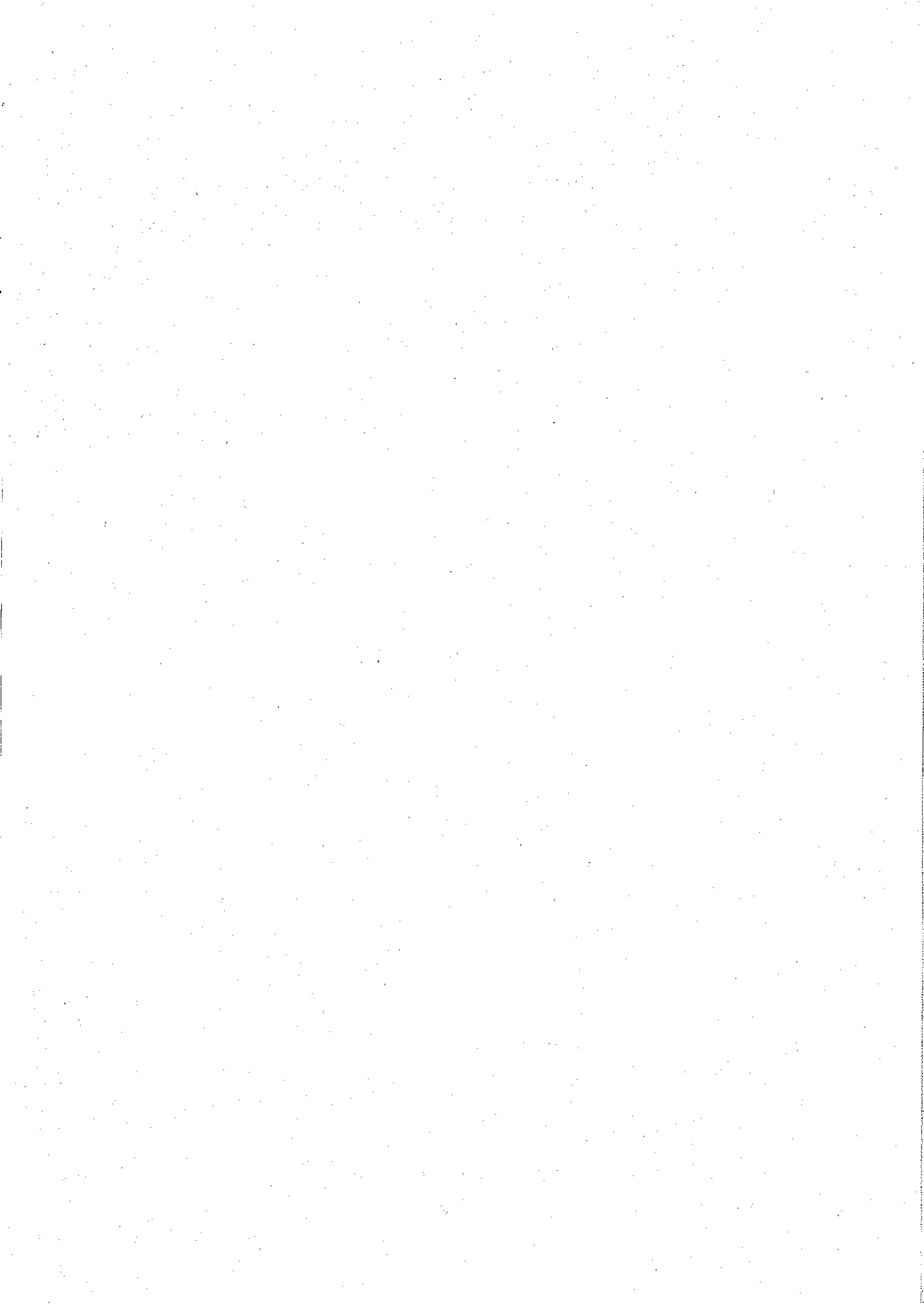
(2) 幸团地4期建設工事配置図



都市計画 幸園路 池下宮線

幸保育園  
建設工事

幸小学校



- 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。
- 改良事業部長（逢野一郎君） 提案理由の説明をさせていただく前に一言、おわびを申し上げます。

去る12月定例議会並びに1月臨時議会におきまして、工事請負契約について貴重な御意見を拝聴し、本議案の提出について、早期提出を議長さんを初め建設水道委員長さんから指摘されながら、設計等により議案の提出が非常に遅くなったことにつきまして、本席をお借りして深くおわび申し上げます。

それでは、ただいま御上程をいただきました議案第36号「工事請負契約締結について」の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本件は、環境改善整備事業の一環として建設しようとする改良住宅幸団地四期建設工事で、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

その内容は、契約金額3億3千300万円で、契約の相手方は、貝塚市鳥羽183番地の1、株式会社蔽内工務店代表取締役社長蔽内豊吉と契約しようとするものでございます。

工期につきましては、議決を得ました日から昭和55年2月29日までといたしたく存じます。

工事場所は、和泉市幸町1の2、幸小学校の西側で、敷地面積3千9百16平米でございます。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上4階建2棟で、建築延べ床面積3千174平米で、住宅38戸、店舗14戸でございます。

なお、工事概要等につきましては、参考資料のとおりでございますので、よろしく御審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（直村静二君） 3点について。これは具体的に決まればいよいよやっていくということでしょうが、一つは、この3億3千300万円の財源の内訳、国、府、市で幾らかということ。

2点目は、完成したときの家賃、それは何ぼでいただくことになってるのか。

3点目は、蔽内氏が同建業者であるかどうか。そうすると、正会員か賛助会員なのか、その辺のところをちょっとお答え願いたい。

- 議長（横田憲治郎君） 答弁。
- 改良事業部長（逢野一郎君） 一点目の財源でございますが、この件につきましては、過日もお答えいたしましたように、国、府の補助対象となっております。

率につきましては、国、府で70%弱でございます。

2点目の家賃でございますが、現時点での家賃につきましては、3千500円でございますが、先ほど御可決いただきました議案の内容にもお示しておりますように、やはり今後、この件につきましては十分検討もし、値上げをしたいと考えてる次第でございます。

3点目の蔽内工務点につきましては、準会員でございます。

以上でございます。

- 21番(直村静二君) 国、府合わせて70ということですが、国、府の内訳をちょっと言ってください。

それから家賃は、店舗と住宅の2つありますが、店舗は何ぼ、住宅は何ぼと。来年で上がるんですので、いまの計算ではいかなので、先ほど言った何ぼか知りませんが、先に議決されたものと言いますが……。

- 改良事業部次長(明坂貞士君) 国、府の負担率について申し上げます。

まず、国府補助金でございますが62.8%、国の起債が31.1%、府の補助が6%、市の負担が0.5%でございます。

- 改良事業部長(逢野一郎君) 家賃につきましては、住宅は3千500円、店舗は、平米単価で計算しております。平米150円だったと思うのですが、その辺は、後日報告させていただきます。

- 21番(直村静二君) これは何ぼに改定されてますね、先ほど予算が通ってますからね。

- 参与(林徳次君) 家賃の算出につきましては御存知のとおり、当該建設に要します用地費を含め建設工事費等のすべてについて、公営住宅法で示されております最高限度額を計算しませんと、一定の当市独自の率も掛け合わせができないわけでございます。したがって、工事費等の精算が終わり次第その計算を行い、他の団地と同様の計算方式でめどをつけた上で決定したいということでございます。

- 21番(直村静二君) 先ほど通った議案の関係でいくと、現在、すでに店舗、住宅に入っている人にはその計算でいくが、この分は来年ですから、さらに計算をし直していく、現在の店舗、住宅よりも上回った家賃になるであろうと理解していいですか。

- 参与(林徳次君) ちょっとその点につきましては、店舗は今回も見直しは過去の分についていたしておりません。

住宅のみでございます。その点詳しい説明を申し上げないで失礼いたしました。

- 21番(直村静二君) 住宅の分だけ今回見直したということですが、この分もげればきですからね。この住宅についても新しい計算でいく、それで差が出てくると理解していいのですか。

- 参与（林徳次君） はい。
- 21番（直村静二君） 私は、決まった事は決まったことできちんと計算していくということの確約をしてほしいから言ってるんです。あいまいなことがあってはいけません。これも81%の借金、起債ということですからね。

それから、準会員ということは純粹の「純」、それとも正に対する「準」ですか。
- 改良事業部長（逢野一郎君） 準会員は、「準ずる」の「準」でございます。
- 21番（直村静二君） 藪内氏は、いままで和泉市内で同和事業をやった実績がありますか。
- 改良事業部長（逢野一郎君） 今回が初めてでございます。
- 21番（直村静二君） 一応市内業者を全部呼んで入札し、この藪内氏が入ったということですね、そこできれいに入ったということですね。当然、準会員だったということで、同和関係事業の会員だからという考え方ですか。
- 改良事業部長（逢野一郎君） 一応、業者指名につきましては、われわれといたしましては、当市の地元優先という考え方を貫いております。その中で、今回の落札者は、藪内工務店ということでございます。
- 議長（横田憲治郎君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第36号を原案どおり可決決定いたします。

- 
- 議長（横田憲治郎君） ここでお諮りいたします。ただいま市長より「監査委員の選任について」の議案が提出されましたので、この際、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、日程第19「監査委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第37号

##### 監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

昭和54年3月29日提出

和泉市長 池田 忠雄

住 所 和泉市池田下町1738-1  
氏 名 三井正光  
生年月日 大正6年10月24日  
職 業 会 社 員

議案第37号参考資料

(I) 地方自治法(昭和22年法律第67号)抜すい

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者(以下本款において「知識経験を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。

この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

②～③ 略

第197条 監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任される者にあつては議員の任期による。但し、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(II) 前任者

竹下義章

- 議長(横田憲治郎君) 提案理由の説明を願います。
- 市長(池田忠雄君) 追加の御提案をお願い申し上げ御了承をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま御上程をいただきました議案第37号「監査委員の選任について」、提案の理由を御説明申し上げます。

本市監査委員の定数は、条例に基づきまして2名でございますが、議会議員及び学識経験を有する者よりそれぞれ1名をもって構成しております。今回、新しく議会議員さんより監査委員1名を選任するに当たり、三井正光議員さんを選任いたしたく、お願い申し上げます。

三井議員さんは御承知のとおり、人格識見とも兼ね備えたお方ございまして、適任者であると存じ、今後の地方自治監査制度の適正なる運営を期待しているものでございます。どうか

三井正光議員を監査委員として選任するにつきまして、議會皆様方の御了承を得まして、満場一致御同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明にかえさせていただきます。どうかよろしく御願申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第37号を原案どおり同意することに決めます。

ただいま御同意をいただきました監査委員さんのあいさつを願います。

（監査委員就任あいさつ）

- 監査委員（三井正光君） 一言、ごあいさつを申し上げます。

このたび監査委員を持たせていただき、私としては非常に光栄に思っております。未熟な私ですが、なお一層の御協力、御指導をお願い申し上げ、簡単ではございますがごあいさつにかえる次第でございます。ありがとうございます。

（拍手）

- 
- 議長（横田憲治郎君） 以上で本定例会に付議されました議案審議が全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。本定例会をこれにて閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本定例会を閉会することに決めます。

- 
- 議長（横田憲治郎君） 長時間にわたる御審議でお疲れのところまことに恐縮ですが、理事者より議員の皆様、市税条例の一部を改正する条例の専決処分をお願いするにつき、事前にその内容及び理由を説明させていただきたい旨依頼を受けておりますので、よろしくお願い申し上げます。理事者、簡潔に説明をお願いいたします。

- 財務部長（麻生和義君） 市税条例の一部を改正する条例を専決処分により制定させていただきたく存じますので、その理由と改正の内容を概要を御説明申し上げ、御理解を賜りたく存ずる次第でございます。

昭和54年度の税制改正につきましては、税制調査会の答申に基づき、地方税法の一部を改正する法律案が現在、国会で審議されてございまして、3月末日に参議院本会議におきまして可決成立する見込みでございます。

今回の改正内容は、市民税関係につきましては、各種所得控除及び人的控除がそれぞれ引き

上げられ、均等割の非課税の基準が生活保護法との関連におきまして改正が行われ、また譲渡所得では、優良な住宅地の供給または公的な土地の取得に資する土地等の長期譲渡所得に対する課税の特例事項が新設される次第でございます。

また、軽自動車税につきましては、その税率が平均10%引き上げが行われることとなるわけでございます。

固定資産税関係につきましては、市街化区域内のA、B農地の宅地並み課税に対する減額制度が現在、昭和53年度までの時限措置となっておりましたものが、今回の改正で昭和56年度まで継続され、延長されることに相なるわけでございます。

以上が、今回の地方税法の改正内容からいたしまして、市税条例の改正を必要とするものでありますが、この際まことに恐縮でございますが、現行規定の整備を図る事項として、次の2つについても改正させていただきたく存ずるものでございます。

まず、市民税関係につきましては、退職所得に係る市民税の減免措置規定を、現在の財政状況等にかんがみまして、本年3月31日をもって廃止させていただきたく存ずる次第でございます。

また、固定資産税関係につきましては、その課税容体の把握と公平課税の徹底を期するため、家屋新築等に関する申告義務規定を設けさせていただきたく改正をいたすものでございます。

以上が、今回の専決処分により改正をお願いいたす点でございますが、改正内容からいたしまして、国会成立、公布後、直ちに本市の条例改正等所要の手續を経まして課税事務に取りかからなければなりませんので、議会に御提案申し上げて御審議をいただくのが本旨ではございますが、まことに恐縮でございますが、3月31日付をもって、自治法の規定により専決処分させていただきたく存ずる次第でございますので、事情御賢察賜りまして、よろしく願い申し上げます。



○ 議長（横田憲治郎君） この際市長のあいさつを願います。

（市長あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 閉会に当たり一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る9日に本年第1回定例会をお願い申し上げ、昭和54年度一般会計予算、特別会計予算を初め、水道事業会計予算並びに病院事業会計予算と、これに関連いたします条例制定等多数重要議案を御提案いたしましたところ、議員の皆様方には、公私とも御繁忙の折にもかかわらず、長時間にわたり慎重御審議を賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。



なお、また、予算特別委員の皆様方には、お疲れのところ連日御審議を煩わし、深く感謝申し上げます。

ここに成立を見ました昭和54年度予算によりまして、市政各般にわたり所期の施策を推進し、市政の進展と市民福祉の向上発展に寄与してまいりたいと念願するものでございます。

昭和54年度は、いろんな機会において仰せのありましたように、きわめて重要な年度であると存じます。本議会を通じ、あるいは予算委員会の審議の過におきまして、いろいろ御指摘いただきました諸事項、御意見、御注意のありました点につきましては十分これを尊重し、私はもちろん、職員一同打って一丸となり、この難局打開に立ち向かい、市政の運営に遺憾なきを期してまいります。また、予算執行を当たりまして、慎重を期してまいる所存でございます。議員の皆様方におかれまして、市政運営につきまして、今後なお一層の御支援、御協力をお寄せ賜りますようお願いを申し上げます。

いよいよ陽春の候となりまして、議員の皆様方には御多忙のことと存じますが、何とぞ御健勝で市政のために御尽瘁賜らんことを心から祈念いたしまして、はなはだ簡単でございますが御礼のごあいさつといたします。どうも本当に長期間ありがとうございました。

---

○

(議長あいさつ)

○ 議長(横田憲治郎君) 一言御礼を申し上げます。

今定例会は、去る9日開会以来21日間の長期にわたり、昭和54年度予算並びに関連議案など多数の議案の審議に当たりまして、議員皆様方には、公私きわめて御多忙の中にもかかわりませず、連日にわたり慎重御審議の上、日程内に終了でき得ましたことにつきまして、まことにありがとうございました。衷心より厚く御礼を申し上げます。

ここで理事者に一言申し上げておきます。昭和54年度は財政立て直しの一年目と言われ、厳しい年でございます。各議案の審議を通じ、各議案より御指摘、御意見及び御要望のありました諸点につきましては十分これを尊重し、市政運営に遺憾のないよう切望いたします。

議長として不手際な点多々あったことと思いますが、御寛容を願いたく存じます。皆様方の御協力のおかげをもちまして本日、閉会の運びに至りましたことを心から感謝申し上げます。ごあいさつにかえさせていただきます。長期間まことにありがとうございました。

(午後4時16分閉会)

---

○

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和 泉 市 議 会 議 長

同 副 議 長

同 署 名 議 員

同 署 名 議 員

同 署 名 議 員